

目 次

(令 和 3 年)

○第 1 回 定例会

第 1 日目 (3 月 3 日)

会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
行政報告	5
令和 3 年度 施政方針	7
議案第 1 号 とよむ中城住みよい環境づくり条例	13
議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第 3 号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例	18
議案第 4 号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	20
議案第 5 号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	24
議案第 6 号 令和 2 年度中城村一般会計補正予算 (第 8 号)	26
議案第 7 号 令和 2 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	33
議案第 8 号 令和 2 年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	35
議案第 9 号 令和 2 年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)	37
議案第 10 号 令和 2 年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	38
議案第 11 号 令和 2 年度中城村水道事業会計補正予算 (第 1 号)	40
議案第 12 号 令和 3 年度中城村一般会計予算	41
議案第 13 号 令和 3 年度中城村国民健康保険特別会計予算	47
議案第 14 号 令和 3 年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	50
議案第 15 号 令和 3 年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	52
議案第 16 号 令和 3 年度中城村公共下水道事業特別会計予算	54
議案第 17 号 令和 3 年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算	56
議案第 18 号 令和 3 年度中城村水道事業会計予算	58
発議第 1 号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例	61
意見書第 1 号 米軍航空機の低空飛行に関する意見書	62
決議第 1 号 米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議	62
意見書第 2 号 米兵わいせつ事件に関する意見書	66
決議第 2 号 米兵わいせつ事件に関する抗議決議	66

第2日目（3月4日）

議案第2号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	73
議案第3号	中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例	73
議案第4号	中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	73
議案第5号	中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	74
議案第6号	令和2年度中城村一般会計補正予算（第8号）	75
議案第7号	令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	78
議案第8号	令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	79
議案第9号	令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	79
議案第10号	令和2年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	80
議案第11号	令和2年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）	80
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	81
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	82
承認第1号	専決処分の承認について（令和2年度中城村一般会計補正予算（第7号））	82
同意第1号	教育委員会委員の任命について	85
報告第1号	専決処分の報告について（吉の浦公園野球場機能強化整備工事改定契約）	86
報告第2号	令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	87

第3日目（3月5日）

議案第1号	とよむ中城住みよい環境づくり条例	91
議案第12号	令和3年度中城村一般会計予算	100
議案第13号	令和3年度中城村国民健康保険特別会計予算	126
議案第14号	令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	126
議案第15号	令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	126
議案第16号	令和3年度中城村公共下水道事業特別会計予算	127
議案第17号	令和3年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	127
議案第18号	令和3年度中城村水道事業会計予算	127

第4日目（3月6日） 休 会（土）

第5日目（3月7日） 休 会（日）

第6日目（3月8日） 委 員 会（月） 委員会審議

第7日目（3月9日） 委 員 会（火） 委員会審議

第8日目（3月10日） 委員会（水） 委員会審議

第9日目（3月11日） 委員会（木） 委員会審議（委員会まとめ・陳情等審査）

第10日目（3月12日） 委員会（金） 委員会審議（連合審査）文教社会常任委員会

第11日目（3月13日） 休 会（土）

第12日目（3月14日） 休 会（日）

第13日目（3月15日） 委員会（月） 委員会審議（連合審査）建設常任委員会

第14日目（3月16日） 委員会（火） 委員会審議（連合審査）総務常任委員会

第15日目（3月17日）

一般質問

1番 安里清市議員	-----	131
12番 金城章議員	-----	137
9番 比嘉麻乃議員	-----	148
4番 屋良照枝議員	-----	157

第16日目（3月18日）

一般質問

8番 大城常良議員	-----	169
2番 新垣修議員	-----	180
6番 玉那覇登議員	-----	188
3番 渡嘉敷眞整議員	-----	197

第17日目（3月19日）

一般質問

13番 石原昌雄議員	-----	207
5番 桃原清議員	-----	213
10番 安里ヨシ子議員	-----	221
11番 仲松正敏議員	-----	225

第18日目（3月20日） 休 会（土）

第19日目（3月21日） 休 会（日）

第20日目（3月22日）

一般質問

14番 伊 佐 則 勝 議員	237
7番 新 垣 貞 則 議員	243
15番 新 垣 善 功 議員	255

第21日目（3月23日）

議案第1号 とよむ中城住みよい環境づくり条例	269
議案第12号 令和3年度中城村一般会計予算	277
議案第13号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計予算	279
議案第14号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	280
議案第15号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	280
議案第16号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計予算	281
議案第17号 令和3年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	282
議案第18号 令和3年度中城村水道事業会計予算	283
陳情第2号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書	284
意見書第3号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書	284
陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書	287
意見書第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書	287
陳情第4号 国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める陳情	291
意見書第5号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める意見書	291
意見書第6号 沖縄本島南部地域の土砂採取計画の断念を求める意見書	294
発議第2号 中城村議会会議規則の一部を改正する規則	296
発議第3号 閉会中の所管事務調査について	298
発議第4号 閉会中の議員派遣について	300

第1回 定例会

令和3年第1回中城村議会定例会会期日程表

開 会 令和3年3月3日

会 期 21 日間

閉 会 令和3年3月23日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第1日	3月3日	水	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告、施政方針 議案第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号、12号、13号、14号、15号、16号、17号、18号に対する説明 発議第1号に対する説明、質疑、討論、採決 意見書・決議等に対する説明、質疑、討論、採決
第2日	3月4日	木	午前10時	本 会 議	議案第2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号に対する質疑、討論、採決 諮問第1号、2号に対する説明、採決 承認第1号に対する説明、質疑、討論、採決 同意第1号に対する説明、質疑、討論、採決 報告第1号、2号に対する説明
第3日	3月5日	金	午前10時	本 会 議	議案第1号、12号、13号、14号、15号、16号、17号、18号に対する質疑（委員会付託）
第4日	3月6日	土	\	休 会	
第5日	3月7日	日	\	休 会	
第6日	3月8日	月	午前10時	委 員 会	委員会審議
第7日	3月9日	火	午前10時	委 員 会	委員会審議
第8日	3月10日	水	午前10時	委 員 会	委員会審議
第9日	3月11日	木	午前10時	委 員 会	委員会審議（委員会まとめ・陳情等審査）
第10日	3月12日	金	午前10時	委 員 会	委員会審議（連合審査）文教社会常任委員会
第11日	3月13日	土	\	休 会	
第12日	3月14日	日	\	休 会	
第13日	3月15日	月	午前10時	委 員 会	委員会審議（連合審査）建設常任委員会
第14日	3月16日	火	午前10時	委 員 会	委員会審議（連合審査）総務常任委員会
第15日	3月17日	水	午前10時	本 会 議	一般質問 4人
第16日	3月18日	木	午前10時	本 会 議	一般質問 4人
第17日	3月19日	金	午前10時	本 会 議	一般質問 4人
第18日	3月20日	土	\	休 会	
第19日	3月21日	日	\	休 会	
第20日	3月22日	月	午前10時	本 会 議	一般質問 3人
第21日	3月23日	火	午前10時	本 会 議	委員長報告に対する質疑、討論、採決 意見書に対する説明、質疑、討論、採決 発議第2号、3号、4号に対する説明、質疑、討論、採決

閉会

令和3年第1回中城村議会定例会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和3年3月3日（水）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和3年3月3日（午前10時00分）		
	散 会	令和3年3月3日（午後3時26分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉 那 覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	14 番	伊 佐 則 勝	15 番	新 垣 善 功
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ ども 課 長	金 城 勉
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	仲 村 盛 和
	総 務 課 長	與 儀 忍	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	上 下 水 道 課 長	知 名 勉
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 長	比 嘉 保
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	生 涯 学 習 課 長	稻 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	令和3年度 施政方針
第 6	議案第1号 とよむ中城住みよい環境づくり条例
第 7	議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第 8	議案第3号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例
第 9	議案第4号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
第 10	議案第5号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
第 11	議案第6号 令和2年度中城村一般会計補正予算（第8号）
第 12	議案第7号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
第 13	議案第8号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
第 14	議案第9号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
第 15	議案第10号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
第 16	議案第11号 令和2年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）
第 17	議案第12号 令和3年度中城村一般会計予算
第 18	議案第13号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計予算
第 19	議案第14号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第 20	議案第15号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第 21	議案第16号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計予算
第 22	議案第17号 令和3年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算
第 23	議案第18号 令和3年度中城村水道事業会計予算

日 程	件 名
第 24	発議第 1 号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例
第 25	意見書第 1 号 米軍航空機の低空飛行に関する意見書
第 26	決議第 1 号 米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議
第 27	意見書第 2 号 米兵わいせつ事件に関する意見書
第 28	決議第 2 号 米兵わいせつ事件に関する抗議決議

○議長 新垣博正 おはようございます。ただいまより令和3年第1回中城村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、14番 伊佐則勝議員及び15番 新垣善功議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日3月3日から3月23日の21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は本日3月3日から3月23日の21日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和2年12月4日より令和3年3月2日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1. 例月現金出納検査及び定期監査報告について

村監査委員より、令和2年12月、令和3年1月、2月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照ください。

2. 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、南部広域行政組合議会報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。その他の資料等は議会事務局で閲覧してください。

3. 各所管事務調査の報告について

○総務常任委員会

・2月2日(火) 特定検診・保健指導事業、並びに受診率向上事業(キャンサーズキャン)について、健康保険課から調査しております。

○建設常任委員会

・1月21日(木) 那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画区域への移行についての進捗状況と都市計画区域マスタープラン改定等について、都市建設課から調査しております。

・1月26日(火) 水道事業会計について、公営事業の性格や、財源・予算と決算について調査しております。

・2月2日(火) 新たな情報発信構築事業委託業務について、委託業務の内容とこれまでの経緯を、産業振興課から聞き取り調査を実施しております。

○文教社会常任委員会

・2月4日(木) 公立中城幼稚園、津覇幼稚園の老朽化による統合案、認定こども園への移行の進捗状況について、こども課から調査しております。

なお、提出された報告書については事務局で閲覧して下さい。

4. 陳情、要請等の処理について

期間中に受理した陳情・要請等について4件受理し、2月26日議会運営委員会で協議した結果、「中国の脅威から台湾・先島の防衛を求める意見書を決議することを求める陳情」については資料配付とします。また、「後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情」については総務常任委員会へ付託とし、「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情」並びに、「国民健康保険税(料)の特別減免等の継続を求める

陳情」の2件については文教社会常任委員会へ付託します。

5. 沖縄県町村議会議長会関係について

○令和3年2月16日（火）定例理事会及び定例総会が自治会館で開催され、議長と事務局長が出席しております。

詳細については別紙を参照下さい。

6. 中部地区町村議会議長会関係について

○令和3年2月5日（金）定例会が西原町で開催され、議長、事務局長が出席しております。

詳細については別紙を参照下さい。

7. 沖縄県市町村総合事務組合議会関係について

○令和3年3月2日（火）第1回沖縄県市町村総合事務組合議会定例会が開催され議長が出席しております。

8. 中部広域市町村圏事務組合議会について

○令和3年2月19日（金）第92回中部広域市町村圏事務組合議会定例会が沖縄市の中部市町村会館で行われ議長が参加し、令和2年度一般会計補正予算並びに、令和3年度一般会計予算等について審議しております。

会議における資料については事務局で閲覧して下さい。

9. その他

1月10日（日）に開催された、成人式に議長が出席し挨拶しております。

その他の期間内の行事等については、「新型コロナウイルス感染拡大防止」の観点から中止しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは行政報告を行います。

1枚目のものからです。行政報告、主要事項

と書かれているものから御報告を申し上げます。

行政報告、令和2年11月から令和3年1月までの行政報告を抜粋して、御報告申し上げます。

まず11月6日から8日にかけては、最上広域事務組合と沖縄県中部広域との50周年記念式典がございまして、参加をしております。同じく11月11日、12日、18日、19日につきましては、プロサッカーキャンプ支援事業といたしまして、ガンバ大阪と川崎フロンターレのほうに表敬を行っております。

11月24日にはアドバイザー会議、これは中城村と北中城村の協働のまちづくりについての協議会的な会議でございます。沖縄県も含めて総合事務局、北中城村、中城村と会議を行って、これを定期的開催をしていきます。

26日には、沖縄振興特別措置法の延長に向けた意見交換会、これはWeb会議ではございましたけれども行っております。

12月に入りまして、各組合議会臨時議会、理事会等がございました。

そして12月20日には中城村役場の新庁舎の落成式で、いよいよ落成しましたということで、本当はもう少し村民の方々も一緒になってお祝いしたかったところでしたけれども、こういうコロナ禍ですので、とりあえず執り行いました。

年が明けまして、1月6日には出初式。

9日、中城村の物産展がイオンモール沖縄ライカムで開催をしております。行列のできるだけ非常に活況を呈した物産展でございました。今後もまた何らかのアイデアを出して展開をしていきたいなと思っております。

28日には、中城村の善行者・功労者の表彰式授与式がこれも村長室のほうで行いました。こういう御時世ですので、大きくお祝いができませんでしたけれども、感謝の弁を述べさせていただきました。

以上でございます。

次に、令和2年度主要施策の執行状況調書第

4 四半期分でございます。これも読み上げて御報告申し上げます。

まず1 ページのほうから、総務課、事業名、契約年月日、契約方法、契約金額、契約の相手方の順に読み上げて御報告申し上げます。

10節防護服等購入業務、令和2年12月9日、指名競争入札、123万2,000円、100%、株式会社開邦工業。12節中城村新庁舎警備業務、令和2年11月4日、指名競争入札、4,345万円、76.3%、沖縄総合警備保障株式会社。12節中城村庁舎引越委託業務、令和2年11月20日、指名競争入札、43万7,800円、31.6%、沖縄ロジテム株式会社。同じく17節中城村新庁舎映像音響機器購入業務、令和2年11月11日、指名競争入札、433万4,000円、78.3%、株式会社沖縄科学AVセンター。同じく17節飛沫防止パーテーション購入業務、令和2年12月4日、随意契約、100%、64万6,800円、有限会社宜野湾建設。

総務課、17節乗用車（ミニバン）購入業務、令和2年12月17日、指名競争入札、236万3,725円、82.5%、琉球日産自動車株式会社。

会計課のほうで、17節非接触型処理システム導入事業、令和2年12月25日、指名競争入札、638万円、91.3%、株式会社おきぎんエス・ピーオー。

産業振興課、12節中城村物産展開催等委託業務、令和2年11月24日、随意契約、104万4,637円、100%、株式会社沖縄物産企業連合。12節中城第2地区農道用地測量設計委託業務、令和2年12月18日、指名競争入札、55万円、96.5%、株式会社沖橋エンジニアリング。18節農漁業者向け緊急包括支援事業（車両購入）、令和2年11月9日、指名競争入札、109万5,816円、87.7%、琉球ダイハツ販売株式会社。

都市建設課、12節南上原地区地区界点亡失による復元測量業務、令和2年11月11日、指名競争入札、1,793万円、97.9%、株式会社与那嶺測量設計。12節奥間南上原線道路改良測量設計

業務、令和2年11月26日、指名競争入札、814万円、96.5%、株式会社双葉測量設計。12節令和2年度南上原地区清算金算定業務、令和2年12月7日、指名競争入札、2,343万円、98.6%、株式会社与那嶺測量設計。12節令和2年度中城村・北中城村共同まちづくり基礎調査業務委託、令和2年12月14日、随意契約、594万円、98.2%、株式会社中央建設コンサルタント。12節村道若南線道路台帳図作成業務委託、令和2年12月18日、指名競争入札、682万円、97.6%、株式会社双葉測量設計。

生涯学習課、14節吉の浦公園照明灯機能強化整備工事、令和2年12月1日、指名競争入札、1,870万円、96.9%、デルタ電気工業株式会社。14節令和2年度中城城跡整備工事、令和2年12月10日、指名競争入札、720万9,400円、98%、有限会社喜舎場組。

以上でございます。

○議長 新垣博正 続いて、教育行政報告を行います。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。11月から1月までの教育行政の報告を主なものだけ報告いたします。

11月7日、村内の全戦没者慰霊祭が行われました。

11月10日、人材育成基金助成金の交付式中城中学校3年生のサッカー部の子に交付しております。

25日、第11回村の定例の教育委員会会議を行っております。コミュニティスクール、学校運営協議会についての話し合い等を行いました。

12月18日、村の定例教育委員会、中城村学校運営協議会規則の制定等についての話し合いを行っております。

18日のほうで、宜野湾警察署の署長が教育長室にいらして、子供たちへの「いかのおすし」グッズの贈呈式が行われました。

20日、令和2年度のC・G・G運動が村内一円で行われて、激励に行っております。

1月10日、成人式が行われまして、114名の参加がありました。

13日は、中頭地区の市町村教育長会が行われて、令和3年度の人事異動等についての話し合いを行っております。

15日は、第1回目の村の定例教育委員会会議、中城村の教育の日、中止になりましたが児童生徒への表彰等は各学校のほうで校長から行っております。

26日の火曜日、評価システムの校長最終面談を4校の校長に対して実施しております。

以上で教育行政の報告を終わります。

○議長 新垣博正 以上で行政報告を終わります。

日程第5 令和3年度施政方針を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは令和3年度施政方針を行います。

令和3年度 施政方針

はじめに

令和3年度一般会計予算をはじめとする関係諸議案のご審議をお願いするにあたり、村政経営に対する基本的な考え方として施政方針を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

「新たな時代へ、次の一步を」

昨年の施政方針において、令和の時代へ入る新たな決意を込め、この言葉を述べさせていただきました。

しかし、この一步目は新型コロナウイルス感染症という未知なるウイルスによって、非常に険しい道りとなってしまいました。

村民の皆様には、これまでの生活様式を大きく変えていただく必要が生じ、様々な場面でご

負担をかけてしまう中、多大なるご協力をいただきまして、心より御礼申し上げます。

命を救うため、ご尽力いただいている医療従事者・保健所の皆様、高齢者へ細心の注意が必要となる介護関係者の皆様、子ども達を守る保育関係者・学校関係者の皆様、全ての関係者の皆様に、ご協力とご支援をいただき、心より御礼申し上げます。

この難局を一日でも早く乗り越えられるよう、中城村役場職員の総力を挙げ、国や県と連携し、村民の皆様の豊かな暮らしを取り戻す決意であります。

だからこそ、令和3年度も私の決意はこの言葉となります。

「新たな時代へ、次の一步を」

役場庁舎が移転し、公共施設の集約化が進みました。新庁舎隣には安心して子育てができるよう、認定こども園の新設を目指しております。

さらに、中城中学校においては、さらなる教育環境の向上を求めて、移転を含めた、施設整備計画及び調査を進めております。

また、村役場旧庁舎地では、様々な跡地利用を模索し、村民の皆様にとって、最も有益となるよう、生活環境の質を高める準備を進めております。

私たちは今、非常に困難な状況に直面しております。しかし、その先にある、未来ある子ども達の時代は、これまで以上に輝かさせるべきではないでしょうか。

険しく困難な道りであっても、ここで歩みを止めるわけにはいきません。今、大きな一步は難しいけれども、未来を切り開ける確実な一步を踏み出してまいります。

これからご審議いただきます令和3年度予算(案)について、依然として厳しい状況にありますが、村民の皆様にご真摯に向き合い、適切に村政を経営させていただきます。

1 新型コロナウイルス対策

冒頭で述べましたとおり、令和2年度は、新型コロナウイルスに揺さぶられ続けた厳しい1年となりました。この感染症は今もなお、世界中で猛威を振るっております。

中城村では、感染対策を緊急に進める必要があることから、昨年2月に、私を本部長とした対策本部を設置し、中城村新型インフルエンザ等対策本部条例及び中城村新型インフルエンザ等対策行動計画に準拠した対策を図ってまいりました。

緊急事態宣言が発出された際は、感染拡大防止のため、積極的な情報収集及び村民等への適切な情報提供や啓発、マスクの着用や手洗い、ソーシャルディスタンス、三密回避など、基本的な感染拡大防止対策の呼び掛けを行っております。さらに、緊急事態宣言期間中の各課事業、公共施設や学校、保育施設、介護施設等の対応について、基本的対処方針を定め、対策を行ってまいりました。

この感染症は、日々刻々と状況が変化しており、今後も、村広報誌やホームページ等で情報を発信し、村民の皆様の安心と安全の確保に努めてまいります。

また、これまでとは違う生活様式に変化していく中、感染症に対する不安や、感染者への差別、偏見などが社会問題化しております。目に見えないウイルスに対する不安や恐れは誰もが同じです。沖縄県や保健所など、関係機関と情報共有・連携を図り、正しい情報発信を徹底してまいります。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、国の指示のもと、沖縄県の協力を得ながら、中城村において接種を実施します。接種を行うためには、ワクチンの管理方法や予約管理、接種券の配布等、様々な準備が必要となりますが、中城村では、迅速かつ円滑な対応ができるよう、いち早くプロジェクトチームを立ち上げ、村内

医療機関との連携強化を図っております。接種環境を整えつつ、ワクチンの供給が始まり次第、国が示す優先接種順位に則り、早急な接種ができるよう万全に準備を進め、村民の皆様の安心と安全が1日も早く取り戻せるよう、あらゆる手立てを行う所存でございます。

2 新たなまちづくりへ向かって

世界遺産である中城城跡は中城村、北中城村の両村に跨っており、また、両村には多くの歴史・文化資源があることから、これらの資源を保存、継承していくため、北中城村と共同による新たなまちづくり計画を進めております。

その中で、歴史資源とその周辺地域が一体となり、将来に渡ってその風景を維持できるまちづくり計画を策定するため、村内外から人材登用を積極的に検討し、中城村全域の土地利用の議論を重ねてまいります。

また、将来訪れる人口減少や少子高齢化社会に対応し、持続可能な発展を続けるためには、公共施設の集約化や道路などのインフラ整備とともに、計画的な拠点の整備手法や、その拠点から周辺地域への波及効果、各拠点を結ぶ道路網の整備、拠点間を結ぶ公共交通手段や、村内外を結ぶ公共交通結節地点の検討など、先を見据えた多岐に渡る検討が必要であると考えております。

これまでの中城村を刷新するものではなく、これまでの心豊かな暮らしを継承し、今以上に発展させるためには、村内に広がる豊かな営農環境との調和は必要不可欠であります。

先を見据え、新たなまちづくりの機運と熟度を高めていくことは非常に重要であることから、今後も村民の皆様の声に適切に対応し、中部広域都市計画区域への移行を進めてまいります。

また、沖縄県によって検討が進められている、宜野湾市から中城村間を東西に結ぶ宜野湾横断道路について、宜野湾横断道路東側ルートとし

て、南上原地区から津覇地区の区間を先行して事業化する予定となっております。

沖縄県からは、令和2年度に概略設計を終え、予備設計を進めているという報告を受けております。

今後においても、継続して沖縄県と協議を行い、事業実施に向けて協力してまいります。また、横断道路周辺の土地利用についても、積極的に調査や計画検討を進めてまいります。

西原バイパス案については、沖縄県都市計画審議会にて審議され、都市計画決定を受けております。今後、沖縄総合事務局南部国道事務所で事業化が進められますが、中城村としても事業に対する意見や協力を行ってまいります。

3 新たな教育施策の展開

国が示すGIGAスクール構想の実現に向け、学習指導要領に明記されている「情報活用能力の育成」「ICTを活用した学習活動の充実」を推進し、活用方法や、他市町村の取り組み事例等も含めた教師の研修を定期的に行います。

さらに、全学年の児童生徒一人ひとりがそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる学習環境の実現を目指した取り組みを進めてまいります。

また、国全体の制度として、学校教育は少人数学級制へ移行されます。中城村では、いち早く少人数学級に着眼し、平成30年度から4年間のモデル事業を実施しておりますが、今年度で計画最終年度となります。これまで、様々な好影響が報告されてはいますが、計画した4年間の成果を十分に検証し、次年度以降、計画の延長等を含めた、教育環境の充実をどのように講ずるべきなのか、より慎重に検討してまいります。

中城小学校、津覇小学校、中城中学校の3校は、建築後38～45年が経過し、施設の老朽化が著しく進んでおります。そのため、安心安全かつ高度な教育環境が実現できるよう、学校改築

基本計画の策定及び民間活力導入可能性調査を進めてまいりました。令和3年度中に、民間事業者の選定に向けた実施方針の作成や、事業契約締結までに必要となる調査を実施し、令和4年度の事業着手を目指します。

中城幼稚園及び津覇幼稚園は、建築から41年が経過し、施設環境の課題や、国が推奨する3年幼児教育について、中城村の方向性を見出す必要がありました。

そのため、教育委員会及び総合教育会議において、先を見据えた教育展開や、求められるニーズを的確に把握し、幼児教育の充実が図られるよう協議が重ねられております。

その中において、民間事業者との連携を積極的に模索しながら、地域一体となった幼児教育となる取り組みを目指す方向で決定され、今後は、民間事業者と強靱な協力体制のもと、新たな認定こども園の整備を進めてまいります。

このことよって、0歳からの保育、さらに、3年の幼児教育が実現でき、子育てしやすい環境及び教育環境の向上が期待できます。

一方で、中城幼稚園、津覇幼稚園は令和4年度をもって閉園となりますが、閉園することにおける保護者の皆様の不安や戸惑いに対して、真摯に対応し、丁寧に進めてまいります。

4 多様化する時代に必要な子育て支援

中城村においては、転入者の子育て世帯も多く、さらに外国人の子育て世帯も増えつつあります。令和2年度に新設した「こども課」内において、子育て世代包括支援センターが設置されており、親子手帳交付時に担当保健師と面談を実施し、顔の見える関係性を築いております。

これまで妊娠・出産・育児を通じた悩みや相談を「どこで、誰に相談してよいのかわからない」という声もありましたが、担当を明確化することで、そのような課題を解決し、「この人に相談してよかった」「また相談したい」と

思っただけのような信頼関係の構築に努めてまいります。

また、中城村が先駆けた特定不妊治療助成は、今後、国全体の事業へ発展することが見込まれております。この先駆的の事業である不妊治療助成事業を継続して実施し、不妊に悩む方々への経済的負担の軽減に努め、新たな命の誕生を願い続けてまいります。

乳幼児健診については、コロナウイルス感染症対策を十分に講じながら、未受診者への受診勧奨を継続的に行い、疾病の早期発見・早期治療への促しを図ってまいります。

子どもの貧困対策事業については、引き続き対象世帯へ支援を実施するとともに、把握の難しい対象世帯について、子どもが在籍するあらゆる関係機関と連携し、利用可能な各種制度の支援を行い、生活の安定に繋げてまいります。

中城村は子育てのしやすい村として、今後も子育て世帯の増加が見込まれますが、放課後の子ども達の受皿確保が急務となっていることから、令和3年度より新たに学童クラブを1支援増やし、子育て支援体制を強化してまいります。

さらに、特別に支援が必要な子どもが年々増加しており、対象児へのきめ細かな手厚い保育体制がつけられるよう、各保育園、学童クラブへの支援を継続して行い、また、支援員の質の向上を図るため、研修等、様々な施策を展開させ、子育て支援の充実に努めてまいります。

5 福祉施策の展望

地域での支え合いの実現を目指すため、平成29年度に中城村地域福祉推進計画・とよむ福祉プランを策定し、社会福祉協議会との相互協力のもと、地域福祉を推進しております。令和3年度では、健康、介護、障がい児、障がい者支援、子育て支援、生活困窮者支援等の更なる充実に努めるため、ひきこもり実態調査も含めた村民アンケート等を実施し、計画の見直しを行い

ます。

高齢化が進む現代において、要介護認定者の増加に伴い、認知症高齢者、一人暮らし高齢者など、高齢者のみの世帯の増加が見込まれます。地域で安心して暮らしていける「とよむなかぐすく」の精神を実現するため、地域生活支援コーディネーターや民生委員、自治会、各種相談支援実施機関と協働し、介護予防事業、認知症対策事業、ひきこもり支援などの事業の充実に努めます。

支援を要する障がい児、障がい者の緊急時の受け入れ等の機能を持つ、地域生活支援拠点事業所のより円滑な運用を目指し、8050問題等の要援護者リストの充実、相談支援体制の連携強化、拠点事業所の緊急一時保護体制の充実に努めます。

また、障がい児、障がい者及び難病等の支援を要する方の日常生活を支援するため、日常生活用具給付の対象の拡大を実施します。

若い世代から自分の健康管理を意識し、疾病の予防や早期発見をはじめとした健康づくりを推進するため、健康診査やがん検診等、また国民健康保険加入者の40歳から74歳を対象に、特定健診及び特定保健指導を実施してまいります。

国民健康保険は、社会保険等の加入者を除いた、全ての住民が加入する、重要な役割を担っております。

しかしながら、国民健康保険は、社会保険等と比べ、加入者の年齢構成が高く、高齢化の進展等に伴い、医療に係る支出は増え続けていく中、財政運営については決算補填目的の法定外繰入金に頼らざるを得ないという、構造的な課題を抱えております。

そのような中、平成30年度から、沖縄県が市町村と共に国民健康保険の保険者となり、安定的な国保財政運営の確保を目指し、中城村においても、県が示す沖縄県国民健康保険運営方針を参考に、赤字の解消、医療費の適正化の取り

組みを進めてまいります。

6 各産業の発展を目指して

令和元年度に策定した農業振興ビジョンの基本方針「持続的・発展的な営農活動の推進」、「人材の発掘・支援・育成」、「組織的な取り組みの推進」の3つの方針のもと、様々な施策に取り組んでまいります。

耕作放棄地の発生防止・解消に向け、荒廃農地の再生を行い、優先的に地域の中心となる経営体や新規就農者に対して、再生農地の集積を進めることにより、担い手へ営農支援及び荒廃農地の利用促進を図ります。

生産環境の改善に向けて、かんがい施設整備に対する補助や特産品である島ニンジンの栽培課題改善に向けた試験を継続して行い、収穫量の増加に繋げてまいります。

また、生産農家に対し、農業用機械の貸出しを行うことによる農作業の効率化を推進してまいります。

さらに、癒しや安らぎのある農村の環境づくりを実現するため、農業関係者及び民間企業と連携し、村内で生産される農産物や加工品の販売促進に向けた取り組みを進めながら、村内の学校における農業体験、食育の推進に努めてまいります。

農道舗装事業は令和3年度から、新たに中城第3地区として、令和4年度まで屋宜、添石地区の農道舗装と、耕作放棄地解消に向けた事業を実施してまいります。

中城浜漁港内で実施されているヤイトハタの養殖研究や、北浜地区で実施されているアーサ養殖など、新たな漁業分野からも漁業・水産業の振興に取り組んでまいります。

沖縄県の入域観光客数が1,000万人を超えた令和元年、観光産業への期待が高まっていた中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によって、極めて大きな影響を受けており、中

城村の観光産業においても例外ではありません。

これからは、Withコロナ時代の新しい沖縄観光を見据えた、安心安全な観光が求められており、更に質の高い中城村観光の実現に向け、観光協会やその他関係機関と連携を強化し、より一層の観光振興と経済の活性化を図ってまいります。

地域の総合経済団体である商工会は、小規模事業者の持続的発展を目指した支援事業や、各種イベントの開催を通し、地域振興に大きく貢献しております。今後も商工会が実施する施策を支援し、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の育成に取り組んでまいります。

7 歴史文化、人材育成

護佐丸歴史資料図書館は、令和3年5月30日で開館5周年を迎えます。蔵書数は所蔵可能冊数の半分となる6万冊に達しており、今後も地域に根差した企画展や、各種イベントを開催するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を継続し、村民の皆様安心してご来館いただけるよう取り組んでまいります。

また、戦後途絶えていた琉球王国時代の漆器製作技術である、琉球螺鈿が、屋宜在住の沖縄県指定無形文化財保持者である、宮城清氏によって復元されております。令和3年度中に、この誇りある技術を駆使した作品を護佐丸歴史資料図書館で展示し、広く発信してまいります。

中城城跡整備事業は、近年の調査で古い城壁や刻印石など、新たな発見が続いており、県内外から注目を集めております。城壁の修復について、引き続き、一の郭城壁の解体・積み直しを行ってまいります。

歴史の道「中城ハンタ道」に関して、中城公園内にあった旧高原ホテルが撤去されたことで、最後に残されていた未整備区間約250mの整備が可能となりました。早急に整備に着手し、令和7年度に全区間の開通を目指してまいります。

年々、戦争体験者が減少していく現状にあり、忌まわしい戦争の記憶を風化させないため、沖縄戦で得た教訓を次世代へ継承していく必要があります。

村内中学生を対象に、沖縄全戦没者追悼式の参加や、沖縄平和祈念資料館の見学等を行い、戦争の悲惨さ、平和の尊さを学び、これらを次世代へ継承していく人材の育成に努めてまいります。

また、久場の戦後引揚者上陸碑は、民間企業の敷地に建立されており、見学が容易ではない状況にあります。誰もが見学できるよう、隣接する沖縄県管理の敷地に移設し、この文化財を積極的に活用してまいります。

基地の無い中城村ではありますが、普天間飛行場からの米軍機は、日常的に上空を飛行しており、飛行における不安や騒音被害等、様々な被害を被っている状況にあります。この問題について、玉城県知事は、沖縄の過重な基地負担や米軍基地問題を就任当初から提起し、県民の重い民意を尊重し続けております。中城村としても、今後も玉城県知事と協調し、一刻も早い普天間飛行場の閉鎖と辺野古新基地建設反対を訴え続け、安心できる生活環境を追及してまいります。

令和2年度に開催を予定していた「第11回中城文化まつり」は、新型コロナウイルスの感染拡大により延期を余儀なくされましたが、村民の皆様の文化振興の発展のため、令和3年度に「産業まつり」と併せて開催する事に致しました。両祭りの実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、十分な感染防止策の実施に努めてまいります。

南上原地区の子ども達が演じる組踊「糸蒲の縁」が、令和元年12月に日本ユネスコ協会連盟の「プロジェクト未来遺産2019」に登録されたことは、いまだ記憶に新しく、子ども達の活躍は大変素晴らしいものであります。この組踊保

存会の子ども達を兄弟都市である福智町に派遣し、全国的にも誇れる「糸蒲の縁」の発信と、兄弟都市としての友好関係を深めてまいります。

8 行政経営として

多くの村民の皆様が待ち望んだ新庁舎が落成し、令和3年1月4日から新たな拠点として動き出しました。新庁舎多目的ホールにおきましては、既に確定申告や書道の展示会などが開催されております。駐車場も広く確保することができ、これまで以上に利便性が向上しております。

新庁舎が村行政におけるすべての拠点として、また、村民に親しまれる庁舎となれるよう職員と共に作り上げてまいります。

旧庁舎は、老朽化が著しく、別用途での活用が厳しいことから、令和3年度において多目的会議室を除く、すべての建物の解体工事を実施してまいります。跡地利用の基本的方向性として、村民の皆様が最も有益となるよう、様々な検討を行い、より熟度の高い跡地利用計画を描きます。

近年において、類を見ない豪雨や大規模な台風の発生など、災害に対する備えが必要不可欠となっており、その中で、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑に処理するため「災害廃棄物処理計画」を策定し、中城村の適応力を高めてまいります。

また、災害時に村民や観光客等が避難所生活に対応できるよう、必要な生活物資、感染症予防衛生用品などの整備を行うとともに、避難所への物資を円滑に輸送するため、防災倉庫を分散して整備し、備蓄を行ってまいります。

さらに、村全体の防災力を高めるとともに、自主防災組織の結成や、育成支援にも取り組んでまいります。

村内で後を絶たない不法投棄への対策では、抑止看板や不法投棄監視カメラの増設、その確

実な運用及び警察との合同パトロールを実施してまいります。また、不法投棄の防止、犬や猫などの動物との共存、野焼きや悪臭、騒音被害の防止など、良好な生活環境の確保に向け、「とよむ中城住みよい環境づくり条例」を制定し、豊かな生活環境の確保に努めてまいります。

地域の実情に応じた、きめ細かな行政サービスの多くは村税によって賄われております。村税はこれらの行政サービスを提供するための根幹となる貴重な財源であることから、令和3年度も税収の安定確保を図るため、適正な課税と期限内の納付に努め、公平・公正を原則に継続した徴収強化に取り組んでまいります。

また、納税者の利便性の向上を図ることを考え、新しい手段として「スマホ収納」を導入し、手軽に納税ができる環境を整えてまいります。

さらに、国において、デジタル社会の形成に

関する施策を迅速かつ重点的に推進する、デジタル庁の発足が閣議決定されております。今後、行政手続き等のデジタル化は、より一層加速することが予測でき、引き続きデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及に努めてまいります。

中城村は女性管理職の登用が低い状況にありますが、これは年代ごとの男女職員構成割合の影響を受けているものであり、能力主義の管理職登用の考え方、方向性は今後も変わりありません。多くの職員が管理職を目指すよう組織の醸成を図り、女性管理職登用へ繋げ、様々な視点を持ち合わせた村政経営となるよう、組織力を高めてまいります。

以上、令和3年度の施策を述べさせていただきました。厳しい財源状況の中、各種事業を展開するための予算(案)としては、

会 計 名	予 算 額
(1) 一般会計予算(案)	9,256,104 千円
(2) 国民健康保険特別会計予算(案)	2,324,598 千円
(3) 後期高齢者医療特別会計予算(案)	160,530 千円
(4) 土地区画整理事業特別会計予算(案)	176,615 千円
(5) 公共下水道事業特別会計予算(案)	265,813 千円
(6) 汚水処理施設管理事業特別会計予算(案)	2,827 千円
(7) 水道事業会計予算(案)	1,048,061 千円

の規模となっております。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症から、村民の皆様の命を守るため、総力を挙げて取り組ませていただきます。

コロナウイルスと戦う全ての関係者の皆様へ深く敬意を表し、私の施政方針といたします。

令和3年3月3日

中城村村長 浜 田 京 介

以上でございます。

○議長 新垣博正 以上で施政方針を終わります。

す。

休憩します。

休 憩 (10時46分)

~~~~~

再 開 (11時01分)

○議長 新垣博正 休憩前に引き続き、再開します。

日程第6 議案第1号 とよむ中城住みよい環境づくり条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。  
○村長 浜田京介 議案第1号 とよむ中城住

みよい環境づくり条例について御提言申し上げます。

議案第1号

とよむ中城住みよい環境づくり条例

とよむ中城住みよい環境づくり条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

中城村内におけるポイ捨てを含む不法投棄、犬猫によるトラブルなどの迷惑行為を条例に規定し、指導勧告等を行うことで住みよい環境づくりを目指すため、とよむ中城住みよい環境づくり条例を制定する必要がある。

○とよむ中城住みよい環境づくり条例

（目的）

第1条 この条例は、迷惑行為の防止及び環境の美化に関し必要な事項を定めることにより、村民等及び事業者の意識の向上を図り、迷惑行為のない住みよい生活環境を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 迷惑行為 第9条から第13条まで、第15条第1項、第16条第1項及び第17条第1項の規定に違反する行為をいう。
- （2） 村民等 村内に居住し、若しくは滞在し、又は村内を通過する者をいう。
- （3） 事業者 村内において、事業活動を行う全ての者をいう。
- （4） 所有者等 土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- （5） 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- （6） 公共の場所 公園、道路、河川、水路その他これらに類する場所をいう。
- （7） 飼養者 犬又は猫等の愛玩動物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- （8） 飼い犬等 飼養者のいる犬及び猫をいう。
- （9） 地域猫 飼養者のいない猫のうち、去勢又は避妊手術を受け、耳先にその印を有する猫を

いう。

(10) 資源ごみ 村内において、村民及び事業者が排出する缶及びびん、古紙、古布、その他村が再資源化する廃棄物をいう。

(村民等の責務)

第3条 村民等は、迷惑行為のない住みよい生活環境の確保及び環境の美化に自ら努めるとともに、村がこの条例の目的のために実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、迷惑行為のない住みよい生活環境の確保及び環境の美化に必要な措置を講ずるとともに、村がこの条例の目的のために実施する施策に協力しなければならない。

(村の責務)

第5条 村は、この条例の目的を達成するため、村民等及び事業者と一体となって迷惑行為のない住みよい生活環境の確保及び環境の美化に必要な施策を総合的に実施するものとする。

2 村は、村民等及び事業者が迷惑行為のない住みよい生活環境の確保及び環境の美化に関し理解を深め、自主的な行動を促進するよう意識の啓発に努めるものとする。

(環境美化の日等)

第6条 村長は、良好な環境の促進について村民等、事業者及び所有者等の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。

2 村内に居住する者及び事業者は、その周辺地域において、清掃活動等を積極的に推進し、環境美化に努めなければならない。

(環境美化指導員)

第7条 村長は、地域における環境美化を促進するため、環境美化指導員（以下「指導員」という。）を委嘱することができる。

2 指導員は、環境美化に関する啓発、指導その他の活動を行う。

3 指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(環境美化事業所)

第8条 村長は、地域における環境美化等を促進するため、環境美化事業所を認定することができる。

(投棄の禁止)

第9条 何人も、みだりに廃棄物を公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に捨ててはならない。

(土地又は建物の雑草等の管理)

第10条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物に繁茂する雑草、枯れ草、竹木又は廃棄物その他これに類するもの（第20条において「雑草等」という。）により周辺的生活環境を損なうことのないよう管理しなければならない。

(飼い犬等のふんの放置の禁止)

第11条 飼い犬等の飼養者は、その飼い犬が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所において排せつしたふんを放置してはならない。

(地域猫へ置き餌等の禁止)

第12条 村民等は、村内の地域猫に対して与えた餌やそのふんを放置してはならない。

(資源ごみの持ち去り禁止)

第13条 何人も村民及び事業者が排出した資源ごみをその排出者の許可をえず持ち去り、またはその袋等を開披してはならない。

(指導又は勧告)

第14条 村長は、第9条、第10条、第11条、第12条及び前条の規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(屋外における廃棄物の焼却行為への配慮)

第15条 何人も、屋外における廃棄物の焼却行為により周辺的生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。

2 村長は、屋外における焼却行為が、周辺的生活環境を損なうと認めるときは、当該行為をした者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(周辺的生活環境を損なう騒音又は悪臭への配慮)

第16条 村民等は、その日常生活に伴って発生する騒音又は悪臭により周辺的生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。

2 村長は、周辺的生活環境を損なう騒音又は悪臭が発生したと認めるときは、当該騒音又は悪臭を管理又は制御できる者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(飼い犬等の飼養者の配慮)

第17条 飼い犬等の飼養者は、その飼い犬等を適切に管理し、周辺的生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。

2 村長は、飼い犬等が周辺的生活環境を損なうと認めるときは、当該飼養者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第18条 村長は、第14条の規定による指導又は勧告を受けた者が、正当な理由なく当該指導又は勧告に従わないときは、その者に対し、履行期限を定めて必要な措置を講じるよう命ずることができる。

(現地調査)

第19条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる土地又は建物において、必要な調査をさせることができる。

(1) 第10条の規定に違反し、適切に管理されていない土地又は建物

(2) 第15条第1項に規定する廃棄物を焼却する土地

(3) 第16条第1項に規定する騒音又は悪臭が発生する土地又は建物

(4) 第17条第1項に規定する飼い犬等の飼養者の土地又は建物

2 前項の規定により現地調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による現地調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第20条 第9条の規定に違反し、かつ第18条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令

に従わないときは、1万円以下の過料に処する。

(公表)

第21条 村長は、第18条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨及びその命令を公表することができる。

2 村長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

3 村長は、前項の規定により当該公表の対象となる者が弁明をしたときは、第1項の規定による公表の際、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。

(雑草等除去の代執行)

第22条 村長は、第10条の規定に違反した所有者等が第17条の規定による命令を受け、履行期限を過ぎてもなおこれを履行しないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、公共の場所に越境した部分の当該雑草等の除去を行うことができるものとし、その費用は、当該所有者等から徴収するものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御提言申し上げます。

議案第2号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年中城村条例第16号)の一部を次のように改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

中城村学校運営協議会規則の制定に伴い、これまでの学校評議員報酬を学校運営協議会委員報酬へ改正するため、本条例の一部を改正する必要がある。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表1（第2条関係）

| 職名        | 報酬の額      | 旅費の額（県内）                                            |
|-----------|-----------|-----------------------------------------------------|
| （略）       | （略）       | 船賃、航空賃、車賃は実費、日当は1,500円、宿泊料（食卓料を含む）は1夜につき10,000円とする。 |
| 学校運営協議会委員 | 日額 4,000円 |                                                     |
| （略）       | （略）       | 中城村職員の旅費に関する条例第3条の規定に定める額                           |

改正前

別表1（第2条関係）

| 職名    | 報酬の額      | 旅費の額（県内）                                            |
|-------|-----------|-----------------------------------------------------|
| （略）   | （略）       | 船賃、航空賃、車賃は実費、日当は1,500円、宿泊料（食卓料を含む）は1夜につき10,000円とする。 |
| 学校評議員 | 日額 4,000円 |                                                     |
| （略）   | （略）       | 中城村職員の旅費に関する条例第3条の規定に定める額                           |

附則

この条例は、公布の日より施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第3号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第3号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について御提言申し上げます。

議案第3号

中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険条例（昭和47年中城村条例第70号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

これまで、新型インフルエンザ等対策特別措置法第1条の2の規定により、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなして特措法を適用していたところを、感染症法において正式に位置づけられたことに伴い、中城村国民健康保険条例の一部を改正する必要がある。

中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険条例（昭和47年中城村条例第70号）の一部を次のとおり改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した</p> | <p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症</u> _____ に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金</p> |

|                                                                       |               |
|-----------------------------------------------------------------------|---------------|
| <p>日から労務に服することができない期間のうち<br/>労務に就くことを予定していた日について、傷<br/>病手当金を支給する。</p> | <p>を支給する。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------|---------------|

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条から第7条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第4号 中城村国民健康保険  
税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第4号 中城村国民健康  
保険税条例の一部を改正する条例について御  
提言申し上げます。

議案第4号

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の減額対象となる所得基準について、軽減判定所得の算定等が見直しされたことにより、中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                         | 改正前                                         |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <p>（保険税の減額）<br/>第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に</p> | <p>（保険税の減額）<br/>第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に</p> |

対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には630,000円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合は190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に

対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には630,000円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合は190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円 \_\_\_\_\_を超えない世帯に係る納税義務者

100,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

(イ～へ略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合) にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)

(イ～へ略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合) にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

(イ～へ略)

2 (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法

(イ～へ略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)

(イ～へ略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

(イ～へ略)

2 (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法 (昭和40年法律第33

第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第17条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する

号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第17条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>長期譲渡所得の金額」と、<u>第17条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の5の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは、「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第17条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> | <p>長期譲渡所得の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の5の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは、「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

(適用区分)

この条例による改正後の中城村国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩 (11時16分)

~~~~~

再 開 (11時18分)

○議長 新垣博正 再開します。

日程第10 議案第5号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。
○村長 浜田京介 議案第5号 中城村後期高

齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に
ついて御提言申し上げます。

議案第5号

中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

中城村後期高齢者医療に関する条例（平成20年中城村条例第10号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

租税特別措置法の延滞金等の特例規定が改正され、特例基準の一部改正に伴い、割合の呼称が延滞金特例基準割合に改正されたことに伴い、中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

中城村後期高齢者医療に関する条例（平成20年中城村条例第10号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (延滞金の特例) 第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1.0パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における<u>延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割</u></p>	<p>附 則 (延滞金の特例) 第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1.0パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における<u>特例基準割合に_____年7.3パーセントの割</u></p>

<p>合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1.0パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</u></p>	<p>合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に _____年1.0パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>
---	---

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

(適用区分)

この条例による改正後の中城村後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第6号 令和2年度中城村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第6号 令和2年度中城村一般会計補正予算（第8号）について御提言申し上げます。

議案第6号

令和2年度中城村一般会計補正予算（第8号）

令和2年度中城村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,091千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,530,238千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村税		2,605,374	16,791	2,622,165
	1 村民税	1,012,050	13,692	1,025,742
	3 軽自動車税	76,775	3,099	79,874
3 利子割交付金		993	75	1,068
	1 利子割交付金	993	75	1,068
4 配当割交付金		3,591	31	3,622
	1 配当割交付金	3,591	31	3,622
5 株式等譲渡所得割交付金		3,176	79	3,255
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,176	79	3,255
6 法人事業税交付金		10,909	△103	10,806
	1 法人税事業税交付金	10,909	△103	10,806
7 地方消費税交付金		373,211	△37,946	335,265
	1 地方消費税交付金	373,211	△37,946	335,265
8 ゴルフ場利用税交付金		25,263	3,046	28,309
	1 ゴルフ場利用税交付金	25,263	3,046	28,309
9 環境性能割交付金		4,045	△945	3,100
	1 環境性能割交付金	4,045	△945	3,100
10 地方特例交付金		15,167	3,246	18,413
	1 地方特例交付金	15,167	3,246	18,413
13 分担金及び負担金		1,973	△302	1,671
	2 負担金	1,973	△302	1,671

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		129,389	△5,732	123,657
	1 使用料	95,333	△10,553	84,780
	2 手数料	34,056	4,821	38,877
15 国庫支出金		4,556,168	△130,921	4,425,247
	1 国庫負担金	1,310,264	△38,600	1,271,664
	2 国庫補助金	3,238,898	△92,321	3,146,577
16 県支出金		1,313,632	150,252	1,463,884
	1 県負担金	585,134	△14,431	570,703
	2 県補助金	680,109	168,284	848,393
	3 委託金	48,389	△3,601	44,788
17 財産収入		12,426	211,506	223,932
	2 財産売払収入	1	211,506	211,507
18 寄附金		172,102	4,805	176,907
	1 寄附金	172,102	4,805	176,907
19 繰入金		724,773	△165,190	559,583
	2 基金繰入金	662,415	△165,190	497,225
21 諸収入		137,378	162,571	299,949
	4 雑入	133,709	162,571	296,280
22 村債		783,051	△230,354	552,697
	1 村債	783,051	△230,354	552,697
歳 入 合 計		12,549,329	△19,091	12,530,238

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		99,126	△1,017	98,109
	1 議会費	99,126	△1,017	98,109
2 総務費		4,010,926	132,921	4,143,847
	1 総務管理費	3,802,819	149,785	3,952,604
	2 徴税費	113,021	△1,837	111,184
	3 戸籍住民基本台帳費	67,566	△8,850	58,716
	4 選挙費	17,341	△5,980	11,361
	5 統計調査費	8,638	△107	8,531

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	6 監査委員費	1,541	△90	1,451
3 民生費		3,649,448	△74,414	3,575,034
	1 社会福祉費	1,437,223	71,412	1,508,635
	2 児童福祉費	2,212,225	△145,826	2,066,399
4 衛生費		987,569	144,124	1,131,693
	1 保健衛生費	597,633	△16,704	580,929
	2 清掃費	389,936	160,828	550,764
6 農林水産業費		251,228	△9,371	241,857
	1 農業費	191,626	△8,530	183,096
	2 林業費	1,544	△134	1,410
	3 水産業費	58,058	△707	57,351
7 商工費		166,207	△20,986	145,221
	1 商工費	166,207	△20,986	145,221
8 土木費		564,367	△66,219	498,148
	1 土木管理費	76,058	△20,763	55,295
	2 道路橋梁費	318,811	△35,701	283,110
	3 河川費	5,513	△175	5,338
	4 都市計画費	7,645	△110	7,535
	5 下水道費	156,340	△9,470	146,870
10 教育費		1,970,699	△124,129	1,846,570
	1 教育総務費	437,504	△26,785	410,719
	2 小学校費	531,081	△19,944	511,137
	3 中学校費	68,915	△5,824	63,091
	4 幼稚園費	379,835	△41,839	337,996
	5 社会教育費	246,263	△35,614	210,649
	6 保健体育費	307,101	5,877	312,978
歳 出 合 計		12,549,329	△19,091	12,530,238

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	中城村第5次総合計画策定事業	4,994
		社会保障・税番号制度システム整備事業	6,424
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	25,567
6 農林水産業費	1 農業費	北浜地区海岸保全施設整備事業	2,511
8 土木費	2 道路橋梁費	防犯灯整備事業	2,200
		ウフクビリ線災害防除事業	48,618
		村道若南線道路整備事業	37,357
9 消防費	2 消防費	新型コロナウイルス感染症予防対策事業	2,012
10 教育費	4 幼稚園費	官民連携整備事業	180,912
	5 社会教育費	文化財悉皆及び中城村沖縄戦調査事業	6,655
	6 保健体育費	吉の浦公園機能強化整備事業	45,271

第3表 債務負担行為補正

(変更)

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
中城村第5次総合計画策定業務	令和2年度 ～ 令和3年度	8,500	令和2年度 ～ 令和4年度	8,500

(変更)

第4表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填債	千円 0	証書借入 又は 証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償	千円 37,946	同じ	同じ	同じ
庁舎建設事業債	93,100				90,200			
道路整備事業債	45,000				35,700			

社会教育施設 整備事業債	273,500			還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	27,200		
公立学校施設 整備事業債	148,600				138,800		

それでは読み上げて歳入歳出、御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、1款村税、1項村民税、補正前の額10億1,205万円、補正額1,369万2,000円、合計で10億2,574万2,000円。3項軽自動車税、補正前の額7,677万5,000円、補正額309万9,000円、合計で7,987万4,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、補正前の額99万3,000円、補正額7万5,000円、合計で106万8,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、補正前の額359万1,000円、補正額3万1,000円、合計で362万2,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、補正前の額317万6,000円、補正額7万9,000円、合計で325万5,000円。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、補正前の額1,090万9,000円、補正額10万3,000円の減、合計で1,080万6,000円。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、補正前の額3億7,321万1,000円、補正額3,794万6,000円の減、合計で3億3,526万5,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、補正前の額2,526万3,000円、補正額304万6,000円、合計で2,830万9,000円。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、補正前の額404万5,000円、補正額94万5,000円の減、合計で310万円。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、

補正前の額1,516万7,000円、補正額324万6,000円、合計で1,841万3,000円。

13款分担金及び負担金、2項負担金、補正前の額197万3,000円、補正額30万2,000円の減、合計で167万1,000円。

14款使用料及び手数料、1項使用料、補正前の額9,533万3,000円、補正額1,055万3,000円の減、合計で8,478万円。2項手数料、補正前の額3,405万6,000円、補正額482万1,000円、合計で3,887万7,000円。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額13億1,026万4,000円、補正額3,860万円の減、合計で12億7,166万4,000円。2項国庫補助金、補正前の額32億3,889万8,000円、補正額9,232万1,000円の減、合計で31億4,657万7,000円。

16款県支出金、1項県負担金、補正前の額5億8,513万4,000円、補正額1,443万1,000円の減、合計で5億7,070万3,000円。2項県補助金、補正前の額6億8,010万9,000円、補正額1億6,828万4,000円、合計8億4,839万3,000円。

3項委託金、補正前の額4,838万9,000円、補正額360万1,000円の減、合計で4,478万8,000円。

17款財産収入、2項財産売払収入は補正前の額は費目存置から補正額が2億1,150万6,000円、合計で2億1,150万7,000円。

18款寄附金、1項寄附金、補正前の額1億7,210万2,000円、補正額480万5,000円、合計で1億7,690万7,000円。

19款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額6億6,241万5,000円、補正額1億6,519万円の減、

合計で4億9,722万5,000円。

21款諸収入、4項雑入、補正前の額1億3,370万9,000円、補正額1億6,257万1,000円、合計で2億9,628万円。

22款村債、1項村債、補正前の額7億8,305万1,000円、補正額2億3,035万4,000円の減、合計で5億5,269万7,000円。

歳入合計、補正前の額125億4,932万9,000円、補正額1,909万1,000円の減、合計で125億3,023万8,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費、補正前の額9,912万6,000円、補正額101万7,000円の減、合計で9,810万9,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額38億281万9,000円、補正額1億4,978万5,000円、合計で39億5,260万4,000円。2項徴税費、補正前の額1億1,302万1,000円、補正額183万7,000円の減、合計で1億1,118万4,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額6,756万6,000円、補正額885万円の減、合計で5,871万6,000円。4項選挙費、補正前の額1,734万1,000円、補正額598万円の減、合計で1,136万1,000円。5項統計調査費、補正前の額863万8,000円、補正額10万7,000円の減、合計で853万1,000円。6項監査委員費、補正前の額154万1,000円、補正額9万円の減、合計で145万1,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額14億3,722万3,000円、補正額7,141万2,000円、合計で15億863万5,000円。2項児童福祉費、補正前の額22億1,222万5,000円、補正額1億4,582万6,000円の減、合計で20億6,639万9,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額5億9,763万3,000円、補正額1,670万4,000円の減、合計で5億8,092万9,000円。2項清掃費、補正前の額3億8,993万6,000円、補正額1億6,082万8,000円、合計で5億5,076万4,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額1億9,162万6,000円、補正額853万円の減、合

計で1億8,309万6,000円。2項林業費、補正前の額154万4,000円、補正額13万4,000円の減、合計で141万円。3項水産業費、補正前の額5,805万8,000円、補正額77万7,000円の減、合計で5,735万1,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額1億6,620万7,000円、補正額2,098万6,000円の減、合計で1億4,522万1,000円。

8款土木費、1項土木管理費、補正前の額7,605万8,000円、補正額2,076万3,000円の減、合計で5,529万5,000円。2項道路橋梁費、補正前の額3億1,881万1,000円、補正額3,570万1,000円の減、合計で2億8,311万円。3項河川費、補正前の額551万3,000円、補正額17万5,000円の減、合計で533万8,000円。4項都市計画費、補正前の額764万5,000円、補正額11万円の減、合計で753万5,000円。5項下水道費、補正前の額1億5,634万円、補正額947万円の減、合計で1億4,687万円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額4億3,750万4,000円、補正額2,678万5,000円の減、合計で4億1,071万9,000円。2項小学校費、補正前の額5億3,108万1,000円、補正額1,994万4,000円の減、合計で5億1,113万7,000円。3項中学校費、補正前の額6,891万5,000円、補正額582万4,000円の減、合計で6,309万1,000円。4項幼稚園費、補正前の額3億7,983万5,000円、補正額4,183万9,000円の減、合計で3億3,799万6,000円。5項社会教育費、補正前の額2億4,626万3,000円、補正額3,561万4,000円の減、合計で2億1,064万9,000円。6項保健体育費、補正前の額3億710万1,000円、補正額587万7,000円、合計で3億1,297万8,000円。

歳出合計、補正前の額125億4,932万9,000円、補正額1,909万1,000円の減、合計で125億3,023万8,000円でございます。

続いて、第2表 繰越明許費、款、項、事業名、金額の順に読み上げて御提案申し上げます。

まず2款総務費、1項総務管理費、事業名が中城村第5次総合計画策定業務499万4,000円。同じく社会保障・税番号制度システム整備事業642万4,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業2,556万7,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、北浜地区海岸保全施設整備事業251万1,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、防犯灯整備事業220万円。同じくウフクビリ線災害防除事業4,861万8,000円。同じく村道若南線道路整備事業3,735万7,000円。

9款消防費、2項消防費、新型コロナウイルス感染症予防対策事業201万2,000円。

10款教育費、4項幼稚園費、官民連携整備事業1億8,091万2,000円。5項社会教育費、文化財悉皆及び中城村沖縄戦調査事業665万5,000円。6項保健体育費、吉の浦公園機能強化整備事業4,527万1,000円。

続いて、第3表債務負担行為の補正ですね。まず変更の部分が中城村第5次総合計画策定業務、補正前の期間は令和2年度から令和3年度、補正前の限度額850万円。これが補正後には期間が令和2年度から令和4年度、限度額は同じく850万円でございます。

第4表地方債の補正でございます。起債の目的、補正前、補正後の順で読み上げて御提案申し上げます。

まず減収補填債、補正前の限度額はございませんでしたが、補正後の限度額が3,794万6,000円、庁舎建設事業債が補正前は9,310万円、補

正後は9,020万円、道路整備事業債が、補正前の限度額が4,500万円、補正後の限度額が3,570万円、社会教育施設整備事業債、2億7,350万円が限度額でしたけれども、補正後の限度額が2,720万円、公立学校施設整備事業債の補正前の限度額が1億4,860万円、補正後の限度額が1億3,880万円。

起債の方法、利率、償還の方法は全て同じでございますので一括して読み上げます。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第7号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第7号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御提言申し上げます。

議案第7号

令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119,492千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,432,357千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		380,619	△5,305	375,314
	1 国民健康保険税	380,619	△5,305	375,314
4 国庫支出金		925	5,003	5,928
	2 国庫補助金	925	5,003	5,928
5 県支出金		1,604,600	63,654	1,668,254
	1 県補助金	1,604,599	63,654	1,668,253
8 繰入金		259,771	54,608	314,379
	1 他会計繰入金	259,770	54,608	314,378
10 諸収入		3,931	1,532	5,463
	4 雑入	2,312	1,532	3,844
歳入合計		2,312,865	119,492	2,432,357

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		48,777	△5,603	43,174
	1 総務管理費	38,682	△5,322	33,360
	2 徴税费	10,047	△281	9,766
2 保険給付費		1,444,179	130,800	1,574,979
	1 療養諸費	1,192,596	130,800	1,330,596
	4 出産育児諸費	15,067	△6,700	8,367
	6 傷病手当金	600	△500	100

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金		704,058	0	704,058
	1 医療給付費分	511,643	0	511,643
6 保健事業費		40,601	△5,178	35,423
	1 特定健康診査等事業費	21,840	△3,950	17,890
	2 保健事業費	18,761	△1,228	17,533
9 諸支出金		65,196	△527	64,669
	1 償還金及び還付加算金	9,895	△527	9,368
歳 出 合 計		2,312,865	119,492	2,432,357

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、補正前の額3億8,061万9,000円、補正額530万5,000円の減、合計で3億7,531万4,000円。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額92万5,000円、補正額500万3,000円、合計で592万8,000円。

5款県支出金、1項県補助金、補正前の額16億459万9,000円、補正額6,365万4,000円、合計で16億6,825万3,000円。

8款繰入金、1項他会計繰入金、補正前の額2億5,977万円、補正額5,460万8,000円、合計で3億1,437万8,000円。

10款諸収入、4項雑入、補正前の額231万2,000円、補正額153万2,000円、合計で384万4,000円。

歳入合計、補正前の額23億1,286万5,000円、補正額1億1,949万2,000円、合計で24億3,235万7,000円。

続いて、歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額3,868万2,000円、補正額532万2,000円の減、合計で3,336万円。2項徴税費、補正前の額1,004万7,000円、補正額28万1,000円の減、合計で976万6,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、補正前の額11億9,259万6,000円、補正額1億3,800万円、

合計で13億3,059万6,000円。4項出産育児諸費、補正前の額1,506万7,000円、補正額670万円の減、合計で836万7,000円。6項傷病手当金、補正前の額60万円、補正額50万円、合計で10万円。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、補正前の額5億1,164万3,000円、補正はございますので、同額でございます。

6款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、補正前の額2,184万円、補正額395万円の減、合計で1,789万円。2項保健事業費、補正前の額1,876万1,000円、補正額122万8,000円の減、合計で1,753万3,000円。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、補正前の額989万5,000円、補正額52万7,000円、合計で936万8,000円。

歳出合計、補正前の額23億1,286万5,000円、補正額1億1,949万2,000円、合計で24億3,235万7,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第8号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第8号 令和2年度中

城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

について御提言申し上げます。

議案第8号

令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,515千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ169,970千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		113,648	4,614	118,262
	1 後期高齢者医療保険料	113,648	4,614	118,262
4 繰入金		44,376	647	45,023
	1 一般会計繰入金	43,600	647	44,247
6 諸収入		2,816	254	3,070
	1 延滞金、加算金及び過料	2	254	256
歳入合計		164,455	5,515	169,970

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		153,694	5,515	159,209
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	153,694	5,515	159,209
歳出合計		164,455	5,515	169,970

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入の1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、補正前の額1億1,364万8,000円、補正額461万4,000円、合計で1億1,826万2,000円。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額4,360万円、補正額64万7,000円、合計で4,424万7,000円。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、補正前の額は2,000円、補正額25万4,000円、合計で25万6,000円。

歳入合計、補正前の額1億6,445万5,000円、補正額551万5,000円、合計で1億6,997万円。

続いて歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、補

正前の額1億5,369万4,000円、補正額551万5,000円、合計で1億5,920万9,000円。

歳出合計、補正前の額1億6,445万5,000円、補正額551万5,000円、合計で1億6,997万円。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第9号 令和2年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第9号 令和2年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について御提言申し上げます。

議案第9号

令和2年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,622千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117,266千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		85,653	9,831	95,484
	1 基金繰入金	85,653	9,831	95,484
5 保留地処分金		19,710	△12,453	7,257
	1 南上原区画整理事業保留地処分金	19,710	△12,453	7,257
歳入合計		119,888	△2,622	117,266

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		119,887	△2,622	117,265
	1 南上原土地区画整理事業費	119,887	△2,622	117,265
歳出合計		119,888	△2,622	117,266

それでは歳入のほうから読み上げて、御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、2款繰入金、1項基金繰入金、補正前の額8,565万3,000円、補正額983万1,000円、合計で9,548万4,000円。

5款保留地処分金、1項南上原区画整理事業保留地処分金、補正前の額1,971万円、補正額1,245万3,000円の減、合計で725万7,000円。

歳入合計、補正前の額1億1,988万8,000円、補正額262万2,000円の減、合計で1億1,726万6,000円。

歳出の1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、補正前の額1億1,988万7,000円、補正額262万2,000円、合計で1億1,726万5,000円。

歳出合計、補正前の額1億1,988万8,000円、補正額262万2,000円の減、合計で1億1,726万6,000円。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第10号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第10号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について御提言申し上げます。

議案第10号

令和2年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

令和2年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,290千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ296,955千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料手数料		51,932	2,380	54,312
	1 使用料	51,872	2,380	54,252
3 繰入金		156,340	△9,470	146,870
	1 一般会計繰入金	156,340	△9,470	146,870
6 村債		44,600	△1,200	43,400
	1 村債	44,600	△1,200	43,400
歳入合計		305,245	△8,290	296,955

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		173,443	△7,220	166,223
	1 公共下水道費	173,443	△7,220	166,223
2 公債費		131,602	△1,070	130,532
	1 公債費	131,602	△1,070	130,532
歳出合計		305,245	△8,290	296,955

読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正の歳入、1款使用料手数料、1項使用料、補正前の額5,187万2,000円、補正額238万円、合計で5,425万2,000円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額1億5,634万円、補正額947万円の減、合計

で1億4,687万円。

6款村債、1項村債、補正前の額4,460万円、補正額120万円の減、合計で4,340万円。

歳入合計、補正前の額3億524万5,000円、補正額829万円の減、合計で2億9,695万5,000円。
続いて歳出、1款公共下水道費、1項公共下

水道費、補正前の額 1 億7,344万3,000円、補正額722万円の減、合計で 1 億6,622万3,000円。

2 款公債費、1 項公債費、補正前の額 1 億3,160万2,000円、補正額107万円の減、合計で 1 億3,053万2,000円。

歳出合計、補正前の額 3 億524万5,000円、補正額829万円の減、合計で 2 億9,695万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第11号 令和2年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第11号 令和2年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）について御提言申し上げます。

議案第11号

令和2年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和2年度中城村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度中城村水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	水道事業収益	526,564千円	△2,042千円	524,522千円
第1項	営業収益	478,483千円	△22,042千円	456,441千円
第2項	営業外収益	48,079千円	20,000千円	68,079千円

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出				
第1款	水道事業費用	521,725千円	0千円	521,725千円
第1項	営業費用	513,425千円	0千円	513,425千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	資本的収入	50,501千円	△500千円	50,001千円
第2項	出 資 金	1,500千円	△500千円	1,000千円

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出				
第1款	資本的支出	195,457千円	△500千円	194,957千円
第1項	建設改良費	185,834千円	△500千円	185,334千円

令和3年3月3日提出

中城村長 浜 田 京 介

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（11時54分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第17 議案第12号 令和3年度中城村一般会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第12号 令和3年度中城村一般会計予算について御提言申し上げます。

## 議案第12号

### 令和3年度中城村一般会計予算

令和3年度中城村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,256,104千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額

に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款             | 項             | 金額        |
|---------------|---------------|-----------|
| 1 村税          |               | 2,682,511 |
|               | 1 村民税         | 1,089,074 |
|               | 2 固定資産税       | 1,435,262 |
|               | 3 軽自動車税       | 82,696    |
|               | 4 村たばこ税       | 75,478    |
|               | 5 特別土地保有税     | 1         |
| 2 地方譲与税       |               | 46,146    |
|               | 1 地方揮発油譲与税    | 11,206    |
|               | 2 自動車重量譲与税    | 31,502    |
|               | 3 特別とん譲与税     | 2,677     |
|               | 4 地方道路譲与税     | 1         |
|               | 5 森林環境譲与税     | 760       |
| 3 利子割交付金      |               | 1,053     |
|               | 1 利子割交付金      | 1,053     |
| 4 配当割交付金      |               | 3,621     |
|               | 1 配当割交付金      | 3,621     |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 |               | 3,225     |
|               | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 3,225     |
| 6 法人事業税交付金    |               | 14,412    |
|               | 1 法人事業税交付金    | 14,412    |
| 7 地方消費税交付金    |               | 368,233   |
|               | 1 地方消費税交付金    | 368,233   |
| 8 ゴルフ場利用税交付金  |               | 29,143    |
|               | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 29,143    |

| 款              | 項             | 金額        |
|----------------|---------------|-----------|
| 9 環境性能割交付金     |               | 3,508     |
|                | 1 環境性能割交付金    | 3,508     |
| 10 地方特例交付金     |               | 15,167    |
|                | 1 地方特例交付金     | 15,167    |
| 11 地方交付税       |               | 1,339,975 |
|                | 1 地方交付税       | 1,339,975 |
| 12 交通安全対策特別交付金 |               | 1,800     |
|                | 1 交通安全対策特別交付金 | 1,800     |
| 13 分担金及び負担金    |               | 1,924     |
|                | 2 負担金         | 1,924     |
| 14 使用料及び手数料    |               | 125,099   |
|                | 1 使用料         | 86,071    |
|                | 2 手数料         | 39,028    |
| 15 国庫支出金       |               | 1,949,504 |
|                | 1 国庫負担金       | 1,330,229 |
|                | 2 国庫補助金       | 613,120   |
|                | 3 委託金         | 6,155     |
| 16 県支出金        |               | 1,213,328 |
|                | 1 県負担金        | 553,837   |
|                | 2 県補助金        | 619,520   |
|                | 3 委託金         | 39,971    |
| 17 財産収入        |               | 12,421    |
|                | 1 財産運用収入      | 12,420    |
|                | 2 財産売払収入      | 1         |
| 18 寄附金         |               | 200,002   |
|                | 1 寄附金         | 200,002   |
| 19 繰入金         |               | 218,866   |
|                | 2 基金繰入金       | 218,866   |
| 20 繰越金         |               | 30,000    |
|                | 1 繰越金         | 30,000    |
| 21 諸収入         |               | 127,015   |
|                | 1 延滞金、加算金及び過料 | 4,038     |

| 款       | 項         | 金額        |
|---------|-----------|-----------|
| 21 諸収入  | 2 村預金利子   | 1         |
|         | 3 貸付金元利収入 | 1         |
|         | 4 雑入      | 122,975   |
| 22 村債   |           | 869,151   |
|         | 1 村債      | 869,151   |
| 歳 入 合 計 |           | 9,256,104 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 金額        |
|----------|-------------|-----------|
| 1 議会費    |             | 102,338   |
|          | 1 議会費       | 102,338   |
| 2 総務費    |             | 1,036,353 |
|          | 1 総務管理費     | 843,756   |
|          | 2 徴税費       | 121,037   |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 59,636    |
|          | 4 選挙費       | 9,608     |
|          | 5 統計調査費     | 839       |
|          | 6 監査委員費     | 1,477     |
| 3 民生費    |             | 3,706,725 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,452,302 |
|          | 2 児童福祉費     | 2,254,423 |
| 4 衛生費    |             | 1,054,518 |
|          | 1 保健衛生費     | 671,844   |
|          | 2 清掃費       | 382,674   |
| 5 労働費    |             | 3,501     |
|          | 1 労働諸費      | 3,501     |
| 6 農林水産業費 |             | 176,303   |
|          | 1 農業費       | 166,292   |
|          | 2 林業費       | 615       |
|          | 3 水産業費      | 9,396     |
| 7 商工費    |             | 89,065    |
|          | 1 商工費       | 89,065    |

| 款        | 項           | 金額        |
|----------|-------------|-----------|
| 8 土木費    |             | 405,364   |
|          | 1 土木管理費     | 56,878    |
|          | 2 道路橋梁費     | 175,742   |
|          | 3 河川費       | 3,353     |
|          | 4 都市計画費     | 17,892    |
|          | 5 下水道費      | 151,499   |
| 9 消防費    |             | 297,340   |
|          | 1 消防費       | 297,340   |
| 10 教育費   |             | 1,858,583 |
|          | 1 教育総務費     | 274,215   |
|          | 2 小学校費      | 194,265   |
|          | 3 中学校費      | 726,992   |
|          | 4 幼稚園費      | 158,750   |
|          | 5 社会教育費     | 335,693   |
|          | 6 保健体育費     | 168,668   |
| 11 災害復旧費 |             | 4         |
|          | 2 土木施設災害復旧費 | 4         |
| 12 公債費   |             | 506,009   |
|          | 1 公債費       | 506,009   |
| 13 諸支出金  |             | 1         |
|          | 1 普通財産取得費   | 1         |
| 14 予備費   |             | 20,000    |
|          | 1 予備費       | 20,000    |
| 歳 出 合 計  |             | 9,256,104 |

第2表 地 方 債

| 起債の目的   | 限度額           | 起債の方法              | 利率                                               | 償還の方法                                             |
|---------|---------------|--------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 臨時財政対策債 | 千円<br>222,851 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について、利率の見直しを行った後においては、 | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利 |
| 庁舎除却事業債 | 96,600        |                    |                                                  |                                                   |

|             |         |            |                                                                 |
|-------------|---------|------------|-----------------------------------------------------------------|
| 道路整備事業債     | 24,400  | 当該見直し後の利率) | 均等による。<br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 |
| 社会教育施設整備事業債 | 28,800  |            |                                                                 |
| 公立学校施設整備事業債 | 496,500 |            |                                                                 |
| 計           | 869,151 |            |                                                                 |

それでは歳入歳出、読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算。歳入の1款村税、1項村民税、金額は10億8,907万4,000円。2項固定資産税14億3,526万2,000円。3項軽自動車税8,269万6,000円。4項村たばこ税7,547万8,000円。5項特別土地保有税は費目存置。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税1,120万6,000円。2項自動車重量譲与税3,150万2,000円。3項特別とん譲与税267万7,000円。4項地方道路譲与税は費目存置。5項森林環境譲与税76万円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金105万3,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金362万1,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金322万5,000円。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金1,441万2,000円。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金3億6,823万3,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金2,914万3,000円。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金350万8,000円。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金1,516万7,000円。

11款地方交付税、1項地方交付税13億3,997万5,000円。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金180万円。

13款分担金及び負担金、2項負担金192万4,000円。

14款使用料及び手数料、1項使用料8,607万1,000円。2項手数料3,902万8,000円。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、金額が13億3,022万9,000円。2項国庫補助金6億1,312万円。3項委託金615万5,000円。

16款県支出金、1項県負担金5億5,383万7,000円。2項県補助金6億1,952万円。3項委託金3,997万1,000円。

17款財産収入、1項財産運用収入1,242万円。2項財産売払収入は費目存置。

18款寄附金、1項寄附金2億2,000円。

19款繰入金、2項基金繰入金2億1,886万6,000円。

20款繰越金、1項繰越金3,000万円。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料403万8,000円。2項村預金利子、3項貸付金元利収入は費目存置。4項雑入1億2,297万5,000円。

22款村債、1項村債8億6,915万1,000円。

歳入合計92億5,610万4,000円。

続いて歳出、でございます。歳出、1款議会費、1項議会費1億233万8,000円。

2 款総務費、1 項総務管理費 8 億 4,375 万 6,000 円。2 項徴税費 1 億 2,103 万 7,000 円。3 項戸籍住民基本台帳費 5,963 万 6,000 円。4 項選挙費 960 万 8,000 円。5 項統計調査費 83 万 9,000 円。6 項監査委員費 147 万 7,000 円。

3 款民生費、1 項社会福祉費 14 億 5,230 万 2,000 円。2 項児童福祉費 22 億 5,442 万 3,000 円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費 6 億 7,184 万 4,000 円。2 項清掃費 3 億 8,267 万 4,000 円。

5 款労働費、1 項労働諸費 350 万 1,000 円。

6 款農林水産業費、1 項農業費 1 億 6,629 万 2,000 円。2 項林業費 61 万 5,000 円。3 項水産業費 939 万 6,000 円。

7 款商工費、1 項商工費 8,906 万 5,000 円。

8 款土木費、1 項土木管理費 5,687 万 8,000 円。2 項道路橋梁費 1 億 7,574 万 2,000 円。3 項河川費 335 万 3,000 円。4 項都市計画費 1,789 万 2,000 円。5 項下水道費 1 億 5,149 万 9,000 円。

9 款消防費、1 項消防費 2 億 9,734 万円。

10 款教育費、1 項教育総務費 2 億 7,421 万 5,000 円。2 項小学校費 1 億 9,426 万 5,000 円。

3 項中学校費 7 億 2,699 万 2,000 円。4 項幼稚園費 1 億 5,875 万円。5 項社会教育費 3 億 3,569 万 3,000 円。6 項保健体育費 1 億 6,866 万 8,000 円。

11 款災害復旧費、2 項土木施設災害復旧費は費目存置。

12 款公債費、1 項公債費 5 億 600 万 9,000 円。

13 款諸支出金、1 項普通財産取得費は費目存置。

14 款予備費、1 項予備費 2,000 万円。

歳出合計、92 億 5,610 万 4,000 円でございます。

続いて、第 2 表地方債。地方債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に読み上げて御提案申し上げます。

まず 1 つ目、臨時財政対策債、限度額が 2 億 2,285 万 1,000 円。庁舎除却事業債 9,660 万円。道路整備事業債 2,440 万円。社会教育施設整備事業債 2,880 万円。公立学校施設整備事業債 4 億 9,650 万円。それぞれの限度額の合計が 8 億 6,915 万 1,000 円。

それぞれ起債の方法は、証書借入又は証券発行。

利率が年 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法が、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め 40 年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第 18 議案第 13 号 令和 3 年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第 13 号 令和 3 年度中城村国民健康保険特別会計予算について御提案申し上げます。

## 議案第 13 号

### 令和 3 年度中城村国民健康保険特別会計予算

令和 3 年度中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,324,598千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳入歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜田 京介

### 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款          | 項            | 金額        |
|------------|--------------|-----------|
| 1 国民健康保険税  |              | 401,983   |
|            | 1 国民健康保険税    | 401,983   |
| 2 使用料及び手数料 |              | 428       |
|            | 1 手数料        | 428       |
| 3 国庫支出金    |              | 1         |
|            | 2 国庫補助金      | 1         |
| 4 県支出金     |              | 1,640,252 |
|            | 1 県補助金       | 1,640,251 |
|            | 2 財政安定化基金支出金 | 1         |
| 5 財産収入     |              | 1         |
|            | 1 財産運用収入     | 1         |
| 6 繰入金      |              | 278,110   |
|            | 1 他会計繰入金     | 278,109   |

| 款       | 項             | 金額        |
|---------|---------------|-----------|
| 6 繰入金   | 2 基金繰入金       | 1         |
| 7 繰越金   |               | 1         |
|         | 1 繰越金         | 1         |
| 8 諸収入   |               | 3,821     |
|         | 1 延滞金・加算金及び過料 | 1,555     |
|         | 2 雑入          | 2,266     |
| 9 村債    |               | 1         |
|         | 1 財政安定化基金貸付金  | 1         |
| 歳 入 合 計 |               | 2,324,598 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款              | 項            | 金額        |
|----------------|--------------|-----------|
| 1 総務費          |              | 48,830    |
|                | 1 総務管理費      | 39,972    |
|                | 2 徴税費        | 8,810     |
|                | 3 運営協議会費     | 48        |
| 2 保険給付費        |              | 1,543,226 |
|                | 1 療養諸費       | 1,307,707 |
|                | 2 高額療養費      | 221,692   |
|                | 3 移送費        | 1         |
|                | 4 出産育児諸費     | 13,248    |
|                | 5 葬祭諸費       | 478       |
|                | 6 傷病手当金      | 100       |
| 3 国民健康保険事業費納付金 |              | 676,074   |
|                | 1 医療給付費分     | 506,626   |
|                | 2 後期高齢者支援金等分 | 118,840   |
|                | 3 介護納付金分     | 50,608    |
| 4 財政安定化基金拠出金   |              | 1         |
|                | 1 財政安定化基金拠出金 | 1         |
| 5 保健事業費        |              | 43,000    |
|                | 1 特定健康診査等事業費 | 21,564    |
|                | 2 保健事業費      | 21,436    |

| 款       | 項            | 金額        |
|---------|--------------|-----------|
| 6 基金積立金 |              | 1         |
|         | 1 基金積立金      | 1         |
| 7 公債費   |              | 51        |
|         | 1 公債費        | 51        |
| 8 諸支出金  |              | 3,415     |
|         | 1 償還金及び還付加算金 | 3,414     |
|         | 2 延滞金        | 1         |
| 9 予備費   |              | 10,000    |
|         | 1 予備費        | 10,000    |
| 歳 出 合 計 |              | 2,324,598 |

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算。歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税4億198万3,000円。

2款使用料及び手数料、1項手数料42万8,000円。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は費目存置。

4款県支出金、1項県補助金16億4,025万1,000円。2項財政安定化基金支出金は費目存置。

5款財産収入、1項財産運用収入は費目存置。

6款繰入金、1項他会計繰入金2億7,810万9,000円。2項基金繰入金は費目存置。

7款繰越金も費目存置。

8款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料155万5,000円。2項雑入226万6,000円。

9款村債、1項財政安定化基金貸付金は費目存置。

歳入合計、23億2,459万8,000円でございます。

続いて、歳出でございます。歳出1款総務費、1項総務管理費3,997万2,000円。2項徴税費881万円。3項運営協議会費4万8,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費13億770万7,000円。2項高額療養費2億2,169万2,000円。3項移送費は費目存置。4項出産育児諸費

1,324万8,000円。5項葬祭諸費47万8,000円。

6項傷病手当金10万円。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分5億662万6,000円。2項後期高齢者支援金等分1億1,884万円。3項介護納付金分5,060万8,000円。

4款財政安定化基金拠出金は費目存置。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費2,156万4,000円。2項保健事業費2,143万6,000円。

6款基金積立金は費目存置。

7款公債費、1項公債費5万1,000円。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金341万4,000円。2項延滞金は費目存置。

9款予備費、1項予備費1,000万円。

歳出合計、23億2,459万8,000円。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第19 議案第14号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第14号 令和3年度中

城村後期高齢者医療特別会計予算について御提  
言申し上げます。

議案第14号

令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ160,530千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳入歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した後期高齢者医療に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款            | 項             | 金額      |
|--------------|---------------|---------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |               | 116,594 |
|              | 1 後期高齢者医療保険料  | 116,594 |
| 2 使用料及び手数料   |               | 45      |
|              | 1 手数料         | 45      |
| 3 繰入金        |               | 42,300  |
|              | 1 一般会計繰入金     | 42,300  |
| 4 繰越金        |               | 1       |
|              | 1 繰越金         | 1       |
| 5 諸収入        |               | 1,590   |
|              | 1 延滞金、加算金及び過料 | 2       |

| 款     | 項            | 金額      |
|-------|--------------|---------|
| 5 諸収入 | 2 償還金及び還付加算金 | 1,587   |
|       | 3 預金利子       | 1       |
| 歳入合計  |              | 160,530 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款                | 項                | 金額      |
|------------------|------------------|---------|
| 1 総務費            |                  | 3,250   |
|                  | 1 総務管理費          | 1,038   |
|                  | 2 徴収費            | 2,212   |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 155,393 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 155,393 |
| 3 諸支出金           |                  | 1,587   |
|                  | 1 償還金及び還付加算金     | 1,587   |
| 4 予備費            |                  | 300     |
|                  | 1 予備費            | 300     |
| 歳出合計             |                  | 160,530 |

同じく読み上げて、歳入歳出御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算の歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料1億1,659万4,000円。

2款使用料及び手数料、1項手数料4万5,000円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金4,230万円。

4款繰越金、1項繰越金は費目存置。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は費目存置。2項償還金及び還付加算金は158万7,000円。3項預金利子は費目存置。

歳入合計、1億6,053万円。

歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費103万8,000円。2項徴収費221万2,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金1億5,539万3,000

円。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金158万7,000円。

4款予備費、1項予備費30万円。

歳出合計、1億6,053万円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第20 議案第15号 令和3年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第15号 令和3年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算について御提言申し上げます。

議案第15号

令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計予算

令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ176,615千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した土地区画整理事業費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款          | 項                 | 金額      |
|------------|-------------------|---------|
| 1 使用料及び手数料 |                   | 1,611   |
|            | 2 使用料             | 1,611   |
| 2 繰入金      |                   | 174,952 |
|            | 1 基金繰入金           | 174,952 |
| 3 繰越金      |                   | 1       |
|            | 1 繰越金             | 1       |
| 4 諸収入      |                   | 50      |
|            | 1 雑入              | 50      |
| 5 保留地処分金   |                   | 1       |
|            | 1 南上原区画整理事業保留地処分金 | 1       |
| 歳入合計       |                   | 176,615 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項              | 金額      |
|-------------|----------------|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 176,614 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 176,614 |
| 3 予備費       |                | 1       |
|             | 1 予備費          | 1       |
| 歳出合計        |                | 176,615 |

それでは歳入のほうから読み上げて、御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算。歳入、1款使用料及び手数料、2項使用料161万1,000円。

2款繰入金、1項基金繰入金1億7,495万2,000円。

3款繰越金は費目存置。

4款諸収入、1項雑入5万円。

5款保留地処分金、1項南上原区画整理事業保留地処分金は費目存置。

歳入合計、1億7,661万5,000円。

歳出でございます。1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費1億7,661万

4,000円。

3款予備費は費目存置。

歳出合計、1億7,661万5,000円でございます。以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第21 議案第16号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第16号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計予算について御提言申し上げます。

#### 議案第16号

#### 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計予算

令和3年度中城村公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ265,813千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、200,000千円

と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

| 款        | 項         | 金 額     |
|----------|-----------|---------|
| 1 使用料手数料 |           | 59,360  |
|          | 1 使用料     | 59,300  |
|          | 2 手数料     | 60      |
| 2 県支出金   |           | 27,250  |
|          | 1 県補助金    | 27,250  |
| 3 繰入金    |           | 151,499 |
|          | 1 一般会計繰入金 | 151,499 |
| 4 繰越金    |           | 1       |
|          | 1 繰越金     | 1       |
| 5 諸収入    |           | 3       |
|          | 1 預金利子    | 1       |
|          | 2 雑入      | 2       |
| 6 村債     |           | 27,700  |
|          | 1 村債      | 27,700  |
| 歳 入 合 計  |           | 265,813 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款        | 項        | 金 額     |
|----------|----------|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 130,904 |
|          | 1 公共下水道費 | 130,904 |

| 款       | 項     | 金額      |
|---------|-------|---------|
| 2 公債費   |       | 134,709 |
|         | 1 公債費 | 134,709 |
| 3 予備費   |       | 200     |
|         | 1 予備費 | 200     |
| 歳 出 合 計 |       | 265,813 |

第2表 地方債

| 起債の目的   | 限度額          | 起債の方法              | 利率    | 償還の方法                                                                                                           |
|---------|--------------|--------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 下水道整備事業 | 千円<br>27,700 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内 | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還または、低利に借換えすることができる。 |
| 計       | 27,700       |                    |       |                                                                                                                 |

読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算。歳入、1款使用料手数料、1項使用料5,930万円。2項手数料6万円。

2款県支出金、1項県補助金2,725万円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金1億5,149万9,000円。

4款繰越金は費目存置。

5款諸収入も費目存置。

6款村債、1項村債2,770万円。

歳入合計、2億6,581万3,000円。

歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費1億3,090万4,000円。

2款公債費、1項公債費1億3,470万9,000円。

3款予備費、1項予備費20万円。

歳出合計、2億6,581万3,000円でございます。

続いて第2表地方債。起債の目的、下水道整

備事業、限度額が2,770万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年5%以内。償還の方法が、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還または、低利に借換えすることができる。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第22 議案第17号 令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第17号 令和3年度中 城村污水处理施設管理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第17号

令和3年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算

令和3年度中城村污水处理施設管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,827千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した污水处理施設管理事業に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間の流用

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款          | 項       | 金額    |
|------------|---------|-------|
| 1 使用料及び手数料 |         | 2,822 |
|            | 1 使用料   | 2,821 |
| 2 寄附金      |         | 1     |
|            | 1 寄附金   | 1     |
| 3 繰入金      |         | 1     |
|            | 1 基金繰入金 | 1     |
| 4 繰越金      |         | 1     |
|            | 1 繰越金   | 1     |

| 款     | 項      | 金額    |
|-------|--------|-------|
| 5 諸収入 |        | 2     |
|       | 1 預金利子 | 1     |
|       | 2 雑収入  | 1     |
| 歳入合計  |        | 2,827 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項           | 金額    |
|-------------|-------------|-------|
| 1 汚水処理施設管理費 |             | 2,514 |
|             | 1 汚水処理施設管理費 | 2,514 |
| 2 予備費       |             | 313   |
|             | 1 予備費       | 313   |
| 歳出合計        |             | 2,827 |

読み上げて、御提案申し上げます。

歳入、1 款使用料及び手数料、1 項使用料  
282万1,000円。2 項手数料は費目存置。

2 款寄附金から5 款諸収入は全ては費目存置  
でございます。

歳入合計、282万7,000円。

歳出、1 款汚水処理施設管理費、1 項汚水処  
理施設管理費251万4,000円。

2 款予備費、1 項予備費31万3,000円。

歳出合計、282万7,000円。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終  
わります。

日程第23 議案第18号 令和3 年度中城村水  
道事業会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第18号 令和3 年度中  
城村水道事業会計予算について御提案申し上げ  
ます。

議案第18号

令和3 年度中城村水道事業会計予算

(総則)

第1 条 令和3 年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|     |           |                       |                |
|-----|-----------|-----------------------|----------------|
| (1) | 給水栓数      | 6,520                 | 栓              |
| (2) | 年間配水量     | 2,323,186             | m <sup>3</sup> |
| (3) | 一日平均配水量   | 6,365                 | m <sup>3</sup> |
| (4) | 主要な建設改良事業 | 南上原配水池建替及び南上原ポンプ場改修工事 |                |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

|     |        |         |    |
|-----|--------|---------|----|
| 第1款 | 水道事業収益 | 570,531 | 千円 |
| 第1項 | 営業収益   | 521,500 | 千円 |
| 第2項 | 営業外収益  | 49,029  | 千円 |
| 第3項 | 特別利益   | 2       | 千円 |

支 出

|     |        |         |    |
|-----|--------|---------|----|
| 第1款 | 水道事業費用 | 528,718 | 千円 |
| 第1項 | 営業費用   | 520,122 | 千円 |
| 第2項 | 営業外費用  | 7,495   | 千円 |
| 第3項 | 特別損失   | 101     | 千円 |
| 第4項 | 予備費    | 1,000   | 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額280,839千円（建設改良支出のうち、108千円は賞与引当金取崩計上によるものであるため減額する。）は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,432千円、建設改良積立金の取崩264,622千円及び減債積立金の取崩8,785千円で補填するものとする。

収 入

|     |          |         |    |
|-----|----------|---------|----|
| 第1款 | 資本的収入    | 238,396 | 千円 |
| 第1項 | 補助金      | 170,000 | 千円 |
| 第2項 | 出資金      | 1,400   | 千円 |
| 第3項 | 固定資産売却代金 | 1       | 千円 |
| 第4項 | 投資その他収入  | 66,995  | 千円 |

支 出

|     |        |         |    |
|-----|--------|---------|----|
| 第1款 | 資本的支出  | 519,343 | 千円 |
| 第1項 | 建設改良費  | 509,551 | 千円 |
| 第2項 | 企業債償還金 | 8,791   | 千円 |

|              |          |
|--------------|----------|
| 第3項 その他資本的支出 | 1 千円     |
| 第4項 予備費      | 1,000 千円 |

(債務負担金)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項                   | 期 間                | 限 度 額    |
|-----------------------|--------------------|----------|
| 会計・調定システム関係機器賃借料      | 令和2年度から令和7年度<br>まで | 2,477千円  |
| 会計・調定システム関係機器保守料      | 令和2年度から令和7年度<br>まで | 2,477千円  |
| 会計・調定システムクラウド利用料<br>等 | 令和2年度から令和7年度<br>まで | 13,324千円 |
| 車両賃借料                 | 令和元年度から令和6年度<br>まで | 1,159千円  |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費、企業債償還金及びその他資本的支出との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 45,834 千円

(棚卸資産購入限度額)

第9条 棚卸資産の購入限度額は、2,197千円と定める。

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

以上でございます。

わかります。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終

休憩します。

休 憩（14時03分）

~~~~~

再 開（14時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第24 発議第1号 中城村議会委員会条

例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 それでは読み上げて御提案いたします。

発議第1号

令和3年3月3日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

提 出 者

中城村議会議員 安 里 清 市

賛 成 者

中城村議会議員 石 原 昌 雄

中城村議会議員 金 城 章

中城村議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

中城村議会委員会条例の一部を改正する条例

中城村議会委員会条例（昭和62年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務常任委員会 6人</p> <p>総務課、企画課、会計課、税務課、住民生活課_____、健康保険課、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の委員会に所属しない事項</p> <p>（2） （略）</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務常任委員会 6人</p> <p>総務課、企画課、会計課、税務課、住民生活課、福祉課、健康保険課、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の委員会に所属しない事項</p> <p>（2） （略）</p>

<p>(3) 文教社会常任委員会 5人 教育総務課、生涯学習課、学校給食共同調理場、福祉課及び子ども課に関する事項</p>	<p>(3) 文教社会常任委員会 5人 教育総務課、生涯学習課、学校給食共同調理場_____及び子ども課に関する事項</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから、発議第1号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩 (14時09分)

~~~~~

再 開 (14時14分)

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、発議第1号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (14時15分)

~~~~~

再 開 (15時05分)

○議長 新垣博正 再開します。

日程第25 意見書第1号 米軍航空機の低空飛行に関する意見書及び日程第26 決議第1号 米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議については、関連しますので一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、日程第25及び日程第26については、一括議題といたします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは読み上げて御提案をいたします。

意見書第1号

令和3年3月3日

中城村議会

議長 新垣 博正 殿

提出者

中城村議会議員 大 城 常 良

賛成者

中城村議会議員 安 里 清 市

賛成者

中城村議会議員 伊 佐 則 勝

米軍航空機の低空飛行に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、村民、県民の安心・安全・生命を守るため、米軍及び関係当局に対し強く抗議するため。

裏面をお願いします。

米軍航空機の低空飛行に関する意見書（案）

昨年12月から慶良間諸島周辺の上空で米空軍MC130J特殊作戦機による低空飛行訓練に対し、1月15日に渡嘉敷村、座間味両村長及び同月14日に沖縄県議会米軍基地関係特別委員会が沖縄防衛局へ抗議した。しかしながら2月に入ってから大型機の低空飛行は県内各地で確認されており、2月4日には再び同型機とみられる航空機が、国頭村辺戸岬周辺の訓練空域外をかなりの低空で飛行していることが目撃されている。再三の抗議を無視しての訓練の強行は県民の不安を軽視しており、米国追従で軍事訓練を優先させる日本政府の当事者意識は欠如している。また、本村上空においても低空飛行訓練が行われるかもしれない状況であるため、断じて容認できるものではない。

よって、本村議会は県民、村民の生命・財産を守る立場から、度重なる米軍航空機の低空飛行に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 米軍航空機による低空飛行を即時中止すること。
- 2 航空機の航行の安全等を定めた航空法を適用できるよう、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月3日
沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄防衛局長

続いて、決議第1号に移ります。

決議第1号

令和3年3月3日

中城村議会

議長 新垣 博正 殿

提出者

中城村議会議員 大 城 常 良

賛成者

中城村議会議員 安 里 清 市

賛成者

中城村議会議員 伊 佐 則 勝

米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、村民、県民の安心・安全・生命を守るため、米軍及び関係当局に対し強く抗議するため。

裏面を御参照ください。

米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議（案）

昨年12月から慶良間諸島周辺の上空で米空軍MC 130 J 特殊作戦機による低空飛行訓練に対し、1月15日に渡嘉敷村、座間味両村長及び同月14日に沖縄県議会米軍基地関係特別委員会が沖縄防衛局へ抗議した。しかしながら2月に入ってから大型機の低空飛行は県内各地で確認されており、2月4日には再び同型機とみられる航空機が、国頭村辺戸岬周辺の訓練空域外をかなりの低空で飛行していることが目撃されている。再三の抗議を無視しての訓練の強行は県民の不安を軽視しており、米国追従で軍事訓練を優先させる日本政府の当事者意識は欠如している。また、本村上空においても低空飛行訓練が行われるかもしれない状況であるため、断じて容認できるものではない。

よって、本村議会は県民、村民の生命・財産を守る立場から、度重なる米軍航空機の低空飛行に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 米軍航空機による低空飛行を即時中止すること。
- 2 航空機の航行の安全等を定めた航空法を適用できるよう、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

令和3年3月3日
沖縄県中城村議会

あて先

在日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事
嘉手納基地第18航空団司令官

以上であります。

○議長 新垣博正 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第1号及び決議第1号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第1号及び決議第1号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第1号及び決議第1号は委員会付託を省略します。

これから意見書第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 本件、抗議決議に賛成の立場から討論をいたします。

米空軍MC130J特殊作戦機による低空飛行訓練が昨年12月から慶良間諸島周辺、渡嘉敷村・座間味村で行われ、県議会米軍基地関係特別委員会や周辺自治体が抗議決議をしたにもかかわらず翌日からは国頭村辺戸岬周辺や県内各地で抗議をあげ笑うかのような訓練が強行されております。日本政府も訓練は必要との立場から容認していますが、最低安全行動以下で米軍の飛行が許される現状では県民の安全は守られません。政府は安全保障条約は必要との立場から在日米軍の7割以上の基地を沖縄県に押し付け、かかる危険行為を強行し、県民を恐怖にさらしている態度は全く許されるものではありません。強く米軍に抗議するものであります。

以上のことから、本件抗議決議に賛成します。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。
(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第1号 米軍航空機の低空飛行に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第1号 米軍航空機の低空飛行に関する意見書は原案のとおり可決されました。

続きまして、決議第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第1号 米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、決議第1号 米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

日程第27 意見書第2号 米兵わいせつ事件に関する意見書及び日程第28 決議第2号 米兵わいせつ事件に関する抗議決議については、関連しますので一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、日程第27及び日程第28については、一括議題といたします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。
比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは読み上げて御提案いたします。

意見書第2号

令和3年3月3日

中城村議会

議長 新垣 博正 殿

提出者

中城村議会議員 比 嘉 麻 乃

賛成者

中城村議会議員 安 里 ヨシ子

賛成者

中城村議会議員 玉那覇 登

米兵わいせつ事件に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、村民、県民の安心・安全・生命を守るため、米軍及び関係当局に対し強く抗議するため。

裏面をお願いします。

米兵わいせつ事件に関する意見書（案）

那覇市内で1月31日未明に米海兵隊員による強制わいせつ容疑で逮捕される事件が発生した。在沖米海兵隊員はリバティ制度や新型コロナウイルス感染対策指針に違反していた可能性がある上に、女性に対し精神的、肉体的苦痛を与え、人間としての尊厳をじゅうりんする犯罪であり、激しい怒りを禁じ得ない。

沖縄県で米軍関係の事件・事故が繰り返し発生していることは、全国の米軍基地の70%が沖縄に集中しているためであり、弊害そのものである。

県議会や県内市町村は事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止、教育の徹底を強く米軍に抗議してきたが、このような事件が発生したことは米軍における管理体制や人権教育がまったく機能しておらず、県民の怒りは増すばかりである。

よって、本村議会は県民、村民の生命・尊厳を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議す

るとともに、下記の事項を速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者および家族への完全な補償と心のケアを行うこと。
- 2 米軍人・軍属らの綱紀粛正と実効性のある再発防止策を早急に行うこと。
- 3 勤務時間外行動の指針を順守すること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月3日
沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄防衛局長

以上でございます。それでは、続きます

決議第2号

令和3年3月3日

中城村議会

議長 新垣 博正 殿

提出者

中城村議会議員 比 嘉 麻 乃

賛成者

中城村議会議員 安 里 ヨシ子

賛成者

中城村議会議員 玉那覇 登

米兵わいせつ事件に関する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、村民、県民の安心・安全・生命を守るため、米軍及び関係当局に対し強く抗議するため。

裏面を御覧ください。

米兵わいせつ事件に関する抗議決議（案）

那覇市内で1月31日未明に米海兵隊員による強制わいせつ容疑で逮捕される事件が発生した。在沖米海兵隊員はリバティ制度や新型コロナウイルス感染対策指針に違反していた可能性がある上に、女性に対し精神的、肉体的苦痛を与え、人間としての尊厳をじゅうりんする犯罪であり、激しい怒りを禁じ得ない。

沖縄県で米軍関係の事件・事故が繰り返し発生していることは、全国の米軍基地の70%が沖縄に集中しているためであり、弊害そのものである。

県議会や県内市町村は事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止、教育の徹底を強く米軍に抗議してきたが、このような事件が発生したことは米軍における管理体制や人権教育がまったく機能しておらず、県民の怒りは増すばかりである。

よって、本村議会は県民、村民の生命・尊厳を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項を速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 被害者および家族への完全な補償と心のケアを行うこと。
- 2 米軍人・軍属らの綱紀粛正と実効性のある再発防止策を早急に行うこと。
- 3 勤務時間外行動の指針を順守すること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

令和3年3月3日
沖縄県中城村議会

あて先

在日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事
在沖米海兵隊太平洋基地司令官

以上です。

○議長 新垣博正 これで、提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第2号及び決議第2号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第2号及び決議第2号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第2号及び決議第2号は委員会付託を省略します。

これから意見書第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは本意見書に賛成の立場で討論いたします。

1月31日に発生した米海兵隊による強制わいせつ事件は、在沖米海兵隊の行動指針に反しており、僅か1か月半で飲酒絡みの逮捕事案が6件も発生していることから行動指針は全く機能していない。今回の事件は沖縄では何をやってもいいという思いと戦後76年を迎えた今も沖縄はアメリカの占領下にあるとの認識が根底にあるのではないかと感じております。人間としての尊厳を蹂躪し、被害者が受けた精神的・肉体的苦痛は計り知れないものであり、断じて許すことはできない。

以上のことから本意見書に賛成するものであ

ります。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第2号 米兵わいせつ事件に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第2号 米兵わいせつ事件に関する意見書は原案のとおり可決されました。

続きまして、決議第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第2号 米兵わいせつ事件に関する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、決議第2号 米兵わいせつ事件に関する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (15時26分)

令和3年第1回中城村議会定例会（第2日目）

招 集 年 月 日	令和3年3月3日（水）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和3年3月4日（午前10時00分）		
	散 会	令和3年3月4日（午前11時25分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉 那 覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	14 番	伊 佐 則 勝	15 番	新 垣 善 功
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ ども 課 長	金 城 勉
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	仲 村 盛 和
	総 務 課 長	與 儀 忍	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	上 下 水 道 課 長	知 名 勉
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 長	比 嘉 保
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	生 涯 学 習 課 長	稻 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三		

議 事 日 程 第 2 号

日 程	件 名
第 1	議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第 2	議案第 3 号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例
第 3	議案第 4 号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
第 4	議案第 5 号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
第 5	議案第 6 号 令和 2 年度中城村一般会計補正予算（第 8 号）
第 6	議案第 7 号 令和 2 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
第 7	議案第 8 号 令和 2 年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
第 8	議案第 9 号 令和 2 年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 9	議案第 10 号 令和 2 年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 10	議案第 11 号 令和 2 年度中城村水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 11	諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第 12	諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第 13	承認第 1 号 専決処分の承認について（令和 2 年度中城村一般会計補正予算（第 7 号））
第 14	同意第 1 号 教育委員会委員の任命について
第 15	報告第 1 号 専決処分の報告について（吉の浦公園野球場機能強化整備工事改定契約）
第 16	報告第 2 号 令和 3 年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

○議長 新垣博正 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。休憩します。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時01分)

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号 特別職の職員で非常

勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第3号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 議案第4号について

質疑をさせていただきます。

それと附則の令和3年1月1日から適用するところなんですけれども、これは1月1日という、なぜそこなのかという説明をお願いします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 地方条例の改正、個人所得課税の見直しが1月1日適用となりますので、1月1日適用となります。それに基づいて国民健康保険税は今年度4月1日からの改正となります。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 制度はそのようにするんですけれども、こういうふうに適用が1月1日というものですから、そのほかに何か影響することはないでしょうか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 ほかに影響するものはないと思います。

○議長 新垣博正 よろしいですか。石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 はい。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。休憩します。

休憩（10時08分）

~~~~~

再開（10時09分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第4号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第5号 中城村後期高齢者医

療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 令和2年度中城村一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第6号 令和2年度中城村一般会計補正予算(第8号)について質疑をいたします。

まず45ページ、3款民生費なんですけれども、これの18節負担金、補助及び交付金、その中で施設型保育費負担金ということで9,039万8,000円の減になっております。その減額になった説明を求めたいと思います。

2点目に、53ページ、これが7款2目12節の委託料、その中で新たな情報発信体制構築事業委託料ということで、202万4,000円これも減額になっております。その説明を求めます。

3点目に、55ページ、このほうの8款の2目道路新設改良費、14節の防犯灯設置工事220万円計上されているんですけれども、これ説明の中では公共駐車場から庁舎まで街灯を設置すると聞いているんですけれども、これは何基予定しているのか。そのほうを伺いたいと思います。以上、3点よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

45ページ、3款2項1目18節負担金、補助及び交付金、細節で申し上げますと施設型保育給付費負担金マイナス9,039万円につきましては、

各園の2号、3号の受入れ園児数の減による運営補助金の減となっており、その補正でございます。具体的に申し上げますと、マシューが当初予定定員数よりもマイナス30名、3,600万円程度ですね、みなみがマイナス18名で、CECが10名で、夢の園がマイナス30名というところで、マシューと夢の園のほうは建替え新設ということで、当初はマックスの園児数での申請がございましたけれども、実際初年度ということで減があつて影響したものだと思われまふ。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

委託料の新たな情報発信体制構築事業委託料として202万4,000円を減額しております。減額の理由については入札残による減額になります。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それではお答えいたします。

55ページの防犯灯の設置工事なんですけれども、これは新庁舎から公共駐車場までも含みますが、ほかの区域も含めて全部で15基になります。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは1点目から施設型保育負担金、そのほうが今、課長からの答弁でトータルしますと88名の減ということなんですけれども、これはこれだけの児童の減ということなんですけれども、それでしっかりとこのマシューとか、みなみとか、保育園のほうはこれは運営がしっかりとできていくのかどうか、その点をもう1回伺いたいと思います。

あとは新たな情報発信のほうは、これは入札残ということで、あとは答弁は求めません。

3点目ですね、これは公共駐車場から庁舎まで、あるいはそのほかも含めて15基ということ

なんですけれども、私が言った庁舎から公共駐車場までの間は何基予定しているのか、これを再度お聞きしたいと思います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

この負担金につきましては、運営補助2号、3号の運営補助となっていることから在園児の数によって負担金が決まります。かつ係る費用ももちろん在園児に対して係る費用ですので、少なれば保育士の数もそうですけれども、実際係る経費というのは園児数に対してかける経費になると思われまますので、赤が出るというふうなことはないと考えております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それではお答えいたします。

確定した数字は把握していないんですが、そこにある電柱の数だけ設置する予定であります。数字としましては、後で報告したいと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは1点目のほうですね、負担金、運営のほうも別に問題はないということであるのであれば、これだけなぜ減ったのかどうか、ちょっと私のほうで調べたいと思いますので、これで終わりたいと思います。

防犯灯の件については、電柱の数だけということであるのですけれども、その件については住民からも何件か問い合わせがあって、こういう計画があるのかというところもあって、そういうのがあれば、これはあのまま担当課だけではなくて、全ての課においてしっかりと丁寧にぜひ対応するように、問い合わせに対してはやっていただきたいというふうに思いますので、以上で終わります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 おはようございます。

それでは補正予算について御質問をいたします。

43ページのほうですけれども、3款1項5目の18節ふれあい事業補助金の減について、これはコロナで事業が実施できないというふうなことでの補助金の削減なのかをお聞きしたいということです。

それから63ページのほうですけれども、教育費、10款4項1目の12節委託費ですね。及び16節の公有財産購入費、この件についてですけれども、認定こども園に係るものというふうにお聞きしているのですが、そのとおりでしょうか。お願いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

ふれあい事業の補助金につきましては、当初の算定した高齢者数の数等の算定の基礎がありまして、その分より減った部分、前年度の時点での予算の算定ですので、その部分での差分の減ということになっております。決してコロナによる活動の減ということではありません。以上です。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

63ページ、10款4項1目16節公有財産購入費、用地購入費につきましては、議員がおっしゃるとおり認定こども園の用地の予算となっております。このマイナス1,415万円につきましてはの御説明ですけれども、鑑定評価が当初見込みより下回るための減とさせていただいております。当初平米当たり2万5,000円程度で予算だてはしておりましたけれども、鑑定評価の結果、平米当たり約2万3,000円というところでの減の補正とさせていただいております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ふれあい事業関係での補助金は対象人数が減ったというふうなことで理解したいと思います。それからこの認定こども園の計画等についてはですね、用地の取得等に

ついても大分動いているというふうなことなんです。村民への説明がないことについて少しだけお聞きしたいと思いますが、お願いいたします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時24分）

~~~~~

再 開（10時24分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休 憩（10時25分）

~~~~~

再 開（10時25分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 せんだつての議会等でも答弁いたしました。公立幼稚園の閉鎖及び新設される認定こども園の説明会が現在、このコロナ禍の中での住民の集約というものができずに説明会に至っていないところであります。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それではちょっと質疑したいと思えます。

64ページ、文化財保護費のところをちょっと教えてください。12節の委託料から13節委託料の減の理由と今後どうなるのか、それと14節の工事費もそうです。その同じことをちょっとよろしくお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではただいまの御質問にお答えいたします。

12節、13節あとは14節工事費、全てにしまして令和2年度の当初予算だてしました国からの歳入のところには減がございますが、国からの国庫補助金の減に伴い、その部分、委託料、関連する工事費も含め、その部分が減になって

くるということで、今回、この事業費が抑えられているということでの減になります。今後の展開につきましては、新年度予算をこれから御審議いただきますが、令和3年度引き続き城跡、一の郭の部分の取り壊し、復旧という工事を予定しております。

○議長 新垣博正 よろしいですか。金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ちょっと国からの予算は減だけど、この内容の説明と要するに今年度は入っていますけれども、また減になるのかどうなのか、ちょっと疑問点があるものだから質疑したんですけれども、それとも一つだけ66ページの10款3目12節委託料の地質調査業務160万円の説明をお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 詳細な説明と申しますが、新年度予算に当たりましては文化庁とのヒアリングを例年1月頃に実施しまして、例えば令和3年度の今回の予算に関しますと、新年度予算は12月には既にお互い概算で請求はしていきますが、その中でヒアリングの中で落とされてきたり、補助金が上がったとかもございいます。その後、決定が年度明けての4月になりまして、その後、当初の予算を立てたときよりは交付決定が落ちる。例年ですと12月に追加補正で国からまた追加の補正予算があるとそこで追加して補正するというのを毎年繰り返しているわけで、今回、コロナもありましてですね、国の予算だてが厳しい中で12月補正ではなく3月まで待つての補正をしようという判断に至ったために、今回3月補正で中城城跡に関連する事業を補正減にさせていただきました。以後についてもこれまでと同様、基本的には予算要求した部分をこちらのほうとしては文化庁に対して補助金は要求しておりますので、その中での県内の中での配分もありますので、そこは御理解いただければと思います。

あとは66ページにつきましては、こちらは繰越事業でもございました吉の浦公園の機能強化事業の中で土質調査、今度新しくまた照明を建てたりするので、その辺の土質調査の委託料としての160万円の計上でございます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 説明は分かりましたけれども、今城跡の整備は相当遅れているように私としては感じるのですけれども。そこをぜひですね、今文化財のほうからも国も予算を削ってあるのですけれども、もっと早めにちょっと進められないかなど。今帰仁城は相当スピード感で進んでいるような気がして、本村の世界遺産である中城城跡も早めにちょっと修繕を済ませて、観光にちゃんと生かせるような整備はどうしてもしないとイケない。その予算はぜひ確保しなければいけないと思って、質疑していますけれども、ぜひ今後、予算減にならないように助成を取られるように頑張っていたきたいと思います。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号 令和2年度中城村一

般会計補正予算(第8号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号 令和2年度中城村一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第7号について質疑を行いたいと思います。

5ページのほうですね、歳入5款になるのですけれども、2節の保険給付費等特別交付金ですね、そのほうが保険者努力、それから特別調整交付金、都道府県繰入金の2号分ということで、その3点が軒並み減額になっているんですけれども、それについてちょっと説明を求めたいと思います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

保険給付費等交付金の減額につきましては、実績に伴うものでありまして、特に減額になったのが退職者医療制度が0人になりましたので、その分の交付金の減。あとは精神結核、その分も医療費が減になりましたので、その分が占めております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これで終わります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

す議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第7号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第8号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第8号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を

採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、

原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 令和2年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。休憩します。

休憩(10時40分)

~~~~~

再開(10時42分)

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号 令和2年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号 令和2年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩(10時43分)

~~~~~

再開（11時00分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

村長の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所：中城村字津覇
氏 名：新垣幸枝
生年月日：昭和25年生

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

人権擁護委員 新垣幸枝氏が、令和3年6月30日をもって任期満了となるため、当人を再推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。

履歴書がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時02分）

~~~~~

再開（11時02分）

○議長 新垣博正 再開します。

諮問第1号については、適任の意見をつけて答申したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任との意見をつけて、答申することに決定いたしました。

日程第12 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

村長の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 諮問第2号 人権擁護委員 申し上げます。  
の推薦につき意見を求めることについて御提案

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所：中城村字南上原  
氏 名：新 屋 彩  
生年月日：昭和57年生

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人権擁護委員 中村美津江氏が、令和2年6月30日をもって任期満了となったため、その後任として新屋彩氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。

履歴書がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時06分）

~~~~~

再 開（11時10分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休 憩（11時11分）

~~~~~

再 開（11時11分）

○議長 新垣博正 再開します。

お諮りします。

諮問第2号については、適任の意見をつけて

答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任との意見をつけて、答申することに決定しました。

日程第13 承認第1号 専決処分承認について（令和2年度中城村一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第1号 専決処分の承認について（令和2年度中城村一般会計補正予算（第7号））御提案申し上げます。

承認第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

新型コロナワクチン接種体制等について、緊急に補正予算が必要となったため、令和2年度中城村一般会計補正予算（第7号）を専決処分したので議会の承認を必要とする。

中城村専決第1号

専決処分書

令和2年度中城村一般会計補正予算（第7号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

令和3年1月27日

中城村長 浜田 京介

令和2年度中城村一般会計補正予算（第7号）

令和2年度中城村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,086千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,549,329千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月27日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| 15 国庫支出金 |         | 4,529,542  | 26,626  | 4,556,168  |
|          | 1 国庫負担金 | 1,290,160  | 20,104  | 1,310,264  |
|          | 2 国庫補助金 | 3,232,376  | 6,522   | 3,238,898  |
| 18 寄附金   |         | 133,897    | 38,205  | 172,102    |
|          | 1 寄附金   | 133,897    | 38,205  | 172,102    |
| 19 繰入金   |         | 738,518    | △13,745 | 724,773    |
|          | 2 基金繰入金 | 676,160    | △13,745 | 662,415    |
| 歳入合計     |         | 12,498,243 | 51,086  | 12,549,329 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|-------|---------|------------|--------|------------|
| 2 総務費 |         | 3,987,239  | 23,687 | 4,010,926  |
|       | 1 総務管理費 | 3,779,132  | 23,687 | 3,802,819  |
| 4 衛生費 |         | 960,170    | 27,399 | 987,569    |
|       | 1 保健衛生費 | 570,234    | 27,399 | 597,633    |
| 歳出合計  |         | 12,498,243 | 51,086 | 12,549,329 |

専決処分書等がございますので、御参照いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは承認第1号について質疑を行いたいと思っております。

8ページのほうですね、4款衛生費、予防費になるんですけれども、これの委託料、12節ですね、その中でトータルで2,282万7,000円あるんですけれども、これは新型コロナワクチン接種をスムーズにできるだけ機敏に、そして村民に影響が出ないようにということを前もって行えるように準備体制として専決処分をやられた

というふうに理解してよろしいのかどうかお願いいたします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりの内容でございますが、まず内訳を御説明させていただきたいんですが、この委託料の中にまずコロナワクチン接種委託料、接種に係る費用として65歳以上4,400名のワクチン1回当たりの2,070円、消費税抜きの掛ける2ということで2,000万円につきましては、ワクチン接種に係る委託料となっております。そのほかはおっしゃるようにシステム改修であったり、クーポン券の発送等々、スムーズに住民接種ができるような委託内容となっております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今、皆さんも御存じのとおり国、県、大変ワクチンが遅いとか、そういったたぐいのものがいっぱい話にあるいは報道でも聞こえるものですから、本村はいろいろと前もっての準備がうまくかみ合って取り組んでいるということを私は評価しておりますので、ぜひともこれが見落としのないようにしっかりと取り組んでいくようお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。休憩します。

休憩（11時12分）

~~~~~

再開（11時15分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休憩（11時15分）

~~~~~

再開（11時18分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休憩（11時18分）

~~~~~

再開（11時18分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認について（令和2年度中城村一般会計補正予算（第7号））を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号 専決処分の承認について（令和2年度中城村一般会計補正予算（第7号））は承認することに決定しました。

日程第14 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 同意第1号 教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

同意第1号

教育委員会委員の任命について

下記の者を中城村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所：中城村字久場
氏 名：宮 城 早綾佳
生年月日：昭和51年生

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

教育委員会委員 比嘉和枝氏の任期が、令和3年3月31日をもって満了するため新たに委員を選任する必要がある。

履歴書を御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提出者の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩（11時19分）

~~~~~

再 開（11時19分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、同意第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありません

か。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第1号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、同意第1号 教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

日程第15 報告第1号 専決処分の報告について（吉の浦公園野球場機能強化整備工事改定契約）を議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第1号 専決処分の報告について（吉の浦公園野球場機能強化整備工事改定契約）御報告申し上げます。

報告第1号

専決処分の報告について

吉の浦公園野球場機能強化整備工事の改定契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の議決により指定された吉の浦公園野球場機能強化整備工事の改定契約について専決処分したので、議会に報告する必要がある。

専決処分書の写しと改定契約書、御参照いただきたいと思えます。変更金額は71万3,900円、変更後の工事請負代金は6,121万3,900円でございます。以上でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時22分）

~~~~~

再 開（11時22分）

○議長 新垣博正 再開します。

訂正します。先ほど日程第9と申し上げましたが、15の誤りですので訂正します。

これで、報告を終わります。

休憩します。

休 憩（11時22分）

~~~~~

再 開（11時23分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第16 報告第2号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第2号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について御報告申し上げます。

報告第2号

令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別冊のとおり報告する。

令和3年3月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

事業計画書が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。

ちなみに中城村は借り入れはございません。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで報告を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（11時25分）





## 令和3年第1回中城村議会定例会（第3日目）

|                                                 |                 |                    |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|--------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年3月3日（水）     |                    |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年3月5日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和3年3月5日（午後3時44分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市            | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整          | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝            | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清              | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登            | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則            | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良            | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                    |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 14 番            | 伊 佐 則 勝            | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 新 垣 親 裕            | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介            | こ ども 課 長                           | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典            | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍              | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清              | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝          | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 保     |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳              | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三            |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 3 号

| 日 程 | 件 名                             |
|-----|---------------------------------|
| 第 1 | 議案第1号 とよむ中城住みよい環境づくり条例          |
| 第 2 | 議案第12号 令和3年度中城村一般会計予算           |
| 第 3 | 議案第13号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計予算     |
| 第 4 | 議案第14号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計予算    |
| 第 5 | 議案第15号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計予算   |
| 第 6 | 議案第16号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計予算    |
| 第 7 | 議案第17号 令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算 |
| 第 8 | 議案第18号 令和3年度中城村水道事業会計予算         |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第1号 とよむ中城住みよい環境づくり条例を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第1号について、質疑をしたいと思います。

本条例は本村の環境を全般に寄与するものであり、高く評価するものであります。そこで内容について二、三質疑をしたいと思います。まず19条、現地調査になるんですけれども、この条文の中に、その職員というふうにあるんですけれども、その職員とは1点目に第7条にある指導員のことなのか。第7条に地域及び環境に促進するため、指導員を委嘱するということがありますので、その指導員を指しているのかどうか。

2点目に第20条、罰則なんですけれども、1万円以下の過料に処するというのがあるんですけれども、1万円以下の根拠を伺いたいと思っております。この2点、よろしく願います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、ただいまの御質疑にお答えをいたします。

美化条例の7条の環境美化指導員が19条の現地調査の職員についての御質疑と認識しておりますが、現地調査の職員については本職員のことを指しております。担当職員ですね。

次に、第20条の罰則の1万円以下の過料に処するというの根拠の質疑でございますが、地方自治法の第14条第3項の規定を参考にしてございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 19条にある村職員というのは本職員ということなんですけれども、例

えばこれは1人で調査に向かうのか、あるいは数名、この指導員も同行できる体制になっているのか。職員1人だとちょっと場面、場面で苦しくなる立場もあろうかと思うんですけれども、やはり数名が行って、そこでしっかりと対応を取ることが不可欠ではないかと思うんですけれども、その点について再度伺います。

2点目の1万円以下の根拠ということで、地方自治法の14条第3項の規定をもっているということなんですけれども、これは1万円以下の過料で大丈夫だという根拠があるということで理解してよろしいですね。この2点、もう一度お願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

現地調査の職員の調査に当たる人数についての対応についての御質疑と認識しておりますが、環境係、臨時職員も含めて今3名いますけれども、基本1人ではなく、2名をもって現地調査のほうは調査をするようにと考えております。

1万円以下の過料に処する再質疑についての説明ですが、地方自治法には条例で規定する過料の上限は5万円以下とする旨の地方自治法の規定があり、他自治体の罰則の規定状況を参考に1万円以下と規定しております。ちなみに、那覇市のポイ捨て条例も1万円以下の過料ということでありまして、そこをまた参考にさせていただきました。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 まずもって、この条例を制定することに全く異議はありませんし、すばらしい条例だというふうに認識はしていますので、ぜひ進めていく中で内容にちょっと疑義があるなどか、いろいろな場面でいいものは取り入れていって、しっかりと条例を作るように、さらに邁進していただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 議案第1号の環境づくり条例の内容について、質疑をさせていただきます。

大城議員が言うように、この環境条例の制定は私も大いに賛成をして、住民が本当に環境づくりに取り組めるようなすばらしい条例にもっていったらなという思いはあります。その観点から4点ほど質疑をいたします。

まず、第15条、先日に配付資料の中の解説書も読ませていただきました。15条の解説の中では、全ての屋外の焼却行為について、周辺環境への配慮を努力義務としていると記載されておりますが、畑等の野焼きに対しての取扱いはどのように、この中で位置づけているのか伺います。

続きまして、第16条の中に騒音に関する規制がありますけれども、日常生活に伴って発生する騒音について、解説の16ページの中の5目の中で、具体例の中にテレビ、ラジオ、音響機器、ステレオ、ピアノ等の使用とか、家庭用工作機器、電気カンナ、電気ドリル、家庭用機器の中で給湯器類、電気洗濯機、乾燥器、掃除機等、空調機械のほうでルームエアコン、換気扇、それから自動車の積み下ろし等の作業内容、騒音に関わる具体的な例を挙げておりますが、この中には騒音値の基準、あるいはデジベル等の指標目安もない状況ですが、規制の表記に努めなければならないと柔らかく表記しているが、それに対してどのように苦情とかが来た場合は対処していくのか、この辺お聞きいたします。

第20条、先ほどの大城議員とちょっと重複しますがけれども、罰則規定では1万円以下の過料に課すると記載しております。先ほど課長の答弁では、他市町村を参考に行いながら1万円以下の過料で十分に足り得るというふうな回答がありましたけれども、仮に不法投棄が発覚して、それを役所側が処分した後に、その処分料が1万円以上を超えていたという前提の中でも、条

例の規則の中にはほかに過料に対する記載が一切ありません。それでも1万円以下の罰則でいいということになるのか伺います。

第22条、雑草等、除去の代執行に関してなんですけれども、代執行の代わりは公共の場所に越境と範囲を明確に指定しているが、民間、隣地同士の場合においては、行政の関与はどのような対処範囲になるのか、あるいはどのように対処していくのか、この中で教えてください。お願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時10分）

~~~~~

再 開（10時11分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

1点目、第15条、屋外における廃棄物の焼却行為の件についての御質疑でございますが、そもそも焼却行為自体が廃掃法で焼却禁止することになっております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時12分）

~~~~~

再 開（10時14分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

畑の件の野焼きについてと認識しますが、ほかに火入れ条例があるかと思えます。畑の火入れをする場合は、まず産業振興課へ申請してもらい、産業振興課は消防と日程調整を行います。消防立合いの下で、その行為を起こしますので過料というのはないと考えています。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

16条の騒音の具体例を議員のほうから列挙し、質疑についてでございますが、その対応についてでございますが、16条の規定にもありますように、日常生活に伴って発生する騒音ということなので、その辺は周辺住民の皆さんから騒音による苦情等があった場合には、当然先ほどの調査をし、その辺を調査した上で、騒音等がある場合は指導勧告をしていきたいということで考えております。逐条解説のほうにも先ほど議員のほうから具体例を述べていただきましたけれども、騒音についてはこちらのほうに、あくまでも具体例として述べているだけであって、当然それ以外のものが騒音として発生した場合は、柔軟にその辺は調査をして対応していきたいと考えております。

次に20条に関する1万円の過料に関する御質疑でございますが、先ほどの答弁と重複しますが、地方自治法の規定により5万円以下ということがありまして、これを参考にしました。議員のおっしゃる1万円以下の過料に対して、それ以上、投棄した側の費用がかかるというふうな前提というふうな質疑でございますが、それに対しては我々のほうも1万円以下の過料に処するのですが、それでも改善、そのごみを片づけないとか、そういうことがある場合は、その上位法に廃掃法の不法投棄という規定がございます。不法投棄に関しては個人の場合は、これは法律ですから、1,000万円以下の罰則の規定がございますので、当然それもしっかりその法律に基づいて対処していきたいということで考えております。

次に22条の雑草等、除去の代執行についての御質疑でございますが、22条で示す規定においては、公共の場所に越境した部分の雑草等の除去ということに対する代執行の規定でございます。今議員の質疑としては、民間同士の争い事というか、そのことについてはこれは民事上の争いなので、御相談があればこの辺のところは

市民での話し合いをしていただきながら、その対応については行政のほうも両方の言い分というか、そういったところを聞き、それが代執行にならないように、こちらのほうで指導をしていきたいということで考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 15条に関しましては、先ほど産業振興課長から回答がありましたように、従来どおり野焼きに関してはこの条例の適用範囲外、同じように畑を野焼きをする場合は産業振興課のほうに届けを出せば可能だというふうに理解してよろしいですよ。ありがとうございます。

16条に関しては、騒音については柔軟に調査して対応していくというふうな回答を得ましたけれども、課長、柔軟な対応というのが、騒音に関してはある程度の、先ほど調査員とか、あるいは村職員が調査に行くときにちゃんとした騒音というのは基準というのを所轄内で定めないと、柔軟な対応というのは果たして無理ではないのかなというふうな考えがあります。環境省の騒音規制法に関しましては、環境省のホームページの中に各地方公共団体による条例等や指導によって行われる場合があるというふうになっております。具体的な目安に関しては市町村に問い合わせくださいというふうに、環境省はそれをホームページでうたっているわけです。あくまでも指導する立場は市町村というふうになっておりまして、先ほど取り上げた家庭内の騒音基準値なんですけれども、かなりうるさいというのが、皆さんよく夏にセミの騒音とありますよね。セミの騒音が大体70デシベル、これがかかなりうるさいという指標になっています。普通で生活できる範囲内は50デシベルというふうになっているんですけれども、この50デシベル、洗濯機、乾燥機等が1メートルの範囲内で50デシベルなんです。これが普通なんです。電気カンナとか、テレビ、ピアノとかいうのは60

デシベルでうるさいという指標、人それぞれによって違うんです。これから今後この条例が可決されたときに、本村もこれからいろんな住宅形態も環境も変わってくると思います。その中で2階アパートとかいう中で、騒音の中で夜中、洗濯をする人もいるかもしれないし、あるいは新築工事が隣にあるかもしれない。その中で騒音基準値が定められていないというのが、目安がないというのが少し気にかかるのかなというふうに思いますので、その辺も柔軟な対応ではなくて、しっかりとした基準値を調査員、あるいは所轄内で取り決められたほうがいいのではないかとこのように思います。

20条に関しましては、廃掃法を最終的には適用するということになっておりますので、この1万円以下という過料だけを見たときに、家庭の不用品4つ、洗濯機、ルームエアコン、テレビ、冷蔵庫を仮に不法投棄しても、多分これは処分料が2万円ぐらいかかると思うんです。その1万円で罰則だったら知らないふりして1万円、捨てたほうがいいのかというふうなやからも出てくるのかなというふうに懸念されますので、その辺も十分対処できるような方策をしっかりと取ってもらいたいと思います。

22条に関しましては、行政のほうが中立的立場において指導をするということですので、その辺も民法上の法がありますので、指導員あるいは村職員も指導するときに、法律あるいはめ事がないように、この条例をしっかりと精査して、それと規定と施策の中身のほうも、もう一度きれいに、どう対処するかというのも見直して、しっかりとした条例を作っていただきたいと思います。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 第1号議案について、御説明を求めたいと思います。

第21条で弁明の機会を与えるというふうに

なっているのですが、違反をしている方について、公表する場合に弁明の機会を与えるというふうにしているのですが、同条の第3項では弁明の内容と併せて、これを公表するというふうになっているわけです。これは弁明の内容によっては、公表を控えるという判断が適切になる場合もあるかと思うのですが、弁明の機会を与えて、それに至った経緯を、要するにやった方が一生懸命弁明をしたにも関わらず、それが社会通念上、おかしいということであれば、それを併せて公表するというふうなことでもいいと思うのですが、そこら辺の公表をしないという判断もあるのか、お伺いいたします。

あと1つ、規則への委任が第23条のほうで規定をされておりますけれども、施行日が4月1日となっておりますので、それに間に合うように今準備されているのか。

あと1点、13条のほうに資源ごみの持ち去りの禁止が規定されていて、14条では村長は指導勧告をすることができる。さらに従わない場合は、18条で必要な措置を講ずるよう命ずると。さらにこれに従わない場合には公表するというふうな規定があります。14条、18条、21条の適用について、どのような手続を想定されているのか、お伺いいたします。

あとこの問題で、14条、18条、21条の適用について、資源ごみ回収で現金収入を得ている、いわゆる生活弱者と言われるような方々の現金収入の方策を奪いかねないという声が届いております。これの適用については緩やかな適用が望まれると思いますが、いかがでしょうか。御答弁お願いいたします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

3点ほどの御質疑がありましたので、1点ずつ御答弁いたします。

まず第21条に関しての御質疑でございますが、弁明の機会を与えることになっているが、第3

項でも弁明の内容と併せて公表しているということについてでございますが、公表についても相手方に対する不利益処分となるので、弁明の機会を付与いたします。弁明の内容、つまり義務不履行の理由が合理的と認められる場合は、もちろん公表に至らないものと認識をしております。

次に23条の施行日の4月1日に間に合うかということについての御質疑でございますが、施行規則も既に作成済みであり、4月1日施行に向けて対応してまいります。

次に第13条の資源ごみの持ち去り禁止等についての御質疑でございますが、各条項の違反事項を認識し、施行規則に定められた様式により指導勧告等を実施いたします。

4点目でございます。この規定に厳格に適用した場合、資源ごみ回収で現金収入をしている、いわゆる生活弱者の現金収入等の方策を奪いかねないというふうな懸念等、緩やかな適用を望まれるというふうな御質疑でございますが、資源ごみの持ち去り行為については、袋を開けることでごみを散乱させる行為や、他市町村では注意した住民に対してカッターを向けたという話もあり、そのような悪質な事案に発展しないよう規制を実施してまいります。また、生活弱者の現金収入を奪うため、施策を目的とはしておりませんので、議員の御指摘の部分については適切な対応を検討してまいります。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 明確な御答弁ありがとうございます。先ほどの第13条に絡んでの命令等に従わない場合の措置については、実施要綱を定めて対応するというふうなことでお聞きしたのですが、それでよかったですでしょうか。

それとあと1点のところ、生活困窮の方の現金収入の件で、いろんなトラブルが起きているというふうなことは私も聞いております。資源ごみの奪い合いを、そういう方々同士でやっ

ているとか、いろいろなことがありますので、そこら辺について効果が出てくればいいのかというふうなことも思います。いずれにしてもペナルティの適用について、同じ村民同士ですので緩やかな対応をお願いしたいと思います。先ほどの実施要綱についても定めていらっしゃるのでしょうか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの御質疑にお答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、各条項の違反事項を確認して、既に施行規則案も定めておりますので、その規則に準じて実施したいということと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 非常に画期的な条例が上程されてきたものだというふうなことで、大変高く評価しておりますので、また可決に向けた御努力を、資料等の提出とかをお願いする場合もあるかと思いますが、そういうことで頑張らしましょう。これで質疑を終わります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 2点ほど質疑をします。

第6条の環境美化の日ということであつたわけ、村長は良好な環境の促進について、村民など事業所及び所有者などの関心と理解を深めるため、環境の美化を設けるとあります。いつ頃予定していますか。それから2項のほうに村内事業者はその周辺、地域において清掃活動などを積極的に推進し、環境美化に努めなければとあります。この環境美化の日に事業者の皆様も一緒に環境美化をやるのか。具体的にちょっと説明をお願いします。

それから第7条に環境美化指導員ということで、村長は環境美化指導員を委嘱することとあります。どういった方々を委嘱するのか、もし決まっているのであれば説明をお願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

第6条の環境美化についての御質疑でございますが、本条は春、秋の一斉清掃などの環境美化の日を条例で規定し、村内に居住する者の事業所が果たすべき責務について明らかにしたものであり、村では毎年5月と10月に中城村内の一斉清掃というのを各地域において、ごみ拾い等、雑草作業をしていただいております。行政としてはあくまでも環境美化の日として美化活動の啓発をするものであり、強制的な意味合いではありませんので、御佐丸の日は教育の日、島にんじんの日のような村内の美化活動を促進する意味合いのもので考えております。

次、第7条の環境美化指導員についての御質疑でございますが……、第6条で答弁漏れがありました。村民等事業所も一緒になっての環境美化に努めるかということの質疑でございますが、先ほどの答弁と重複しますけれども、村内では5月、10月に中城村内の一斉清掃をしております。事業所においては環境美化の一環としての美化活動を啓発するものであり、村民等での環境美化に努めていただけるということではなくて、あくまでも強制的な意味合いではございませんので、事業所においては今現在もそうですが、ボランティアでごみ拾い等のことを実施しておりますので、ここで言う環境美化の村民等と事業所においては、設ける日については一緒には考えておりません。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今の環境美化の日、非常にいいことだなと思っています。理由は、これからの時代は地域と企業が連携を取りながら環境美化の要請に対して一緒に共同体な村づくりをやったほうがいいと。非常にいいことだなと思っていますので、ぜひ企業の皆様も地域と関わりながら、美化運動をやると非常にいい方向に。それから今、年2回ぐらい実施予定だと

思いますけれども、年2回では少ないと思います。なぜかと言うと、年2回ではすぐ草が生えてしまって、道路とか雑草とかが生えてきます。こういったいいことは2回ではなくて、4回とかやったらもっとすごい、いい村づくりになっていますので、答弁はいいですので、そういった形でやられたほうが非常にいい村づくりにつながるなと思って、企業と地域と連携を取りながら共同体の村づくり、2回では少ないですので4回とか、そういったのも考えながらやってください。答弁はいいです。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時41分）

~~~~~

再 開（10時41分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

大変失礼いたしました。答弁漏れがありました。第7条についての委嘱に関する御質疑でございますが、環境美化指導員については、村内の美化活動に積極的に活動を行う者、その知見を有する者を想定しております。環境美化事業所と併せて委嘱または認定する場合には別に要綱等を定める予定でございます。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 議案第1号 環境づくり条例、13条の資源ごみの持ち去り禁止について、お聞きします。

安里議員の質疑とダブりますけれども、答弁がちょっと疑問でしたので質疑をします。今までに資源ごみ持ち去りについて、どんな迷惑行為があったのか。具体的な例を挙げてください。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

具体的な例ということで、朝早く、収集運搬業者が収集する前に空き缶とか、そういったの

を置かれているごみをカッターナイフ等で開けて、そのままこれを持ち去っていくということでございます。

改めて答弁いたします。例としましては、袋を開けたことで散乱させる行為、散乱した状態ですね。こういった状態も見受けられると。資源ごみだけを回収して行って、ごみはそのまま散乱した状態、そういった迷惑行為ということなどが具体例としてございます。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 袋を開けたことでごみが、缶かんとかそういったものが散乱するということは聞いていないのですが、これは仕事のない人とか、年金暮らしの人、そして経済的に弱いと言ったら失礼かもしれませんが、そういう人たちが生活の足しにしていたと思います。それができなくなればどうなるかということ考えたことはありますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時44分）

~~~~~

再 開（10時44分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

資源ごみについては議員もおっしゃる、これまで生活弱者の方が現金収入等で、それを持ち去るというか、そんな行為も見受けるところではありますが、その辺については先ほどの答弁、安里議員の質疑の答弁と重複しますが、議員の御指摘の部分については、適切な対応をしていきたい、そのように考えております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 私たちも缶かんとか瓶とか、そういったのを出すんですけども、困っている人たちのために分別をきちっとやればよろしいわけですよ。缶と瓶と、それから新聞とか、ちゃんと分けてやれば袋を開けて、ご

みを散乱したまま持ち去って行くという人は多分いないだろうと私は考えております。経済的に弱い人たちの生活を脅かすことにはしないかということで、これは今のままでよろしいのではないかと考えていますけれども、どのように考えますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時46分）

~~~~~

再 開（10時47分）

○議長 新垣博正 再開します。

答弁を追加させます。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 先ほどの答弁では納得いかないということで改めてお答えをいたします。

議員の御指摘の部分については、これまでどおり適切な対応をしております。

安里議員の再質疑について、お答えをいたします。

先ほどの答弁とも重複しますが、今回の美化条例に基づいて、議員の御指摘の部分については、適切な対応で検討してまいりたいと思いますので、そのように御理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時48分）

~~~~~

再 開（10時50分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑ありませんか。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 とよむ中城住みよい環境づくり条例、私もこれは環境を非常によくする方法だと思って、非常に高く評価いたします。ぜひ制定してほしいと思っています。その中でちょっと2点ほど、質疑をしたいと思っています。

まず、15条に屋外における廃棄物の焼却により、周辺の生活環境を損なうことのないように努めなければならないというのがありますけれども、屋外というのは解釈しますと、全て焼却行為はできないというふうに捉えているのですが、それはそのように解釈してよろしいでしょうか。

それと今、中城村は農業の放棄地と言うんでしょうか、そういうのが大分出てきまして、そこを多分無断でと思うのですが、農業委員会の転用申請等も得ないでと思うのですが、資材置き場等に使われているところが多々見受けられますので、その中で焼却炉をちゃんと設置して、焼却している業者がいらっしゃいますが、そういうのは住民生活課ですか、届け出とか、あるいは許可を出しているのかというのがちょっと疑問に思っています。そこは今言うように現地調査を入れて、例えば焼却すると、どうしてもダイオキシンの問題で、あれだけの村の青葉苑と言いましょうか、焼却炉を造ってあるわけです。50億円から60億円ぐらいの大きな予算を使って、そこをやっていますけれども、例えば民間業者、業者の皆さんは家庭のものではないですから取らないですよ。それを許可なくと言うか、村の許可を得ないで焼却している現状がある場合どのように対応しているかというのが1点目。

あと2点目、16条に村長は周辺の生活環境を損なう騒音とありますけれども、私が聞きたいのは、例えば子供たちがピアノを習っている子がたくさんいると思います。それでお家にピアノがある家庭もあると思います。それを毎日練習するだろうと、そういうときにうるさい、騒音とを感じる人もいれば、これをすばらしいと感じる人もいます。先ほど修議員からありましたように、ピアノは60デシベルぐらいという話でしたので、それをどのように指導調整できるのかということをお教えいただきたいと

思っています。

それと最後に23条に、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項を規則で定めるとありますので、この規則を準備しているのか、その規則の内容はどういうものになるのか、それはいつ頃定めて運用するのか、そこら辺も併せてお教えください。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

まず1点目は15条の焼却行為についての御質疑ということと認識しておりますが、焼却行為自体が廃掃法では廃棄物の焼却は原則禁止されておりますが、その例外としまして、宗教的な儀式によるものや軽微なもの、焚き火等ですね、それは例外に当たるものと認識しております。本条例は、屋外焼却の禁止や許可の根拠を示すものではなく、行為者に対して周囲の生活に配慮することを促しながら、その生活環境を損なわないように努めなければならないことになっており、焼却行為自体が周辺の生活環境を損なうと認めるときは、当該行為した者に対して必要な指導、または勧告をしたいということで考えております。

次に第16条についての御質疑でございますが、騒音については基本的には騒音規制法という中で、生活騒音の規制というのはございません。先ほども修議員のほうから逐条解説のほうで騒音の具体例というのを、こちらのほうに列挙し、質疑の中でのお示しがありましたが、このところは明確なものはまだ考えておりません。その16条の中で、村民とは日常生活に伴って発生する騒音、その騒音により周辺の生活環境を損なうことのないように努めなければならないと。周辺の生活環境を損なう騒音が発生すると認めるとき、当該騒音に対して必要な指導、勧告をしていくということの文言でございますので、そのような状況になった場合に必要な指導、または勧告していきたいということで考えており

ます。

次に23条についての施行規則についてなんですが、施行規則は既に作成済みであり、4月1日の施行に向けて対応してまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 まず1点目の屋外での焼却ということですが、事業社が営業活動をするために、日々燃やしていると思います。燃やしているというのは、これは外見上、見たときにはちゃんとした焼却炉、立派な焼却炉に見えます。ですから、私たちからはこれは公害につながるのか、つながらないのかが全然分かりません。そういうことで住民生活課のほうで焼却炉を全部調べて、機能性とか、あるいは排出するダイオキシンだと思いますが、ダイオキシンの濃度がどれくらい出るのか、出ないのかというものを現地調査することはできますかというのと。

3番目の規則はできているということであれば、その規則を議員の皆さんに提供して説明いただけるのでしょうか。この2点をお願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

再質疑においては、たしか去る何日だちょっと記憶にないのですが、久場のほうで焼却炉の事業所のほうで新聞等にも、その件について記事が載っていたものだと思いますが、その施設においては当然これは環境省の基準を満たしたものであるということで理解しており、現に今、その施設から現在に至るまで、屋外における焼却行為としての苦情というか、悪臭というか、そういったことはまだ出ておりませんし、一事例として、たしか南上原だったと思いますが、同じような焼却施設等がありまして、これについては対応としましては、中部保健所の環境保全課と一緒に調査をして、対応についてはしてまいりましたので、同じような状況が発

生すれば、当然県のほうと連携をしながら対応していきたいと思っております。

次に規則についての資料提供できますかということの御質疑でございますが、後ほど御提供したいと考えております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 屋外焼却炉、私も多分あれだけ立派なものが造られているというのは、厚労省ですか、そこの認可を受けて造られたものを買ってきてあると思いますので、それが適当なのかどうなのかが分からない。ダイオキシンが出ているのか、出ていないのかも分からない状況ですので、毎日燃やしているみたいですが、日々煙とかは出ないようにしていますから、直接的に迷惑がかかる、かからないという感じのものではないですけれども、臭いとか、そういうものはクリアしているだろうと思いますが、ただ、ダイオキシンというのは体に悪いわけですから、その公表がないと、調査がないと安心できないわけです。そういうことで現地に入って調査することはできますかということで、それは南上原にもあるということですから、ぜひ調査をしていただいて、私たちが安心できるようにお願いしたいと思っています。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

適宜、現地調査のほうはしてまいりたいと思います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時08分）

~~~~~

再 開（11時18分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

す議案第1号は、総務常任委員会に付託したい
と思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第1号は総務常任委員会に
付託することに決定しました。

休憩します。

休 憩 (11時19分)

~~~~~

再 開 (11時30分)

○議長 新垣博正 再開します。  
日程第2 議案第12号 令和3年度中城村一  
般会計予算を議題とします。

本案については、3月3日に説明済みですの  
で、これから質疑を行います。

まず、歳入予算について質疑を行います。質  
疑ありませんか。

休憩します。

休 憩 (11時31分)

~~~~~

再 開 (11時31分)

○議長 新垣博正 再開します。
質疑ありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

次に、歳出予算について質疑を行います。

質疑は款別に行います。

歳出1款に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

歳出2款に対する質疑はありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは2款の予算に
ついて御質疑いたします。

まず61ページ、2款総務費、需用費の中で地
域おこし隊消耗品20万円の件と、13節使用料

125万9,000円、これは令和2年度には計上な
かったんですけれども、今年度車両賃借料とア
パート賃借料の計上があります。それが何に充
当するのか、教えてください。2款はこの2点
です。お願いします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは新垣 修議員
の質疑にお答えします。

まず、ふるさと納税関係で地域おこし協力隊
を令和2年度は観光協会に配置して、ふるさと
納税の納税額アップにつなげていこうというこ
とで取り組んでいました。今年度1年間を通し
て、観光協会に配置していましたが、令和3年
度からは企画課でふるさと納税の担当者を配置
していくことをしたほうが調整等、事業者との
調整、担当者との調整もスムーズに行くのでは
ないかということで、企画課配置を予定してお
ります。そのために消耗品の20万円、これもふ
るさと納税関係で活用する予算となっております。

使用料の車両賃借料、アパートの賃借料につ
いても、現在ふるさと納税を担当しています地
域おこし協力隊の職員の車両とアパートの賃借
料となっております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 今、観光協会にいる職
員が令和3年度からは調査のほうに来て、課内
でふるさと納税に特化した業務に就くというこ
とですね。令和2年度はアパートとか車両賃借
料というのはなかったんですけども、なぜ、今
年度は上がったのか。その辺の経緯というのは、
お願いします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

観光協会へ委託をしております、その車両、
アパートの賃借料については委託の中で予算を
組んでおりましたので、支払いも観光協会のほ
うで実施しておりました。今回は職員を異動す

るということで、本予算に計上をしております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは令和3年度の一般会計予算、質疑を行いたいと思います。

まず57ページ、2款の第1節報酬、その中に会計年度任用職員報酬ということで609万円入っているのですが、これは村長の説明では障がい者雇用2名分、そしてその看護師が1名分ということの説明であったんですけども、本村における障がい者雇用率制度に当てはめた場合に採用枠は何名になっているのか。これは障がい者雇用促進法ということで当てはめた場合に今お伺いしております。

2点目に採用人数は満たしているのか。これが2点目であります。

3点目に61ページ、上の委託料になるんですけども、旧庁舎の解体工事設計業務738万4,000円、その下にある14節の工事請負費、これは旧庁舎解体工事1億円、両方一括して質疑しますので、その1億円の中に旧庁舎解体工事請負費の中には、上にある第二庁舎、これも解体の中に含まれているのか。この3点をお伺いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

障がい者雇用につきましては、今回予算計上を2名分というふうなことで計上をさせていただいております。それから現在の障がい者雇用からすると率的に言うと、現在は満たしておりません。今回措置します会計年度任用職員、あるいは職員を含めてですけれども、採用枠を広げて、できるだけ早期に法定の雇用率達成に向けて頑張りたいというふうに考えております。

それから庁舎の設計及び工事請負契約ですけれども、旧庁舎につきましては多目的会議室以外の庁舎は全て取り壊すというふうなことで考えております。ですから第二庁舎についても工

事費に含んでいるというふうなことで考えております。ただし、設計を令和3年度に実施しますので、詳細な額としましては設計後に確定するというふうなことで御理解をお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時40分）

~~~~~

再 開（11時41分）

○議長 新垣博正 再開します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 2回目、答弁を求めたいと思います。

障がい者雇用制度ということで、今回2名分、トータルすると3名分の枠はあるんですけども、これから徐々に採用はしていくということで、これは法的にも決められた制度でありますので、ぜひこれは満たして、中城村も障がい者雇用の推進を行く村だということも含めながら整えていってください。

あと旧庁舎について、これは第二庁舎も含まれるという答弁で、取り壊しの対象になっているということであるんですけども、これは例えば耐久が完全に切れているのか、第二庁舎のほうですね。そのまま継続して使えるような手だてはないのかどうか。そのあたりはいかがですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

旧庁舎につきましては、耐震度あるいは耐久調査という調査を導入しているものではございません。しかしながら、旧中城郵便局が使用していた庁舎ですので、建築後、恐らく40年ないし50年経過する建物です。ですから今後においても使用を検討するのであれば、その調査というのを導入するというのも考えられますが、現在のところはそこまでは考えておりませんので、今回旧庁舎と一緒に取り壊しをしたいなど

いうふうなことで考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 最後になりますけれども、こうして旧庁舎を取り壊す予算として1億円、これは突飛に我々は聞いているんですけども、やはり行政全般において、行政と議会は報連相、報告・連絡・相談、そして最も大事なものが、これは説明をしていただければ、しっかりと信頼関係は行政と議会、おのずと生まれてくるだろうというふうに思いますので、しっかりと説明のほうはしていただきたいというふうに思って質疑を終わります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 58ページ、委託料の中で顧問弁護士委託料が毎年60万円ずつしているけれども、現在何という弁護士なのか。そして利用状況はどうなっているのか、弁護士の。先ほどもありました条例制定の場合の法令審査委員会の中にも入っているのかどうか。法令審査委員会の中はちゃんとそういう顧問弁護士、あるいは法律に詳しい方が入るべきだと思うんですけども。

そしてハラスメント相談員ということでありますけれども、これはどういうあれで運用していくのか。

それと今回から管理職手当が倍以上になっていますね。これは今の管理職手当の倍ですけども、これはどういう根拠で出しているのか。ただ、隣接の市町村が月3万円だから、それでやったのかどうか。根拠を出していただきたい。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず顧問弁護士の件ですけども、お名前につきましては中野清光先生、那覇市在の泉崎法律事務所の弁護士でございます。あとひと方につきましては、長谷川徹也先生、このお二人と顧問弁護士契約をしております。活用の方法に

つきましては、いろいろと条例等の制定の際の相談、そもそも市町村の条例につきましては地方自治法に基づく条例制定がほとんどですので、そこまで特に相談というふうなところまではいきませんが、いろいろな場面で弁護士の意見等を参考にして、行政に活用しているというふうな状況でございます。例規審査会へのメンバーではございませんが、先ほど答弁しましたけれども、制定する場合に相談に乗っていただく。そういうことはあります。

それからハラスメントについてですけども、これにつきましては良好な職場環境の形成を目的としまして、セクシャルハラスメント、それから妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント及びその他のハラスメント、そのハラスメントの防止のために今回規定を設置しまして、ハラスメントが行われた場合に、ハラスメントの相談員としての報酬、あるいは委員会につきましては報償費、そういうものを支払っていきたいというふうなことで、現在予算計上をさせていただいているところでございます。

それから管理職手当の件についてでございます。管理職手当につきましては、先ほど近隣市町村というふうなお話もございましたけれども、正直申しまして、管理職手当というのは例えば計算式があって、この金額を導き出すというふうなことではございません。やはり近隣市町村、あるいは類似市町村の状況も勘案して、今回管理職手当を改正しております。ちなみに西原町であれば月額4万1,000円、北中城村は2万円ですけども、北谷町におきましても4万1,200円というふうなことで、ほとんどの近隣の町村、類似町村が3万6,000円から4万四、五千円というふうな金額でございます。ですから今回本村におきましては、近隣の市町村まではいきませんが、これまでの1万2,000円というのが著しく低額であるというふうな状

況から改正をして、今回予算に計上しているところでございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 顧問弁護士の活用状況は、これは記録あります。記録があるのであれば、資料の提供ができるかどうか。どういう内容を顧問弁護士に話し合いをしたのか。

それと管理職手当について、現在、働き方改革とかいろいろありまして、超勤もあまりないよという、あれだったと思うんですけども、現在、実態調査をしたことはあるのかどうか。管理職の時間外の勤務は大体月平均何時間なのか。そういう実態調査をしたことがあるのか。ただ、近隣、類似団体と言うんだけど、近隣でもお互い村の財政が全く違うんですよ。北中城村と中城村の財政も違うし、読谷村や嘉手納町でも違うし、そういうのでやっているかどうか。私は財政に応じたことをしないとけないと思うんです。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず顧問弁護士の件ですけれども、顧問弁護士への相談につきましては、総務課だけではなくて、ほかの部署においても相談をさせていただいているところがございます。総務課で相談した内容につきましては、総務課で記録表というフォームはございませんが、当然記録はしております。その他の部署においても、どういう相談があって、どういうアドバイスをいただいたか、そういう記録はなされているものと考えております。

それから管理職手当につきましてはですけども、質疑にございますように財政状況を鑑みるというのも重要なことであるというふうに考えております。管理職が時間外に勤務をしている状況というのは、調査したことはございませんが、村職員につきましてはタイムカードで出勤を管理しておりますので、タイムカードを見

れば、その状況は調査できるものと考えております。それから管理職手当につきましては、先ほどは財政状況も鑑みながらというふうなことは言いましたけれども、必ずしも財政状況のみならず、管理職になることによって、職員についてはその職責が増してくると、増加してくると、そういう状況もありますので、今回改正をしましたけれども、ほかの市町村を超えるような、そこまでの改正の仕方ではないというふうなことで御理解をお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 弁護士への相談は各課ばらばらでやっているということですね。それを一つにまとめて、資料をまとめて、我々に提供できないかどうか。どの課がどういう相談に行ったか。これは記録して残すべきだと思うんです。毎年60万円ずつ払っているし。この法律事務所、泉崎法律事務所だけでいいのかどうか。たまには変えることもできないのかどうか。それを総務課でまとめて提供できないかどうか。

それと管理職手当というのは、責任に応じて、責任が重くなるからということもあるかもしれないけれども、実態はどうかは調べてから、こういうのは我々に提示すべきだと思う。さっきも答弁があったように隣接と合わすと、ほかの市町村と肩を並べていくというふうなことでは、どうかと私は思うんです。ちゃんとした根拠を示していただきたい。今からでも調べることができますよね、タイムカード、課長もタイムカードを押していると思うんです。その辺を調べてみて、そして職員の今、働き方改革で超勤何時間、最高何時間までやっているのか、一番多い職員で何時間ぐらい超勤しているのか。超勤の少ない方は何名か、そういう実態調査をしたことありますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず顧問弁護士の件ですけれども、顧問弁護

士につきましては先ほど答弁したとおり、各課において、もちろん総務課に相談しに行っているかどうかの確認はしますが、総務課におきましては、前もって連絡を取って相談しているというふうなことで話をしていますので、各課において、その事案等は保存されているものと考えております。しかしながら、総務課のほうで取りまとめるというふうなことは可能ではありますが、その相談内容を議会に提供するというふうなことは、これは個人的なプライバシー、事案によってはですが、そういうことも考えられますので、この場におきましてそれを提供するというふうなことは差し控えたいというふうに考えております。

それから課長が超勤的な時間外まで勤務しているという実態は当然把握することは可能であります。

それから職員の勤務の状況につきましては、今回の予算とはちょっと別の問題ですので、また改めて御相談させていただきたいと考えております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 61ページ、2款1項4目の備品購入の件で、観光防災備品購入費が600万円余り組まれていますけれども、明細と、どこでそれを保管するのかというところをお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今回観光防災におきまして、備品購入を考えております。備品の種類としましては、防災倉庫と災害時の屋内用のテントでございます。テントにつきましては、12張を購入する予定でございます。

保管場所ですけれども、まだ確定ではないのですが、消防の出張所が旧役場の職員駐車場跡地に建築する予定です。その場所に防災倉庫を

置かせてもらいたいなというふうなことで考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 詳しいことは委員会で聞かせてもらいます。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは61ページ、2款、先ほどから出ている庁舎の解体工事、この解体工事の多目的は観光協会が使用するということですが、解体後の使用度、駐車場として使える使用度になるのかどうか。それと吉の浦線とのかかわりはどのような状況で解体するのか。

もう1つ、消防の出張所、あの地区は滑り地域だと認識していますが、その上のほうの擁壁等も本村で行うものなのかどうか。予算的にこれから入ってくるんですけれども。

それと61ページの報酬、地域おこし隊報酬の説明をお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

旧庁舎の解体についてでございます。旧庁舎の解体後の駐車場というふうなことですが、これにつきましては、これから設計を行っていきます。解体後、そのスペースがあれば観光協会が使用する駐車場というのは確保できるものと考えております。

それから職員駐車場であったところの地滑り地域というふうなことですが、これにつきましては、沖縄県のほうで対策工事を現在実施しているところでございます。村が擁壁等を工事というふうなことは考えておりません。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは地域おこし協力隊の報酬についてですが、現在観光協会に配置されております1名の報酬となっております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 地域おこし隊のですね、どういった活動なのか、また少し人数的にもちょっと説明をお願いできますか。

それともう1つだけ質疑させていただきます。64ページ、10目、11目、17目、これは決算時の残金で基金の積立てを決めるという方向で毎回ですけれども、金額的に目標を持って決められないものかどうか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではふるさと納税関係の地域おこし協力隊の業務についてです。

現在特産品の部分の返礼品などの調整、またサイトの運営をしています事業者との調整、寄附者への返礼品に関する問い合わせなどの相談業務等を行っております。

63ページの基金の積立てについてですが、費目存置ということで例年計上しております。これについては9月の決算時期に剰余金等の部分も見ないとなかなか判断しにくいということで、御理解をしていただきたいと思っております。

すみません、答弁漏れです。協力隊の人数については1名でございます。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 2点ほど質疑いたします。

61ページ、4目財産管理費の中の12節委託料の一番下ですね。庁舎解体の下、多言語マップ作成業務、これはマップを設置する場所と、あと多言語マップとありますけれども、どここの何か国語なのか、教えていただきたいと思っております。

あと、これからの時代、多言語マップは全部必要なもので、観光協会にかかわるところ、今回のこれ以外にも多言語マップというのは予定しているのか、質疑します。

もう1点は先ほどの質疑の中で、ふるさと納税の件で、観光協会から職員の異動があるというふうな話が出ましたけれども、その後の観光

協会の職員というのは、何名でやっていく予定なのか、教えてください。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

多言語マップにつきましては、観光防災強化支援事業として行う予定でございます。日本語と英語と2つの言語でございます。それから多言語マップにつきましては、看板等というふうなことで考えているわけではございません。これにつきましては現在、本村の防災マップ、それは村のホームページにも掲載されておりますけれども、その防災マップが現在PDF版でホームページに掲載しております。そのため非常に容量が重くて、開きにくいというふうなところがありますので、今後はPDF版ではなくて、ウェブ版で防災マップを作っていくと、そういうふうを考えております。ですからスマートフォンからもすぐ防災マップが確認できるような状況にするための事業でございます。看板として掲げるというふうなことではございません。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（12時05分）

~~~~~

再 開（12時05分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは議案第12号令和3年度中城村一般会計予算について質疑いたします。

まず59ページ、13節衛生管理製品等賃借料とあるんですけれども、これは新規になるのでしょうか、ちょっと説明をお願いいたします。

あとは60ページの10節の需用費、備蓄食糧費とあるのですが、昨年は1,500食の84万円が計上されておりました。そのときにも質疑したんですけれども、賞味期限ぎりぎりの食料を児童

生徒に非常食体験をさせてみてはということをや望しましたら、早速、配ってくれたようで保護者から喜びの声がありましたので、代わりにお礼を申し上げたいと思います。そして今回は115万9,000円が計上されていますが、それがもしお分かりでしたら何食なのか。それはまたどこに保管するのかというのをお聞きいたします。

3点目に62ページ、5目18節、令和2年度の予算には海外移住者子弟研修生があつたんですが、令和2年度は100万円計上されていたんですけれども、今回それがちょっと載っていないんですけれども、その理由はコロナ禍の影響なのかというのをちょっとお聞きいたします。この3点、よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

衛生管理製品の賃借料につきましては、庁舎内のトイレ内の衛生管理製品でございます。これにつきましては、シートクリーナー、それからオートフォームソープディスペンサー等の賃借料でございます。

備蓄食糧品につきましては、115万9,000円分の購入を現在予定しております。今回購入するのは1,950食分を購入します。これにつきましては賞味期限が切れた分の補充になります。村におきましては防災計画上、2万2,000人の人口の20分の1を確保することになっておりますので、20分の1の3日分の3食分ということで、たしか9,450食分の備蓄食糧を備えるというのが計画になっておりますので、賞味期限が切れた分を補充していくというふうなことでございます。

それから備蓄につきましては、新庁舎の倉庫のほうで保管していきたいというふうに考えております。現在も歴史資料図書館というところにも保管しておりますし、できるだけ防災品につきましては、分散して備蓄を行いたいという

ふうなことで考えております。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

海外移住者子弟研修については、議員おっしゃるように新型コロナウイルス感染拡大に伴って、海外でも収束と言うんですか、見えない状況の中で実施がやはり厳しいということで、今年度中止をしていきたいとしています。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 備蓄食糧につきましては、また賞味期限がぎりぎりということで、ぎりぎりのときに、また児童生徒に非常食の体験をさせていただければと思います。すごく喜んでいたようなので、またよろしくお願ひいたします。

そして海外移住者子弟研修ということで、コロナ禍の影響で今回は受入れが難しいということで、計上されていないんですけれども、コロナ禍が収束した場合には、とてもいい交流だと思っておりますので、また引き続き、続けていただきたいと思ひます。

○議長 新垣博正 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。

休憩(12時13分)

~~~~~

再開(13時30分)

○議長 新垣博正 午前に引き続き再開します。

歳出3款に対する質疑はありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは3款の民生費のほうから質疑いたします。

まず76ページ、障がい者福祉サービス事業者等の指導及び実地検査に関する負担金というのが、今度新たにありますけれども、この内容です、どのような内容の検査による負担金なのか、教えてください。それと令和2年度に比べ

て、この負担金が約2.5倍の予算となっているんですけども、その増えた内容が分かりましたら教えてください。

続きまして、78ページ、ふれあい事業補助金なんですけれども、前年度と比較しましてマイナスの11万9,000円になっているんですけども、ふれあい事業の地区数は変更がないと思うんですけども、減額になった理由を教えてください。

続きまして、80ページ、児童館運営管理委託料661万円、これは令和2年度のほうに社協から民間業者へ委託という内容で、そのときも大城議員から金額が安いのはいいことなんですけれども、質の低下につながるかという中で、執行部のほうからは平成31年度の974万6,000円よりは、経費の中で約560万円ほど経費が削減されて、質の高い民間業者に契約したというふうに記憶しているんですけども、今回この部分が令和2年度と比較しますと252万5,000円、約1.6倍増えています。その根拠というか、そこも詳しく教えていただきたいと思います。そしてこの委託料に関して、どのような経緯で委託するのか、入札なのか、それとも随意契約なのか。そこも教えてください。以上、よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 御質疑にお答えします。

まず、76ページの中部広域等への負担金の件ですが、これは中部広域関連の市町村において、障がい福祉サービス指導及び実地検査について、委託をするという形で、派遣職員が管内市町村から2人派遣をする形になっております。また、広域のほうで2名、嘱託を配置するという形で、それに関する経費を障がい福祉サービスの利用実績に応じて案分をして計算された負担金になります。詳細については12月議会のときに広域に提案のときに、いわゆる業務等については詳しく書いてありますが、基本的に実地検査等を

広域管内のほうでまとめて、統一的に対応するという形での委託になっております。

負担金のほうの増の主な理由としては、実地検査に関する負担金のほうが去年にはないものになっておりますので、この部分が一番大きく増加したものとなります。あと、障がい程度区分認定審査の部分が差額5,000円ほどぐらしか上がっていません。そのほかについては特段負担金、補助金については変わりがないので、大きく変わった要因は実地検査に関する負担金が、令和3年度から新規ということで上がった要因になっております。

ふれあい事業のほうですが、78ページのほうになりますけれども、御承知のようにコロナの影響によりふれあい事業の実施団体、実施団体数は変わりありませんけれども、実施回数等がかなり減っているという現状がありまして、補助金の算定上、基本単価に実績の計算でやってしまうと、どうしても下がってしまうという現状があります。それで内部で調整し、また要綱の改正等を行って、今年支出した令和2年度の補助金と同額で令和3年度は計上して、その同額で令和3年度は実績の人数に伴わず、令和2年度の補助金の額と同額を各団体に交付するという形で予定をしておりますので、その分の令和2年度の補助金額を、そのまま令和3年度の予算として計上しております。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

3款2項1目12節の児童館運営管理委託につきましては、今年度初の外部委託ということで、私も一緒に精査をいたしました。結果から申し上げますと、精査し過ぎて、結果的に非常に厳しい運営をさせてしまっているということがございました。令和1年度が児童館につきましては855万円、令和2年度は408万円と約47%の削減で運営をしてもらいました。その中で多くの子供たちを呼ぶ込むための運営にするためには、

もう1人職員を増やしたいという要望もございましたので、今年はコロナ禍なので、どうにかもった次第ではあるんですが、やはり求めるものをお互い協議した結果、もう少し人をつけて、魅力ある運営をしてもらおうという要望をいただきましたので、調整した結果、今年から比べると1.6倍ですが、令和1年から比べますと77%ということで、そう高くなっているという意識はございません。適切な魅力ある運営のためにこの予算をつけさせていただいております。運営法人につきましては、当初から継続的な運営ということでお声かけをした中で、手を挙げてくれたところと御相談をして運営しておりますので、随意契約として今年も契約して運営していただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 先ほど76ページのほうは、実地検査の内容とかいうのは、12月の中に説明したということですよ。12月のものを見れば内容が分かるというふうに理解していいですか。分かりました。

78ページのふれあい事業に関しては、先ほどお隣から補正予算があったということですよ。令和2年度と令和3年度と比べるとマイナスなだけけれども、その後、補正予算を組んでマイナス11万9,000円が発生しております。まず、令和2年度の一般会計予算と比べると11万9,000円になっていると思うんですけども、その辺、再度確認いたします。

80ページに関しましては、先ほど質を高めるためということですよ、職員を増やすということで、約250万円ほど今回アップにつながったと。精査したということなんですけれども。金額が低くて子供たちの環境が疎外されるのはよくないというふうに理解しております。去年ですよ、それを打ち出して、財源が少しでも残るのであればいいことではないかというふうに賛同したと思うんですけども、今言うよう

に、もちろん質を高めるために金額を増やせば増やすほど財源というのは、また同じように社協に依頼していたようになるわけですから、その辺もですね、今回随契でやったというふうに聞いていますけれども、これは正しかったのかどうか。一般入札とか、そういったものはできなかったのかどうか確認いたします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

ふれあい事業の令和2年度の当初予算と令和3年度の当初予算の差額につきましては、先日の補正のとき、3月補正の部分で、令和2年度の補助金として実績が出て、その差額分を減しております。その実績額としては同額になりますので、171万1,000円が令和2年度の補助金としての実績になりますので、この実績額と同額を令和3年度は計上して、コロナの影響による減等はなしということでの予定になっております。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

これまで社協に任せきりの児童館でございました。それを反省して、運営面でも予算面でも改めて見直そうというところで、やっぱり外部委託という選択をいたしました。予算面でも運営面でもはっきり申し上げますと、手探りの状態でございましたし、双方向かうところと思いは一緒でしたので、手探りの状況の中、この1年間を通しながら相談しながら、予算も運営も考えていこうというところで進めさせていただきました。そこで予算がどうしても足りないとか、魅力あるところでの運営をするために必要というところでお互いで協議した結果、その額となっておりますけれども、随契につきましては、運営する法人と役場が向かうところは一緒と申し上げましたけれども、やっぱり法人が変わると色も変わったりとか、あと勝手な思いでやられても困るところで、どうして

も幾つかにお声かけをした中で、村外から運営してもらふ法人を引き込もうという気は毛頭ございません。なぜかと申し上げますと、これまでも御存じのとおり、児童福祉に御尽力いただいている村内の法人が数々ありますので、その中でも皆さんにそういう御説明をして、協力をさせていただこうというところで話をしたところ、今運営している法人が手を挙げてくれて、法人の持っている色とか、思いですね、方針等も合致したものですから、まずはこの法人と中期的なというか、3年から5年ぐらいの村の方針に基づいた運営をしてもらってというところで、現在のところは価格がそう変わるということも無いと思っていますので、入札による選定ではなくて、中長期的な考えでの随契と考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 課長が言っている内容というのは、すごく私は理解できるというふうに思っているんです。今言うように委託業者のスキルが合致しているという考え方も、それはいいのではないかなど。さっき言ったように中長期的に3年から5年、もしかしたらそこに委ねるという方向性も理解はできるんですけども、逆にそれが今度は慣れ合いになって、金額がまた上がるのではないかと、今言うように厳しく精査したとか、いろいろと調整したというのも必要だと思うんですけども、そうであれば3年間なら3年間、あるいは4年なら4年なりの長期の契約を結ぶとか、前に総務課長のほうでそういう契約の内容を一度議会でも取り上げて、長期的に契約したほうが安くなることもあるというふうな話がありましたよね。そういうものにも活用というか、利用できるのか。まとめて契約すればその分、業者のほうもその期間の取組も、予算面でも調整もできるのではないかというふうに思うんですけども、その辺も踏まえて、今年度はこういうふうの上程さ

れているというのは理解しました。次年度同じようにやるのであれば、そういうふうな提言もなされたほうが、どうなのかなど。逆に慣れ合いになって、癒着構造ができたりするのではないかという懸念もありますので、その辺もしつかり、また次年度に向けて精査してほしいと思います。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは3款について質疑したいと思います。

72ページ、12節の委託料について行います。地域福祉計画委託料598万4,000円、これが入っているんですけども、これが5年間更新ということは聞いているんですけども、その計画が現在何年目なのか、もう5年目に達しているのか。それとも4年目なのか、その年数と大まかな概要の説明をお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

現在の計画は令和2年度で4年目になります。令和3年度が5年目に当たりまして、そのため見直しということで計上させていただいております。この地域福祉計画におきましては、基本的に地域福祉全般に関する推進の計画ということで、行政だけが作るのではなくて、社会福祉協議会と共同して一体的に作るということで法律でもうたわれていますし、国のほうも推進しております。この計画作成時に社協も含めて、実行委員会に入って、社協の行っている事業と福祉課のほうで行っている事業と整合性を合わせていく形、またはどういう形で地域福祉というのが求められているのかということで、アンケートを実施して、そのアンケートの結果に基づいて、地域福祉を推進していこうという目標を立てた形の総合的な計画ということでの位置づけになっております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 令和2年度で4年目ということで、来年が切替え時期ということになるわけですね。今概要は説明していただいたんですけども、例えばこれができ上がった時点で我々にも配付というのは考えていただけるかどうか。それはどうですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 作成ができた時点で議員の皆様にも配付いたしますし、ホームページのほうにもアップして、公表していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 各事業所が入ってのものがかなりなものだと今察知したんですけども、しっかり地域福祉の観点に立って、努めていただきたいと思います。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 73ページの老人福祉費の中で老人福祉センターの予算等々が前年度に比べて、大きく変わっていると思うんですけども、この中からすると電気代とか、水道代とか、そういう部分のところはあまり読み取れないのではないかなと思うんですけども、浄化槽とかそういうのはあるけれども、そういう予算が見えてこないんですけども、老人福祉センターの今後の管理の仕方について説明をお願いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

老人福祉センターの電気、水道、ガス、光熱水費と消耗品、一般的にトイレトーパー等の消耗品につきましては、社協の補助金の中に委託料という形で積算をして拠出しておりますので、この予算書の中にはそういうのがちょっと見えてこない形になっております。まず、社会福祉協議会のほうが3月末までには吉の浦会館のほうへ本部機能は移転をするということで

今、生涯学習課も含めて話し合いを進めて、具体的に移転スケジュールのほうも作成して、最終調整をしているところでございます。4月以降、どうしても社会福祉協議会のいろんな荷物関係とかいろいろありますし、また1階、下のほうできらりのほうが、移転のほうが具体的な計画がまだ県の補助金の絡みもありましたので調整中ではありますので、とりあえず令和3年度におきましては、基本的には社協のほうに管理はそのままお願いをしていくという考えは持っております。しかし、基本的に活用につきましては老朽化ということで移転ということを前提として、やはり現地も見た中ではかなり危険性も高くなっているという現状もありますので、基本的に老人福祉センターは令和3年度は閉鎖をする形で考えております。令和3年度中に各方面調整をして、今後の活用について、また取り壊しをするとか、また礎の移転等もいろいろありますので、そういったこと等についても内部のほうで調整を深めまして、令和4年度、令和5年度の予算にその形は反映させていきたいなと考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 大体イメージとしては分かりましたけれども、4月から閉鎖をするということになると、例えば電気使用料とか、水道使用料も当然大幅に落ちてくるんですね。下の施設だけしか使わないから、クーラーとかも使わないだろうし、そうすると若干、社協に出しているお金の精査が後で出るのかなということをお聞きいたします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 令和3年度の予算査定時、その前の事前調整の中で、老人福祉センターの光熱水費の管理については、基本的に3分の1程度という形で査定をして、社協のほうと詰めております。下のほうのきらりが使う電気、水道につきましては、以前から別精算で

やっておりますので、基本的にその部分で管理が費用が足りなくなるとかそういうことではありません。とりあえず、いろいろ移転をする引っ越し作業等で電気を使ったりとか、水道を使ったり、トイレ等の水道を使ったりというのもありますので、その部分で十分足りるだろうという形での予算として計上はしております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 3款について、二、三点説明を求めます。

76ページの成年後見制度利用支援事業費で、これは今年は何名分なのか。毎年同じ同額ですけども。

それと関連して、78ページの後見人制度の去年は20万円が今年6万円、扶助費がありますね、これはどうなっているか、関係。それについて説明をお願いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

76ページの成年後見制度利用支援事業は、障がい者枠の部分で計上しております。従来、村長申立てによる対象者、成年後見制度が必要な方の対象者に対しての後見人等の報酬助成という形での事業になっております。こちらのほう障がい枠につきましては、実績は今のところゼロという形で、令和2年度におきましても補正減という形をさせていただいております。まず実績の部分でお話をします。令和2年度のもう一つの介護の部分の介護分野における成年後見制度利用支援事業につきましては、実績はお一人いらっしゃいます。この方も村長申立てを行った対象者で、ずっと報酬助成を行っている方となっております。令和3年度からは成年後見制度につきましては、国のほうもかなり推進を強く強化しております、村長申立てのみならず、家族が申立てをした場合における利用支援事業についても基本的に各種制度の適用に

なっているので、市町村の要綱改正をしてくれということの通知がありました。それで令和2年度の去年の年末にこの要綱改正を行いまして、令和3年度から村長申立てに限らず、いろいろ制限はありますけれども、報酬助成が必要な方に対して支援ができるようにという形で、障がい枠につきましては、村長助成はゼロではありませんが、1人分という形で予算計上をしております。

介護分野における増につきましては、今実績としては対象者お一人だったんですが、もう1人、枠の拡大によって対象になり得る方が去年、他市町村から転入してきております。この方はほかの市町村で市町村長申立てを行って支援されているケースでありまして、基本的に報酬助成の対象になり得る方だということになっております。この方が2年分の報酬助成を令和3年度に予定をしている形で、裁判所のほうと調整をしておりますので、その分で対象者2人分ですが、お一人については2年分の報酬助成を予定しているという形で増額という予定となっております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 この成年後見制度は今何名が利用しているか。そしてこれは今いろいろ何か問題になっているという話ですけども、マスコミで使い勝手が悪いとか、これは後見人になっているのは大体家族ですか、それとも全く家族とは関係ない、司法書士とか、そういう方なのか。家族がいるんだったら家族でやっても、またトラブルがいろいろ財産が絡むものですから、お金が絡むものですから、いろいろ全国的に問題になっているという報道を耳にしたものですから。そこら辺どうなっているか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず成年後見制度の申立てにつきましては、

議員おっしゃるように家族の申立てというものと、家族がいない方における市町村長申立て、もう一つは市町村長申立ての対象になり得るのが、家族がいても財産トラブル等で利益相反いろいろこの方に任せたら問題が生じる、片方からもいろいろ苦情が出てくるとか、そういうことで家族のいるにもかかわらず、申立てが困難なケースというのもあります。そういった方は市町村長申立てでカバーしていくという形の制度を構築しております。現在の成年後見の受けている方が何名いらっしゃるのかというのは、すみません、こちらとしては市町村長申立てをした者のみしか把握ができておらず、実際には村民の方におきましても、家族申立てで成年後見制度がされていたり、また家族申立てによって第三者後見、司法書士とか弁護士がやっているケース等もあります。市町村長申立てをしている方につきましては、今高齢者においては村長申立てをした方が継続しているのはお一人と、先ほどの介護分野の方でのお一人という形になっております。他市町村から転入者で申立てがあったので、今こちらのほうで把握できる数というのはお二人という形でしかお答えができません。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。  
歳出4款に対する質疑はありませんか。  
大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは4款について、質疑をいたします。

84ページ、4款衛生費、これの12節委託料、その中で新型コロナワクチンの欄が大分多く点在しているんですけれども、大まかに一括してお答えいただきたいと思います。まず、村内のワクチン接種に該当する医療従事者、それから昨日だったか、65歳以上の高齢者の人数、そして16歳から64歳までの人数、この3件を求めた

いと思います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

村内の医療従事者については、村での把握はできておりません。65歳以上につきましては4,400名程度の集計でございます。今16歳から64歳までの人数が把握しておらず、この予算上、コロナワクチン接種委託料8,400万円を計上させていただいておりますけれども、その時点では0歳から64歳まで1万8,000名分というところで予算計上をさせていただいております。その後、国のほうから16歳以上ということがございましたので、今人数を把握しておりませんが、0歳から15歳未満の人数を減額、後で補正で減額させていただこうと思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 医療従事者の数というのは、これはまた県で恐らくやるのだろうというふうに思っているのですが、ワクチンのほうは今報道でもいろいろ飛び交っているとおり、各市町村に配分するのが相当遅いというのも含めて、やはりこれは村ではどうしようもできないというような段取りになっているんだろうと思うんですけれども、来次第、積極的に、また安全な接種を心がけて、ぜひ村民ができるだけ早く打てるように頑張っていってください。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 86ページ、生ごみ処理機容器購入補助金、これは何個分なのか。そして合併処理浄化槽補助金は何件分なのか。

それと同じページで防犯カメラ保守点検委託料とありますけれども、毎年99万円ずつ出しているのか。これはどういう点検をするのか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えします。

生ごみ処理機容器なんですけど、3機、生ごみ

処理機についても3機を予定しております。その半額が補助金の交付金の対象となっております。

それと防犯カメラ保守委託料の内容について、基数は22台、年一回、保守点検内容としましては高所作業、そして映像確認等、あと報告書作成でございます。

お答えいたします。10基を予定しております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 87ページの不法投棄監視カメラ保守点検管理業務委託料とありますけれども、電池の交換ということですが、これは委託するのですか。これは職員で皆さん方でできないの。そんなに難しいことなのかなと思って。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

今回初の予算計上ということになります、平成30年度のほうに不法投棄監視カメラを設置、今年度も補正でもって防犯カメラの設置しております。令和3年度においては電池の交換、そしてSDカードの交換、あと動作の確認などの保守管理業務を1年を通して月4回を予定しております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは職員で皆さん方でできないの。必ず委託しないとできない、そんなに高度の高い技術必要なのか。SDカードを変えたり、電池を変えたりするぐらいは、それは職員でできないかどうか。

そして監視カメラを設置して、これまで何件ぐらい不法投棄をキャッチして特定できたのか、これは把握していますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

今のところはまだ実績はございません。今回不法投棄監視カメラのほうを増設してございますので、日々の職員の業務の中で、質疑の中で

職員での対応ができないのかということではあるのですが、カメラ自体の電池量の消費というのがかなりあるものですから、随時また移動とかもあった場合に職員では日常の業務をこなしながらの対応となりますと、かなり負担がかかるものですから、今回委託でもって保守管理を考えております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 87ページ、4款1目12節委託料、この中に塵芥収集運搬委託料とあります。2,055万8,000円、これは契約社は何社ですか。

あと、次は教えてほしいのですが、指定ごみ袋販売処理事務委託料、これは何の代金になるんですか、事務委託料は。この文章の意味をお聞きしたいです。お願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

塵芥収集運搬処理委託料については2社でございます。

指定ごみ袋販売処理事務委託料についての御質疑でございますが、内容としては可燃の大袋、あと可燃・不燃ですね、そして危険、そして粗大ごみの処理券等の処理委託料でございます。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 指定ごみ袋販売事務委託料というのは処理するということですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

ごみ袋の販売処理事務委託料ということで、これは中城村の商工会のほうに販売の事務委託ということでの委託料でございます。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 88ページのごみ分別システム使用料とあります。前年度なかったと思うんですけども、これのシステムを教えてください。

ださい。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではシステムについて、御説明いたします。

現在ごみ収集の収集日や分別方法については、ホームページ、冊子、ポスターを全世帯に配布して周知をしているところですが、しかし現代社会におけるスマートフォンの普及により、アプリ等による情報が求められている。本アプリシステムは、分別収集の手引きにある細かい分別方法の案内に加え、収集日の連絡機能もあり、全国で多くの自治体が導入している事例がございます。住民サービスの向上に加え、電話問い合わせの減少など、そして業務負担の軽減にもつながることで、今回新たに予算計上をさせていただいております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 アプリの配信ですね。これはその後、広域化のほうも見据えての事業の計画でしょうか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。行く行くはそのように考えております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。

続きまして、歳出5款に対する質疑はありますか。

石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 89ページ、中城村シルバー人材センターの補助金が昨年比べて減っていると思うんですけども、その説明を求めます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

5款1項1目労働諸費なんですけど、なぜシルバー人材センターの補助金がカットされているのかに対して、設立当初から自主運営に向けて進めていたかと考えています。令和3年度の補助金はカットされているのですが、令和元年度の決算からすると受託事業収入に関して、約1,100万円の収入があり、収支の状況から見ると経営的にも安定しているのではないかと考えています。今後の運営状況を精査しながら、シルバー人材センターへの補助金を今後増額するのか、あるいは減額していくのかの見直しをしていきたいと考えています。今収支が安定しているからということでカットされています。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 今あるようにシルバー人材センターの活動が少し安定してきたということであるんですけども、村からの補助金団体ということは、村は当然に支援していくわけですから、今後もこの補助金が減らしていきたいという気持ちが多いかと思うんですけども、自主運営するにはそれなりの支援をしていかなければいけないと思います。例えば公共作業とか、そこら辺についても他市町村並みに支援をしながら、この補助金が0になれば幸いであるんですけども、ただ減らすだけではなくて、支援も当然やってほしいと思います。分かりました。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。

続きまして、歳出6款に対する質疑はありますか。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 93ページ、14款の工事請負費9,840万円組まれています。中城地区農道舗装など、工事請負費が組まれています。これは場所はどういったところを予定していますか。その説明をお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それではお答えいたします。

令和3年度より令和4年度にかけて、屋宜のGOLF GOLFの向かいあたりから、添石のコンクリート工場の川沿いの付近までの約13農道、これは2年にかけて整備していきたいと考えています。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 ちょっと教えてもらいたいんですが、この場合、農道のところにガードレールとか故障、壊れている場所があったら、そういったのも対象になりますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 壊れているところも維持管理の対象になると思います。まだガードレールが設置されていない場所に関しては新設で対応していきたいと考えています。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 6款、お聞きいたします。

91ページ、委託料、わった一島ヤサイ産地力強化事業委託費16万3,000円、この件は美ら島財団への派遣と交通費というふうにお聞きしていますけれども、まず、美ら島財団の所在地を教えてください、そこにどのような派遣を行うのか、交通費のみとなっていますので、どのような内容で派遣するのか、誰をそこに派遣するのか、その2点、教えてください。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 美ら島財団は国営海洋博の中にあります。それで私たちが向こうに行くのではなくて、向

こうの職員、指導者を週一回、中城村で栽培研究とかを指導してもらおうという形の交通費になります。週一回、1年間。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 分かりました。週一回ということは月4回、年間ということで、その中で16万3,000円の中に交通費も派遣費用も全て含まれているということよろしいですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 そのとおりです。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 理解しました。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは6款に質疑させていただきます。先ほど新垣 修議員からあった美ら島財団の質疑ですけれども、92ページの荒廃農地利活用促進事業補助金、これはどういったことをやるのか。先ほどみたいに、荒廃地を開発してどんな野菜の生産を指導していくのか、関わりがあるのか。先ほどの美ら島財団とわった一島ヤサイの強化事業と関連するかどうか。

それと、93ページの沖縄県畜産振興公社負担金。今、沖縄県でヤギの飼育も盛んに取り組まれているけれども、本村ではそういう補助金とかも設定していないんですけれども、この畜産の関係でヤギの飼育が今中城村でも増えているんですが、この補助金が見えないんですが、どうにか考えないですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

まず、荒廃農地の利用活用促進事業補助金ですが、県2分の1、村4分の1、自己負担で4

分の1を負担して遊休地解消に努める事業になります。事業対象としましては、認定農業者や認定新規就農者と、あとは中心経営体の方になるのですが、補助率として4分の3以内。ただし、補助金は10アール当たり20万円で、かつ1件当たり200万円を限度とする事業になります。

畜産費の家畜診療所運営負担金ですが、その辺、豚だけなのか、全家畜なのか、今把握していませんので、また後ほど報告したいと思いません。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今の答弁で一応理解はするんですが、荒廃地を整備するに当たって、やはり本村が進めるべき産地野菜とか、そういうものも計画していかないといけないと。また、認定農家だけに今補助金の話があるんですが、自分で農業をまたやろうと計画している人にはもっと自前でお金を出すんじゃなくて補助金を出して、荒れ農地がいっぱいありますので、そこを開発するにはそういうふうに、村で負担して荒れ地解消をするべきじゃないかな。農地改良は、これが200万円までで、自己負担がまた大きい敷地の場合、農地の場合、自己負担額が増えれば増えるほどこれからやっていこうという農家には負担が大分かかるんじゃないかと思うんですが、どうですか。先ほど、畜産のヤギ農家への負担金の考えはないのか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 ヤギの負担金に関しては、今のところ考えてはおりません。あと、荒廃農地に関しましては、3年に1回、事業項目が変わりますので、その辺に関しましてまた村でちょっと練っていきたくと思います。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ、荒れ農地がいっぱいの解消のためには補助金全額負担ぐら

いは考えていただきたいと。

それと、今畜産でヤギのことを質疑したのは、本村でもヤギ飼育が多くなっているんですね。これが沖縄県でも食文化として勧めているので、ぜひこれは補助金を今後考えていくべきものではないかと思います。今個人的に何匹か少数を飼育している方が多いんですけれども、そういう農家にもぜひ補助金を考えていただいて、今後畜産はヤギが増えていこうと思って今質疑しましたけれども、ぜひ今後考えていただきたいと。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 前向きに考えていきたいと思いません。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。大城常良議員。

○8番 大城常良議員 1点だけ質疑をしたいと思います。

92ページ、一番下のほうから2番目、これは農業青年クラブ補助金なんですけれども、これは前年、前々年、当分の間だったんですが、10万円の補助金があったと思うんですが、令和3年度2万円が減額になっているんですが、これは青年クラブの活動が少なくなったのかどうか。それで減額になったのか。その辺を伺いたく思います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

確かに2万円減額になってはいるんですが、決算である程度繰越しが多かったもので、それでコロナで今度は集まりとかが、意見交換会とかが少なくなっていて、それで、繰越しが多くなったと思っています。それで2万円カットになっております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 コロナで集まりがちょっと少なくなったと。これは令和2年度の決算だと思うんですけども、令和3年度はこれから始まっていくものですから、やはりこうして耕作放棄地が増大している中で、青年クラブ連合会、青年クラブの若い方々がやはり農地をいろいろと利用して、そこに実施していけるようにやるのがこれは行政の仕事であって、それを少しでもつまづかせるようなやり方ではなくて、あくまでもしっかりと後押しをしていくということを考えていただければ、しっかりとまた行政としての立ち位置を検討してもらいたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 91ページのわった一島ヤサイ産地の協力事業ですね。これはわった一島のヤサイというのはどういうのが、品目は幾つあるのか。

それと、先ほど大城常良議員からありましたように、農業青年クラブの補助金ですが、これは青年クラブというのは将来の農業の担い手ですよ。この会をもっと拡大していくという、そしてそこにはどういう活動をしているのか。例えば、そのお互いの技術、技能を高めるために講師を招聘してそういうこともやっているのか。青年農業クラブの活動内容、これは昨日のテレビを見ましたら具志頭のピーマンのあれが出ていたんですよ。ピーマン農家。居酒屋とも提携して売上もどんどんやっている。コロナで若干落ちましたけれども、ああいう先進地の視察まで、研修視察まで入れて予算をたった8万じゃちょっと活動ができないと思うんですよ。その辺をどう考えているか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 わった一島ヤサイの主な品目になりますが、

島ニンジン、唐辛子、島ダイコン、トマト、ヘチマ、キャベツ等に当たるかと思っています。あと青年クラブの活動の負担金2万円カットは心苦しいもあります。やはり今後の担い手ということで、青年農業者をどんどん増やしていかなければならないというふうに思っています。活動内容として、お互い情報交換しながら、またベテラン農家に聞き取りをしながら、また役場の職員も入って、JAの職員も入って情報交換を行っているところであります。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 ところで村長、この件、去年かな、農業振興基本……、策定しましたね。実施計画はまだできていないと思うんですけど、こういう一番大事な、小さいことかもしれないけれども、こういう人材育成ですか、農業に携わる。それをやっていくようなシステムをつくらないと、これは8万円じゃ少ないと思うんですよ。もっと上げてその青年クラブでいろいろな研修もできる。あるいは先進視察もできるようなシステムづくりをして、会員を増やしていくようなものをしないといけないと思うんですよ。それで、村長これをちょっと考えてもらえませんか。増やすことを。これについてどう村長は考えているか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

事業計画などがあるようですので、それに基づいて幅広くやっていければいいなと思っていますし、議員がおっしゃるように、農業についてある意味やっと思いだすことができた光ですから、それで我々がどういう形でこれを大きく伸ばしていけるのかは、やはり常日頃からのコミュニケーション、各課担当課などはその辺はよく分かっているとは思いますが、何が必要なのか。どういうことで彼らは望んでいるのかも含めて、いろいろ話をしながらつくり上げていければいいんじゃないかと思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 真剣に前向きに検討していただいて、農業の振興に努めていただきたいと、以上要望します。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。  
続きまして、歳出7款に対する質疑はありませんか。  
仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 96ページ、18款、負担金及び交付金ということで、とよむ中城産業まつりの実行委員の補助金として、例年産業まつりを1月に開催しているわけですが、今度も令和4年の1月になるわけですね。次は、これは会場はいつも吉の浦の駐車場を利用しているんですが、令和4年もそこで、駐車場でやるのか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。  
令和4年の1月に開催するんですが、生涯学習課の文化まつりと合同で開催する予定で今進めています。ただ、吉の浦会館は文化協会で、産業まつりに関しましては、今公共駐車場を利用したいということで進めています。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 合同で開催するということですが、公共駐車場で産業まつりをやった場合、吉の浦会館までのそんなに大した距離でもないだけども、やはり幾らか距離があるものだから、産業まつりのお客さんが吉の浦会館に足を運ぶというのは大分少なくなるんじゃないかと思う。そういうことだから、例年どおり吉の浦の駐車場で開催できないか。その辺は。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 同じところで開催することは可能かもしれないんですが、ただ、同じ音響ですか、音響がかち合うとその面も加味しないといけない部分もあると思います。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 まだ時間もありますので、多分外と屋内、会館のほうですから、その音響に関しては問題ないと思うんですが、その辺まだ時間ありますので、ゆっくり検討してください。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは同じように96ページの12節委託料、観光客誘客促進事業委託料210万6,000円。これは去年と38万6,000円ほどアップしているんですけれども、そのアップした理由ですね。今年この観光客促進に向けて何か新たな取組があるのか。その内容等が決まっていたら教えてください。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。  
この事業につきましては、サッカーキャンプを予定しております。サッカーキャンプの委託料になります。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 去年は172万円ですが、この差は。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 この差に関しましては、ちょっとうろ覚えなんですけど、ガードマンとかの人件費の費用のアップだと認識しています。新たなものについてはないと思っています。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 では、サッカーキャンプでしたら来年の2月頃というふうになりますよね。今年度もやりましたよね。同じ内容なんだけれども、金額だけがアップしたということで理解してよろしいですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 今年度は警備とかはそんなにやっていなくて、また横断幕とかもつくっていない状況でありました。それが増額の要因だと思っています。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
大城常良議員。

○8番 大城常良議員 同じく7款、96ページ、これも委託料になるんですが、これは世界遺産中城城跡プロジェクトマッピング事業委託料について1,528万円、今年も計上されているんですけども、これは村の知名度を上げる役割を十分担ってきたというふうに感じておりまして、これ私は大きな成果を上げているというふうに思っております。そこで、やはり財源としては一括交付金という大きな財源があって成し得たと思っはいるんですけども、今年度で8回目になるわけですけども、それについてしっかりとした費用対効果等をそろそろ考えて、次年度以降、一括交付金が今年度で終了してどのあたりまでの交付金になるか知らないんですが、これが一定程度抑えられた場合に、果たして次年度以降どうするのかなというような対応策を考えていらっしゃるかどうか。それを1点、お伺いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 今、プロジェクトマッピング事業を行っているんですが、令和3年度で一括交付金が終了します。来年度以降については新たな補

助金や交付金があるのかどうかを検討、それで充てられるのかどうか検討していきたいと思えます。また、費用対効果につきましては、現在入場料とかを取っていないので、どういう費用対効果が出ているかは把握しておりません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 令和4年度以降も交付金があるというのであれば、やはりこれは村の画期的な事業で7回も進めてきたということなんですけれども、やはりこれが先ほども言ったとおり縮小であるのであれば、村がよくやるローリング方式とかいろいろとやって、その旨で検討を行い、それであれば続けられるよというような段階と、あるいはそろそろいいかなというような両面を走って行って、ぜひ今年やってみて、これは行政全般で考えていただきたい。これまたひとつ検討をよろしく願います。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 先ほど大城議員からもありましたように、世界遺産の中城城跡のプロジェクトマッピング、これは8回目ということで今まで7回分の映像はどこで保管しているのか。その辺。保管してありますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 毎年役場のほうで保管しております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 保管しているということですが、どこで保管しているのか。図書館でなのか、新しい庁舎ができましたが、そこでやっているのか。そしてそのプロジェクトマッピングをする器具がありますね。これもちゃんとそろえてあるのかどうか。映像だけじゃなくて映像を映す機械、これもあるのかど

うか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 器具に関しましては吉の浦会館のほうで一応保管していきまして、データのほうに関しましては業者のほうで保管しております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 業者のほうでやっている。これは役場で保管すべきじゃないかと思うんだけど、何か理由があるんですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 データの保管する除湿とか、そういった道具がありませんので、向こうのほうでお願いして管理させている状況です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。  
休憩します。

休憩(14時50分)

~~~~~

再開(15時00分)

○議長 新垣博正 再開します。

歳出8款に対する質疑はありますか。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 土木費道路維持費の中で99ページ、15節原材料費525万円、道路維持補修資材(通常分)500万円、道路維持補修資材(地域対策分)25万円ということで、毎年同じ予算が組まれていると思います。ですが、この道の悪いところはいつまでたっても悪いもので、これだけの525万円で都市建設課に直しなさいと言ったら、これでできる人はいないと思います。ですので、最低でも最初から、この場合は予算毎年つけないと都市建設課が仕事ができないのではないかと思います。実を言うと

登又にも二級村道があるんですね。完全に舗装されていないものですから、1年間には確実に凸凹道になりやすい。流れてですね。私も2月の末に要請に行きました。今年もお願いしました。毎年やってもらっています。多分、予算が残っていなければ新年度の最初でやってもらえるとは思っていますけれども、ですから確実に予算を使う部分ですので、525万円と言わずに当初から1,100万円ぐらいつけていただきたい。足りなければ後で補正していただきたいということで、強く要望いたします。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。
大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは8款について質疑をいたします。

100ページ、工事請負費、ウフクビリ線の災害防除工事9,078万6,000円について、この工事は現在行われている工事の継続での、新しく追加しての工事になるのか。であるのであれば総距離が何メートルぐらいになるのか。その2点、お願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それではお答えいたします。

このウフクビリ線の工事につきましては、今年度から始まっておりまして、その継続の工事となります。完成は令和4年を目指していきまして、3年度の延長としましては、約120メートルの施工を予定しております。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。
石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 99ページ、13節の使用料と15節の原材料費の地域対策分とありますね。毎年どれぐらい実績があるか、その実績に合わせて予算化されたのか。ちょっと教えてください。地域対策分両方。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えいたします。

まず地域対策分の25万円なんですけど、ここ数年は実績はございません。この25万円の計上につきましては、過去の実績を参考に計上しております。以上です。

○議長 新垣博正 質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。

続きまして、歳出9款に対する質疑はありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続いて、歳出10款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは10款について質疑をいたします。

昨日で一定程度の課長からの聞き取りも行っておりますので、今回は119ページ、その中で戦後引揚者上陸碑設計等委託料と、その下に上陸碑移設工事費が両方組まれているんですけども、その中で移設場所の土地購入費が入っていないんですけども、これは県有地を利用したものを想定して、土地購入費が入れられないのかどうか。その1点と、その下にある17節の備品購入費、これは琉球漆器購入費ということで600万円入っているんですけども、これはまず本村の文化財を保護する上ですばらしい発想を持って予算が計上されているんですけども、そこで計上する、購入する一つ一つの単価は相当違うと思うんですけども、何点を購入する予定なのか。その2点お願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 大城議員のただいまの御質疑にお答えいたします。

まず戦後引揚者上陸記念碑に関しましては、現在民間の土地にあるということで、そちらを南側のほうに約100メートル程度ずらして県有

地のほうに建設する予定でありまして、現在、県とは既に2回ほど私も中部土木のほうに調整に行っておりますが、無償のほうで、占用許可という申請をしないといけないんですが、そういう手続を踏まえながら無償で移設ができるという予定であります。

あと琉球漆器の購入費につきましては、現在値段いろいろありますが、こちらとしては10点前後を購入する予定であります。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 県との調整が行われているというところで、そこはしっかり踏ん張って頑張って、しっかりと無償で提供ができるような体制をつくり上げていってください。

2点目の、今10点程度を予定しているということなんですけど、それについて年次的に、例えば令和3年が今回予定として10点ぐらいを買うと。次年度はまた少しずつ増やしていく予定であればいいんだけど、その検討もされているのか、その点を伺います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず基本的には10点程度、一定レベル、高価なものも含めですが、残りの部分に関しては宮城さん、もう名称は皆さん御存じですので固有名詞を出しますが、宮城 清さんのほうも、村への寄贈的なところもありまして、本人の要望等も含め、ただしこちら受入れ側としましては、通常の棚とかケースでは単純な保管ができない螺鈿とか特殊技術がございますので、そのケースについてもかなり高価になってきますので、その辺も今後こちらのほうでも受入れ側としての体制もつukらないといけないともありますので、一概に年度ごとに幾ら購入するということは今のところは考えておりません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この件については、村

長の施政方針にもしっかりと書き込まれていて、これは沖縄県指定無形文化財保持者というところの宮城さんの螺鈿技術、これはやはり我々中城村としては多くの方々に鑑賞してもらい、そして子供たちにもぜひ見てもらって、中城村にもそれぐらいの大きい宝があるんだよというものを含めてしっかりと継承できるような体制をつくり上げていただきたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。
金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは125ページ、報償費の地産地消コーディネーター、嘱託員の報償です。このコーディネーターがどういうことをやっているのかだけでもう一度、毎年説明を受けていますが、実際この行動が見え難いものですから、ぜひ説明をお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。
○教育総務課長 比嘉 保 金城 章議員の質疑にお答えします。

10款6項4目の報償費の中の地産地消コーディネーター委託報償費ですけれども、こちらは給食のほうで活用いたします中城村産の野菜類の仕入れを行うコーディネーターで、ふだんは農家のほうを回ったり、農家の方が給食センターに品物を持ってきたときの重さ、量等を量り、地産地消の納品者の方に支払いを行っていくコーディネーターとなります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。
新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは107ページ、村育英会補助金、今度300万円を計上してありますけれども、今回だけなのか、今後その補助金を続けていくのか。そしてこの補助金、今600万円ぐらい貸付けしていると説明を受けましたけれども、今後その補助金の増額が月幾らかやっていますが、上げていく考えもあるのかどうか。この1点。

それともう一つは、119ページ、中城村組踊実行委員会の補助金が20万円、その組踊護佐丸の活動はどうなっているのか。最近、この上演とかそういうのがあるのか。今年予定があるのかどうか。最近は糸蒲の縁に押されているような気がするものですから。以上。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。
○教育総務課長 比嘉 保 新垣善功議員からありました10款1項の負担金のほうの村育英会補助金のほうで回答させていただきます。

現在、貸し出している方が13名、償還してもらっている方が16名いますけれども、貸出しに50万円ほどかかりまして、償還のほうは33万円という形のもので、ちょっとかけ離れた額で、今、育英会の予算のほうが少なくなってきております。滞納している方というのは1人か2人という形のものなんですけれども、こちらのほうから連絡しまして、全て徴収していけるような形のもので持っていき、できるだけ来年度、再来年度には補助金を頂かず、その育英会のこれまでの基金でできるような形のもので努力したいと思います。一応、令和3年度はこの補助金で進めていきまして、その趣旨、これは貸し出す方の人数とかにもよると思いますけれども、これまでの貸し出す基準等を検討しながら貸し出す数を絞っていければ、その補助金額を上げることもなくそのまま進めていけると思いますので努力してまいります。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。
○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは新垣善功議員御質疑の中城組踊実行委員会補助金につきまして答弁いたします。

組踊実行委員会に関しましては、令和2年に役員を含めた組織の立て直しを図っております。これまでの立方とか地謡の皆さんも継続する方、また20代から30代の若手に何名か入れ替わりもして、これから取り組もうという矢先でコロナがありまして練習等になかなか取り組めない中、

常に役員をはじめ、メンバーについてはこれからやる気を持って進んでいますので、実行委員会としましては令和3年度文化まつりで上演できるような態勢で現在取組を進めております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 107ページ、育英会です。今、育英会のもの総額は幾らあるのか。貸出しと今残っている、全体で幾らあるのか。これは村長に聞いたほうがいい。この育英会をもっと充実させる方法を考えていないのか。これは私、一般質問でもやりましたが、人材育成の大きな要だと思えます。これは今大学生のみですよ。大学か専門学校ですよ。これは高校生まで広げる方法、子どもの貧困があって、家庭によって高校も非常に厳しい状況の方もいると思いますので、高校までできるようにしていただきたい。今後これは、毎年、定額幾らと決めてやる考えがあるかどうか。村長はどう考えていますか。

実行委員会ですね。委員会任せではなくて、少しは皆さん方が指導をして盛り上げていくようなことができないのか。ちょっと言葉は悪いけれども介入して、あまり介入してはいけないけど、自主的にさせていいんだけど、だんだん下火に行ったら、そこにまた活を入れていってさせるような方法を考えないと。後はもう、こういうものは全部潰れていくと思うんです。文化は新しくつくることもいいけど、今までのものを継続して残していくのも大事だと思います。何か、この組踊実行委員会は若干下火になっていないかと感じていますが、それを立ち直らせてある意味では毎年何かあれば、定期的な上演をしていけるようにできないものかどうか。以上。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（15時21分）

~~~~~

再開（15時21分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 新垣善功議員の質疑にお答えします。

育英会の財産額については、約3,200万円ほどあります。こちらのほうが今、手元に残っているのは、口座に残っているのは150万円ほどしか残っていないんですけども、それを先ほど言いました13名の方に貸し出しております。これが年度ごと、4年間借り方と医学部等に通っている方が何名かおまして、6年間借り方とかがいたりして、返ってくる金額のほうはやはり少なくなっている状態で、今回は補助金をお願いしたところ、予算をつけていただいているところです。以上です。すみません、答弁漏れがありました。貸している総額というか、貸し出す決定をしている額が、これから貸し出すものと……償還する額、これから貸す額、トータル合わせまして、先ほど言いました育英会の3,200万円から150万円を引いた額の3,000万円ほどは育英会のお金から出ている形のものになります。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 組踊実行委員会につきましてですが、一時期は御指摘のとおり会長不在の時期があったりとかございました。御指摘のように、私たち教育委員会生涯学習課は指導というかアドバイスの立場にもあります。専門的な組踊の指導等までは行きませんが、今回、組織の改編、再編につきましては残った副会長の皆さん、現職の役員の皆さんと私のほうは四、五回ほど再起に向けてという言葉はおかしいんでしょうけれども、それに向けてしっかり取り組んだつもりではあります。その中で新しい会長をまた選出して、議員おっしゃるとおり、下火になってはいるんですが、必ずしも護佐丸というのにはこだわらず、どうしても人数が少ない場合には例えば十五、六名で演舞で

きる組踊がないとか、いろんなものにチャレンジしながら、やる気は今かなり強いと担当課長としては認識しております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時24分）

~~~~~

再 開（15時24分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 育英会の存続について少し所見を述べさせていただきますけれども、恐らく教育委員会も同じ考えだと思います。この育英会自体、人材育成も含めて、縮小したりなくなるということはないと思っておりますし、今後はそのニーズに沿った形というか、ニーズに合わせてボリュームが大きくなっていくのか、あるいは何かできることが幾つか出てくるのか、それはまた教育委員会のほうから上がってくると思っておりますのでさほど心配はしていませんけれども、高校が無償化になった関係で、そういう授業料だけではなくて環境的な部分のことまで今度は考える余裕が出たと言ったら変な言い方ですけども、そういうことも含めて考えられないかなと思っておりますけれども、これも全て含めて教育委員会と連携しながら頑張っていこうかと思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 村長、そういうことであれば、もっと建設的にひとつ育英会をサポートしていただきたいと思えます。

それと生涯学習課長、これは組踊護佐丸というのは中城の、昔から和宇慶かにあったものでしょう。今、あなたが新しいものをつくっていくということがあるのだけれども、この組踊護佐丸というのをそっちのけにして、また新しいものをつくっていくというのか。私は今ある、昔から受け継がれた組踊護佐丸を存続していくというのが大事だと思います。今のあなたの答

弁を聞いたら、これができなければまた新しい組踊をつくっていくと、そして糸蒲の縁は新しくつくりましたよね。そういうことで、その護佐丸を守っていただきたい。護佐丸以外のものをつくって中城で意味があるかどうか。中城城跡との関係もあるから、ひとつその辺、もうちょっと考えてもらって、組踊護佐丸、和宇慶に伝わっていたこれを守っていただきたいと、以上要望します。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 1点だけ確認させていただきます。

115ページ、19節扶助費ですけども、子育てのための施設等利用給付金、ちょっと説明資料から探せなかったのをお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時28分）

~~~~~

再 開（15時28分）

○議長 新垣博正 再開します。

こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

10款4項19節扶助費の子育てのための施設等利用給付金の内容につきましては、未移行の幼稚園の保育料と預かり保育の部分で、幼児教育の無償化に伴う運営費に関わる扶助費となっております。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 先ほど新垣善功議員からも質疑がありました育英会ですけども、9月定例議会で私と新垣善功議員が一般質問をしたと思います。それで早速対応していただきまして、私のほうでは満足しています。高く評価いたします。今後ともよろしく願いいたします。

あと1点、106ページ、委託料の中にG I G

AスクールでICTを今年でしょうか、小学生から中学生の子供たちに1人1台の端末について導入されていると思います。やはりそれだけのお金をかけて導入したわけですので、どのようにして使っていくのか、あるいは子供たちの教育をしていくのかというのが非常に大きな課題になってくるだろうと思っていますので、このGIGAスクールICT支援員委託業務、これは委託料となっていますので、どういうところに委託して、どのように運営していくのかというのを教えていただきたいというのと、今までICT支援員、臨時でしょうか、パートでしょうか分かりませんが、職員がいたと思いますが、そういうふうな兼ね合い等についてどのようにしているのか、教えていただきたいと思っています。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、渡嘉敷眞整議員の質疑にお答えいたします。

GIGAスクールICT支援員委託業務ですが、こちらのほうはタブレットを今年度購入いたしまして、来年度からこれの活用を生かした授業の方法を平準化していく、3つの小学校と中学校が1つあるんですけれども、この学校で使えるような形のもののデジタル教科書をこのタブレットのほうに入力しまして、授業で活用できる電子黒板及びタブレットを活用して授業の内容、先生方のスキルを上げていく、使い方を上げていく支援員の委託という形のものになります。これまでICTの会計年度任用職員ということで今年度おりますが、こちらの方も今年度予算を確保いたしまして、現在、各学校にありますパソコン等の保守及び使い方、及びその支援員を活用したタブレットとの連携等を踏まえながら活用できたという形のもので思っております。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 この支援員の委託と

なると、4学校あるわけですから、人数的に何名の支援員を配置される予定なのか。そして指導となると学校の先生方が基本的に指導すると思うんですが、この先生方にスキルがない、足りない先生方もいらっしゃると思うんですが、このスキルを上げるための研修等、あるいは授業をするときに先生が授業をして、支援員が補助をするのか。逆にこの支援員の方がプロだと思いますので、支援員が教育するのか。そこら辺を教えていただきたいと思っています。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 渡嘉敷議員の質疑にお答えしたいと思います。

まずICTの活用方法についてですけれども、基本授業は教師が指導することになっております。ICTの支援員の基本的な関わりというのは、まず授業の中で、中のソフト等がどのような形で使用できるかどうかの、ハード面の助言等を教師のほうにするとということですので、基本は子供たちへの指導は教師が指導というふうに考えております。そして授業の中で時として不具合が出たりする場合の対応だったりとか、そういった授業の進行を妨げないような保守、点検の部分が一番役割として大きいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 渡嘉敷議員からありましたICT支援員の人数ですけれども、1人の人数で各校を回っていくということで進めようとやっています。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今、教育総務課長からあった支援員については1人で学校を巡回しても機械の不具合でしたら直すことは可能かと思いますが、結局、この4校の先生の数といったら百何十名ですよ。この先生方が授業ができなかったらという懸念があるんですよ。ですので、どのようにしてこの先生方のスキルを上

げて授業がスムーズにできるように、研修等というんでしょうか、そういうことを実施するのか。そして、その研修をする時間の確保をどのようにしてつくってやるのか。そこら辺を教えてください。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。  
○教育総務課主幹 宮城政光 渡嘉敷議員のた  
だいまの質疑にお答えしたいと思います。

基本ICT教育機器の研修等については、各学校の校内研修等で実施しております。実際にICT機器の活用については今年度から既に学校への助言等を教育委員会で行っております。また県においても、ICT活用、ICT担当の研修を含めた各種勉強会等を行っておりますので、学校の課題に応じて委員会のほうで助言をしていきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時38分）

~~~~~

再 開（15時38分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出11款から14款までの災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費については一括して質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第13号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第14号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第15号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第16号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第17号 令和3年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第17号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第18号 令和3年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第18号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (15時44分)

令和3年第1回中城村議会定例会（第15日目）

招 集 年 月 日	令和3年3月3日（水）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和3年3月17日（午前10時00分）		
	散 会	令和3年3月17日（午後3時17分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉 那 覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	14 番	伊 佐 則 勝	15 番	新 垣 善 功
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ ども 課 長	金 城 勉
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	仲 村 盛 和
	総 務 課 長	與 儀 忍	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	上 下 水 道 課 長	知 名 勉
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 長	比 嘉 保
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	生 涯 学 習 課 長	稻 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三		

議 事 日 程 第 4 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に安里清市議員の一般質問を許します。

○1番 安里清市議員 おはようございます。議席番号1番 安里清市でございます。議長の許可を得て、通告書に従いまして質問をいたします。質問に入ります前に一言、御挨拶を申し上げます。村民の皆様には、このような立派な庁舎を建てていただき深く感謝を申し上げます。新装になりましたこの議会議場で、行政とは異なる視点から村民のために提案をし、村民の福祉の向上に貢献することができるよう初心に返り、議会活動に取り組んでまいりたいと思っております。それでは質問をいたします。

大枠の1番でございます。大規模LNG発電所施設の事故を想定した避難計画策定について。①東京電力の事故の後、原子力発電所の再稼働の条件として地域住民の避難計画が、万全かどうか論点となっていることに鑑みて、本村にある当施設での事故時の住民避難計画の必要性について認識を伺います。②大規模LNG発電所施設の事故を想定した避難計画は策定されましたか。③この避難計画の件で、中城北中城の消防組合と協議は進んでいますでしょうか。

大枠の2でございます。安心な飲料水を求む。上地区の住民で飲み水をペットボトルや宅配の水を利用し、安全性に疑問のあるPFOS等の含有量の高い水道水は飲み水以外に使用しているという世帯があります。その金額は20リットル当たり約700円であり、月額では7,000円を超えている状況があります。①「供給されている7つの自治体の首長の一致した意見として取水先を変更する要求を連名で提出してもらいたい。そのための会議を計画し意見を集約してほしい」

との旨で先の議会で要望しました。この件について進捗状況を伺います。②北谷浄水場の取水割合に占める比謝川等からの取水割合は直近の割合で幾らでしょうか。有機フッ素化合物(PFOS, PFOA)の数値は幾らでしょうか。③供給されている水道水以外の水を利用している世帯(上地区に限る)を調査の上で水道水料金の減免を行うべきだと思いますがいかがでしょうか。

大枠の3. 村内の文化財の維持管理について。中城村内には多くの村指定及び国指定の文化財がございます。その維持管理について。①県道開削の碑の文字がかすれていますが、補修についての方針を伺います。②歴史の道の一部(新垣グスク)で歩道の板敷きが腐食し通行に支障を来し、危険な状況であります。補修についての方針を伺います。以上、答弁を求めます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課、大枠2番につきましては上下水道課、大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは御質問の飲料水のPFOSの関係でございますが、このコロナ禍においてなかなか遅々として進まないところもございしますが、何らかの方法を見出して、意思の統一も含めて検討していきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆様、おはようございます。大枠3の村の文化財の維持管理は教育委員会のとても重要な仕事の一つだと捉えています。教育委員会としても、できるだけ早く補修等の対応をしていきたいと思っております。詳細については生涯学習課長のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 発電所施設で事故が発生した場合の住民避難計画の必要性など、3つの質問がございました。一括してお答えいたします。

災害や事故等が発生した、または発生するおそれがある場合、住民等を安全な場所に避難させることは重要であり、そのための避難計画は必要であると認識しております。本村地域防災計画では、台風や大雨、大規模火災や航空機事故災害が発生した場合の避難計画が定められております。現在、大規模LNG発電所施設での事故に特化した避難計画は策定しておりませんが、発電所施設での事故等は本村地域防災計画の風水害編で想定する大規模火災に含まれるものと認識しております。大規模LNG施設での事故等に特化した避難計画を策定しておりませんので、消防組合との協議は行っておりません。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 それでは大枠2の御質問にお答えいたします。

初めに、①の北谷浄水場から受水している7市町村長の連名による要請についてでございますが、1月に新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が発出されたため、各市町村担当課による会議は開催されておられません。そのような状況下にありましたので、6事業体に対しアンケート調査を行い、会議の開催などについて意見を集約いたしました。その結果、会議を開催することに全事業体から賛同が得られましたので、今後感染状況等を考慮して開催に向けての日程調整などを行っていく予定でございます。

次に、②についてでございます。北谷浄水場における2月の総取水量が405万3,500立方メートル。その内訳としまして、比謝川・長田川・天願川・嘉手納井戸群の合計が101万7,500立方メートル、その他の北部ダム等が303万6,000立方メートル。割合にしますと、それぞれ25.1%、

74.9%でございます。また、令和2年度における1月までのPFOSとPFOAの合計値は平均で17ナノグラムパーリットルでございます。

続きまして③水道料金の減免についてでございますが、水道水については県企業局及び上下水道課において、水道法に基づいた水質検査を実施しており、水道水の安全については確保されているものとして村民の皆様へ供給しています。よって、水道水以外の水を利用されている世帯に対して水道料金を減免することは考えておりません。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは安里清市議員御質問の大枠3についてお答えいたします。

まず①の県道開削記念碑の文字が薄れつつある件についてでございますが、こちらは教育委員会としましても以前から懸念しておりました。県道に面していることから排ガスによる悪影響も考えられます。そのようなことから、表面に保護用のコーティング剤を塗る案など、その方法を検討していたところであります。県道開削記念碑は村の貴重な文化財であることから、石材に悪影響を与えないよう保全対策を慎重に検討する必要があります。今後は、財源確保もありますが、文化財保護審議会で保全対策を諮りながら、できるだけ早い時期に対処していきたいと思っております。

②の新垣グスク内の歴史の道の一部の板敷きが腐食している箇所に関しましては、御指摘のとおり利用者にとっても危険な状態となっておりますので、早急に対処していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 御答弁承りました。

大枠1の①に関してですけれども、現在村において防災担当の係の方は何名いらっしゃるのか。それと専任、兼任の別についてお伺いいたします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

村の防災担当は1名でございます。兼務でございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 先週、3.11ですね。東日本大震災から10年ということで各地の防災への取組がマスコミ等で報じられておりますが、全国的に防災担当が不足、あるいは兼任で対応せざるを得ないという状況がありました。しっかりとした職員体制の構築に今後努めていただきたいと思います。兼任で1名というお答えでしたけれども、いろいろ台風とか、先ほどのLNGの問題とかございますので、兼任であっても体制を少し拡充するような方向を検討していただきたいと思います。

最初の質問で避難計画の必要性については認識を伺いましたが、全国には25件以上のLNG発電所が存在をしております。これの地域の事例を参考に避難計画を策定するということは考えられないでしょうか。地域防災計画の中で大まかにやっているというものと、それに特化した万一の場合に緊急に避難できる体制をつくるということとは非常に差があると思いますので、他県の事例を参考ににつくれないのか伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今、机の上にLNG発電所の一覧が置かれておりまして、その中から千葉県富津火力発電所の状況を確認させていただきました。それによりますと富津の火力発電所におきましても、私の調べ方がまずかったかどうかよく分かりませんが、LNG発電所に特化した避難計画書ということを探すことができなくて、もし今御指摘がございましたように全国のLNG施設が所在している市町村におきまして、避難計画がありましたら、それを参考に検討させていただきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 分かりました。ぜひ他の市町村で、今、千葉県のほうに当たられたということでございますが、ほかにもいろいろございますので、私のほうも2件ほどは当たっておりますが、ぜひそれに特化したような形のものでできれば有効な体制が取れると思いますので、また今後取り上げていきたいと思っております。

関連して、発電所の地域連絡会というものがある、年間に2回ほど会合を開催しているということでありまして。その構成は久場の自治会、泊の自治会、役場の防災担当、それから事業者であると聞いております。この会議の開催の呼びかけの主体はどこが音頭を取ってやっつけらっしゃるのか。それと避難計画について、この会議では話題にならないのか、お伺いいたします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時18分）

~~~~~

再開（10時19分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

地域連携会につきましては、村につきましては産業振興課のほうに参加をしているところでございます。呼びかけにつきましては、企業側からの呼びかけでございます。過去に一度防災担当も参加して、そういう話をしたという記憶がございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 一度だけは議題になったということでしょうか。この件では避難計画のことで、実は中城北中城消防組合のほうでも一般質問で取り上げさせていただきました。そこで分かってきたのは、消防のほうにおいても平成25年に策定した警防計画がありまして、その計画に基づき、あくまでも施設に

おける災害に備えるという計画はつくられております。残念ながら住民の避難についての計画は策定されていない状況であります。元来、消防組織だけに任せるようなことではないと思えます。村においても、消防組合においても、計画がない状態が続いているというふうに考えられます。これでは万一の際に、住民の皆さんの安全、迅速な避難が達成できるとは到底考えられません。そこで浜田村長にお伺いいたします。

村長は消防組合の管理者もしていらっしゃいます。ぜひ役場の防災担当をして、関係者を招集した会議で避難計画についての策定をしてほしいと要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今のお話を聞きまして、現場の声をまずしっかり聞かせていただいて、どういったものが一番いいのか。向かうところは同じだと思っておりますので、住民の安全という面では、当たり前我々が負っている責務ですので、しっかりその辺は検討して、一番いい方法を取っていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ありがとうございます。もう少し前向きなというか、突っ込んだ御回答をいただきましたかったのですが、先ほど総務課長のほうからお話がありました。私も数か所、LNGの発電所所在市町村の役場に連絡を入れる、あるいはメールを入れるということでやりました。ただ、何しろ質問の期間が非常に短くて相手から届いているのが、石狩市では、発電所が立地しているところが民間地から1.5キロメートルほども離れて、さらに緩衝緑地が設けられているということがありまして、そこでは避難計画はつくっておりませんということがあります。仙台市のほうでは、地域防災計画に網羅してやっているの、個別の避難計画はないというお返事がございます。ただ、地域防災計画と

いうと相当な冊子の厚みが、PDFで取っても500ページぐらいということで、どこにそれがあるのか確認できないまま今日になっております。ただ、私たち中城村の場合は住民地域に立地してございます。直近に住宅地があり、さらに上空では米軍の飛行機も頻繁に飛び交っているという状況であります。避難計画、そして万一の場合の避難方法について、体制を早急に策定するよう要望しまして、この大枠の1については質問を終わります。

次は大枠の2について質問いたします。この件で宜野湾市の松川市長が、今年の1月21日に県庁に富川副知事を訪ね、PFOS問題で政府に立入調査を求めるよう要請したとあり、同記事において市長は、嘉手納町、北谷町、沖縄市でつくる三市町連絡協議会、三連協とも連携したい考えを示したとあります。また、2月12日には県と宜野湾市が連名で関係大臣及び米軍宛てに要請文を発送したとのことあります。その内容は、基地内への立入り及び地下水などの採取を許可することを求めるとの内容であります。要請の内容は若干異なりますが、この水の安心安全の問題の根幹に関わることであると思えます。今や、この汚染の問題が米軍の基地に由来することは明らかでございます。国や県を動かし、取水先を変えるためにも関係7市町村の連携が必要であると思えます。北中城村のほうでは、新しい村長が就任いたしました。今機は熟していると思えます。関係7市町村の連携について、速やかに取り組んでいただきたい。関係7市町村の首長会議の開催の意義について、再度村長の所見を伺いたいと思えます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

議員おっしゃるように単体でやるよりは、もちろん関係市町村で一緒になってやられたほうが一番意味のあることだとは思っておりますので、それに向けてどういう形で意志を統一して、

それを発信していくのかを真剣に考えていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 このPFOS関連の問題が出てきた当初、マスコミ等で話題になった時期について記憶にございましたら、お願いしたいと思います。

それと平成27年度あたりにおいては、PFOS・PFOAの相当大きな値が報じられていたのですが、その頃の状況について水道課長、お分かりでしょうか。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 お答えいたします。

平成28年1月18日に、県企業局よりマスコミ発表がございました。平成27年度にPFOSとPFOAの合計値が44ナノグラム出ておりますけれども、それを受けて平成28年度からは対策を講じて14ナノグラムまで低減されております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 平成27年当時、44ナノグラムということであります。昨年、令和2年8月の末から9月の初めにかけて、北谷浄水場のPFOS・PFOAの値が8から9ナノグラムという数字が示されております。この数字は取水先を変更し、比謝川及び嘉手納井戸群、大工廻川等からの取水の制限をしたことが要因と解釈されますが、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 お答えいたします。

議員おっしゃるように確かに中部からの取水制限を行って、北部ダム等からの供給を増やしたことでPFOSが低減されたと思います。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 このように取水先を変更すれば、PFOS・PFOAの合計値が下がっていく、減少するという状況があります。この席で何度も取水先の変更要求をするゆえんでございます。この水道料金の減免に関連しま

して、ここにアンケートの調査を御提示いたします。お手元にも届いているかと思えます。新垣自治会での全加入世帯を対象に、今年の2月の末から3月の初旬にかけて実施したものでございます。アンケートの目的は、取水先を変えてほしいということ。さらに村長には強力に、それに向けて動いていただきたいとの思いからであります。ただ、一方このアンケートにより区民の皆さまが水道水に対する不安を助長することにもなりかねません。間違えれば、動揺をあおるということにもなりかねません。それでも実行に移したのは、有機フッ素化合物PFOS等を含まない安心な水があるのに、その安心な水が供給されない状況を打開するきっかけになることを願ってのことです。アンケートの一部を紹介しますと、全世帯138世帯を対象とし、回答が99世帯、回答率は71.7%であります。その中で飲み水を水道水以外として購入している世帯が、回答世帯69件で約70%。一月の金額は最小600円から8,820円です。購入理由としまして、PFOS等が含まれていることを挙げた世帯が22件、約16%あります。飲み水にかかる金額が世帯平均で2,253円となっております。これは中城村の供給する上水道料金以外の金額であります。回答をいただいた世帯全体では15万5,430円となっております。

上下水道課長にお伺いいたします。これらの数字は非常に少ないものとして、無視できるとは思いませんが、いかがお考えでしょうか。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 お答えいたします。

質問の1で、飲み水以外に水道水以外を購入している方が約70%おられたということは、正直多いということで印象を受けております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ぜひ水道料金の減免について、国が示した暫定的な、あれは指針値だったと思いますが、その値は下回ってはいる

のですけれども、上地区と下地区の場でそれだけ差がある水道水が供給されているということについての減免のお話をさせていただいたのですが、これは減免が難しいとの回答がありましたけれども、そうであれば安心な水の供給に、さらに強く取り組んでいただきたい。村長には先ほども7市町村の会議についての御見解を伺いましたが、行政の責任者として村民に提供する水が安全安心な水を提供する義務、そしてその意欲について、もっと強い御見解を求めたいと思います。お願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

強い見解という表現ではないかもしれませんが、当然議員が御質問でたびたび質問されている、この安心安全な水については我々行政としても、取り組むほうとしても当たり前なことだとは思っていながら、皆さんに今のところ安心をまだ供給できていないというところは、我々がこれからやるべき姿だとは思っておりますので、議員おっしゃるようにできることをまずやりながら、少しでも上地区の方々の安心を勝ち取れるように、職員と一緒に頑張っていきたく思っております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 毎度心苦しい御答弁をいただいておりますが、少し話題を変えて、村内でこれまでずっと、マスコミ等で報道されて後、上下水道課でしょうか、それともその環境関係の部署でP F O S等の測定等もなされていると思うのですが、広報誌で村民にお知らせがない状況だと思います。これまで広報なかぐすく等で紹介してこなかったのはなぜでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 お答えします。

広報誌では確かに周知はしておりませんが、村のホームページから県企業局のホームページ

が閲覧できるようになっておりまして、直近の測定値を確認することができるようになっております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 村のホームページを開ける環境にある情報に強い方というか、それとそういう情報が、ホームページ等もなかなか開けない、スマホ等もなかなか扱えないというような方も大勢いらっしゃると思いますので、その件についてぜひ広報誌等で直近の値、測定値、それから国の指針値との関連、そこら辺を少しまとめて村民にお知らせするべきだと思います。村民は自らに供給されている飲料水について、知る権利があると思います。今回のアンケートでも、その情報を求めたいという御意見を書いている方がございました。そこら辺についてどうでしょうか。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 お答えします。

今後どのような形で掲載するか、検討してまいります。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 この水の問題については、昨年12月議会でも申し上げましたが、上地区のサンヒルズタウン、新垣、登又、北上原、南上原の住民の水道水料金が年間で2億5,956万円であります。この金額は、令和2年9月の上地区の水道水料金に12か月分を積算した額です。若干の誤差があるかと思いますが、年間にこれほど高額な負担をしながらも、中城村の人口の約半数が安心できない水を供給されております。村民の現在の安心と将来の健康や安全安心に関わる重要なこととして、村長をはじめ行政の方には頑張ってくださいと思います。以上で大枠の2番については終わりたいと思います。

次、大枠の3番です。文化財の保護に係ることについて質問をいたします。先ほど生涯学習

課長から前向きに取り組むとの御答弁がございましたので、期待をしたいと思います。県道開削の碑については、平成2年10月に村の教育委員会発行の「私たちの中城村」という小冊子がございます。それには「新垣の区民館近く、県道35号線の傍らに建てられています。これは伊佐善則、伊佐善俊親子の努力によって、県道普天間～与那原線が開通したことをたたえたものであります。交通が不便であった新垣村にとって、大変な朗報、喜びであったようです。この碑は、新垣青年団によって昭和9年に建立されました」という碑文があります。そこで伺いたいののですが、この石碑について、改修や補修のめどについて伺いたします。県道開削の碑については、来年の2022年で建立から88周年を迎えます。88歳といえば、沖縄県内ではトーチカとして最大な節目のお祝いが行われます。この機会を捉えて、保存に向けた何らかの措置を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 ただいま安里議員からございましたとおり88歳ということですが、らしい、新垣にとっても重要な文化財でもあり、当時の青年団が先輩方の栄誉をたたえてやった大事な記念碑だと認識しております。村においても、平成9年（1997年）に村の文化財に指定しております。ただいまありましたように石碑の老朽化というか、文字がかなり消えつつある。また工法というのですか、その辺も含め、現在担当係のほうでもいろんなことを検討していく中で、そういった専門の方々と、先ほども答弁いたしました、文化財審議会の中でも議論をさせていただきながら、財源の確保もございます。できる限り早い時期に対応できるようにしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 2022年というと来年ではあるのですが、年度で言うと令和4年になる

かと思います。令和3年あたりから調査を開始いたしまして、令和4年にはぜひ何らかの改修の着手ができるように御期待したいと思います。すみません、再度この件について前向きな御見解、よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 教育委員会、生涯学習課としましても、ぜひ新垣の要望を酌んでいけるよう財源をしっかりと探しながら、令和3年度は、現在審議中であり文化財としましては久場でも上陸記念碑の移設もございますので、年次的にそういった村内の文化財をぜひ整備保存していきたいという考えがありますので、もうしばらく、今完璧に令和4年度にやりますという答弁はちょっとできないところもあるのですが、教育委員会としましては最善の努力をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ぜひ取り組んで、村指定文化財にもなっております。貴重な遺産、資料を後世に残すためにも、維持管理には努力をしていただきたい。行政任せにするということではなくて、身近のそういったものについては、地元としても果たす役割もあるかと思えます。国の文化庁、県、村当局とも連携をし、また地元も自治会長をはじめ相談をしまして、協力してまいりたいと思っておりますので、ぜひとも保存について、維持について今後もしっかり頑張ってください。以上、私の質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時47分）

~~~~~

再 開（11時01分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許します。

○12番 金城 章議員 皆さん、こんにちは。それでは金城 章、一般質問を行いたいと思います。まず最初に、新庁舎で新たな気持ちで一般質問をできることをうれしく思っております。私は村議員になって以来、10年余り、この新庁舎建設に取り組んできました。やっと新庁舎で活動できるなと思って、本当にうれしく思っています。それで新庁舎になって職員一同も村民のために、また新たな気持ちで頑張っているだろうと思っておりますので、ぜひ今後ともまた私、議員として村民のために魅力ある村づくりに頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。それでは通告書を読み上げて質問します。

大枠1. 施政方針について。①村政において「新たな時代へ、次の一歩」に令和3年の決意の言葉と掲げておりますが、「新たなまちづくりの計画策定するため村内外からの人材登用を積極的に検討し」とありますが、どの分野に人材を登用の考えなのか。②那覇広域から中部広域への移行にて新たな人材登用の考えはあるか。③村内外を結ぶ公共交通の先を見据えた検討とは、どのような事業取組か。④新たな時代への次の一歩において、職員の育成は必要不可欠と考えるが、研修等、スキルアップの考えはどうか。⑤教育施策にて現在取組の行われている少人数学級の成果はどう出たか。今後、検討とあるが延長するかどうか。どのような考えであるか。

大枠2. 農業振興についてであります。①持続的・発展的な営農活動の推進と人材の発掘・育成をどのように進める考えか。②農産物の収穫量アップは、どのように進めるか。③施政方針にて学校における農業体験、食育の推進に努めるとあるが、どのような事業を行っていくか。これまでも中学校等、いろんな島ニンジンを植えたり、そういうのを取り組む、また継続するのかどうか。④日本は全国的に自給率が落ちて

います。それを踏まえて、村の自給率増の事業取組の考えはあるか。

大枠3. 道路行政についてであります。①県道29号線の改修、拡幅工事、県への陳情・要請の考えはあるか。②東西道路（宜野湾横断道路）の進捗状況はどうか。毎回のごとく同じ質問が出されますけれども、ぜひよろしくお願ひします。③西原バイパスと東西道路の交差点の改善と道路周辺の用途変更をどのように進めていく考えか。この道路周辺の用途変更と言いますと、国道の用途変更もどう考えているか、お答えできれば助かります。

大枠4. 新庁舎について。これまで新庁舎はどういうふうにやっていくかとか、そこは質問しましたけれども、今新庁舎にいろいろ感じることもありまして、この質問をしております。多分今度で庁舎については最後になるかと思いますが、ぜひ。①新庁舎にて使用しているパソコン機器等の配線が、見た目が乱雑で見苦しいです。そこの改善はすると思うが、考えはあるかどうか。②新庁舎の敷地内の芝生の除草計画はあるか。先日14日より草抜きから、昨日もですか、草刈りが終わっていますけれども、これはとっぴ的にやったという感じで受けるのですけれども、この除草の計画は。12月の質問には課長が年2回という話でしたけれども、先ほど村長と総務課長のところには、私が独自で業者をお願いして見積書を作成してもらってテーブルに置いてありますので。③議会議事堂にてこの村章、これもあちらこちらの村の、今議長の上ですか。そこに村のマーク、村章、これがやはり議事堂においても設定しているところと設定していないところがあるのですけれども、どうしてこの質問を出したかと言いますと、この議場というのは村の行政とか、意外と中城村の発信の場と思っております。新聞において見たときに「これはおかしいのかな」と思って、お互いの村のマークはぜひつけるべきだと思っ

て、この村章の設置の考えはあるか、出してあります。④新庁舎に移転して、新たに改善すべき点はあるかどうかです。この新庁舎に移ってもうすぐ3か月になりますので、2か月半ですか。それで改善すべき点はあるか、ぜひ気づいた点は早めに改善していただきたい。それと⑤新庁舎入り口、国道入り口、以前の質問には総務課長から、国道入り口に電光掲示板の設置の考えはあるような答弁をもらったと思うのですが、まだ設置されていない。庁舎の入り口が少し見づらいと思いますので、庁舎の入り口設定とか、電光掲示板でいろんなことができる掲示板を設定していただきたいと考えております。以上です。いい答弁であれば早めに終わりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課、企画課、そして教育委員会のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては産業振興課、大枠3番につきましては都市建設課、大枠4番につきましては、これも総務課のほうでお答えいたします。

私のほうではお尋ねの人材登用についての考え方を少し述べさせていただきます。あえてこの文言を入れさせていただいたのは、中城村も非常に規模が増えてきたといえますか、ボリュームが増えてきたといえますか、事業もそうですけれども、それにしっかり対応できるように間口をちょっと大き目にしながら、県や国、もちろん民間もそうですが、人材を登用していきたいと。今年度は手始めにといえますか、まず国のほうから、総合事務局のほうからの人材交流で一人決定をしているところもありますけれども、そういう意味合いで、なるべくその事業事業に特化した形で経験があったり、あるいは知識があったり、そういう人たちを積極的

に登用していきたいという考えでございます。詳しいことは、また総務課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の施政方針についてですけれども、4か年計画の学力向上モデル事業を今年度で3か年が終了することになります。少人数学級での成果については、児童の学力の面や教員の教材研究の時間確保による指導力の向上、子供に関わる時間の確保等により成果が現れています。また、本村の子供たちが苦手としている自分の考えを発表することに関しても、少人数にしたことで発表の機会が増え、改善の兆しが見られます。教育委員会としては継続していきたいと思っておりますが、いろいろな角度から分析し、話し合いを進めていきたいと思っております。詳細については主幹のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 大枠1、施政方針から、村内外からの人材登用について、①と②を一括してお答えいたします。本村の新たなまちづくりの推進や村行政の質的向上のために必要とされる人材につきましては、官民間問わず、適切な人材を確保したいと考えております。また、本村の重要課題の一つである那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画区域への移行につきましても、事業を推進していく上で必要な人材がいれば、積極的に登用を検討したいと考えております。

次に、職員のスキルアップについてお答えいたします。現在、平成19年に策定した中城村人材育成基本方針の見直し作業に取り組んでおります。地方公共団体を取り巻く状況は、刻一刻と変化しており、その変化に適切に対応していくためには職員一人一人が自ら考え、変革していくとともに行政のプロフェッショナルとして、時代の変化に対応できる職員を組織として育

成・支援していく仕組みづくりが必要であると
考えております。新しい人材育成基本方針に基
づき、計画的・効率的に職員のスキルアップを
図ってまいります。令和2年度は新型コロナウ
イルス感染拡大防止のため、ほとんどの職員研
修が中止となりました。次年度において研修会
が再開された場合は、積極的に参加させたいと
考えております。

次に大枠4、新庁舎におけるパソコン等の配
線についてお答えいたします。新庁舎におきま
しては、執務室内のパソコン等の配線をできる
だけ露出させないようOAフロアを取り入れて
おります。課ごとに床下から、1ないし2か所
を電源、LANケーブル取り出し口を設けてお
り、これまでの旧庁舎と比較すると、状況は大
幅に改善されていると認識しております。若干
ケーブル等が露出している部分もございますが、
許容できる範囲内であると考えております。な
お、見苦しい箇所を具体的に指摘していただ
ければ改善をしたいと思います。

次に、新庁舎敷地内の除草計画についてお答
えいたします。除草計画はございません。状況
を見て除草等を行いたいと考えております。

次に、議会議事堂への村章の設置についてお
答えいたします。議事堂につきましては、基本
的に議会の管理であると考えております。議会
において何らかの方針を決めていただき、予算
を伴うものであれば相談していただきたいと考
えております。

次に、新庁舎の改善すべき点についてお答え
いたします。現段階で大幅に改善すべき点はな
いと考えております。新庁舎に移転し、3か月
近くになります。今後1年を通し、新庁舎の状
況等が把握できるものと考えております。なお、
早急に改善すべきところがあれば検討いたしま
す。

次に、電光掲示板の設置についてお答えいた
します。令和2年第2回定例会におきましても

同様の質問がございました。当時、「本村の情
報を発信するためには重要なツールであること
から、設置についての検討は必要である」と、
このように答弁いたしました。検討の結果、昨
年、国道329号沿いの村有地に民間事業者によ
る大型ビジョンを設置する方向で話を進めてお
りました。しかし、様々な事情から大型ビジョ
ンの設置が白紙となっております。電光掲示板
の設置につきましては多額の費用を要するため、
村単費での設置は厳しいと考えております。何
らの補助金等が活用できれば、より効果的な場
所への設置を検討いたします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは大枠1の③に
ついてお答えします。

公共交通の先を見据えた検討とは、施政方針
前段の公共施設の集約化や各拠点を結ぶ道路網
の整備など、今後村内外の道路網の整備が進み、
新たなまちの整備が進むことによって、一定程
度の変化が求められることが予測されます。そ
のため、現時点においては新たなまちづくりが、
どのような形になるか未確定となっていること
から、即座に新規事業を打ち出す必要が求めら
れているのではなく、今後予測できる公共交通
の整備にむけた前々段階として、様々な公共交
通に関する情報を収集し、新たなまちづくり計
画の総論の中の一つとして個別に検討事項とし
て考えております。まちづくりの進捗に併せて
柔軟に対応を図ってまいりたいと思います。以
上です。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 金城 章議員の
⑤の少人数学級の成果についてお答えいたしま
す。

まず少人数学級の成果についてですけれども、
「学力」と「教員の指導力向上」の視点からお
答えいたします。学力については、毎年実施し
ております沖縄県学力到達度調査で分析してお

ります。小学校3年生の調査結果で比較しますと、少人数学級を実施する前の平成28年度、2校の学力の状況は、県との比較がマイナス13ポイントございました。平成29年度ではマイナス5ポイント、少人数学級を実施した平成30年度からはマイナス2.5ポイント、令和元年度ではプラス9ポイントと改善しております。なお、令和2年度の結果については、新型コロナの影響により1か月程度分析が遅れております。3月下旬、4月の中旬頃には結果が判明するかと思っております。

次に、教員の指導力向上の視点からお答えいたします。指導力向上を図るためには、教員の研修を確実に実施するための時間の確保が必要となります。特に生徒指導と事務的な業務の負担度が大きく、丁寧に子供たちへ関われない原因となっておりましたが、少人数学級を実施してからは、丁寧に子供たちに関わる時間の確保と授業力向上のための研修の時間の確保ができたことで、教師の指導力向上に必要な時間の確保ができております。教育委員会としましては、引き続き今後も少人数学級を実施していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは金城議員の大枠2の①から④についてお答えいたします。

まず①についてです。中城村農業振興ビジョン実施計画書を下に耕作放棄地の解消や農業用施設整備、営農指導、農作業の省力化に向けた支援など関係機関と連携を図りながら各種施策に取り組んでまいります。また、今後の農業を担う農業従事者の発掘・育成に関しましては、農業青年やJAなどと情報交換しながら人材の発掘に取り組み、新規就農者が将来、独立できるような仕組みづくりを行ってまいりたいと考えています。

続きまして、②についてです。農産物の収量を増加させるためには、栽培技術の向上や機械化の推進が必要であると考えます。収量増加を図るために日々の営農巡回指導や各種品目の講習会、また生産農家の要望調査を行いながら農業用機械の導入に向け取り組んでまいります。また、作物を栽培するためには売り先の確保や価格の安定も必要であるため、値決め買い取りや契約栽培など安定した価格の取引ができる販路の開拓にも関係機関と連携して取り組んでまいります。

続きまして、③についてお答えします。村内の圃場において子供たちが特産物である島ニンジンや島ダイコンなどの農作物を植付けから収穫までの農業体験を行うことにより、作り育てる喜びや食べ物の大切さを教え、農業への理解を深めるために実施しております。体験を通して、将来、子供たちが農業に興味を持ち、あるいは農業高校、農業大学校等に進学し、中城村の農業の先頭に立つ担い手等の育成につながればと考えております。

続きまして、④についてです。村の自給率を向上させる取組につきましては、学校給食による地産地消率向上に向け営農指導員と地産地消コーディネーターと連携し、村産農産物の納品数量向上に取り組めます。またJAや商工会と連携し、村内の飲食店等に対し村産の農産物使用について周知し、村内自給率の向上に取り組んでまいります。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは金城 章議員の大枠3の①から③についてお答えいたします。

まず①についてです。県道29号線の改修については毎年要請しており、西原町上原交差点から南上原の区間においては渋滞状況の調査を行い、対策の検討を行う予定との報告を受けております。

それから②についてです。②については、これも県のほうで現在予備設計を行っております、次年度の検討委員会でルートを決定していく予定となっています。

③についてです。西原中城バイパスは、令和3年2月に那覇広域都市計画道路の変更告示が行われ、線形が決定しております。東西道路については県で予備設計を行っており、周辺の地形や道路構造令を基準に位置の調整を行っていくものと思います。道路周辺の用途については現在決まった計画はありませんが、バイパス沿線は現在農地となっており、産業振興課や関係機関との協議も必要と考えております。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは再質問をさせていただきます。

まず、この那覇広域から中部広域への移行についてです。先ほど村長からの答弁では、事業に見合った職員を国とか県、そこに登用する考えがあるという答弁ですけれども、この中部広域に移るのは村長の政治生命に関わるものだと思いますので、ぜひ積極的に優秀な人材を登用していかないと。それと今回新型コロナで、職員のプロジェクトチームですか、那覇広域から中部広域へ移るにも、新たなグループをつくる必要があるのではないかと考えるのですけれども、そうしないと進んでいかないのではないかと考えています。村長。今皆さんからの答弁では、時代が進む中で柔軟に対応していきたいというような答弁がありますけれども、中城村は柔軟という感じでのろのろ進んでいたら、最近新垣光栄議員が県議になった以来、よく県の動向を見ていたら、本村より相当いろんなことがスピードアップされているような気が私はそののです。取組は取組で、柔軟な対応もやらないといけないですけれども、もっと事業的には、もう10年前の計画、20年後の計画、それを今か

らぜひ取り組んで、そうしないと実にならないです。もう県では20年先の計画も持ち上がっていて、どうやるかと。進まないのがまだ現状であって、私がこの要請とか陳情を出しているのは、会議会議で要望書を出しているかもしれませんが、これは強力求めていかないと実にならないです。せっかく中城出身の新垣光栄県議が今県で頑張っているときに、いろんな施策を事業化して取り組んでいかないと絶対もう、逆に立ち遅れてくる。これは今計画しても、実際には10年後、20年後しか、要するに実にならないだろうと思います。この中部広域の件で、村長、プロジェクトチームとかメンバーをつくる気があるかどうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

当然それを実現するためにはいろんな施策、方策は取らないといけないと思っておりますので、その一つとして、その時期によってそのチームが必要であれば、当然それは最優先事項としてやっていきたいと思っておりますので、その時期を見ながら、それは対応していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長、この時期は今ではないですか。これが今、先ほど話しましたように、新垣光栄県議が頑張っているときに取組まないと実にならないのではないかと考えているのです。

それでは質問をちょっと変えましょうね。この那覇広域から中部広域への移行について、要するに政治的な判断だけで移行できると考えますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

御質問が明確ではないので明確にお答えできませんけれども、政治的だけということですよ。当然政治的な部分があれば、制度的な部

分もあれば、法律的な部分もありますし、全てを網羅しない限り移行にはつながらないと思っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それではまた別の質問をしましょうね。今議会ですか、村長が説明のときに話していたのですけれども、今地域振興のアドバイザー会議を行って、中城村と北中城村はいろんなことに対して、この中部広域へ移行ですか、それも踏まえながらこの会議を開いたと思います。この支援アドバイザー会議、そこでは各村がいろんな計画を立てていかないと進まないような説明があったと思うのですけれども、私はこのプロジェクトチームというのはそういう企画書とか、そういう仮設計等、要するにそういうのを示していかないと進まないのではないかと考えています、村長。それでぜひ村長も添えつけるこのプロジェクトチーム、特別な、この中部広域へ移行する中で、肝煎りで優秀な職員を集めて、総合事務局からも登用しながら、それをつくっていかないとならないのではないかと考えています。進まないはずですよ、村長。もう一度、この地域アドバイザーのことで、これは多分沖縄しまたて協会が支援したと思いますけれども、その件についてどうにかちょっと答弁できる方。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時33分）

~~~~~

再 開（11時34分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それではお答えします。

まず、このしまたて協会のアドバイザー会議なのですが、これまで2回会議を持ちました。その内容としましては、今現在、中城村が抱えている課題、それを中部広域へ移行するために

はどのように解決していけばいいかというアドバイスをもらうための会議であります。現在2回は会議を行っておりますが、まだ課題の集約というか、方向性は現在ではまだ上がっておりません。これからの会議の中でいろいろ北中城村との協働のまちづくり計画などを策定していった、それをまた県に示して、中部広域への移行の準備になっていくものと思っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは再質問いたします。

この中城村、北中城村協働のまちづくりが課題ですよ。そのまちづくりとして、本村のまちづくりの在り方というのは、今この中部広域へ移行に当たり、村づくりですか、中城村づくりはどういったことを進められているのか。那覇広域から中部広域に進めていく中で、これはいろんな都市計画があると思いますけれども、農業はどうなのか、都市はどこにするのか、道路網はどうなのかとか、いろんな形態を進めていかないといけないと思うのですけれども、そこでこれからこのアドバイザー会議を進めていく中でも協働のまちづくり、北中城村とのつながりはどうやっていくのか。今の状況でしたら、私は北中城村が中部広域に移って、中城村は除かれるような気がするのです。せっかく協働のまちづくりということで、アドバイザー会議でいろんなアドバイスをもらっているながら、私はぜひ中部広域に移ってほしいです、村長。それで村長直属の、やはり先ほど話したようなグループをつくって、いろんな課題をクリアするメンバーをそろえて、ぜひ取り組んでいただきたいと思うのです。ちょっとこの資料も見せてもらったのですが、このしまたて協会ですか、そこはいろんなものに取り組んで成果も上げていらっしゃるから。そしてこのまちづくりのプランをつくるのは、どこがつくるのか。今、中部広域に移る資料的なものは。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在都市建設課のほうで、この作業は進めております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 都市建設課も今、南上原の土地区画整理をもう終えて、人員が空いているかどうか。そして中部広域に移るとき、今都市建設課が取り組んでいると言いますが、中部広域に移るときにどのような資料を作って、どういうふうに進めていくのか。現在進捗のものはどんなになっていますか。今の都市建設課の人員で十分なのかどうか。南上原も終了して、都市建設課がもう暇になっているのか、人員が空いてきたとは思っておりませんが、私は。今の村の行政で、どの課も人員不足だと考えていますけれども、新たな事業は新たな人材で速急に進めていかないといけないと思って質問を毎回出すのですけれども、どういう資料を作って、どういうふうに進めていきますか。この中部広域に。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず県のほうから示されているのは、北中城村との同時の移行ですので、単独ではできないことになっております。それを、協働のまちづくりを作成して県との協議に持っていくのですけれども、現在どのように仕上げていくかをまだ検討中でありまして、どのように進めていくかという結論はまだ出ておりません。ただ、その中部広域移行への足がかりとなるような計画書は作成していかないといけないと考えております。また、今の人員で大丈夫かと言うと正直大丈夫ではないのですが、ただ、うちの中での係の中で業務が暇になったとか、そういったところはございません。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長、私は都市建設

課も、ほかの課も人員はやはり不足していると思うのです。村長は今、総合事務局から新たな人材を登用しようという考えですので、ぜひ優秀な人材を抱えたら、この広域問題とか都市計画問題をぜひ村長の下において、もう早急に進める人材をあと何名か登用して進めていただきたいと。もう一度、その件について。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 やはり何でもタイミングだと思っておりますので、正直なところ、これは私の政策で、私が旗振り役で、私が一番この件については動いていきたいと思っておりますので、そこに当然人員が不足ということであればチームをつくるでしょうし、そうでなければ私にサポートをつけて行って、先頭に立っていくのは私でございますので、それはしっかり考えていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 つくっていききたいという答弁が欲しかったのです、村長。それでは次に移ります。

この職員の研修、先ほど職員研修は常時やっ  
ていききたいと、スキルアップも図れるよう  
に行っていきたいと答弁がありましたけれども、  
ぜひ職員のこの研修等、また本村以外の地域  
ですか。もうこれからは、もしかしたら日本  
国内ではなくて海外にも視察に行かさないとい  
けない時代ではないかと思えます。今は画面  
上でいろんなところが見られます。しかし感  
じるものが違うのだと思えます。それをぜひ  
職員に体験していただき、そこはぜひいろん  
な研修を。先ほどの中部広域にしても、ど  
んな村にしたいか。そこを職員からアンケ  
ートを募って、自分が住みたい地域である、  
目指す地域であるのかどうかアンケートを取  
って、この視察研修も行かせたほうがいい  
のではないかと思います。今後の中城村は  
相当変化しますよね。今の村長の考え、答  
弁とか、お話を聞いていたら、今後の中城  
村

は相当変わるだろうと思います。それを見据えて、職員に体験してもらい、研修もいっぱい受けていただき、その方向に進めていかないといけないのだと思います。その研修で、どうですか。総務課長、いろんな研修、今年はまだコロナが続いていますけれども、ぜひ職員に手を挙げてもらって、取り組む意欲のある職員はぜひいろんな研修を何度でも受けていただきたい。それと先ほど来、村長直属のこのチームをつくってほしいということも言いますけれども、それはもう必要ではないかと思えます。各課に押しつけるのではなくて、村長の政策的なものです。村長、これを推し進める職員もぜひ考えていただきたい。これはもう答弁は後でまたやりますので、次に移ります。

⑤です。先ほど15人学級は成果が出ていると。今度も継続していくという考えで間違いないですよ。それとこれは何年継続していったら、どれぐらい継続していくのか。毎年毎年考えていくのか。今年度みたいに期限を区切って延長していくのか。その考え、村長はどうですか。これをずっと継続していくという宣言は、村長が答弁できますか。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 基本的に次年度で4年が終わることになりますが、方向性としては継続していきたいという考えですが、まだ決定しているわけではございませんので、この継続していきたいというのいろんな角度から話し合いをして進めていきたい。1年生が6年生になる、全国学力学習状況調査も見たいということもありまして、6か年間はできたら、この1年生が6年生になるまでに6か年間でどういう成果が出るのかを見たいということは考えています。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 やはり教育は教育長がよく携わっているから御存じだと思いますけ

れども、やはり基礎的なものがないと、どうしても実にならないと思うのです。基礎を大事にしないと。これをもう本当にずっと継続して、本村の一番の宝である子供たちです。この学力アップはぜひ図っていかないといけないと考えておりますので、ぜひ継続していけるようにやっていただきたいと、それでこの質問を出しておりますので。次に移りたいと思います。

ちょっと飛ばしまして道路行政に入っていきます。この横断道路、これはしまたて懇のもので、実際小学校のところに出ましたよね。津覇小学校です。これは別から借りてきた資料ですけども、これは12月議会もやりました。西原バイパスのところで十字路になっていないと。村長、この件でまだ会議は行われていないかもしれないけれども、そこは村としてやはり交通量、以前も言いましたけれども、奥間の道路改良は国道が改良すると。交通量削減で改良しますよね。またここで詰まったら、結局同じことだと。これを提案する気があるかどうかだけ、この横断道路の十字路になるように、西原バイパスの。どうですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時48分）

~~~~~

再開（11時49分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現段階では決定したルートではなくて、あくまでも予備設計に取りかかっているルートです。それはなぜ小学校の近くに来ているかという、大きい鉄塔とか、そういったのを避けた案で今検討を進めているところであります。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 これは私が最近こういう本村が取り組むべきものではなくて、本村に造る県道と国道を何で取り上げるかという、

本村に関わるものは本村で要望して、いろんな形でいい面に持ってこないといけないと考えてから私は取り上げているのです。この東西道路も確かに県が取り組むべき、バイパスも国が取り組むべき、それは各所各所あるのですけれども、本村を通る道路ですよね。その利用度を上げるために頑張るのが皆さんではないですか。私たちは情報を拾ってきて、これはどうなのかということをご皆さんに伺って、その方向に進めていくのが私たちだと思っております。ぜひ副村長、副村長が会議に出席して、都市建設課長より権限がありますので、ぜひこの件は、この図面から見たら津覇小学校がかかるのです。もし十字路に持っていくのでしたら、西原バイパスの十字路にするのでしたら、東西道路です。津覇小学校にかけてもいいですから十字路にして、津覇小学校の建て替え費用までもらうべきものではないかと一瞬思うのですけれども、その方向に進めていくべきではないかと思うのですけれども、どうでしょうか、副村長。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時51分）

~~~~~

再 開（11時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 ただいまの質問ですが、この東西道路は今県のほうでいろいろ地質も含めて調査をしているわけですから、要するに村の意見を出して行って、法線を決めていくということになると、村が調査もやらないといけないという状況が生まれます。そういう部分も含めて今調査段階ですので、まだこのルートについての協議がまだなされていません。その協議にのったときに、村の意向も含めて意見を申し述べていきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 交通渋滞の観点から

も、また本村の利用度からも、ぜひそこは十字路にできるように意見していただきたいと思えます。今副村長から答弁がありましたとおり、やはり道路でも通る市町村の意見を求めるよう調査して、実際その意見を曲げると。今話したように十字路にならないけれども、鉄塔とか、建物とかがかかるから、そこに曲げてあるみたいな感じで答弁がありました。しかしそれを進めていかないといけないのが、本村の副村長とか、今日の前にいる方々ではないかと思うのですけれども、ぜひこれを推し進めていただきたい。できたら、もうそのままのむしかないのではないですか。つくる前にさっさとその担当と会って、どうにかできませんかということはやるべきだと思いますけれども。予備設計ができた段階では、その方向にしか進まない。本村がまたそこにかかった分の設計料を出すと。設計料を出しても本村のこれからの未来のためにはプラスになると思うのですけれども、どうですか、考えは。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 議員は予備設計費用を出してでもやったほうがいいのかということですが、これは県の事業で進めている状況ですので、村が予備設計を出して、県の意向等、どれがスムーズに行くのかという部分は、今県がやっていますので、それに意見を調整していくというのが一番ベターではないかと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 予備設計と言ってもほとんどこちらから意見することはなくて、そのまま決まっていくだろうと思って、私は懸念してそう言って、先々に意見を伝えて変更させるほうがいいのかと思って、この質問をしています。

それともう一つ、この県道29号線、これもちょっと別の資料を少しもらってきたのですけ

れども、こういった感じで県道29号線もいろんな形で別の資料で拾ってきたのですけれども、この県道29号線も本村と関わりがあって、登又近辺は交通渋滞がありますよね。それもまた北中城村ではすぐ、石平ですか、安谷屋の在沖米海兵隊基地司令部の前で突き詰めて解消がならない。ずっと混んでいる。これからまた北中城村は本町通りから大城あたりの路線も県では将来的に進めていく。その観点からも県道29号線は南上原からではなくて、北中城村側から一緒に進めていかないといけないと。協働のまちづくりの観点からしても、その県道29号線は北中城村と中城村を結ぶ一番大事な道路になってきます。そこでこの調査、本村が望む県道の在り方というのをこういう資料でまとめて、調査費をつけて、これは県に提案する考えはないですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

ただいまの意見については、まだ現時点では検討しておりません。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 やはり予算は都市建設課では組めないものですから、村長、この県道29号線はこれから本当に大事な路線になってきます。この東西道路もしかりですけれども、大事なものになってきますので。この資料はそんなにかからない資料なのです。50万円ぐらいあれば多分いろんな、明快な県に出す資料的なものはできてくると思いますけれども。先ほどの東西道路もしかりですけれども、県が予備設計を入れたらそれなりになってくるものですから、本村でぜひ計画して、この予算をつけて予備設計なり、少額な設計料で済むのでしたら、本村のためになることをぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、この予備設計料を少しつけて、県道29号線の拡張計画を進める計画はあるか、村長。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

県との行政懇談会の中でもこの話はやっておりますので、北側からもう一つの方法ではないかという話は県のほうにも要請はしておりますので、それに向けての資料が必要ということであれば、当然予算がどうのこうのと言っている場合ではありませんから、それが実現に向けて可能であれば、予算を出していくのもやぶさかではないと思っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長、ぜひよろしくをお願いします。

それと、この庁舎内の敷地の除草の計画。総務課長、これは先ほど見積りを出しました。一番安いところは30万円台です。もっと安いところもあると。産業振興課長、何かどこか別に見積りを出した話も聞いたのですけれども、分かりますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 私で把握しているのは、今シルバー人材センターで見積りをいただいております。見積額は資料を持っていないので把握していません。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 総務課長、今回の芝刈りで実際予算は幾らかかりましたか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

予算はかかっておりません。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 人件費やいろんなことでお金はかかっているでしょう。それを私は言っているのです。30万円ぐらいでできるのを、年間8回と肥料も入れての整備ですので、ずっときれいになるので、そこを検討してください。どうですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

職員でできることは職員でやりたいと思います。できないことにつきましては委託を検討したいと思います。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 職員も時給が出ているから、ちゃんとそういうのは計算してやってほしいと思います。以上で終わります。

○議長 新垣博正 以上で、金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（12時01分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは改めまして、こんにちは。それでは議席番号9番 比嘉麻乃、通告書に基づきまして、一般質問をいたします。

大枠1. 教育行政について。1984年に琉球大学が那覇市首里から西原町に移転し、その後、琉球大学に隣接する南上原地区の区画整理事業が始まりました。2013年に中城南小学校と認定こども園が開校開園し、現在の南上原地区の人口は8,900人で、事業前の6倍の人口になりました。さらなる人口増加を踏まえ、今後の課題と対応について伺います。①上地区に中学校建設の予定はあるか。②35人学級の取組は。③外国人児童生徒への日本語支援や指導の取組は。

（日本語支援が必要な児童生徒の人数・国籍・言語は。）

大枠2. 沖縄振興一括交付金について。使途の自由度が高い一括交付金制度が2012年度から開始され、それ以降、本村では村長を先頭に職員の皆さんがあらゆる知恵と工夫を出し合い、様々な事業を執行し、また、多くの公有財産を

取得したことを高く評価します。しかしながら、その一括交付金も7年連続の減額となり、2021年度は現行の沖縄振興計画の最終年度となります。一括交付金が廃止になった場合の事業継続について伺います。①プロジェクトマッピングの今後の開催は。②ごさまる陸上競技場の芝生の維持管理は。ネーミングライツ（命名権）導入の考えは。③学習特別支援員の配置は。

大枠3. 糸蒲公園の景観について。数年前から糸蒲公園の斜面に緑色のカバーが被されており、現在は、そのカバーが一部剥がれ、斜面が剥き出しになり雑草が生え始めています。このままでは景観が損なわれる可能性もあります。今後の対応を伺います。では答弁よろしく願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会、大枠2番につきましては産業振興課と教育委員会、大枠3番につきましては都市建設課のほうで答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの一括交付金についてでございますが、議員おっしゃるように廃止の可能性も当然ございます。ただ、全ての市町村長、この振興会議の中においても心を一つにしてこの継続を望んでいきたいと思います。しかしながら、それが廃止になったときには当然本村の事業にも大変大きく影響を及ぼすものだろうと予想されます。そのときにはいろんな形でまた事業の見直しや、あるいはネーミングライツ等の御質問もありますけれども、歳入をいかにして増やしていくかということ、歳出削減もそうですけども、入ってくるものをいかにして増やしていくかということも、また知恵を絞っていかなくてはいけないだろうと思っているところでございます。詳細につきましては、また担当課

のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 こんにちは。大枠1の教育行政についてですが、現在中学校の在籍は各学年5クラスでございます。次年度からの沖縄県の中学校3年生まで実施される35人の少人数学級にしても、全学年とも5クラスの状況は変わりません。将来さらに人口が増加し、中学生が増えると、あと1つ中学校を建設しないといけないと思いますが、現在のところ上地区への中学校の建設は考えておりません。

大枠1の③と大枠2の③については主幹のほうから、大枠2の②については生涯学習課長のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 比嘉麻乃議員からありました大枠1の③と大枠2の③についてお答えいたします。

まず日本語支援についてです。日本語支援が必要な児童生徒、本村は8名在籍しております。国別では、アフガニスタン4名、マレーシア2名、フィリピン、台湾が各1名、言語についてはパシュトー語、マレー語、タガログ語、中国語となっております。支援方法についてですけれども、英語圏の児童生徒とは、ALTの配置もあり対応できておりますが、英語圏以外の児童生徒が増加しており、英語圏以外の言語については、現在のところ翻訳アプリなどのコミュニケーションツールを活用しての対応となっております。今後は英語圏以外の児童生徒へも対応できるよう、日本語指導教室の配置を県へ要望してまいりたいと考えております。

続きまして特別支援員の配置、大枠2の③についてお答えいたします。現在、小中学校に配置しております支援員は、発達的な課題を抱え、困り感を持った子供たちの支援に欠かせない存在となっております。児童生徒の実態が多様化

し複雑化している中、特に安全面の確保に関わる児童生徒への支援員の配置は、財政との関わりがございますが、今後も続けていけなければならぬと考えております。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは比嘉麻乃議員の大枠2の①についてお答えいたします。

プロジェクションマッピングの今後の開催についてですが、事業実施の財源となる、新たな補助金や交付金のメニューで対応できるのかを財政と調整していきたいと考えています。また、今まで作成したデータなどを活用し、観光協会や民間事業者による自主事業として開催が可能かどうか踏まえて検討していきたいと考えています。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは比嘉麻乃議員御質問、大枠2の②についてお答えいたします。

ごさまる陸上競技場の芝管理につきましては、平成25年度からプロサッカーチームのキャンプなどで全国的に知名度が向上してきております。関係課と連携しながら、継続した維持管理ができるよう今後模索してまいります。その中の一つとして、村長からもありましたが歳入を増やしていく一つの手だてとして、比嘉麻乃議員提案のネーミングライツの導入も含め検討してまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠3についてお答えいたします。

現在、糸蒲公園の大きなのり面部につきましては、平成29年度に防草シートを設置しましたが、場所によって台風などの風の影響が大きい部分があり、指摘のあった箇所は2回ほど補修をしましたが、再三剥がれる状況であります。

今後は草刈などで対応していきたいと考えております。また、この防草シートは2層構造になっており、南上原中央線から見える部分で1層目が剥がれ、乱雑になっている部分がありますので、景観を損なわないように処理していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは順を追って再質問をいたします。

まず、大枠1の①の上地区に中学校建設の予定はということで教育長のほうから、現在のところは計画はありませんということでありましたけれども、この件に関しましては私も何度も質問をしまして、私が初めてこの件について質問をいたしましたのが2016年9月の定例会でした。そのときに村長からは、「上地区にもう一つ中学校があるのが理想的だ。それが今すぐなのか5年後なのか、10年後なのか。学校建設のことは考えなければならない」との答弁でした。でもあれから5年がたちましたけれども、上地区の中学校建設どころか、中学校移設の計画が上がってきております。

では再質問をいたします。現在の計画している中学校移転は、老朽化のためだけなのか。あるいは、今後上地区の人口増を見据えての教室増も考えての移転なのかお伺いいたします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では比嘉麻乃議員の質問にお答えいたします。

現在、学校建設計画での進捗というか、進めているものは、普通教室の老朽化によるものと、やはり中学校という学校施設の窮屈な狭さがありまして、それで計画を行っております。計画でのクラス数は、建築後5年までの推計での見込みで行っており、現在の中学校のクラスでは6クラスの見込みとなり、計画を進めているところです。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では今後、この上地区はさらに人口増が続くと考えられますが、この上地区の生徒数ですとか、あと人口予測をどう捉えているのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では現在の計画では今後の人口を見込んでいるかの問いと思われませんが、現在の計画では将来の人口増を見越した計画は策定できない状態となっております。先ほども答弁いたしました、5年までの計画での施設の整備という形のものになりまして、それに対する補助金の割合等、教室の数、大きさによって補助金等の割合が出てきますので、現在から5年後までの推計での建設の見込みとなっております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 今から5年後までの期間で計算をしているということで、これは補助金の関係だと私も理解しておりますけれども、総務省が行う国勢調査と厚生労働省の将来推計人口の2018年の調査のデータによりますと、中城村の2020年のゼロ歳から14歳までの人口は3,769人を予測していたそうなのです。しかし、実際は予測よりも339人多い4,108名だったそうなのです。また、その調査データは2040年までのデータを出してしまして、2040年は4,074人を予測しているそうなのですが、でも実際にもう2021年2月、先月で現在4,136名、もう2040年の予測をはるかに上回っている状態があります。このように総務省や厚生労働省も予測ができないほどの人口増になっているのが、現在の中城村であるわけなのです。また、本村は北中城村と一緒に都市計画の見直しに向けて取り組んでおりますが、それは土地の有効活用で宅地化の推進だと私も捉えておりますが、その計画は学校建設を含む教育環境の整備も視野に入れた計画でなければならないと思いますけれども、その考えなのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。
○教育総務課長 比嘉 保 議員おっしゃられます北中城村との土地の有効活用等で、現在下地区の建設が増えたときの人口とか、増加を見込んでいるかということの問いだと思われませんが、やはり先ほどのように現計画では現在の人数から今度、この5年後の人数という形のもので計画しか立てられないような状態で、今後住宅が増えてきて人数が増えてきたときに、教育長からもありましたが、学校の増設という段階に移っていくものと思われま

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 生徒数が増えたときに増設を考えていくということなのではけれども、確かに中学校の老朽化が進み、移転も必要だと私自身も思っておりますけれども、今都市計画の見直しで上地区を含め、中城村全体の生徒数が増えていくのではないかと。やはりこのデータなどを見ても考えられるわけなのですが、人数が増えたときに増設ということなのですが、でも財政が厳しい状況だからこそ、将来を見据えて、今、上地区の中学校の建設の予定はないということなのですが、これからやる中城中学校移転計画と同時に、今後を見据えて今の時期から前もって、この上地区中学校建設に向けての基金を今のうちで設置して積立てていく必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 現段階では、やはり現在進めております中城村立の小中学校改築と整備事業を進めていきまして、その完了後、この基金等の検討について行っていきたく思います。また、12月に採択いただきました公共施設の建設基金等、この基金を使えるか。また別に、建設中でも人口が増えてきた場合、やはりもう一つ学校が必要になった場合に、今回も事業をPFI事業ということでやっていますが、通常の事業で行えるかどうか精査をしながら、

この基金をどういうふうにやっていくかということで調整していくものと思われま

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 やはり前から言っておりますように上地区の保護者の皆さんは一日も早い中学校開校を強く望んでおりますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思いますが、最後に村長、上地区の中学校建設について、5年前にも答弁をいただいたのですが、今の村長の所見をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今議員がおっしゃったとおりで以前と同じような答弁になりますけれども、人口増を見据えての建設になります。今から恐らく10年後は増えているから、今から計画をして補助金の申請など云々というのが可能ではないものですから、担当課からも話があったとおり、ここからの5年後の推移でしか計画はできませんので、ただ上地区は今後もしかしたら北上原の開発、区画整理、あるいは下地区もそうですけれども、都市計画の変更によって大幅に人口増になる可能性だって秘めておりますので、そのときは一挙にやらなくてはいけない時期も来るだろうということ、いろんな考え、想定をしながら検討していくべきではないかと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ぜひよろしくお願

いします。それでは、次は②です。35人学級の取組について再質問をいたします。昨年の12月、政府は小学校の1学級当たりの上限人数を現行の40人から全学年35人に引き下げる方針を決めておりますけれども、沖縄県では既に小学校1、2年生は30人学級、3年生から中学1年生までは35人学級を実施していますよね。先ほどもあったと思

の少人数化を実現しているのかどうか伺います。
○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。
○教育総務課主幹 宮城政光 今年度少人数化が実現できているかという御質問にお答えしたいと思います。

小学校、中学校の順でお話したいと思います。小学校3校とも35人以下の少人数学級を実施しているところですが、中城南小学校の1学年のみ空き教室の不足により実現できておりません。1クラス約36名前後のクラス編成となっております。中学校については、全学年とも1クラス35人以下の学級編制ができているところです。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 実際に県の少人数化を実現できなかったところがあるということで、それは中城南小学校ということなのですが、10教室増えたことによって、それが解決できたのではないかと思います。県教育委員会はこのきめ細かな指導を目的に、さらに2021年は4月から、来月からは35人学級を、今は中学1年生までなのですが、中学3年生まで拡大する方針を決めたようなのですけれども、本村の来年度の実績は大丈夫なのかというのを伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり令和3年度から小学校1、2年生は30人学級、小学校3年生から中学校3年生までが35人学級が実施されることとなっております。中城村においても、令和3年度については中城南小学校の空き教室の不足も解消され、小学校、中学校ともに全学年で35人以下の学級編成が可能となっております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では2021年度の新学期からは、村内全ての小中学校は35人学級が実現するというのでよかったですと思いますが、今後

近い将来、特に中城中学校ですとか、あと中城南小学校の教室数がやはり気になってくるわけなのですけれども、しばらくはこの教室数が足りているのかどうか。また、何年後にはまた教室が足りなくなっていくというものもあるのでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 ただいまの質問にお答えいたします。

現在、中城中学校は5クラスの編成となっております。実際に小学校5年生までですけれども、中城中学校に入学する予測としましては現在5学級、教室を増やさなくても対応できるという予測をされています。ただ予測ですので、今後どうなるかというのはちょっと余談を許さないところかと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 やはり本村は物すごく人口が増えるところでありますので、常に先を見据えて早めの計画と、あと取組をしていただきたいと思います。期待しております。

それでは、続きまして③の外国人児童生徒への日本語支援についてなのですけれども、施政方針でも述べているように外国人の子育て世代が増えていることは理解していると思います。日本語支援が必要な児童生徒が在籍する学校は、村内に何校あるのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

4校中3校となっております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 現在3校ということなのですが、日本語支援や指導について、県内では幾つかの市町村が何らかの取組をしております。本村でも支援員をつけておりましたけれども、そのうちの5市町村が日本語教室を設置していると思います。2014年の学校教育法の改

正で、日本語が通じない児童生徒に特別な教育課程を編成、あと実施できるよう制度整備がされておりますけれども、教育現場の中にやはり言葉の壁というのはあってはならないと思いませんし、その壁を取り除いてあげるのも行政、そして教育委員会の責務ではないかと思えます。学級に入るとの言語の指導よりも私は、先ほど課長が言っていたように日本語教室という一つの教室を設けて、国語の授業のときに、この外国国籍の子をこの教室に連れてきて、そこで個人レッスンをしてあげるほうが本当に早いのではないかと思えます。授業中に横について「あれだよ、これだよ」というよりは、もう実際にこの教室を設けてあげていただきたいと思えます。また、県に要望をしていくということなので、やはりこれは早めに言葉の壁がないように、しっかりと早めに取り組んでいただきたいと思えます。やはりサポートをする必要はあると思えますので、よろしく願いいたします。この日本語教室について、私は必要あると思うのですが、もう一度、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 確かに議員のおっしゃるとおり、やはり日本語支援が必要な児童生徒がいるのは現実でございます。実際にただいまボランティアの活用だったりとか、実際にタブレットを活用してのものでありますけれども、今後も教育委員会としては日本語教室指導の配置のための予算の要望を県のほうにやっていきたいと考えておりますので、しばらく検討の時間を与えていただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ぜひよろしく願いいたします。やはり日本語の基礎のない、外国ルーツを持つ児童生徒が一生懸命この新しい環境に慣れようと、今必死に頑張っていると思えます。しかし授業についていけないということ

で、大変困っていると思えます。中城村に訪れた全ての子供たちが中城村に来てよかった。そして中城村のお友達と一緒に学習ができてよかったとっていただけるように、日本語の基礎が早く習得できるよう、日本語教室の設置を早急をお願いいたします。また先ほどからもあるようにアプリを使うということなのですが、もう少し詳しく、またこれから始まるGIGAスクールの一環でタブレットの授業がこれから開始されるわけなのですが、この児童生徒に他国語のアプリの活用というのは、個人的にアプリを入れることができるのかどうかというのをお聞かせください。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 今年度行っているGIGAスクールでの1人1台のタブレット整備については、このタブレットは全てで言語選択が可能となっており、またグーグル等の翻訳等、全ての無料アプリを授業で活用できることとなっております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ではアプリのこの活用もしていくということなのですが、アプリのほかに、やはり人が人を育てるということも私も分かっておりますので、まずはこの教室を持って指導しながら、教室をしながら、どうしても先生たちによっても難しい言葉があるときにはアプリを利用してコミュニケーションを取りながら、日本語の学習をさせていただきたいと思えます。

では、次は大枠2に移ります。大枠2の沖縄振興一括交付金について再質問をいたします。プロジェクトマップングなのですが、財政を考えながら観光協会、あと事業者に任せるとはどうかなのなのですが、プロジェクトマップングでは私も第1回、第2回と司会をさせていただき、多くの皆さんの喜ぶ顔を間近で感じることでできましたし、何よりも県

内外にこの中城村と、あと中城城跡を広くPRできた事業として評価をいたします。しかし大きなイベントだけに、もうお分かりのように多額の事業費がかかってまいります。今後企業が引き受けるのか、観光協会がやるのかどうかは分かりませんが、継続するのであれば有料での収入ですとか、あるいは外部の有名人アーティストの出演を少し減らして、やはり村内にもたくさんの方々が舞ができる、あと三線ができる方たちもいますので、村内の演者とプロジェクションマッピングのみであれば、そんなに費用はかからないのではないかと思います。有料化にするということなのですが、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 貴重な意見ありがとうございます。有料化、入場料を徴収することも一つの考えだと思います。やはり費用を抑え、中身を充実させることが大事だと思っています。なるべく費用がかからないように、議員がおっしゃったように演者や出演者を、村民を軸とした催し物、今後もマッピングだけではなくて祭りなどもありますので、それを念頭に入れて進めていかなければならないと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ぜひよろしくお願います。入場料をもし2,000円いただいたとしましたら、1日4,000人で2日間だと思しますので、これを計算しましたら1,600万円になりますので、この金額だとクリアできるのではないかと思いますので、有料化、入場料も考えていただけるかと思えます。

では次に、もう②にすぐ移ります。ネーミングライツの命名権導入の考えはないかということで、実際に検討をしていただけるということなのですが、本村のごさまる陸上競技場はサッ

カーに適した良質な芝を整備し、村長のトップセールスを行ってキャンプ誘致を実施してきました。今後も中城城跡をはじめ、中城村の観光につなげる経済効果を期待し、キャンプの固定化もしていただきたいところではありますが、年間約1,000万円弱の芝生の管理委託料はかかってまいります。今後芝生を維持していくためには、やはり村だけではなくて民間の力を借りることも考えていかなければならないと思ひまして、今回はネーミングライツの提案をさせていただきました。今や多くの自治体で運営資金調達のためにネーミングライツ、命名権、パートナー企業との契約をしております。企業側も多くの人たちが集まってくる公共施設に自分たちの会社名を入れるということで宣伝になりますので、それを期待し、全国では2003年に東京スタジアムが味の素スタジアムということでネーミングライツが始まったそうなのですが、県内では浦添市の全日空のスポーツパークの契約金が年間2,000万円、これを3年間だそうです。また、名護市の球場だったところですが、名護市の今はタピックスタジアムとなっておりますけれども、そこは年間1,555万円の5年間の契約を結んだということで、すごい大きな金額ではあるのですが、でも小さな金額では読谷村の残波プレミアムパークでは250万円とか、あとオキハムの読谷平和の森球場では200万円とか、いろいろと金額が高い等で契約を結んでいるようでございます。一括交付金の廃止や減額になりますと維持費が難しく、結局結果的には税金を投入し、村民の負担になっていくのではないかと思いますので、ぜひ村も企業もウィン・ウィンなネーミングライツの導入をお願いしたいと思うのですが、現在、もし候補にしたい企業とかが上がっていましたら、もしありましたらそれをお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。
○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではただいま

の御質問にお答えいたします。

ただいま比嘉麻乃議員のほうからありましたように、例えば読谷村はやはり地元の比嘉酒造、平和の森はオキハムといった地元を利用されている読谷村とか、小さいと言ったら失礼ですが町村に関しては地元の特化した企業もありますので、今私がこちらのほうで、例えば中城村の某会社とか某食品会社というのを出してしまうと、また先走りする可能性もありますので、ネーミングライツの導入に関しましては、可能性にはいろいろな方法論があるかと思えます。そこを1年かけてしっかり精査しながら、ほかの市町村の状況も確認しながら、できるのであれば議員提案のように、地元の業者と協力できる分はしっかり協力していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 そうですね。地元の企業であれば、なおいいのではないかと思います。ぜひこの契約をするときには、ごさまの名前は残してほしいと私は思っております。ごさまの陸上競技場という名前なので、せめてごさまの名前は残していただくような要望もしていただければと思います。

では、次に特別支援員について再質問をいたします。支援が必要な児童生徒が年々増加し、学級担任だけでは厳しい状況だと思います。児童生徒に寄り添ってサポートする特別支援員は必要ですし、一括交付金が終了してもこの事業は、私は継続していくべきだとは思っております。廃止や指導員を減らしたりせずに、その人数に合った特別支援員、そして教育相談員、心理相談員の配置をお願いしたいのですが、今後支援員、あるいは相談員の削減はあるのでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 議員の質問にお答えいたします。

先ほど答弁でもお話ししましたとおり、児童生徒の実態が多様化して今日に至っているわけでございます。支援員の配置もさることながら、やはり幼児教育との連携がすごく重要になってまいります。実際に幼児との、小学校入学前の段階から子供たちの見取りをしっかりと行い、小学校につなぐことによって、支援する子供たちが若干小学校に適用できるようになるとか、そういった両面で進めていかなければならないのかと考えております。ただ教育委員会としては、子供たちの安心安全に関わる支援員の配置については削減しないよう、今後も強く取り組んでいくつもりでございます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。主管課がおっしゃっていただきましたように、本当に一括交付金が終了しても削減はないようお願いいたします。今でも支援員は足りていない状況だと思います。誰一人取り残さない教育環境を築いていただきたいと思います。補助金があっても、なくても継続すべき事業ではありませんけれども、そのほかに準要保護の無料塾の継続はいかがでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時12分）

~~~~~

再 開（14時12分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 議員の質問にお答えいたします。

ただいまの質問は準要保護の無料塾ということなのですが、こちらのほうは県事業で県のほうが進めており、確認を取ったところ令和3年度は継続する旨、伺っております。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。

県の事業でございますので、また強く要望などもして残していただきたいと思います。現在、県知事や自治体が沖縄振興特別措置法の延長を強く求めておりますが、2021年度で一括交付金が終了しても、別の名目の補助制度が出てきた場合にはしっかりと注視をしていただきたいと思います。また、本村は他市町村の一括交付金をかき集めてというのでしょうか、この例えがどうか分からないのですけれども、集めてきて本村の事業に充てるなど、その努力は本当にすばらしく、高く評価しております。さあ、令和3年度は一括交付金の最終年度となりますが、最後まで県と連携をし、全力を尽くして頑張っていたいただきたいと思います。期待をしております。

最後に村長、これまでの一括交付金事業の成果と最終年度に向けての意気込みを伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今議員からもありましたけれども、本村、限られた財源でございます。基地から派生する何やかんや云々の予算があるわけでもございませんし、やはりジンプンスープでやっていく、これも職員の頑張りが一番でございますけれども、今後も一括交付金に変わる何らかの補助金があれば、それなりのまた知恵と工夫で頑張っ勝ち取っていきたいと思いますし、この一括交付金自体の存続はまた私の立場で何とか存続させていけるように、全市町村一緒になって頑張っていきたいと思います。ぜひ期待をしていただきたいと思います。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 大いに期待しております。村長のことから、「一括交付金はなくならないよ」と言うのではないかと心配はしておりましたが、また違うメニューが出たときには注視をして、頑張っていたいただきたいと思いま

す。

それでは大枠3に移ります。糸蒲公園の景観についてということで、剥がれているということは存じ上げているということで、これからまた草刈り作業とかを行っていくということなのですが、確かにもう御覧になって分かるように、そのままにしておくとなんか景観が損なわれるだけではなくて、カバーが台風で飛ばされて走行中の車に当たり、事故の原因になったりとか、あと電線に引っかかって停電の原因になるおそれもありますので、早急な対応をお願いしたいのですけれども、恐らく現在かぶされているカバーは雑草防止のためだと思いますが。そうですね。今後はあの斜面に緑のカバーをかけるのではなくて、雑草を生えにくくするようなグラウンドカバーとなる植物を植栽する考えはないか伺います。カバーではなくて、グラウンドをカバーというのは植物ですよ。植物を広げていくという考えはないですか。いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

ただいまの御提案を初めて聞いたものですから、ちょっと担当とも調べて、対応できればそのほうで検討していきたいと思います。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 そうですね。通告書に出していなかったのをちょっと反省しております。すみません。このグラウンドカバーとなる植物はいろいろ沖縄県にもありまして、私がおすすめたのはヒメキランソウという植物があります。これはカーペット上に地面を覆うように増殖し、あっという間に広がる植物なので、雑草対策には効果的な植物だそうです。これはよく海岸に生育するそうですが、市街地でも利用されているので公園でも活用はできるのではないかと思います。仲村課長、そして村長、このヒメキランソウという植物は御覧になったこ

とはありますか。では百聞は一見にしかずということで、準備をさせていただきました。見えますか。きれいですよね。これが実は八重山なのです。これは八重山の崎原公園というところにあって、ちょうど今がシーズンだそうです。ヒメキランソウという植物でございます。県外のシバザクラとよく似て、すごくきれいだと思いますので、これをちょっと私がおすすしたいと思っております。これがあの斜面全体を覆ったときは、私は一つの観光地になるのではないかと思います。この植物があの公園の斜面に、この紫色が染まると、これほどにも今ないと思っておりますので、一つの観光地にもなる可能性があるのではないかと考えております。またこれがよければ、ほかの公園にも使えるので、草刈り作業員の草刈りも少しは楽になるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

御提案のとおり一度試してみたいとは思いますが、ただ糸蒲公園の土質がちょっと、クチャという固いものなので、そこに活着するかどうか、この辺をまた検討しながらやっていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 もし検討して、これを植えるということになれば、土地区画整理事業費というのは充てられるのですか。伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

それが充てられるかというのは今即答はできないのですが、その辺はまた検討していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 充てられるのならば一気に広がることができるのかと思っておりますけれども、一気に全体を植栽するのは大変であれば、一部から徐々に増やしていくのもいいかと思

ますので、ぜひ頑張っていたきたいと思いません。2020年九州・沖縄8県の住み心地ランキングで、中城村は2位に輝きました。その理由の中に、静かできれいな環境が挙げられております。現在、南上原自治会では歴史の道に花を植える美化活動を行っております。いつかこの歴史の道に花が増えて、大勢の方が訪れ、一方には海の景色、一方はまた花が見られて、楽しんでほしいという思いで今やっております。それと併せて斜面もきれいなヒメキランソウとセットで楽しめると、なおよいかと思っておりますのでよろしく願いいたします。そしてこれは答弁は要らないのですけれども、この歴史の道が「歴史の道100選」に選ばれましたので、できればこの記念に中城村のメロディーが流れる石碑の建立とか、そういったのも考えていただければと思います。例えば那覇市のがじゃんびら公園には美空ひばりの歌が流れるものですか、読谷村にはさとうきび畑がボタンを押すと流れるという石碑もありますので、もしよければまたそれもお願いたします。これは通告書に載せていないので、私の最後の要望だと受け止めていただければと思います。それでは私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 新垣博正 以上で比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時22分）

~~~~~

再開（14時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、屋良照枝議員の一般質問を許します。

○4番 屋良照枝議員 皆さん、こんにちは。議席番号4番 屋良照枝です。質問の前に、新型コロナウイルス感染症により、世界中の人々の命と暮らしに甚大な被害を受けました。今な

お多くの皆様の様々な自粛協力の下、医療関係者の懸命な努力と安全なワクチン接種がスピード感を持ち実施され、村民の命と暮らし、雇用、経済を守ることが国や県、村の最大の責務だと思います。今後の生活の立て直しと、一日も早い迅速かつ適切な対応をお願いし、考えていきましょう。議長の許可を得ましたので、通告書に従い、一般質問を行います。

大枠1番、ごみ収集運搬委託業務について。村のごみ処理に関しての委託業務について伺います。①委託業務契約しているのは、何社ですか。順番を変えます。②ごみ処理に関する住民からの苦情はありますか。③コロナ禍における最近の資源ごみの処理価格は把握していますか。

大枠2番、ごみ処理施設広域化事業。①浦添市・中城村・北中城村の3市村で広域組織を設立し、浦添市に建設するごみ処理施設にて広域処理を行うという事業を進めておりますが、現在の進捗状況を伺う。②3市村における分別方法に違いがあるか伺う。③現在、収集運搬委託業者と今後の浦添市への広域処理について、意見交換などはありましたか。以上、答弁よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、2番ともに住民生活課のほうでお答えいたします。

私のほうはお尋ねの3市村の広域化の事業でございますが、後ほど詳しい説明があると思いますが、当初より予定が少し遅れ気味でございます。もしかしたら議員の皆さんにも説明があったかもしれませんが、非常に建設的な遅れといえますか、いい意味ではないですね、遅れるちゃんとした理由があるようでございますので、またちゃんと説明をさせたいと思います。いずれにしろ、この事業につきましてはできるだけ早く、そして村にとっても財政的にも非常

にいい話でございますので、また実現に向けて頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠1、③の質問について一括でお答えをいたします。

まず①について、委託業務契約をしているのは何社ですかについて。塵芥収集は2社、粗大ごみ収集1社、資源ごみ収集1社、合計4社に委託をしております。

②に変更がございまして、ごみ処理に関する住民からの苦情はありますかの質問について。②については、収集時間や取り漏れなどの問い合わせなどが週に数件寄せられております。

③のコロナ禍における最近の資源ごみ、処理価格は把握していますかとの問いについて。コロナ禍における影響の検証ができていないため、把握はしておりません。

次に、大枠2の①から③の質問について一括してお答えをいたします。①についての浦添市の広域化に関する現在の進捗状況を伺うということについて、お答えいたします。①については、新ごみ焼却施設については令和9年4月の供用開始を目指し、3市村による新一般廃棄物処理施設を共同で整備するということで、平成30年度環境大臣の承認を得て、循環型推進地域計画事業を期間で平成30年から令和4年度を第1期計画とし、循環型社会形成推進交付金事業の対象として、新クリーンセンターの施設整備を建設するための業務として、新一般廃棄物処理施設の基本計画・設計業務を完了しております。次に、環境影響評価現況調査の業務のほうも完了しております。あと地質・測量・磁気探査等の業務も完了している状況になっております。

次に②の質問について、3市村における分別方法などに違いはあるか伺うことについてお答えいたします。分別方法の細かい違いはござい

ますが、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみなどの大きな分類に違いはありません。

③についてお答えいたします。③のほうは、今年度委託業務の実態調査として、各収集委託業務車両に乗車し、業務体験及び連絡会を実施しております。その中で、浦添市との広域処理についても、移行した際の収集体制やルートについて検討する必要がある旨は既に伝えております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 それでは、改めまして1番から再質問をさせていただきます。

まず委託業務の契約についてですが、競争入札ですか、それともどういった契約を、期間とかはどういうふうに結んでいるのか伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではただいまの御質問にお答えいたします。

契約についてですが、随意契約をしております。塵芥収集については、村内の家庭系ごみを月曜日から土曜日までの収集運搬を委託しております。粗大ごみについては村内4地区に分け、各地区月1回、毎週木曜日に粗大ごみの収集運搬を委託しております。村内全域の資源ごみを月曜日から金曜日まで収集運搬を委託しております。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時44分）

~~~~~

再 開（14時44分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

先ほどの説明については、1年間を通しての期間でございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 確認でお聞きします。1年間の随契ですね。

ではそれを踏まえて、期間は1年1年毎年、今年1年の金額で、随契で1年ごとの契約ですね。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。おっしゃるとおりでございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ではお聞きいたします。1年1年、これはまず何月に結びますか。1年の何月に契約は結びますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 年度初めで契約をしております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 年度初めですね。分かりました。

では今年の契約を年度初めの1年の随契で結んでいらっしゃるということですので、それを踏まえてお聞きいたします。昨今のコロナ禍の現状、この1年の動向について、契約を結ぶときにこういった状況を想定してありますか。それを見通しての契約ですか。それとも通年の、そこまでの考えではなくて、慣れではないですけども、予算的な範囲内とかそういったものを踏まえての単なる随契、その更新の金額的な契約内容について、特段の何か状況の変化とか、去るこの1年間について何か考慮すべきものとか、何か違いはありましたか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

今年度契約においては、例年どおりの契約の内容となっております。先ほどの答弁とも重複しますが、コロナにおける検証ができていないという状況もありまして、例年どおりの契約でございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 分かりました。先ほど契約の会社は4社というふうにお答えがありま

した。これは村内にいます業者でしょうか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 おっしゃるとおりでございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 村内の業者で、まず随契でもって結んでいるということでしたので、収集に関して少し相談ができるのかというか、村内の事情を知っていらっしゃるところで話合ができるのかというのをちょっと聞きたかったということで、村内業者ですかということでお聞きいたしました。4社ということでありますので、その4社の随契の中で……よろしいです。契約自体、それからその委託をするに当たって困っているというか、何か相談事とかそういうものは、すみません。直します。契約を結んでしておりますけれども、ここ最近のお付き合いですか。それとも継続して、もう長いことのお付き合いでしょうか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

私のほうは平成31年4月1日に住民生活課のほうに就任したわけですけれども、その以前からその4社については契約をしている状況でございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 年数はあれですけれども、長年にわたって中城村をきれいにさせていただいている業者というふうに捉えて、それを前提にして話させていただきたいのですけれども、その4社について随契でなされていますので、そこはよろしいです。

ごみ処理に関する住民からの苦情に関して、再度お聞きいたします。苦情についての数件とおっしゃいましたけれども、その程度の苦情ですか。私が聞いているのは本当にもっともっと件数が多いのですけれども、数件の苦情でよろしいですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、収集時間などでの取り漏れなどの問い合わせ等があるのみとしか、今把握はしておりません。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では苦情というか、私の耳に届いている中での2つについて確認をいたします。時間に関しては、要するに午前中で片付けられていないというか、これに関してはまた皆さんの言い分もありますし、業者間の対応とかそういったものもありますので、時間的な配分は分かりますので、そこは後ほどにしますけれども、今地域の皆様から声をいただいているのは、カラスや犬、猫による被害です。ごみ袋を食い散らかして、生ごみが散乱して、ここ最近は特にひどくなっているということで、住民にも聞いていますし、直接写真などもスマホとかで撮れたのも見せられていますし、あと自治会長にも何名かお聞きいたしました。だから数件ではないのです。本当に困っていらっしゃるということで声が届いております。本当にここ最近は特にひどくなっているということで聞いております。下地区などでは浜においても同様で、この1年で野良猫もカラスも燃えるごみの日の、ちりの日の朝だけは本当に、普段はないのですけれども山から飛んできて、食い散らかして、またいなくなるといった状況です。その後から収集の車がちりの回収を行うのですが、散乱して食い散らかされたごみを、回収される業者の方がちり取りを持って、袋だけではなくて、散乱している生ごみですので、そういったものもちり取りを持って拾って回収している。そういう光景を本当に見て、業者の方に頭が下がります。私たちも気づいたときにはおうちの前だけはやっていますけれども、本当に拾いながら、収集の方がちり取りを持っているのです。それぐらいして、少し気を遣って回

収をしています。ちりを出す私たちもネットをかぶせるなどして対策をしていますが、そういった動物のほう賢いようで、そのネットの切れ目から破って食べている状況にいら立ちを覚えます。これが本当にここ最近のちり回収の状況です。1年以内です。本当に最近です。その考えられることもあるのですけれども、ちりの量も増えて、回収する時間、労力、2人1組で人件費もかさみ、作業も増え、道も片づけながら軽トラで小まめに収集、要所要所にまとめて置いて、パッカー車で拾っていく。効率を図って作業できるように業者は工夫をしています。それでもコロナ禍の昨今、家庭ごみは食事もおうちで回数も増えましたし、ちりも増えました。そこは見ても分かりますし、今回このごみ問題について、回収について調べるに当たって委託業務の方にも聞き取り調査をすることができましたので、聞いた問題に、これはもう声を代弁して言うしかない、その思いで答弁書のほうをまとめましたので、今回はぜひ地域の声として伝えたいと思って、そして行政にも考えてもらいたいということで、昨今の現状を報告するという気持ちでまとめておりますので、聞いていただきたいと思います。ごみの量は増えるばかりです。このごみ問題については、本当にみんなで考えていないといけないと思います。コロナ禍に関しては、今いろんな意味で支援をしております。先ほど1年1年で契約をなさるとおっしゃっていただきましたので、1年前の契約をするときのごみの量、それから中城村の地域の人口増加、そしてちりの量の増え方、そういったのも考えて、毎年毎年、1年1年で更新して、随契で契約をしているという実情ですので、今この1年の社会情勢、コロナ禍における現状のこういった社会になるというのを、予測が本当に難しいこの1年だったと思うのです。それだけ、その契約した金額で今業者さんが頑張っております。そして随契でやっています

し、本当に逼迫していて、いつも以上にちりも集めている。そして別なところでカラスが活動して余計なちりの回収ではなくて、本当に片づけているという使命感でもって、袋だけ拾って食い散らかしているのは、変な意味、それほどしなくてもという気持ちもあるのでしょうかけれども、お聞きした地域の方はやはり村内に住んでいるという、自分たちがやらないと、拾っていかないという、そういう思いの言葉が強かったものですから、本当に余計なプラスアルファのサービスもしていращやるし、ちゃんと片づけもしていращやる。本当に使命感でもって受けているなというのをお聞きしましたので、それを踏まえて再度お聞きします。

今現在、契約委託をしているその委託料について、近隣市町村の方とか、それから中城村の委託料金が今の状況というか、値段的な契約の金額について近隣市町村と比べたことはありますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。  
はい、ございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 比べたことがあるという、要するに調べていただけたということで安心しております。

では幾ら変わるのか。中城村がどの位置にあるか。どこどこを調べたのか。例えば3市町村とか4市町村とか何箇所を調べて、そのうちに中城村がどの位置にいるのかお聞かせください。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時58分）

~~~~~

再 開（14時59分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えをいたします。

私どものほうで隣市町村の委託料の状況を調べたことを御説明いたします。まず中城村のほうなのですが、村のほうは令和2年12月31日現在でございますが、人口2万2,043人に対して世帯当たりが4,304円で、人口1人当たりが1,791円でございます。それに対し、隣市町村の西原町でございますが、こちらのほうが人口3万5,443人に対して、世帯当たりが5,147円で、1人当たりの委託料が2,178円でございます。与那原町におきましては、人口2万117人に対し、世帯割の委託料が5,732円で、人口1人当たりの委託料が2,439円でございます。隣の北中城村においては、人口1万7,813人に対し、世帯割の委託料が6,801円、人口1人当たりの委託料2,874円が現状でございます。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時01分）

~~~~~

再 開（15時02分）

○議長 新垣博正 再開します。

屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 まず近隣の価格を調べていただいて、中城村のほうを明確にどの位置かというのを確認できたこと、ありがとうございます。そして西原町、与那原町、北中城村、中城村、再度確認します。中城村は2万2,043人で4,304円、人口的なあれでしたら与那原町にちょっと近いかなという印象を持ちましたので、2番目に与那原町の数字の確認ですけれども2万117円で5,732円、一番近いので中城村は4,304円、与那原町で5,732円。すみません、ざっとですけれども1世帯で1,400円の差。そして北中城村は6,801円、西原町は町ですので、ちょっと村とは比較にならないと思いますけれども5,147円。明確なこの数字を見て、中城村のちりの回収の値段というのはどうお考えですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えをいたします。

先ほどの答弁の中で、隣市町村のほうの調査結果を御報告したことでございますが、やはり隣市町村と比較した場合は、先ほども説明したように少し低いような感じがします。中で、また毎年の中城村においては家庭系ごみ、そして資源ごみ、粗大ごみのほうも増える一歩を辿っている状況でございますので、その辺のところはこれから十分配慮をしていかなければならないと考えております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 1年1年の随契でやっている業者です。そして値段価格も、このようにきちんと提示ができます。ぜひごみの量が増えているというその現状、それからこれだけ業者が村に、自分たちの住んでいるという思い入れもある、そこのほうも酌み取って、ぜひ金額的な面で考慮して、行政としてもコロナ禍の、今ほかの面でいろんなサポートをしているこの時期、この1年間の契約をしての収集している現状を、ぜひ次の契約をするときに加味していただきたいと思います。

村長に伺います。すみません、今現状を把握してちょっとあれなのですけれども、中城村はコロナ禍においてワクチン接種の素早い対応とか実施に向けて、いち早く取り組んでおります。そして子供の医療費助成に関しても、県よりも本当にいち早く取り組んでおります。アミノインデックスもあります。本当にこのように一歩も二歩も進んで政策対応している中城村です。ぜひごみ問題においても踏み込んで、一歩対応してというか、考慮して、施策を考えていただけないか伺います。村長、お願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今のやり取りを聞いて、実際中城村が低いわけですから、十分検討する価値はあると思っ

います。単純に金額だけの問題なのか。あるいは仕様で何か違うのか。段階の事情でなっているのか。少し精査しないとイケないところはあると思いますけれども、何もない状態、全く同じ状態でこれだけ金額の差があるということであれば、やはり再考の価値はあると思っております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 村長のお答えで、まだ少しでも代弁して、声を上げることができたかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは3番における最近のある資源ごみの処理価格、その把握について、現状としてリサイクルというか、資源ごみについてはちょっと問題提起をしたいので、価格についての通年の、今の社会情勢として、要するに下がっているのか、上がっているのか。明確な数字が分かるのであればそれでよろしいですし、そうでなければ下がっているか、上がっているか、それぐらいのあれでよろしいですので、答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えをいたします。

まず資源ごみでございますが、資源ごみや粗大ごみにおいては、かかる費用について清掃事務組合の最終処理手数料となっているため、単純に処理価格としての比較ができない状態にあります。しかし資源ごみに関しては、コロナの中での理由ではございませんが、古紙がこれまで1キロ3円から6円程度で売却していたものが、令和2年度よりマイナス5円の逆有償処理となっております。令和3年度も逆有償の見込みとなる見込みでございます。缶については1トン当たりのアルミ缶が平成30年においては1トン当たりが10万円だったのが、令和2年では6万6,000円という単価で下がっている状況でございます。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 明確に値段も示していただいて、ありがとうございます。通年に、今現状下がっている。そしてリサイクルの古紙が逆に資源ではなくて、こちらから値段を出さないと、5円提示しないと処理もできないという、状況が全く違うのです。昨今の事情が。だからそういうのも加味して、先ほど村長からもありましたけれども中身の精査は必要だと思いますし、契約の状況、それからそういうのも詰め合わせないといけないとは思いますが、ぜひ今の現状のその資源ごみの値段、そういったものにも加味しながら、今後の委託業者との契約についても、そういったものについても行政として考えていただきたいということを強くお願いいたします。

それでは大枠2番に移ります。先ほど広域化に向けて令和9年、少し伸びたというふうに答弁がありました。まず令和7年だというふうに聞いていたのが令和9年に伸びた、ちょっと期間が伸びた一番の理由は何でしょうか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えをいたします。

伸びたことへの理由として、先ほど村長の所見にもございましたように、この浦添市の新クリーンセンターの施設整備においては建設費コスト、そしてランニングコストの現状においては、施設の建設設計には2年前の2019年の実績額で、オリンピック価格の需要、工事による落札額の高止まりで用いて設計し予定価格を設定することから、その場合、当初の予定では令和3年に予定価格を作成する予定だったが、2年前の単価だと例年、令和元年の東京オリンピック前の一番建設費の高い1キロの単価が採用されることになり、そのため2年、計画を後にずらすことによって単価の採用時期が令和3年になるため、予定価格を抑えられる見込みのため

でございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 今おっしゃっているように伸びた理由もそうですけれども、価格、それからこの現状、そういうのを網羅して、把握して期間を延ばす、コストを考える、そういうことをおっしゃいました。ごみ問題についてもそうです。今現状の価格、状況、そしてコスト面を考えて、ぜひ考慮して前もって前もって、前に決めたからこの値段ですという、そういう固定概念ではなくて、昨今の社会情勢、そしていろんな変動の価格、そういったのもぜひ加味していただきたいと思います。

それでは3市町村の②です。それにおける分別方法について、先ほど違いはないとおっしゃいましたけれども、再度確認いたします。私が今手元に持っているのは、中城村の分別収集です。これに書かれています出し方、分類の仕方、これは中城村のものですけれども、今、行く行く一緒に出すであろう中城村、北中城村、浦添市のこういったものをすり合わせて考えるというか、分別方法に違いはないというか、そういうすり合わせをしての検討というのは、なされているのでしょうか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

現状、今協議しているところでございます。細かい分別の違いについては、新施設の処理状況に合わせ、3市町村ですり合わせてまいります。その中で現場の分別と異なる部分については、住民に対し広報を行うなどの周知を徹底しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 期間も令和9年、まだ期間の計画もありますし、利用する、実際にごみを出す私たちからのあれですけれども、やはり中城村というふうに1か所だけの名称で来る

よりは、もう一緒に出すという認識するためにも、最低2年前、1年目は浦添市、北中城村、中城村はこういうふうに出しますよという、本当に共通したものを提示していただければ、より具体的に、「これだけの地域で一緒に出すんだな。これこれこういうふうにまとめないといけないんだな」ということで、今の分別よりもさらに収集がしやすいように、それからいろんな意味で3か所、同じものをつくるようになったら、同じように意識的にもそういう考えが生まれてくると思いますので、すり合わせのほうも三者と業者間への意見交換、そういったものもぜひやっていただきたいし、また9年までの間に、この数年間で示していただければと思います。

すみません、まとめの中で前後しますけれども、一つだけ私からの提案をしたいと思いますので、答弁ではなくて要望です。今、先ほどの犬、猫の散らかりとかそういったものの対処法なのですけれども、アパートとかそういったごみを出すところでは、ちゃんと集積の蓋のついたものがありますけれども、そういったものを各支部に1か所だけでもいいですので、ちゃんと犬、猫、カラスの被害対策をした蓋つきのごみを集めるそういったものもこれから考えていただいて、散らからないように、それからカラスとか犬猫の対処をして、そういったものを設けていくとか、そういうふうに必要な知恵を出し合って、意見交換を求めていけたらと思います。これは要望です。回答は要りません。今後計画していただきたい。ぜひこのごみ問題については、行政、住民、誰一人として、皆の協力なくしてはできないことです。出す側も収集する側も、自分たちが住んでいる中城村をきれいにしていく。住みよくしていくという、その考えの下で協力して、地域のコミュニケーションを取りたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 以上で、屋良照枝議員の一

般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時17分）







## 令和3年第1回中城村議会定例会（第16日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年3月3日（水）     |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年3月18日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和3年3月18日（午後3時35分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 14 番            | 伊 佐 則 勝             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 新 垣 親 裕             | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ だ も 課 長                          | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 保     |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 生 涯 学 習 課 長                        | 稲 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             |                                    |           |

議事日程第5号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に大城常良議員の一般質問を許します。

○8番 大城常良議員 おはようございます。8番大城常良、議長の許可が出ましたので、通告書に従いまして一般質問を始めたいと思います。

その前に、私、12月定例会でも質問をしましたがけれども、役場前の十字路、一定の事故対策について質問したところ、私も見学に行って大丈夫だろうというところで安心はしていたのですが、やはり3月に入り議会中、立て続けに2件の事故が発生してしまったということがありまして、担当課としてこれは十分調査をして、宜野湾警察署と連携を組んで、しっかりと対策を取っていただきたい。今回、提案を出していませんので、そこまでしか言えないものですから、ぜひよろしく願いいたします。それでは通告書に従いまして質問を行いたいと思います。

大枠の1点目、新型コロナウイルス対策について。①新型コロナウイルスワクチン接種体制の中で、事務委託者が接種の意思確認（役場依頼書で説明）とあるが、十分な対応は可能なのか。②1月25日に結成された新型コロナウイルスワクチン接種事業プロジェクトチームは、各課より選抜された職員で兼任になっているが、接種期間はどの程度予想しているか。③兼任することで担当する業務に支障は出ないのか、伺います。

大枠の2番、教育施策の展開。①中城・津覇小学校・中城中学校の3校の学校改築基本計画の策定及び、民間活力導入可能性調査を進めてきたが、「令和3年度中に民間事業者の選定に

向けた実施方針の作成や事業契約締結までに必要となる調査を実施し、令和4年度の事業着手を目指す。」とありますが、教育委員会では民間事業者を導入することで決定したのか、伺います。②返済に対する財政計画は作成されているか。③議会への説明は十分果たしているか。④民設民営の認定こども園整備を令和5年4月開園予定で進められているが、中城・津覇両幼稚園を閉園することの説明及び、こども園移行について、住民への説明をどう考えているのか。これについては9月、12月定例議会でもやったのですが、同じ答弁が返ってきたものですから、今回はどうなのかなというところで質問を出しています。⑤令和3年度の待機児童・待機学童の発生状況はどうか。

大枠3番、新たな情報発信体制構築事業について。①村公認VチューバーによるSNSの配信により、中城村の信頼、品位が大幅に失墜してしまったが、行政の責任の所在及び、今後の事業への取組についてどう考えているのか、伺います。

大枠4番、中城北中城消防組合・中城出張所建設事業について。①地域懇談会で出張所の概要説明があり、リース方式を検討し、概算事業費3億6,300万円を予定しているが、今後の返済に対する財政計画は作成されているか。②議会に対しての説明責任を果たしていると思いませんか。

大枠の5番、新一般廃棄物処理施設整備計画について。①新施設整備計画スケジュールでは、令和9年より供用開始を予定していますが、その進捗状況を伺います。以上、答弁を求めます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましてはこども課。大枠2番につきましては教育委員会とこども課。大枠3

番につきましては産業振興課。大枠4番につきましては総務課。大枠5番につきましては住民生活課のほうでお答えさせていただきます。

私のほうでは、御質問のVチューバーの件でございます。このVチューバーに関することは、村民をはじめといたくさんの方々に御迷惑と御心配をおかけいたしました。この場をお借りして、改めておわびを申し上げます。去る全員協議会の中でも謝罪をさせていただいて、お話しをさせていただきましたけれども、今後、こういうことがないように、職員一同気を引き締めて、また村政発展のために尽くしていきたいという思いが強くなったところでございます。頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆様、おはようございます。

大枠2の教育施策の展開の3小中学校の改築に関してですが、3校とも老朽化が進んでいる状態です。教育委員会としては、学校は児童生徒が安全で安心して過ごせる場所であることを最優先して考えなければならないと思っています。そして、議員の皆さんも同じだと思っておりますけれども、子供たちによりよい教育環境を提供したいと強く思っています。できるだけ早く学校改築の実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。詳細については教育総務課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 まず、お答えの前に、今回の新型コロナウイルスワクチン接種につきましての本村の現在の計画は、まず、村で取り組まなければならない65歳以上への接種に向けた計画でございますので、御理解をお願いいたします。

大枠1についてお答えいたします。①の意思確認につきましては、接種を希望するかしない

か、接種希望の病院があるかなど、ごく基本的な訪問希望調査でございまして、どの程度の方々が接種を希望するのか、計画を進める上で必要な全体数を出すための実態調査と位置づけております。2月19日の事務委託者会で概要説明を行い、3月5日の事務委託者会にて正式に依頼をいたしました。もちろん、訪問調査への不信感を抱かれた場合や、対応困難者につきましては役場にての対応と考えております。

②の接種期間につきましては、現時点で本村へのワクチンの配分量や配布スケジュールが明確に示されておられませんので、接種の開始日、日程、終了日などは現在未定でございます。仮に、本村に必要なワクチン配分量及び出荷が確定した場合、開始から2か月以内で完了を想定しております。

③の兼任での支障につきましては、コロナ禍の中、緊急かつ最重要事業として位置づけているところから、少数精鋭のメンバーとして、各分野のエキスパートを集めて必死に取り組んでいる状況でございます。各メンバー、スキルも高く、また難儀を買ってでも取り組める気持ちも兼ね備えておりますので、苦しいとは思いますが、十分にこなしてくれております。現状から判断しますと、担当業務への影響はあると考えますが、支障になることはございません。新年度からは、専任の係長と専任の会計年度任用職員を配置しておりますし、予約や相談対応の委託も考えておりますので、負担軽減も図られ、問題なくスムーズに進捗すると考えております。

大枠2の⑤待機児童、待機学童につきましては、最終調整中ではありますが、現在のところ1歳児で1名の待機児童が出る見込みです。学童につきましては、相当数の空きがございますので、待機学童はゼロとなる見込みでございます。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 大城議員からありました大枠2の①について。現施設の老朽化がひどく、教育施設の建設をより早く行い、活用できる施設を教育委員会及び総合教育会議にて決定しました。ついては、事業を発注する方法の精査を現在行っております。民間の導入ということですが、事業の発注の方向で変わってきますので、従来型でもPFI方式でも民間の工事業者等が行う方式となります。

②について。現在、事業規模が決定しておりませんので、財政規模の答弁はできませんが、施設完成時に一時金を支払い、残りの事業費を返済期間として約25年程度での支払いを見込んでおります。

③について。これまで施設の規模などを検討し、事業を行う際のアンケートを各事業者へ行いました。先日、アンケートの一部を集計し、全員協議会で配付いたしましたところですが、今後、内容を精査し、報告書をまとめ、また建設の基本計画書とまとめて、再度説明してまいりたいと思います。

④について。幼稚園閉園における説明会は必要と思います。現在のコロナ禍の中で、どのように開催していけるか、役場内で連携し検討してまいります。また、幼稚園及び保育所での送迎で来園した保護者へ、令和5年3月で公立幼稚園が閉園する旨、こども課と連携をより強くして伝えてまいります。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 答弁に入る前に、今回の件に関しまして、皆様、村民の皆様、そして村民を代表する議員の皆様には、大変な御迷惑をおかけしたことに對しまして、深く反省しおわびを申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。それではお答えします。

この事業に関しましては、コロナ渦で来県・

来村できないという状況であったため、中城村の情報をSNSという新たな情報手段を活用して発信し、コロナが落ち着いた後には中城村に訪れたいと思ってもらいたいという考えで取り組んだ事業でありましたが、しかし、SNS発信に関する管理体制が十分整っておらず、このような状況を招いたと認識しています。

現在、Vチューバーによる情報配信は、3月末までの契約期間までに再開のめどが立たないと判断し、事業を中止しています。今後の事業の取組について、Vチューバーに関する著作権は村に帰属するため、行政としましては、今後このようなことが起こらないよう十分にチェック機能を強化し、行政だけではなく、専門家や議員の皆様の見解を取り入れながら、今後の活動については、慎重に庁内で協議した上で有効に活用し、取り組んでいきたいと考えます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 中城北中城消防組合・中城出張所建設事業についてお答えいたします。

出張所建設につきましては、特別地方公共団体である中城北中城消防組合が実施主体となって進めている事業でございます。公募型プロポーザル方式による事業提案の審査の結果、大和リース株式会社沖縄支店が選定されております。リース方式を採用いたしますので、供用開始である令和4年4月から、20年間賃借料を支払うこととなります。賃借料につきましては、年額1,970万円程度で、現在の両村の負担比率で計算しますと、本村の負担額は年額1,056万円程度でございます。

次に、出張所建設に係る議会への説明責任についてお答えいたします。

本村の場合、令和元年11月から令和2年1月にかけて、村内の全自治会との行政懇談会において出張所建設事業について説明を行いました。出張所建設の必要性をはじめ、建設予定地、概算事業費、リース方式などを検討していること

及び配置予定の職員数、配備予定車両など、本村が把握している全てについて説明を行っております。以上のことから、村としての説明責任は果たされていると考えております。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠5、新一般廃棄物処理施設整備計画のスケジュールの進捗状況についてお答えいたします。

新クリーンセンター、ごみ焼却施設は令和9年4月供用開始を目指し、3市村による新一般廃棄物処理施設を共同で整備する、平成30年度環境大臣の承認得事業採択・循環型社会形成推進地域計画で事業期間が平成30年から令和4年度までを第1期計画とし、新一般廃棄物処理施設整備基本計画・設計業務を策定、環境影響評価業務を実施、環境影響評価現況調査業務を実施、交付金対象外として建設室運営となっておりますが、昨日、屋良議員へ答弁したとおり、まだ決定はしておりませんが、1市2村で協議手続中の市計画変更見直し、3月末頃までに環境省から内諾が得られるよう進めており、決定すれば新クリーンセンターの整備につきましては、予定価格の高騰を避け、事業費の負担軽減を図るため、建設工事を令和5年度から進めていく計画を令和7年度から実施し、令和11年度から供用開始をする予定として、鋭意取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 再質問を行いたいと思います。

まず1番の新型コロナウイルスについてですが、私、コロナについては、説明があった説明資料の流れ、これを読んでみていささか疑問だなというところで質問を出したのですが、その中で自治会長がワクチン接種の意思確認を行うと。これはもう3月6日から3月31日まででほぼ終了するという事になっているのですが、その中で、果たして自治会長が全ての家庭

を回るのですが、その中でしっかりと説明をして、あなた受けますかという中身まで踏み込んでいけるのかという心配があったのですが、課長の話では、不安があるのであれば、電話して聞いてほしいということですが、そのような中身についても、説明会の中で、自治会長に対して、ただ受けますか、受けませんかというだけの話で終わったのか。それとも、あなたは疾患とかそういうのもありますかという中身までしっかり聞いたのか。その1点はどうでしょうか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

依頼についてはまず概要説明をして、二度目に依頼をしたというところで、もちろん今回のワクチン接種につきましては、コロナの蔓延防止を図るために国が進めて、全国民への接種をしていただきたいと。もちろん強制ではないというところで、本人の意思による接種ではあるのですが、でき得る限りの情報を提供した上で判断してくださいと。市町村の役割としても、国の方針に基づきながら、住民への接種勧奨を行うことが最重要課題として言われております。その旨も伝えて、できる限りの情報提供というところがございますので、私どももいろいろ考えた上で、高齢者の理解力というのは人それぞれ違うと思います。その人の理解力のレベルに合わせた情報提供が大事だということで、全てを与えるのではなくて、その人に合ったというところで行きますと、私たちから情報を発信しても、既にテレビや新聞でも流れております。それでも詳しいことが資料を見ても分からないという高齢者だからこそ、一番身近にいるのはやはり自治会長、事務委託者ではないかというところで、その手法を検討して、役場から案内して周知するよりも、役場が実際回れるかというところでもございませぬ。その方法として一番いいアプローチというところで、事務

委託者である自治会長へのお話しかけをしていただいて、もちろんその調査では、まず受けたい、受ける人というのが分からないと私たちも計画が進められないということがございます。

次に、理解できなくて迷っている方がいると思います。「○」「×」「△」という形の調査のレベルとしか考えていません。だから詳しくとかではなくて、ある程度受けますかというところで聞いてもらって、詳細について、質問がある方は役場に問い合わせてもらおうと。先ほど言った対応困難者とか不審に思っている方は役場でやりますというところで考えておりますし「受けないから」は、もう受けないでいいと思います。受ける方は予約管理システムに回して、集団接種とか個別接種に回します。迷っている方については、役場からまた再度問いかけて説明をして最終判断をしてもらうというような流れで、今、事務委託者への訪問調査というところで考えて依頼しております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 議長、時計がどんどん進んでいるけど、さっきで14分だったけど大丈夫ですか。時計はしっかりやってください。

今の課長の話を聞いて一安心したのですが、この件については、私は本当にプロジェクトチームをつくってしっかりと対応していくというところで評価をしています。その中身がしっかりと整っていれば、何の問題もないと思っているものですから、今、質問をしているわけでありまして、その中で3月11日にシミュレーションを行ったと思うのですが、その点について、何か流れの中で、しっかりとした流れだったのか。あるいは何か疑問点が出てきたのか。そのあたりはどうですか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 これはまたほかの議員から質問で出たので、そこでお答えしようと思っておりましたが、3月11日に住民38名を想

定して、役場スタッフ30名、村内関係医療機関30名と、消防も含めて、ハートライフにおきましては、ハートライフの救急医療に対応しているスタッフまでいらしていただいて、100名規模のシミュレーションとして、議会が終わった後に皆様にも資料を提供しようと思っておりますが、1回目行いました。やはり机上でやるのと、実際のシミュレーションというのは違いがございまして、多くの課題がございました。その課題の解決をして、ガイドラインをつくった上で第2回の本番に近い規模でのシミュレーションをしていきたいと思っております。課題はもちろんございましたし、その課題を改善して2回目のシミュレーション、本番に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 課題を一つ一つクリアしていただいて、しっかりと安全・安心に接種できるように頑張っていたきたいと思います。

②、③は同時に進行しますので。これのプロジェクトチームということで各課から6名選抜されているというところもありますけれども、その中で、やはり私が心配しているのは通常業務、皆さん毎日毎日、一人一人、重要な仕事を担っているわけでありまして、課長の答弁にも取り組んでいる部分に苦しいところもあるというところで、しかし支障は出ないということですけれども、苦しいのであれば何らかの支障があるということを感じるのはですが、通常業務が、皆さん普段から、皆さんだけではなくて職員全員が最近、物すごく、一人一人顔を見ても疲れているというのか、そういう思いがしてならない。新庁舎に移って慣れないから疲れているのかなということも考えたりはするのですが、やはり業務過多で適正職員の配置がなされているのだろうか。必要なところに必要なだけ配置されているのだろうかというところも含めて、さらにこうしてプロジェクトチームをつ

くって行って、普通、プロジェクトチームというのは二、三か月短期でつくって、ぱーっと仕事を終わらせてしまう。それが通常ですけども、やはりワクチン接種というのが新聞、あるいは報道を見ていたら8月以降だと。通常一般人の人は。65歳以上の人は村内で4,400名ほどいるのですが、それを含めたら今年で終わるのかなと、1年以上かかるのではないかと危惧しているものですから、プロジェクトチームを1年以上ずっと引き延ばして、普通の業務もやらないといけない、ましてや課長はこども課に移ってまだ1年だというところで、その業務を含めていけば、さらに負担も大きくなるのではないかという心配があるものですから、もう一度聞きますけれども、支障は出ないのか、あるいは、いろいろな支障が出る中でさらに、例えば任用職員を採用するとか、そこまで考えているのか、その点はいかがですか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

年度途中でワクチン接種事業が始まるからといって、職員数を増やすことが実際できません。では、臨時を採用して対応できるかというところ、そういう事業でもございません。そういう状況下だからこそつわものを集めて取り組んでみようというところで、皆様には業務、事業というのは見えないと思いますが、おっしゃるようにタイトでヘビーな仕事ではございます。心身ともに鞭打って頑張っているところではございますが、一日も早い住民への接種というところを考え、取り組んでおりまして、先ほども答弁しましたけれども、こなせるメンバーを集めたというところで支障はないと。影響があるというのは、やはり残業したりというところで影響はありますけれども、それが遅れたり停滞したり、取りこぼしというのは全くございませんので、影響はないというところでございますので、できれば、頑張っているメンバーに、君たち頑

張っているみたいだなというお声かけとか、議員としても支援しているんだよというお心添えがあれば、メンバーのモチベーションの維持にもつながりますし、ひいては接種体制の強化につながると思いますので、そういう御配慮をお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 一定のプロジェクトチームの長でありますので、その辺はしっかりと整えて行って、我々も後方支援ではありますけれども、しっかりとできるように応援はしていきたいと思っておりますので、しっかりとやって行ってください。

次は大枠2番に移りたいと思っております。先ほど教育長から、子供たちのためにぜひ必要だと。我々も常任委員会を経て、いろいろな説明を受けてその中でやっているんだなというところで、まず最初に、これは令和2年度の予算で2,500万円をつぎ込んで、津覇・中城小、そして中城中学校のPFIを活用した整備調査が行われたということが令和2年度にあるのですが、令和3年度の予算の中に、我々からしたら突如として6億2,000万円の土地購入が計上されたというところで、我々は文教社会常任委員会ですけども、仰天しまして、そういう令和2年度の業務内容もまだ説明されていない中で、令和3年度にしっかりと購入費が計上されているということで、委員全員がびっくりしたのですが、これをどのようにして我々は説明できるのかということも含めて、再度課長を呼んで、どういうことですかということで、通常1回しか日程を取らない委員会ですが、2日呼んで、それをしっかりと聞いた上で、全協ではなくて、審議会というのか、それに諮っていたのですが、こういう6億2,000万円、そしてこれが起債を、5億円近くやる大きな事業であるということを認識しているのであれば、ぜひ事前に我々議員には説

明していただきたい。そうでないと、村民にどうなっているのかと聞かれた場合に、我々も全然説明ができない。そういう点でこれを教育長に聞きますけれども、4年前に、少人数学級を立ち上げるときに、我々は8対7で辛うじて可決されましたけれども、そのときも、議員から発信されたのが、全然説明責任がなされていないというのが大方の反対理由でした。我々はこれに反対するわけではありません。中学校をつくる、あるいは小学校も老朽化して、やっていけないといけない。それは分かっております。しかしながら、この工程の中で、なぜ議員に事前説明ができないのか。一度や二度ではありませんよ。私が思う中では。そういうものがなぜ果たされないのかというのがあるものですから、その点について何か、教育長、思っていることがあるのであれば、お伺いしたいと思います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時32分）

~~~~~

再 開（10時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 私としては、できるだけ早くこの環境を整備したいという思いをととも強く持っています。予算編成の中で、この議会で用地購入のための予算を提示して、そこから話合いができればということで考えています。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 教育長、我々は予算が出てきた時点で審議をしないといけない。ということは、この予算に対して我々は賛成しますか、それともどうですかというやり方になっているものから、その事前説明というのは、最初に教育長が言われた、子供たちのために、老朽化した建物をしっかりと整備して、この地が、よりよい安全性のある学校をつくりたいん

だと。そのための2,500万円を令和2年度に調査をして、令和3年度にそれを進めていくんだという、それぐらいの説明は予算が出る前に総合会議で決まったのであれば、それから1か月以内には、ぜひ議会に対して、こういうことを進めていきますと。我々、反対は全然しませんよ。こうして、しっかりと根拠があって、財政計画もしっかり整えてやっていくのであれば、我々も賛同する人が多いと思います。そういうところはしっかりと説明責任を果たしていただきたい。それは強く要望をしておきますので、今後、いろいろな面で説明責任が生じるだろうと思いますので、その辺はしっかりとやってください。

次は④です。民設民営の住民への説明。これはもう業務がどんどん進んでおりまして、土地の購入も、ほぼ90%は終わっていると。これはこども課のほうで載せているんですけども、それについて、これもまた私、いつも言っている説明責任が追いついていないと。9月からはその事業、工事が始まる予定ではありますけれども、工事が始まってから、村民がこれを見て「あれ、ウマーヌーツクイガヤー」と。「ヌーガナトーガヤー」と。「ヌーンチアンシンデ」、少しの話の中で、幼稚園がこっちに来て認定こども園になりますよということになりますと、長年、50年近くも続いた幼稚園がなくなって、認定こども園に変わるという重大な転機の場合には、しっかりと事前に説明をしていかないと、村民も納得する人はなかなかいないと。村民はみんな知恵がありますよ。本当にいろいろなものを調べて、いろいろな角度から見てどうなんだろうということがありますので、その辺の説明を、コロナウイルスの中でなかなかできないということですけども、それはそれで3回も同じ答弁を聞いているものから、しっかりとやっていってもらって、どういうやり方があるのか、どういう方々にしっかりと説明しないと

いけないのか。そこを踏まえて、これもしっかりやっていってください。

次に⑤です。これの待機児童、課長1人、これは新聞にもあったのですが、何か特別なあれがあるのかな。この前、1人が待機児童になるというような、結果、先ほどの答弁だったので、それについて何か、どうしてもできないと。例えば、空いているけれどもその方は入らないということなのか。それとも満杯になって入らないというものなのか。そのあたり、何か説明できればお願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

空いていないということです、単純に。10名枠に11名が申し込んでいるというところで、1名が今は入れない状況だと。通常考える待機児童でございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 本村は村長の肝入りの1丁目1番地ということで、待機児童は完全になくしていくということで、前年もゼロだという話で、私も一安心、非常に高く評価していたのですが、やはりゼロと1では相当違うものですから、やはりいるといないとでは、ほかから見た場合において、中城村もいるんだねという感じにしかないものですから、やはりゼロに近づけるためにどうしたらいいのか。枠が一つ空いていないというのであれば、やはりその枠をどうにか、これだけうちは保育園、認定こども園10施設、そして小規模、いろいろな事業者も6施設あるものですから、それでもどうしても足りないのか。これはしっかり調査していただいて、課長、できるだけその一人を何とかすくい上げてやっていただきたいと思っております。何とかかなりそうですか。それとも、どうしても1人は出るということですか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 すみません、先ほど

は答弁が下手で申し訳ございません。定員と申込みの差でございまして、今言うように10名という極端な低い例で私が申し上げたのですが、実際、1歳児はどの市町村でも一番待機児童が多い年齢でございます。本村では199名の受入れ枠がございまして、実際申込みが215名という状況になっております。いろいろ指定する、空いている所に行かないということもございませけれども、どこでも行っていいという、例えば199名の受入れに対して200名の申込みがあるので、この1名はどうしても入ることができないという状況でございますので、努力していないわけではございませんが、あまりにも申込みが多いという現状がございまして、それに対応できないという事情がございまして、2年後には大規模な認定こども園も完成しますので、それ以降は、待機児童が出ることはないと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 優秀なこども課の課長になっているわけですので、ぜひ何とかかんとかゼロを目指して、整えていただきたいと思っております。

それでは大枠の3番、村公認のVチューバーの件に入りますけれども、この事業は、たしかオンライン配信サービス業務、それから村公認のVチューバー、それからアニメ、ゲームコンテンツのコラボレーション事業と、3つの事業が相重なって600万円ずつで1,800万円程度の事業になっているわけですが、その中で、これは皆さん御存じだということを前提に私は質問をしますので、いろいろな報道、それから新聞等の中であったことについて、担当課として、これだけ大きな問題になって発展することは全く想定していなかったのか。その点はどうでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

今回の失態の原因については、建設常任委員会でも申したのですが、運用ルールについて、社会通念上よくない、公序良俗に反する投稿は禁止と委託業者と共有しておりました。運営に関しましては、委託業者に任せていましたが、やはり私たちの知識、認識不足であったために、投稿の確認はしていました。だけど、生放送の状況で発信されているため、ネットスラングと呼ばれる俗語に気づけず、配信を止めることができなかったのが、大きな原因だと思っています。全く予想もしていませんでした。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 まだまだ、我々年齢的にも、SNSあるいはホームページ等いろいろありますけれども、機械関係が本当に未熟だというのが露呈した一件でもありますけれども、それについて、村内にこういう危機管理マニュアル、例えばこうした場合にはこうなる、こう対応する、こう危機管理を回避するというようなものが全然存在しないのか、全くないのか、そのあたりはどうでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 やはりSNSには、私たちも知識不足、認識不足でありますので、そういうものがあるかどうかとも全然分かりません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 ということは、もう危機管理どころかそういうものが発生することも想定していないし、分からなかったというところで、この事業自体が、決められたからやってみようというような。これは発信自体、業務すること自体、本当に最初我々は、去年7月ですか、臨時会で承認した。その時点では、本当に若者たちを対象に、中城村をアピールして、そ

してふるさと納税もどんどん上げていくという発想の下で、非常にいいことだということで、我々は承認したというつもりなのですが、結果的には全く正反対。本村としても、一番失墜をした、中城村のブランドイメージが全てなくなってしまったと言っても過言ではないという状況まで私は考えているものですから、それについて今回、議会だよりも一番最後のほうに、こうしていろいろなバーチャル観光大使の運用休止ということで発信されて、中を見れば一定の理解はするだろうと、よくつくられている記事なんですけれども、やはりこういうことは、中城村の責任者である村長として、責任の所在、これはもう村長としてホームページで1月29日に謝罪文を掲載した。30日には村と業者が謝罪したと。2月15日は全員協議会で、村長自ら出席して説明をし、謝罪をしたということで、村の一番トップの責任者として、これで一連のけじめはついたと、我々は理解してよろしいのかどうか。この1点はどうですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時46分）

~~~~~

再 開（10時47分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今でき得る限りのことをやらせていただいております。もちろん、村民に対するおわび、それと今後、こういうことが絶対にならないように、我々もしっかり知識を積み重ねてやっていきたいということは、担当課も含めて職員一同の思いでございます。いろいろなチャレンジをすることについては、そのモチベーションを下げることなく、しっかりと今回のことを踏まえて準備をして取り組んでいって、村民の期待に応えていきたいというのが私の思いでございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 慣れない業務で、しかもSNSという、沖縄どころか全国、ひいて言えば世界まで発信してしまうような、今の世の中の時代の流れで、一つの言葉が村の、中城村が一番いい所だという流れの中で、相当下まで落ちてしまったというところで、テレビでも取り上げられてしまって、新聞報道でも毎日のようにこういう情報があふれ返って、中城村民としてはいたたまれなかっただろうという思いもあるのですが、今村長は、流れとしてはこれで、これは私の判断ですけれども、村民にも一定の謝罪をしたということであるのですが、これで、村民が納得していただければ、私はそれで別に何も言うことはないのですが、やはりこれだけ大きい影響というか、それが出た時点では、今後やるべきことは、何の事業をするのであれ、やはり危機管理というのはしっかりつくっておかなければいけない。ということは、我々行政としては、その事業をやりますというところは最高の結果を出す。それが当たり前だと思って、いい結果を出せば、これは村民からもすばらしいことをした、いいことだと褒められる、あるいは評価される。しかしながら、これが逆転して最低の結果、最悪の結果になった場合、さてどうするかということも、これは危機管理マニュアルというものを、各事業をする場合にはしっかり整えておいて、その中で、どの時点でこの事業を見直すのか、あるいは中止するのか、それとも継続していくのか、そのあたりの事業計画、それはしっかり整えていただきたい。今回、まさに私としては、これはいい教訓だということで、その計画性をぜひ各課全員が、しっかり自分のところを整えていただいて、最悪のことを考えて事業を進め、そして最高の結果を出すというところを、ぜひ整えていただきたい。これは村長の答弁ですので、我々が何をしろ、これをしろということは、踏み込む気持ちもありませんし、これも踏み込めないと私は

感じているものですから、まず一つ、これを気にして、しっかりと前向きに新たな事業を展開していったら、そしていい結果を出していったら、挽回していただきたい。それはお願いしたいと思っております。

次に、その中で今後のことについてありましたけれども、いろいろと著作権があるものだから、それを活用して進めていきたいということですが、これは予算的に、私は先ほど1,800万円ぐらいと言ったのですが、その金額について、それを契約した相手方、事業者とどのような話になっているのか。3月末でこの事業は終わるわけですので、それについて、予算の配分というのはどのようになっているのか、伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 今、相手方の業者と協議の段階であります。その履行している部分としていない部分、そこを確認し、互いに協議書を交わしながらの清算になるかと思っておりますけれども、その辺はまだチェック段階であります。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 課長、例えば、これは3事業が入っております、今休止と言われているのですが、3事業全て休止しているのか、例えば観光大使のみらさんという事業もありますよね。その点は、3事業全部止めているのか、それとも進行形もあるのか、その辺はどうですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 3事業のうち、バーチャルは完全に中止しております。観光大使のみらさんに関しましては、中城村の紹介をする、イベントを開催するかということで走っている状況はあります。以

上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これはアンバサダーですね。県出身のみらさんということで発信されているのですが、これは、期間的には3月31日で全て一旦終了するのか、それはどうですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 3月31日で一旦終了します。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 そのときに事業者と精査して、予算の配分、やった分だけはあげますという流れになると思いますけれども、我々行政も責任があるのですが、それを発信した。これはリアルタイムなものですから、行政としても到底止められなかったというところもあると思うのですが、そのあたりの予算配分というか、こっちも悪いし、向こうも発信の仕方が悪いということで、その予算に関して、これが含まれるのかどうか。ただもう事業をやったから全て取りますということなのか。それとも今言ったように、あなたたちもやり方がまずかったですよということで、それだけはマイナスになりますというのがあるのか、その辺はどうですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 おっしゃるとおり、今、1事業大体600万円が進んではいますが、その辺は全部悪いところ、支払えないところも協議して、その辺に向けて精査しているところがございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 そのあたりはしっかり、村も不手際があるのですが、業者のほうも大いに不手際があると私は感じているものですから、しっかり予算面でも精査して行って、取り返すというのか、この辺、いろいろ補助金も入って

いるし、それをどこに回すかというところまでも考えてしっかりやってください。

あとは大枠4番、中城北中城消防組合に移りたいと思います。この点については、地域懇談会でつくられたものなので、私も参加して、そのときは地域の方々の懇談会ということで、議員である我々はあまり話もできないし、ずっと聞いていたのですが、この概算事業費が3億6,300万円というところで、一番下の出張所の供用開始、令和4年4月を予定しているというところで、これも全ての計画が終わって、いざ今月4月ぐらいからは工事に入るという段取りになっているのか。課長、その辺どうですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず4月からは、建設予定地の磁気探査の委託工事を行います。それから、土地の造成を行いまして、建築工事に着手する、そういう流れになっております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 ということは、もう来年4月からは運用開始が見込まれるというところで、5月からは債務負担行為も始まるという段取りになるわけですね。これは、課長にもお越しいただいて、我々全員協議会の中で、これも説明がないということで、強く要請したところですけれども、その点について、本当に行政の事業、大変厳しいものだと思います。しかし、厳しいがゆえに、我々議会にも一定の説明をしてもらわないと、ただ地域懇談会でやった。残りは一般質問でも何名かの方々が取り上げているということで、議員全員が把握しているという考え方では私は困ると思う。一般質問というのは、この人個人の時間であって、ほかの人たちが何か質問できるというものではないですから、そこはしっかりわきまえていただいて、何か大きい事業があるのであれば、しっかり議会に説明をして、そして一定程度の理解を得て

もらいたい。それはしっかりやっていってください。債務負担行為が20年で1,700万円ぐらいですか。トータルしますと大体どれぐらいの金額になりますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

最初の答弁でもお答えしましたが、事業実施主体が中城北中城消防組合です。ですから、我々のほうで答弁するのも、我々のほうで把握分している分だけしか答弁はできません。現在、プロポーザル方式で業者が決定して、全ての事業費を入れますと4億3,000万円程度になるということ、消防から説明を受けております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 我々は議会として、全員協議会に課長も呼んで説明していただいた。教育総務課長も呼んでしっかりと説明していただいた。これ本当は、副村長である方がしっかり一緒に出てもらって、今回こういう事業をしっかりと始めますと、議員の方々も理解して下さいというところまで、副村長として定例会の前に議案説明ということでやってはいるのですが、不十分だというのが大方の議員の意見ですので、そこのところはしっかりと整えていただきたいと思っております。

時間もないですので、新一般廃棄物、一つだけお聞きしたいと思います。昨日、村長はいい意味で2年間ずらすということですが、この建設費が、今我々、4億円を目標に令和7年まで積立しているのですが、その中でどの程度落ちるのかというのが、概算でも分かるのであればお願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

この時期を迎えないと分からないところですが、昨日の屋良議員の答弁と重複しますが、当

初の予定では、令和3年度予定価格で作成であったが、建設単価が2019年の単価を考慮することにより、オリンピック景気を考慮すると、建設単価が一番高騰している時期だと考えている。2年延長した場合、建設単価は2021年の単価を採用することになるため、2019年に比べ下がっているのではないかと考えている。よって、2年延ばすことにより、建設事業費を軽減できるものと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 前の話ですので、単価を出すのもなかなか大変だろうと思っておりますけれども、しっかり低減できるように頑張ってください。令和3年度も様々な事業が各課予定されております。その中でも、やはり行政と議会は両輪のごとくとよく言われますけれども、その説明責任、これはしっかりと果たしていただくように、議会や村民の信頼が得られるまで、しっかりと認識していただいて、業務を遂行していただきたい。切に要望して終わります。

○議長 新垣博正 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時02分）

~~~~~

再 開（11時15分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣 修議員の一般質問を許します。

○2番 新垣 修議員 議長のお許しが出ましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

大枠1番、キャスルタウン地区・潮垣線規制取組。令和3年度の施政方針も述べ予算編成案も上程し、いよいよ新年度に向け新たな時代の一步への取組に取りかかると思います。村民にとっては、子供たちが安心・安全な地域環境の中で健やかに成長し、日常生活を営む環境の

整備を願っていることと思います。令和2年12月定例会にてキャッスルタウン吉の浦地区の道路環境整備や村道潮垣線の交通規制について質問しました。子供たちが入学するに当たり、安心して見送れる道路整備を早急に取り組んでほしいという切実な願い、村道潮垣線の交通量に伴う速度規制などの取組について状況を伺います。①都市建設課担当との話合いの中で、令和2年度予算残で、直営で可能な範囲安全な整備の施しを行いたいとのことでしたが、それは実現可能かどうか、伺います。②12月23日、キャッスルタウン吉の浦自治区の住民代表名で、道路整備要望書と交通規制の改正を求めて要請書が提出されました。各担当課でのこれまでの進捗、あるいはこれからの取組を伺います。③それを踏まえて道路環境整備のめど、交通規制へのめどを伺います。

大枠2番、村情報配信webサイトの見直し。中城村の認知度向上及び観光振興を図る目的で承認された「新たな情報発信体制構築事業」は、村の魅力を発信することなく配信停止になりました。歴史・自然豊かな「とよむ」中城の景観イメージが、「よどむ中城」に変わり燃え上がったのは間違いないと思います。「禍を転じて福と為す」ということわざがありますように、村内の若者たちから関心も高く（悪い意味で）、様々な反響や意見・情報提供などがありました。今回の事案を立て直し福に転じるアクションを起こせないかと別の期待感もあります。そこで村長・教育長へ質問いたします。本村の若者たちには、こよなく中城を誇りに思い村の魅力や情報発信・活動配信を行っている者がおります。①その活動内容や配信情報等（SNSやweb配信等）を見たこと、目にしたことはありますか。今回の構築事業を見て、若者世代からは自らが、あるいは持込みなどにより参加できる、配信できる場が提供できればという声がありました。そこで、②村の魅力情報発信の取組企画

を考え、住民参加型の（若者世代に特化した内容等で）情報発信の場をつくることができないか、伺います。

大枠3番、ヤーヤシチやヌーシぬククル。これは、先に亡くなった私の母からの言葉です。「ヤーヤシチガ アリレーカラ ヌーシヌククルンアリーサ」という言葉です。これを訳すると「屋敷が荒れると、そこに住む住民の心も荒れる」という言葉になります。そこで質問いたします。開庁して2か月と20日が経過。多くの村民の皆様が新庁舎を利用し、また、職員も真新しい環境で職務につき村民の皆様が親しまれる庁舎にと励んでいると思います。チケートゥナイヌ ナーヤ ンジュシガ ドゥーヌ ヤーヤシチヤ インダン。玄関先でもいいと思います。できる範囲内で、雑草取りを行うことができないか。青い芝がサングサにならないように管理ができないか、回答をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣 修議員の御質問にお答えします。

大枠1番につきましては、都市建設課と住民生活課のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては教育委員会と企画課のほうでお答えいたします。大枠3番につきましては総務課のほうでお答えいたします。

私のほうは御質問の、村内の若者たちの活動を目にしたことがあるかということでございますが、残念ながらSNSの技術と知識が、私にはまだまだそこまでなくて認識しておりません。若者たちが頑張っているという姿を拝見してはおりませんが、御質問にもありますけれども、もし発信できる場があればというお声ですので、私としては、こういう能動的、あるいは積極的に取り組んでいっている、特に若者、若い人たちの要望には、積極的に私どもも応えていきたいと考えております。内容自体がまだ把握でき

ておりませんので、ただ、積極的に話を聞いて、もしでき得るのであれば、環境を整えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の村情報配信webサイトの見直しについてですが、私はそのサイトを見たことはありませんけれども、村の若者たちが「うまり島」に誇りを持ち、中城村の魅力を配信していることはすばらしいことだと思っています。住民参加型の情報発信の場をつくることに関しては、担当課の検討になると思っています。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠1について一括して答弁いたします。

まず、令和2年度の残予算では十分な安全対策を行うことができないため、令和3年度の交通安全対策交付金を活用し整備を行います。

取組としましては、キャスルタウン吉の浦自治区からの要望書を踏まえて、関係課とも協議を行いました。区画線、路面標示、歩行部分のカラー舗装、横断部のカラー舗装、ポストコーンの設置など、要望案に沿った対策を令和3年4月には実施してまいります。以上です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは私のほうから大枠1、②、③の質問について一括してお答えいたします。

②の交通規制要請について。12月議会において提案及び住民からの要請を受け、各関係機関、宜野湾警察署へ中城小学校、中城中学校、キャスルタウン住民に対し同所の交通安全対策等について、要請や協力依頼を行っております。

それを踏まえて、交通規制のめどについてお答えいたします。

既に要請した潮垣線の速度規制については、昨年12月時点で、宜野湾警察署から公安委員会

宛てに上申されている旨回答を得ております。昨日、3月17日ですが、宜野湾警察署交通課の職員と電話でやり取りをしており、集落内の減速状況や一部分の速度規制など、様々な方法について検討されていると伺っております。しかし、村と地域の要望については、潮垣線全線を速度規制の範囲としてほしい旨を伝えております。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 大枠2の②についてお答えします。

住民参加型の情報発信の場をつくることについて、村が整備した場合、不特定多数の方が記事や動画等の情報を発信することができると考えられます。その内容全てを把握することは不可能であると考えております。今回のこともあり、情報発信をする場合はチェック機能等の管理体制などの課題もありましたので、より慎重にしていくことが必要だと感じております。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 庁舎敷地内の管理についてお答えいたします。

定期的、あるいは状況に応じて除草、樹木の剪定などを実施いたします。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは回答に対して再質問をしていきたいと思っております。

まず、都市建設課長に再質問いたします。これは委員会のほうでも、中身は少し触っていただきましたけれども、道路標示も含まれていると聞いていますけれども、道路標示の内容とか、細かい詳細とか、再度詳細を伺えますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それではお答えします。

まず、詳細としましては、区画線の外側線が約139メートル程度、それから路面標示、これ

は注意喚起をする内容で路面標示を考えております。それから歩行者用のカラー舗装、これは路肩部分になりますけれども、それから横断部分もカラー舗装で標示したいと考えております。それと、児童が歩行する路肩部分にポストコーンを設置する予定となっております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 これは村長にも、教育長にも、交通に対する道路環境を聞いたときに、何よりも人命を優先するという中で、新年度予算に早速取り組んでいただき、地域の交通環境整備を早急に対応するという姿勢を高く評価いたします。5月の連休や夏休み期間など、子供たちの行動範囲が広がると思います。そのためにも、新入生の子供たちも、その頃からいろいろと地域での活動も多くなりますので、早期な工事発注のほうをよろしく願いいたします。

続きまして、住民生活課長にお尋ねいたします。今回、地域を巡回したら、注意喚起の反射プレート、これは多分住民生活課のほうで設置したと思うのですが、その件に関しても、住民から迅速な住民ニーズの対応に、心から感謝申し上げますという報告が私のほうにありました。先ほどの中で、昨日ですか、電話で協議をしたということですが、まず村道潮垣線は、今度サンライズ協議会において、サイクリングルートとしてガイドブックにも掲載されました。これは見たことがあると思うのですが、潮垣線の一部がサイクリングにも指定されていて、今後、観光エリアとしても東海岸巡りの村道として脚光を浴びてほしいと願っております。そのためにも、可能な限り交通ルールの確保を、宜野湾警察署担当課とできる限り協議を行い、速度規制標識を設置していただけるように交渉をお願いし、村民が安心・安全に利用できる村道、また観光ロードとしての確立を目指せるように、改正に向けてさらなる高みを持って取り組んでいただけるよう、住民生活課の手腕に期待をし

たいと思います。それで、協議の中で、担当の方とも電話でもやり取りしたのですが、最終的には公安委員会の本部の審査にもよるという話を聞いております。これに時間がかかるようでしたら、先ほど言ったように、4月からキャッスルタウンでは子供たちが登下校に使うわけですから、その辺、地区の交通規制を少しでも抑制することができるのであれば、12月にお見せしました金城重機のヤードの近くの、30キロ速度規制のエンド標識がありますよね。これを過ぎてしまうと、どうしてもキャッスルタウンまで、法定速度で通過するものですから、逆にその辺、潮垣線全般の規制が長引くようであれば、キャッスルタウンの一部に関しても速度規制が、30キロでできるような方策として、このエンド標識の移設とかあるいは泊の入り口、セブナイレブンのところに行っても、移動や移設などができないか協議してほしいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

議員のおっしゃる提案、ありがとうございます。速度標識の終了の部分の標識の撤去については、そのような対応が可能なのか、宜野湾警察署と協議してまいります。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 大枠1に関してはこれで質問を終わります。

続きまして、大枠2の再質問をさせていただきます。同じように産業振興課長と企画課長へ同様の質問をいたします。活動内容や配信状況、SNS、それからweb配信、若者たちが配信した活動情報などを目にしたことがありますか。伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武

宏 お答えします。

SNSでの活動内容につきましては見ていませんが、新聞記事で知りました。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 若者たちの活動内容、情報発信については、私のほうも、村の回覧、庁内の回覧において見ることはありましたけれども、配信を拝聴してはいません。以上です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 新聞報道では、沖縄タイムス、琉球新報も報道されていまして、先ほど村長にも聞いたのですが、その辺は認識、まだ確認していなかったということで、その辺は少し残念感があるのですが、その辺も踏まえて、中城村の若者たちが発信した「世界のナカグスクンチュに会うオンラインツアー」が、カフェ・マーメイドを拠点に、久場の戦後引揚者上陸碑、護佐丸資料館とライブ中継を結び、バーチャルツアーを行い世界に向け発信しました。このことは、新聞報道でも取り上げられておりました。そこで、産業振興課長に質問いたします。このような若者たちを、観光推進に役立てられるような発想は持てなかったのかどうか、伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

観光推進に関しましては、村も観光協会も情報を発信しています。村としては観光協会を拠点として考えていますので、より多くの情報の発信については、観光協会からも情報を発信しているほかのサイトも立ち上がっており、内容に関しましては、細かくは分析していませんが、情報の発信はできていると思っていましたので、若者たちの考える発想は出ませんでした。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 最後の言葉だけもう一

度。聞こえづらくてすみません。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時40分）

~~~~~

再 開（11時40分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 課長を私はよく存じ上げていますけれども、村長もそうだと思うのですが、やはりまだまだアナログ世代ですので、そういう発想にはたけていなかったという感じはいたします。このツアーを実施した若者たちに、複数の別自治体から、地域の活性化のために行きたいので、教えていただけないかという問合せが大分あったらしいです。本村は、共同の村づくりや村民参画を推進するとうたっているのですが、問合せなど、そういったアクションもあまりなく、今回のバーチャルというか、県と併せて、言っていることとやっていることは、乖離状態にあるという、悲痛な声が私のほうに寄せられてきました。そのような言葉を聞いて、村長、観光協会会長も兼任しておりますので、どう受け止めて、どう感じますか。伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今話を聞いてのことでございますけれども、逆に若い人たちから今の声があったということにありがたさを感じております。そういうレベルで申し訳ないのですが、我々のほうからそこに気づかされるというところには、まだまだ疎いところがあると、自分でも思っております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 今の言葉というのは、私は物すごく前向きな回答だと受け止めます。本当にありがたいと私たちも思っております。ただ、これを実行した若者たちの名誉のためにもつけ加えさせてもらいますけれども、決して、

褒められたいとか、認められたいということで活動をしているわけではないと思います。本当に、本心から純粋に中城を思う心が活動の原点になっているのではないかと、今回、この件を取り上げたのですが、多分、このオンラインツアーに関しては、生涯学習課のほうでは大分把握なされていて、やはり護佐丸資料館をつないでのリアル情報で、ライブで流していますので、その辺は生涯学習課のほうでも協力してもらえたことに、本当に感謝と高い評価をいたします。そこで、村長と教育長に少し内容を、これ実際は、宜野湾市にあります沖縄NGOセンターというところが運営というか、その中に中城村もその運営の中に入っているのを、私はカタログを見たのですが、このライブ配信が終わった後に、担当者がメンバーの声をということで紹介があります。少し抜粋してそこを紹介したいと思います。まず、これはもともと世界のウチナーンチュの中の発信だったのを、世界のウチナーンチュではなくて、ナカグスクンチュにという、少し企画変更の中での、ナカグスクンチュでの発信と理解してください。そこで、その若者が、世界のナカグスクンチュという言葉、外国と中城村にルーツがある人だけを指しているとは思わないと。一瞬でも中城村に興味を持っていただいた人たちや、中城村のことが好きな人たちを指しているという感想を述べているわけです。もう一人は、中城村のポテンシャルの高さを感じました。中城村の魅力を伝えられる活動を、今後も続けていきたい。直接会うことができない今だからこそ、ちょうどコロナ禍だったので、中城村と海外をつなげたかった。中城村愛を感じる事ができた。本当に心が痛いお言葉を若者たちが発しているという内容で、担当者が沖縄NGOセンターの方なのですが、生まれ育った中城村を、心から応援したいということで、多くの若者たちが頑張ったと、この中に寄せられていて、本当にこう

いった若者たちを、支援というか、応援していきたいという思いが出てきました。

そこで、それを踏まえて、四次総合計画が令和3年度で終了いたします。その中に、指針となる基本構想を描いていると思いますけれども、施策の大綱9の広域・行財政の中で、効率的で良質なサービスができる村を掲げ、それを遂行するには、村ホームページをはじめ、各種媒体を通じてさらなる情報発信により、中城村のPR推進の必要性を課題として挙げておりますが、現在、それらの確立は十分に達成できているのか、伺います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 議員御指摘のとおり、四次総合計画においては情報発信が重要だと記載もされています。村においても、情報発信ツールとして、ホームページを中心にこれまで行ってきました。議員の提案のありましたLINEについても、昨年8月から試験的ということではありますが、現在取り入れて進めています。ただし、まだまだだと感じておりますので、今後も情報発信については検討をして取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時48分）

~~~~~

再開（11時48分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 以前提案したLINEアプリの導入は、試験運用中ではあるのですが、私としては高く評価いたします。これらの運用を高めていけば、ホームページや中城村を網羅する情報サイトにアクセスしやすくなると思うので、常に最新情報と、各サイトへのリンクを高める情報媒体としての期待をいたします。ホームページは情報媒体としての位置づけは、中城村の一番の顔と私は思っております。魅力

ある話題が豊富なホームページなら、若者世代もしっかりと興味を示すと思います。なければ誰も見ないし、若者たちも離れていくし、中城村ホームページにも興味を持たないと思います。幾度か、その点について、村長ともお話をしたことがあります。村長に伺います。中城村長の部屋がありますよね。これ、各自治体のホームページではなかなかありません。私は物すごく高く評価しております。貴重な部屋をお持ちですけれども、今現在も年頭の挨拶、施政方針も述べられているし、それから新庁舎での公務もはや3か月たっておりますので、魅力ある発信を期待しますが、その辺の更新はいかがでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時50分）

~~~~~

再 開（11時50分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

以前からも御指摘があったことですし、私一人では、正直なところ厳しいところもありましたので、今、総務課のほうに新たな係などが出来上がってきますので、それとタイアップしながら、言うなれば環境が整ったということです。私のメッセージだとか、今後の村のやり方とかを、早めにぼんっとできるような環境が整いつつありますので、4月からは、議員がおっしゃるような、より早い発信ができるものだと思っております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 私の理解ができていない部分があるのですが、中城村長の部屋というのは、いわば村長のさじ加減でいろいろな情報とか、村長の声が発信できるのではないかと私は思っているのですが、今言うように、沖縄タイムスの中のトピック欄に村長が今回述べられ

ておりますよね。新たな一歩、まず先駆けの一歩という形の投稿というか、沖縄タイムスの記者さんが村長と話す中で、魅力を引っ張り出してそこに載せるわけですよね。そういったスポッ的な内容でも、要は向心力を高める、村長の部屋においては、村長の権限と理解していて、要はツイッターと同じような内容だと思うのですが、向心力を高めていけば、ホームページも物すごく魅力ある中身になると思うし、基本的には村長の部屋の向心力のアップについての質問なのですが、もう一度よろしいですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

おっしゃるとおり、村長の部屋の話でございます。その環境がしっかり整って、私が、言うなれば言いたいこととかメッセージとか、村のメッセージなどを迅速にできる環境が整ったということでございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 理解しました。4月からコロナで動けないいろいろなところがあります。それから今度、産業まつりもいろいろな企画がありますよね。その中で、やはり村長自らがそういう発信をしていただければ、さらなる高みのホームページができるのではないかと思いますので、頑張ってください。

企画課長にもお願いですが、ホームページを見たときに、施政方針を探すとなくなかなか探しづらいものがあります。新着欄のほうに、できれば施政方針、これは議会が通らないと発信できないのか分からないのですが、そこも、できればすぐ分かるように、新着の中にアップしてもらったほうが、かなり住民にはいい情報提供になるのではないかと思いますので、その辺も検討をお願いいたします。

少し話がずれたのですが、次です。村の若者たち、次世代のリーダー育成や観光ガイド育成の取組というのがありましたが、その辺の取組

があるかどうか伺います。あるいは、そのような場づくりを、リーダー育成や観光ガイド育成、そのような場づくりが行政で取り組めないか、伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 現在のところ取組はありませんが、リーダー育成とは若干異なりますけれども、観光ガイドのための統一した教科書づくりの事業に取り組んでいるところでございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 これは私も記憶をしております。観光ガイドが統一した内容で説明できるようにという、そこで教科書づくりをするというのは聞いております。

続きまして、産業振興、観光振興の充実化のPRにSNSをはじめとして、ICTを活用した情報発信をうまく構築し利用すれば、村内事業所の物品販売促進や観光推進に大きな成果が得られると期待します。産業振興課が所管している商工会や観光協会にとって、そのような方針ができた場合、どのような利点が得られると考えられるか、知れる範囲内で伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 現在、オンラインでの物品紹介や販売の情報発信ができていないため、行政と観光協会、商工会の3者で共有することによって、中城村のことをうまく発信していければ、販路拡大につながり、また地元事業者の活性化にもなり、さらには会員の獲得にもつながるものではないかと考えます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 そのことは私も同じように考えます。これは観光協会と局長と商工会に出向いて、情報発信に関して少し確認という

か、希望というか、その旨を聞いてきました。観光協会においては、行政が支援するのであれば、あるいは行政の力添えがあれば、機材提供等も踏まえてですけれども、中心軸になって、観光に特化して地域発信型の映像などの取組も行いたいと。若者たちによる地域観光映像や観光名所探索映像などを、観光協会とマッチングした情報発信が行えるので、そういった体制を望みたいというお話もありました。商工会は、地元企業育成の一端の取組で、観光協会とマッチングやコラボなどで情報発信を共同で進められるのならば、一緒に活性化のためにも取り組んでいってほしいという希望をするというお話がありましたので、その辺も産業振興課のほうで、少し前向きに検討してほしいと思います。その中で、今回若者たちからもアイデアがすごく豊富で、一部、その辺も面白いがあるので、御紹介したいと思います。まず2つほどです。50代から30代へのSNSのサポートとか、それからアンケートを取った場合には、QUOカードではなくて村内の物産を提供したらどうかと。農業振興にも関わるのかなと思うのが、無人販売所の案内を行って、ドライブスルーみたいな感覚で、そういったものを案内できれば、楽しいのではないかと話もありました。

最後になると思いますけれども、そのように若者たちには中城村に対する魅力ある発信の熱量は熱く、アイデアも豊富にあって、SNSにもたけております。中城村をPRし、地名を上げていくという着眼点はあるのかなと、今回、若者たちとの話合いの中で感じました。見方や進み方が違えば、齟齬が生じます。企画課、産業振興課、観光協会、商工会、村民若者世代など、うまく組み合わせのできる場を設けて、より今以上の情報発信取組企画に活用し、取り組めるように希望しますが、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 貴重な御意見、どうもありがとうございます。村としましては、観光協会を拠点として、行政、関係機関、また若者の皆様、そして議員の皆様のお力をお借りしながら、事業展開を図っていったら、なおより一層の情報提供の環境づくりができるのではないかと方策してみます。その際は、議員の皆さんにも御協力、御指導をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 大枠3番ですけれども、実際これは、今回一般質問で取り上げるのもいかななものかと、総務課長、私は思っております。ただ、その答えも、昨日、金城議員への回答でも聞いておりますけれども、やはり財産管理という大きな管理になると思いますので、できれば職員でやると言っておりましたけれども、職員も大事ですけれども、とりあえず、まず第一歩、全課長で、あるいは三役もともに汗を流しながら、環境美化推進運動の一環として、職場でするので、職場環境の美化を図るためにも、頑張ってもらいたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、新垣 修議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（12時03分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、玉那覇 登議員の一般質問を許します。

○6番 玉那覇 登議員 皆様、こんにちは。6番、玉那覇 登でございます。議長の許しを得ましたので、通告書のとおり質問したいと思います。昨日の質問や今日の午前の質問と重複するところもありますが、御了承ください。よ

ろしく申し上げます。

それでは、村長の施政方針から質問をさせていただきました。①北中城村と共同による新たなまちづくり計画の進捗状況を伺います。②公共施設の集約化や拠点間を結ぶ道路や公共交通手段の整備、公共交通結節地点の検討などの進捗状況をお伺いいたします。③宜野湾横断道路東側ルートの上原地区から津覇地区の区間の地点や進捗状況などをお伺いします。④西原・中城バイパスも県都市計画審議会で、昨年12月24日に変更が同意され、今年の2月24日から3月2日まで、本村の都市建設課で縦覧も終わりましたが今後の予定をお伺いします。⑤令和3年度予算に学校移転土地購入が計上されていて令和4年事業着手とあるが可能であるかを伺います。また、認定こども園についても、5年度開園は可能か、お伺いします。進捗状況をお願いします。⑥平和教育について沖縄全戦没者追悼式や沖縄平和祈念資料館の見学などの実施計画をお伺いします。⑦災害廃棄物処理場や防災備蓄倉庫など計画状況を伺います。⑧デジタル社会の形成に向けて押印廃止の取組状況やマイナンバーカード普及促進などの取組をお伺いします。

続きまして、大枠2. 新型コロナウイルス関連についてです。①65歳以上のワクチン接種は4月12日からと国の予定はあるが、本村は可能か。対象者の供給量は足りそうか。②ワクチン接種の終了はいつまでか。指定日に接種しない場合、再度接種は可能か。③接種率75%の設定の根拠は何か。未接種者への推奨は行わないのか。以上を質問いたします。回答をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは玉那覇 登議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、企画課、教育委員会、総務課、住民生活課のほうでお答えいたします。大枠2番につきましてはこども

課のほうでお答えいたします。

私のほうでは御質問の北中城村との共同のまちづくり。本議会でもあったと思いますが、アドバイザー会議を持ちまして、国、県、コンサルティング会社など、中城村と北中城村の共同のまちづくりで、一体どうやって将来考えていくのかというのを検討して、それを基に那覇広域から中部広域への移行の一つの根拠づくりにも当たるのではないかとということで、今、これを進めているところでございます。来年度4月からまた活発な意見交換ができてくるものだと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の施政方針⑤の中学校の移転については、中学校は敷地がとても狭く、老朽化が進んでいます。また、国道沿いで騒音がひどく、道路の横断等交通安全の面も心配です。教育委員会としては、生徒が安全で安心して過ごせる場所であることを最優先し、よりよい教育環境を提供したいと強く思っています。玉那覇議員も学校現場のことはよく分かっていると思いますが、吉の浦公園近くに移転することによって陸上競技場、野球場、テニスコート、体育館等の村の体育施設の有効活用、文化面でも吉の浦会館や、護佐丸歴史資料図書館などが活用しやすくなります。教育委員会としてはできるだけ早く実現できるように取り組んでいきたいと思っています。詳細については教育総務課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠1の①から④までお答えいたします。

まず、①についてです。今年度は、沖縄しまたて協会に地域振興支援業務を要請し、共同まちづくりに関するアドバイザー会議を2回開催しました。会議では、まちづくりを行う中での

課題点や基本的な考え方の整理を行いました。

また令和3年度からは、これらを基にして共同のまちづくり計画を策定していく予定です。

続きまして②です。吉の浦会館の周辺では、今年移転した役場新庁舎を含め、護佐丸歴史資料館などの公共施設の集約化が進んでおり、村のタウンセンターとしての拠点形成しているところです。また、北中城村との共同のまちづくりの中でも、拠点の整備や公共交通手段の整備、公共交通結節地点の検討などを行っていく予定であります。

続きまして③についてです。県のほうで、現在予備設計を行っており、南上原から津覇の区間については、次年度の検討委員会でルートを決定していく予定となっております。

④についてです。西原・中城バイパスは、令和3年2月9日に那覇広域都市計画道路の変更告示がなされ、2月24日から3月2日まで村の都市建設課で縦覧を行いました。令和3年度に着手する直轄事業の箇所候補として現在選ばれており、令和3年度の予算に向けた新規事業採択時評価手続に、現在着手しているところです。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 玉那覇議員の大枠1、⑤について。令和3年度の用地購入予算を計上しておりますが、学校建設の事業を行うための用地取得が必要となります。また令和4年度には事業を着手し、施設の整備をできるだけ早く建設できるよう進めてまいります。また、新規に建設を行う認定こども園の開園時期は令和5年4月を予定しているところです。以上です。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは大枠1の⑥についてお答えします。

平和教育の取組として、中城中学校の生徒を原爆が投下された被爆地へ派遣し、平和につい

て学ぶことなどを目的に「中城村青少年平和学習交流団派遣事業」を予定しています。実施計画については、生徒を被爆地の長崎県において開催される「原爆犠牲者慰霊平和祈念式典及びピースフォーラム」への参加を計画しています。派遣する前に事前学習として位置づけて、御質問の沖縄全戦没者追悼式への参列及び沖縄平和祈念資料館の見学、そのほか、各市町村の派遣者との研修や交流を計画しています。追悼式などを通して、沖縄戦について知識・理解を深めてもらい、被爆地で開催されるピースフォーラムにおいて、全国各地の参加者との交流を行う中で、沖縄戦の実相を伝えるなど、戦争の悲惨さや平和の尊さについて考えてもらえるような取組を計画しております。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 防災備蓄倉庫についてお答えいたします。

災害等が発生し、住民及び観光客等が一時的に避難所等に避難する場合に備え、生活物資、感染症予防衛生用品などの整備を行います。また、新型コロナウイルス感染防止のため、今年度は、避難所で使用する屋内用テントを購入する予定でございます。このような防災関連備蓄品を分散して保管し、避難所へ円滑に移動するため、新たに防災倉庫を購入し、中城北中城消防署中城出張所建設予定地への配置を予定しております。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは私のほうから大枠1、⑦、⑧の質問について、一括してお答えいたします。

⑦の災害廃棄物処理場、計画状況について。近年増加傾向にある自然災害に備え、その災害廃棄物への対応は迅速かつ的確に対応する必要があります。災害廃棄物に関して適切に対応するため、次年度において、「中城村災害廃棄物処理計画」の策定を予定しております。

⑧のデジタル社会の形成に向けて、マイナンバーカード普及促進の取組についてお答えいたします。

普及促進の取組、概要状況、マイナンバーカードは、オンラインで確実な本人確認を行うことができ、デジタル社会の基盤となるもので取得交付率向上へ取り組んでいきたいと考えております。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠2について一括してお答えいたします。

議員のおっしゃった4月12日の接種というのは、国は4月5日の週に各都道府県に2箱ずつ出荷できる見込みであるので、4月12日からは高齢者の接種を開始できるというような趣旨の発言でございまして、4月5日の週に沖縄県に届くワクチン配分は975人分でございます、県は既に、宮古島市とうるま市への配布と決定しております。現時点で、本村へのワクチン配分量や配布スケジュールが明確に示されておられませんので、接種の開始日、終了日、供給量など現在未定でございます。予約日にて接種できなかった場合の対応としましては、再度の予約にて接種できるよう考えております。75%につきましては、2月26日の全員協議会にて御説明した接種率は70%でございますので、70%についての回答といたしますが、接種計画に必要な接種人数を出すための接種見込み率でございます。日本感染症学会の新型コロナウイルスワクチン接種の調査では、60代の接種希望者が78%、大阪府の同様な調査では、60歳以上の高齢者で7割という調査結果が出ているようで、大よそ7割で見込ませていただきました。また接種、未接種を問わずに、国の指示に基づく市町村の主な役割と示されておりますので、強制ではないところに配慮しながら、村民への接種勧奨に努めてまいります。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 これより再質問をさせていただきます。分からないところがありますのでよろしくお願ひします。

村長の施政方針の中で、新たなまちづくりに向かってというその中で、歴史資料とその周辺が一体となって、将来にわたってその風景を維持できるまちづくり計画を策定するために、村内外から人材を登用して行くと。昨日の外部登用の話にもありましたが、このまちづくり計画の委託料として、今年1,650万円が計上されているわけですが、昨年の12月補正予算で605万円の計上がされています。先ほど、都市建設課長から、しまたて懇のアドバイザー会議を行うために、昨年度の12月補正でその金額を執行したということで、今年はまだそれを基に、新たなまちづくりの委託料を計上しているわけですが、これは、中城村もそういったまちづくりで、北中城村と共同してのまちづくりですので、恐らく中城村は中城村の、北中城村は北中城村の、歴史景観の維持できるまちづくりというのは、私の理解では、この文章での理解では、中城城跡周辺であるとか、中城村と北中城村の境目あたりのいろいろな文化、そういったものを計画するためのものであるのかなと思っていますので、やはり北中城村も同じように、こういった計画をつくっているということでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず、今年度やっている沖縄しまたて協会の地域支援事業は、しまたて協会に我々が要請してアドバイザーを派遣してもらって、我々の課題点を挙げている事業になっておりまして、そこに我々が委託料を払うわけではなくて、12月の補正で上げた委託料につきましては、それらの資料の作成であるとか、あと取りまとめというのは、やはりコンサルさんでないとできないものもありまして、12月に補正を行っております。

す。それは今回、その事業については、我々からの要請なので、北中城村はオブザーバー的な立場で我々の会議の中には入っております。次年度からは、北中城村もそれなりの共同のまちづくりに向けた委託業務が発生していくものと思います。以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 昨年度の予算でできた、委託した内容であるとか、そういったものがまだ出ていないものですから、それを基に今年も1,650万円を計上して、またその上に委託して計画をするということだろうと私は思っていたのですが、いわばマスタープランをつくると、両方、那覇広域から中部広域に移るための資料として、申請のためなのか、資料として、私たち中城村と北中城村と共同してそういうまちづくりの計画をしていますというような、申請の資料としてのものなのではないでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 まず、県から現在示されているのが、両村で共同のまちづくり計画書を作成しなさいというのが示されておりまして、当然、それを基に県との協議を行いまして、それから移行へ向けて進めていくものと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 分かりました。

今の答弁で、やはり県から両村のまちづくりを作成しなさいということで、それを移行への資料として必要だからということでつくっているわけですね。北中城村も一緒につくっているのかと思っていたのですが、向こうからも結局は会議に参加して、北中城村からも入ってやるということですね。ということは、これからそういったプランができて、これから移行について動いていくということになるのでしょうか。昨年の議会で、何回か聞いた私の認識では、村長もコロナの影響で、なかなか会議ができなく

て、ほとんど進んでいないという発言をされていたように私は受け取っているのですが、やはりこれからがスタートになるということで理解していいですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

確かに今年度のスタートは、コロナの影響で実際8月頃からしか動き始めませんでした。それを、基礎調査の委託ということで、今回アドバイザー会議も含めて、たたき台の資料といたしますか、それを作成して行って、次年度の計画書の作成に結びつけていきますので、これからのスタートというよりは、これを基にした形で進めていくということになります。以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 これから中部広域に移行するということは、中城村にとってメリットが大きいと私は受け取っていますので、しっかり早めに進めてほしいと思います。

続きまして2番目です。公共施設の集約化ということで、先ほど教育長からもありましたように、吉の浦会館周辺に中学校をつくるということで、村役場を中心として吉の浦会館であるとか、体育館であるとか、陸上競技場、中学校もできて、認定こども園もできるということで、この一帯に公共施設が集約されるということは想像もしましたが、それはまた拠点間を結ぶ道路とか、交通手段を整備するということで、また村内外を結ぶ公共交通結節地点の検討などを行うということですが、この拠点間を結ぶ交通手段の整備ということは、拠点間というのはどこどこ、この辺の公共施設の集約の場所から、どこか拠点があるということで、その拠点というのは、場所はどの辺でしょうか。また、村内外もどの辺でしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（13時56分）

~~~~~

再開（13時57分）

○議長 新垣博正 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

拠点間を結ぶ公共交通手段ということですが、金城 章議員の答弁とも重複するところがありますが、現在、新しいまちづくりが整備されるのは今後ということです。道路についても道路網も今後、例えばですけれども、国道329号のバイパス、東西道路なども進んでくると、その拠点というのがまだ見えない状況でありますけれども、基本的には村のタウンセンターということで、役場を中心とした部分から発生する拠点間が、また新たに発生してくるのではないかと考えております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 こういった公共施設、役場を中心とした場所からの拠点というのは、まだこれから検討するというので、まだ決まっていないということで理解していいですね。護佐丸バスについてではないですか、これは。護佐丸バスは、その中の検討の事項には全く入っていないでしょうか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

護佐丸バスは、村の運行による地域の公共交通ということで、その部分も含めて、最終的には考えていかないといけないと考えております。ただし、民間のバスも、道路網が変わるとまたまちづくりも変わってくると、どのような路線変更等があるかと考えますので、その部分も含めて、護佐丸バスも含めて検討していくことと考えております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 護佐丸バスも検討するというのでありますので、非常によかったと思います。というのは、去年から私も議会に参加して今年で4回目になりますが、いろいろ

な議員から、バスのルートの変更のお願いとか、そういったことがありましたので、そういった変更等についても、私からもお願いしたいと思います。

あと1点、今回、私の近くの子が普天間高校に合格しまして、普天間高校とか中部商業の生徒あたりは、朝の通学に対しては、非常に護佐丸バスは便利である、非常に助かっているということで、感謝しているということを行いましたけれども、帰りの時間が早くて、中学校では部活をしていたけど、高校に入って部活をしたらバスが間に合わないということで、高校に入ったら部活はしないということを知ったものですから、ちょっとかわいそうだなということで、併せて時刻等についても検討してもらえたらうれしいと思います。

それから、新しい公共交通の検討ということで1,647万円の予算が計上されていますけれども、この中にマイクロバス3台も含まれると説明のところがありましたけれども、私はちょっと分からないので教えてほしいのですが、委託料でバス等の購入は可能でしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時02分）

~~~~~

再 開（14時05分）

○議長 新垣博正 再開します。

玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 失礼しました。訂正します。

新しい公共交通運行委託業務委託料1,647万円というのは、先ほどの新たな交通体系をつくるというものとは全く別だということで、理解して訂正します。

護佐丸バスについては、先ほど言いましたようによろしく願います。

次に3番目の宜野湾横断道路、前から横断道路、横断道路ということで聞いてはいたのです

が、今回、村長の施政方針を見まして初めて津覇地区とあったものですから、すごいねとか、いいなと思っていて取り上げさせていただきましたが、現在は概略設計を終えて、予備設計を進めているということで、これから次年度にルートが決定するというので、次年度ということは令和4年度ということになるのですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

次年度は令和3年度のことです。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 このルートがまだ決まっていないということがありましたが、昨日、私も初めて写真と申しますか、このルートを見せてもらったのですが、そのときに、私も感じたのですが、やはりこれは西原・中城バイパスから、国道329号に降りてくる距離がかなりあって、やはりこれをどうにか、国道329号西原バイパスにつなげたほうがいいなと思いました。ですので、これはやはり昨日の答弁ではいろいろ無理があるという、鉄塔があったりとか、そういったことがありましたけれども、どうにか西原・中城につなげてほしいという希望で終わります。答弁はいいです。

次に4番、答弁にもありましたけれども、2月27日の新聞に、この西原・中城バイパスの報道があつて、国直轄事業の候補になっていると。他府県のこともありましたけれども、県外も含めてこれもありましたけれども、これは国直轄事業には、今、沖縄総合事務局の南部国道事務所のほうで事業が行われているということですが、こっちも国の事務所というか、そういうものではないのかということと、国の直轄の候補に上がっていて、これが決定されたら、その道をつくるためにどのようなメリットがあるのか教えてください。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在、西原・中城バイパスについては、新規事業採択時評価手続というのがございまして、その道路事業としては、全国で13事業の一つになっております。それは何をするかというと、その事業採択時には、費用対効果を含めた総合的な評価を行うことになっております。それを第三者委員会といいますか、第三者で構成される委員会などの意見も聞いて、それから予算化されることとなっております。予算化される前段の手続に入っているところと聞いております。それからこの西原・中城バイパスができることによって、渋滞の緩和であるとか、集落内への交通の流入が防げるものと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 国が直轄してやると、というのがいいのかと私は思っていたのですが、これでよろしいです。

次に5番です。中学校の移転について、今日の午前中にもありましたが、購入費が6億2,000万円、それから不動産鑑定が200万円、物件調査が600万円、測量設計が2,171万4,000円というように、これからそういった作業が行われると思いますが、来年、令和4年度の事業着手等は大丈夫なのでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 お答えいたします。

来年度、令和3年度にアドバイザー契約を進め、事業をどのように進めていくかという検討を進めて、これを進めながら中学校の移転も進めていきますので、その用地の鑑定及び地主への承諾等を終えていき、購入して、この事業に着手するまでに用地を取得し、令和4年度の下期には事業の着手に移りたいと思っています。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 分かりました。ありがとうございます。

認定こども園については、先ほど説明等もしっかり保護者に伝えるということがありましたが、やはり場所が、今まで津覇小学校に行っていた、津覇小学校周辺の保護者であるとか、中城幼稚園に行っていた保護者等にとっては、やはり距離が出るわけですから、子供を送ったり、通学とかそういったものに伴って、やはり負担等もかかると思いますので、保護者にはしっかり伝えてほしいと思います。

次に平和教育についてです。これまで村が行っている県外派遣、児童生徒4名、引率者1人ということで、平和に関する学習をしに行っていましたけれども、広島に行っていた時期もあると思うのですが、広島から長崎、予算があれば、できれば両方、長崎も広島にも行かせたほうがいいと思いますが、現在長崎ということですね。どちらがいいかということで検討して長崎になっているかと思いますが、その答弁はいいとして、この生徒たちは、実際に体験して、参加して、平和の特使として参加して、いろいろ学習してきて、その学習してきた成果というのは、やはり全生徒に伝達、講習とか、伝達の発表を持たせるとか、そういったことが必要かと思いますが、帰ってきてからの取組はどのようになっていますか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 お答えします。

参加後の生徒の成果、発表の場ということで、これまでは中城村の戦没者慰霊祭、基本的にはそこで広島であったり、沖縄の慰霊祭とかに参加しての、生徒の感じたことを作文にして発表していただいています。中学校においてもそういう機会を設けて行ったとは聞いていますが、毎年、中学校において発表していたかまでは確認していませんが、そういう機会をつくって子供たちの意見等を取り入れていきたいと思っています。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時17分）

~~~~~

再 開（14時17分）

○議長 新垣博正 再開します。

玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 せっかく学校の代表ということで参加するわけですので、帰ってきたら、各学校でも全校生徒に時間を設けて、そういった発表の場を持たせるということもいいのかなど。学校でもGIGAスクールとかで各情報に関する知識と技能はありますので、写真を撮ってきて、生徒はパワーポイントを使って、また全校生徒に還元するというのも一つの方法ではないかと思しますので、またよろしくお願ひします。

今年から初めてでしょうか、全戦没者慰霊追悼式、摩文仁で行われる追悼式ですけれども、平和祈念資料館などの見学ということは、これは今年が初めてでしょうか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

今年が初めてということではなく、ここ数年、事前学習ということで、スタートした年度は把握できていませんが、事前学習として数年前から始めています。以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 事前学習ということは、戦没者追悼式への参加ではないわけですか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 お答えします。

全戦没者追悼式への参列と、平和祈念資料館の見学も6月23日に行っています。以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 平和の教育をすると。平和を愛して生命の尊さを学ばせるということは、これからの将来を担う子供たちに、非常にいいことですので、これからも続けてほしいと思います。これは全学年でしょうか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 説明等に不備なところがあつたようですが、今回の平和祈念資料館への見学、戦没者追悼式への参加というのは、村が派遣する4名の生徒の事前学習ということで、全生徒にはやっていません。以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 私は、この4名という少数の人数ということは、全く思ってもいなくて、当日は混み合いますので、こんなにたくさんの方が行くわけにはいきませんから、6.23の時期が始まった頃から、当日ではなくても、学年を、1年なら1年、2年なら2年ということで、どの学年かに決めて、その学年全員バスで移動するとか、そういう方法もいいのかなど思いましたので、もし検討できたらよろしくお願ひします。

次に進みたいと思います。7番です。災害廃棄物処理計画の委託事業も、今年から始めるということだと思います。それから、観光防災強化支援事業ですね。災害が発生した場合に、バスとかタクシーとか、そういった交通網が復旧するまで、観光客が足止めになることが想定されるために、その中には外国人観光客もいますので、そういったマークをつくったりとか、今年にはテント12張を注文したということがありました。倉庫の場所についても、消防庁舎のところに設置するというのを先ほど答弁していましたが、台数についても聞きたかったのですが、現在、倉庫は何台ありますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現在は南上原の糸蒲公園内に1か所設置しております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 現在の1か所と、今度は2台になるわけですね。その中に、いろいろ備蓄食1,950食掛ける550円ということで115

万9,000円ですか、その備蓄食を準備するということで、やはり最近では学校の給食についても差別化といいますか、アレルギーを持っている生徒も大分増えているような感じがしますが、そういったアレルギー食に対応する備蓄食とか、やはり避難してきたときに、乳幼児がいた場合に、離乳食とかミルクとか、そういった備蓄食も準備はするのでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

アレルギーに対応した食料は備蓄したいと考えております。ただ、乳幼児用のミルクについては、こちらのほうで準備するとお子さんに合う、合わないというのがありますので、ミルクについては、今回購入する予定はございません。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 分かりました。

次に、8番のデジタル化社会の形成に向けての押印廃止についてですけれども、これは昨年、国が各省庁に押印を省略できるいろいろな事務の数を出しなさいと言われてたら、ほとんどは何パーセントということで、去年から動き始めていますけれども、まだまだかなということは思いますが、やはり押印を省略するというのが目的ではなくて、やはり押印して、昨今のコロナ禍の中で対面に対する書類の申請であるとか、そういうものを廃止することによって、デジタル化して、業務の効率化とかそういったものにつなげていくということでありますが、本村でもそういった押印の省略化等は動き出しているのでしょうか。特に教育委員会あたりでは、どういった押印の省略が考えられるかどうか。私は、指導要録も押印も必要ないということも、確かに言われれば、今、ほとんどシステムのほうでつくりますので、印鑑も必要ないかとは思いますが、全体の動きはいいとして、教育委員会では省略される文書はどのようなものが考えられますか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 まずは学校現場において、公印等、様々あります。例えば通知票だったり、指導要録の押印、そして出勤簿等と考えられるところでございます。基本的には校長裁量で押す公印については、学校のほうで省略することが可能となっております。ただ、出勤簿等の公簿等に関しては、条例等の改正等もありますので、今後、検討していった、順次廃止できるものは廃止する方向で教育委員会としては考えております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 次に、マイナンバーカードについてですけれども、マイナンバーカードも昨年より申請とか取得が増えているということをお聞きしました。やはり、マイナンバーカードを取得することによって、こういったものが楽になるとか、マイナンバーカードを取得することによってのメリット等を周知してもらえれば、私たちもマイナンバーカードをつくったほうがいいよと、住民への説明等もできますので、そういったところのメリット等も周知してください。

時間がありませんので、コロナワクチンについては、かなり遅れているようで、ワクチン自体も日本が購入するのに非常に困難しているという状況で、遅れているということですが、今、各字で、高齢者に向けて接種するかどうかの調査をしていますが、非常に迷っている方が、アレルギー等について心配で、ほとんどがどうしようかということで迷っているということがありますが、今回打たなくても、また後で予約日を変更して打てるということの、先ほどの説明がありましたので、こういったところをしっかりしていきたいと思えます。

一つだけ気になったのが、Q&Aの中の8番目に、電話での住民からの問合せの設置、コールセンターの設置はしないということで、電話

番号も新たに専用番号を設置するということがありますが、新たにそういった問合せが殺到することもあると思いますので、その辺、電話をかけてもなかなか通じないということが予想されますので、その辺の検討もお願いします。時間ですのでこれで終わります。

○議長 新垣博正 以上で、玉那覇 登議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時31分）

~~~~~

再 開（14時40分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、渡嘉敷眞整議員の一般質問を許します。

○3番 渡嘉敷眞整議員 皆さん、こんにちは。今日の最後でございますけれども、大変お疲れだと思いますので、寝たい方はどうぞ寝てください。

まず、この新庁舎で初めての一般質問になります。私も新庁舎に移って、ある若い村民からですけれども「渡嘉敷さん、中城村はこんなにきれいになって大変うれしいさ」と、大変喜びの言葉をいただきました。ということで、本当にこれから皆さん、共に頑張っていきましょう。

施政方針の3番目に新たな教育施設の展開という項目が4ページにあります。中城小学校、津覇小学校、中城中学校の3校は、建築後38年から45年が経過し、施設の老朽化が著しく進んでおります。安心・安全かつ高度な教育環境が実現できるよう、学校改築基本計画の策定及び民間活力導入可能性調査を進めてまいりましたとあります。通告書の前に、この通告書に基づく根本が村長の施政方針でございますので、それに基づいて、通告書のとおり読み上げて質問いたします。

1. 中城中学校移転について。令和2年度教育施設整備調査委託料2,500万円の予算でP F

Iを活用して、学校移転を視野に入れた建設事業計画を進めた。①どのような計画になったのか伺う。②年度ごとにどう進めるのか。③財政計画の内容はどうか。④生徒が大きく育つ夢のある構想になったのか。全ての内容を御教授下さい。P F I事業のことを御教授下さい。

大枠2. 中城小・津覇小学校の改築計画について。①中城小・津覇小学校の改築計画についてどのような事業計画になったのか伺う。②学校用地、校舎、体育館、水泳プール等及び財政計画、年度計画等々全体的な構想実現を伺う。

大枠3. 中城村農業振興ビジョンの取組について。～持続的で発展的な夢ある農業～令和2年3月の策定で、策定書をいただいております。第1章に農業振興ビジョンの趣旨、第2章に農業振興ビジョンの基本構想の中で（3）耕作放棄地・・・策定して取り組んだ結果ということで、どのような変化があり、実態はどうか。第3章に農業振興ビジョンの基本計画。基本方針1、持続的・発展的な営農活動の推進。基本方針2、人材の発掘・支援・育成。基本方針3、組織的な取組の推進。振興ビジョンを策定して取り組んでみて、どのような変化が生まれてよくなったこと、見えてきたこと、まだまだこれから取り組みたいこと等々思いの丈を述べよ。御答弁をよろしくお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは渡嘉敷眞整議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番、大枠2番につきましては教育委員会のほうでお答えいたします。大枠3番につきましては産業振興課のほうでお答えいたします。

私のほうで少しP F Iについて述べさせていただきます。このP F I事業、学校建設でもし活用できるとなると、非常に画期的なことだと思っております。恐らく沖縄では初めてだと思いますが、かなりの部分で財政的にもゆとりが出てきますし、またそのゆとり

が出た分で、子供たちにいろいろな投資ができるものだと思っておりますので、これが順調に進んでいきますよう、またこれからも頑張っていきたいと思っております。詳細については担当課でお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の中学校の移転については、これまでの答弁と重複しますが、中学校は敷地がとて狭く、老朽化が進んでいます。教育委員会としては、生徒の安全・安心を最優先し、よりよい教育環境を提供したいと思っています。議員がおっしゃる生徒が大きく育つ夢のある構想にするために、直接子供たちと関わる学校現場とも連携して取り組んでいきたいと思っています。詳細については教育総務課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 渡嘉敷議員の大枠1の①のほうから答弁させていただきます。

①どのような計画になったのかについては、令和2年度に行っております委託事業は、学校施設の建設を行うために、建設工事を行う際の事業の施行方法がどのような方法がよいのか、また事業方法が民間活用となった場合の参加者へのアンケート及びヒアリングを行う事業となっております。現在、報告書をまとめているところであります。

②について。先日、全員協議会でも配付いたしました。スケジュール表でもお伝えしました。令和3年度は事業を行う用地の地主への確認作業を進め、用地交渉にて用地を確保し、建設事業に伴う参加希望業者への説明を行い、令和4年度下期には、基本設計等を進めてまいりたいと思います。

③の財政計画の内容については、大城議員への答弁と重複いたしますが、金額及び事業規模が決定しておりませんので、返済開始の時期は決まっております。PFI事業にて建設

した場合は、完成時に一時金を支払い、返済期間として約25年ほどを見込んでの支払いとなります。

生徒が育つ構想となっているのですが、④については、学校建設基本計画での整備コンセプトでも掲げておりますが、児童生徒の自主性を重んじ、様々な知的好奇心に喚起し、自発的に学習する機会を創出する学校づくりを目指しております。また、PFI事業ということで、従来方式は資金を村で調達いたしまして、設計を行う、施工も村で、維持管理も村で行うというような業務委託等もありますけれども、PFI事業は民間のほうで資金調達を行いまして、設計、施工、維持管理、全て民間のほうで行うような形となっております。支払う場合に、この建物が建ったときに一時金を支払って、これから維持管理を行う際の年数等も決めていきまして、残った支払い金を支払うシステムとなっております。

大枠2の①について。中城小学校は、校舎を現在の位置で、建て替えを予定しております。津覇小学校は、校舎を現在の運動場側へ建設を予定し、現在ある校舎の場所を運動場にする予定としております。

大枠2の②について。学校建設用地については、令和3年度より用地取得を進めてまいり、また全ての計画について、次年度事業規模を決定してまいります。校舎、体育館は、既存の体育館を使いまして、校舎の上に水泳プールを建設する予定で進めております。以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは渡嘉敷議員の大枠3の①、②についてお答えいたします。

まず①についてです。農業振興ビジョンの実施計画を策定し、耕作放棄地解消に向け3年間の中期目標を立て、各種事業に取り組んでいま

す。今後も計画的に耕作放棄地解消に向けての取組を進めてまいります。

続きまして②についてです。農業振興ビジョンを策定し各種施策を取り組む中で、アンケート調査などから生産農家が求める支援や、今後必要とする取組等が明確になりました。農業振興ビジョンには様々な施策がありますので、今後、各種施策を進めながら農業者や関係機関の意見を聞き優先順位を決め取り組んでまいります。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 再質問をさせていただきます。

一応、今までに5名の議員の皆様から同じ中学校移転、あるいは中城小、津覇小の建設について質問がされて、答弁もされていると思います。それで、一つ一つ疑問な点をお聞きしたいと思います。令和3年度の予算書で、中学校の建設事業費が出て、その中に用地購入費がありました。当初、一括交付金の対応だろうと思っていました。というのは、一括交付金が令和3年度で終わるということで、それで用地交渉、買収をするのだろうと思っていましたら、それは今までの説明の中で、一括交付金事業としては対象外だということを理解しております。それで、今度は用地買収について、約6億6,000万円ですけれども、この事業費に75%の地方債を充てると。残りを一般財源でやるということです。その地方債も結局25年償還の3年据置きで、元利均等払いでしょうか、そういう方法で25年かけて返済していくということを聞いております。この用地買収については、完成時に一時払いというのがありましたけれども、この用地買収についても一時払いなのでしょうか。それとも起債をしたら、即全額払いでしょうか。その辺を教えてください。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 お答えいたします。

用地費については、用地を取得してからの学校建設の事業となりますので、建物が建ってから支払いというのはPFI事業を行った際の支払いで、用地費は購入でき、契約等が済めばそのまま登記を進めていき取得となります。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 用地については、PFIを活用しないで村単独でやるということですね。起債事業として実施するということですね。分かりました。

あと、令和2年度に2,500万円の予算でPFI事業等を調査研究しておりますけれども、令和3年度に4,500万円をまたPFI事業の調査執行について、また調査されるということですので、用地を購入したらPFI事業の公募等をして事務を進めるということですので、これは令和3年度の6月ぐらいに事業を進められたらいいねというのを聞いております。その計画がうまくいくとして、そのPFI事業を活用することも仮定して、その事業計画ができて、そして工事発注する時期というのは、大体何年の何月ぐらいを予定していますでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 答弁いたします。

来年度、流れでPFI事業を行う際の実施方法の公表等を行いながら、入札説明等を行います。事業が設計施工型のものになりますので、この契約を早く令和4年9月頃に締結いたしまして、仮契約となります。令和4年11月頃には本契約の議決という形のもので、議会に計上できる流れでスケジュールを組んでおります。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 令和4年11月に議会に提案して、承認が得られて着工すれば、何年度に中学校が完成して、学校のオープンの時期を教えてください。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 先ほど、設計を令

和4年11月に行いまして、基本設計、実施設計等を進めてまいります。工事を進めていく中で、令和8年9月に中学校が開校できる予定であります。一体型の施工、中城中学校と津覇小学校を同時に施工する場合は、令和8年9月、同じような時期を見越しております。これも、これからVFMという、PFIで出たときのコストの縮減がどれくらいできるかという形で発注の方法を検討してまいりますので、一つは、中学校についてはそのまま着手していったら、令和8年9月には開校できましても、ほかの小学校から着手したほうが早いのかというものを、来年の計画で検討してまいります。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 一つ、PFIを導入したメリットと、財政というか、予算、お金、言うなれば、文科省の補助事業で実施したときの予算との差額は御存じでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 答弁いたします。

建物に関する補助価格は、建設する規模で決定するのですが、全ての小学校に一つの中学校、全てを建設する場合には同額の補助金、小学校1件に中学校ですと、その2校分の補助金という額になります。補助金の額は従来型の方式のものと変わりはありません。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時05分）

~~~~~

再 開（15時05分）

○議長 新垣博正 再開します。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 財政的な面から、PFIを導入したときの金額的なことですが、メリットというのを教えてください。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 後ほど資料等を配付したいと思いますけれども、主なPFI方式

のメリットとして、最もコストが縮減できて、工期短縮等が可能という形になります。整備費の分割払いが可能というものが大きなメリットとなります。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 私もPFIを導入したメリットは、コストが縮減できるということにあると見ておりますけれども、そのコストが縮減できる状況というのか、理由といいますか、その辺を説明してもらえませんか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 答弁いたします。

PFI事業で行う場合、現在3校同時にできるかどうかというものを検討しておりますが、スケールメリットが大きくなる分、発注する額が大きくなる分、企業に対する、企業が建設するものが増えてきますので、こちらが個別で発注する場合よりも低額で、縮減、コスト的なものが抑えられるという形です。従来方式だと、3校同時にやるにしても、全て同じような額になりますので、そのコストの縮減が出てくるものと思われま。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時08分）

~~~~~

再 開（15時08分）

○議長 新垣博正 再開します。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 例えば、PFIでやると、3校同時にやれば面積的に1万8,080平米になると思います。というのは、現時点で中城中学校は19学級ありますよね。それで7,757平米が基準面積ですよね。中小が5,554平米。これは体育館も入っています。津覇小が4,769平米。合計で1万8,080平米だと思いますので、それからすると、結局これだけの小さいものを発注すると単価は上がりますが、大きなものを発注すると、それは利益の幅も大きくなるか

ら、当然PFIを受ける企業が造る単価を縮減できるという感じで、そこには差があると。どれぐらい縮減できるかは全然分かりませんが、それは発注段階が来ないと分かりませんが、まずこれだけの面積ですと、言うなれば2万円ぐらい下がると3億6,000万円、3万円ぐらい下がると5億4,000万円、4万円ぐらい下がると7億2,000万円ぐらいの契約額が下がってくるわけですから、その下がった分で、結局リースして払う分も含めて、どっちがプラスになるかというのは当然分かるわけですので、その中でこのPFI方式というのは、金銭的にも財政的にも、返すのも平準化されますから有利だろうということで、文科省としても勧められている方式だろうと思っていますけれども、間違いないですよ。私が委員会の中で、どれぐらい安くなるのかと質問をしたことがあるのですが、そのときに、この3校ですと、課長のほうは10億円以内ですと。だから、10億円の幅は安く発注できるということです。この3校を合わせると。そういうことで、実質は、発注するそのときの値段とかにもよるけれども、普通の考え方からして、大きければ大きいほど単価が安くなりますので、その分で十分賄えるだろうという方法で、多分、文科省からも勧められているのではないですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（15時13分）

~~~~~

再開（15時17分）

○議長 新垣博正 再開します。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今、このPFIの最大のメリットを聞いたつもりですが、これは進めていくという話であって、まだ具体的なことが出てきていないから、話がかみ合わない、分からないということです。それはもう飛ばしましょう。分かりました。

すみません、一つだけ。余分なことかもしれませんが、中城中学校の職員室棟があるんです。その建物は、もうちょっと調べてもらいたいと思うのですが、耐震力が足りないということで皆さんはプールもつくっていないのですが、あれは普通の建物からすると、何倍も強度があるんです。だからあれが、耐震性がないといったらおかしいことになるんですよ。ですからそれは、発注するときに改築できるかどうかをまずチェックしてみてください。というのは、上に400トンの水を乗せる支持力を加重で設計されていますから、普通の何もない建物とは違いますので、この耐震力は十分過ぎるほどあるから、それを、例えば健全な建物を改築しましょうということは、かなり難しいのではないかと思います。それは一つ気をつけてくださいというだけの話。すみません。

○議長 新垣博正 質問を続けてください。

○3番 渡嘉敷眞整議員 あと一つ気になっているところが、昨日でしたか、上地区にも中学校をとという話がありまして、これは15学級規模ですから、言うなればできませんという答弁がございましたけれども、学校の児童生徒数、南小学校にはあれだけの子供がいるのに、中学校になると、中城中学校に来ていない子がすごくいるわけです。その子供たちはどこの中学校に行っているか。そこはぜひ調査してください。中城中学校がものすごく魅力ある学校になると、その子たちも全部中城中学校に来ると思いますので、そうすると15学級の規模ではないと、私は見えています。現在の子供の数からでも、18から20ぐらいにはすぐなるだろうと思っていますけれどもね。そういうことで、ぜひ注意しながら、小学生の進学学校というのかな、中学校は、よく調べながら、どうしたら中城中学校に来るのかというのを考えていただきたいと思います。小中学校の改築問題についてはこれで終わりにして、次に進みたいと思います。

中城村の農業振興ビジョンの取組ですけれども、ようやくかどうか分かりませんが、私、農業関係をやるのが初めてなものですから、農業のことはよく分かりません。農業の進め方。でも、農業振興ビジョンができたので、それを読ませていただいて、ある程度理解できるようになったかと思えます。持続的・発展的な営農活動の推進、あるいは人材の発掘・支援・育成、組織的な取組の推進、この3本立てを基本計画に立てて、今後の大きな……、進めようとしていますよね、農業を発展させていこうと。ということで、基本方針1、2、3の主なものによろしいですから、どういうことをやろうとしているか、事例を挙げて御説明いただきたいと思えます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

まず基本方針の1についてですが、これは耕作放棄地の解消が主で、あとは農業用施設の整備、営農指導、農作業の省略化に向けた支援が主になります。

基本方針の2については、今後の農業を担う農業従事者の発掘、育成に関してですが、農業青年やJA等と情報交換をしながら、人材の発掘に取り組むということで、新規農業者が将来独立できるような仕組みづくりをつくっていきたいと考えております。

続きまして基本方針の3になりますけれども共撰、選別、貯蔵施設や加工施設等の整備に取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 人材の発掘の中で、中学校の農業教育というのは、教育委員会としてどれくらいできるのかということをお聞きしたいのですが、あまり考えたことはないですか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 ただいま、学校教育での農業体験、経験についてのお話ですけれども、実際に中学校においては、特別支援での農業体験だったりとか、技術強化における農業との携わり程度のものでありますので、議員のおっしゃるような規模かどうかは分かりませんが、本格的な農業の実習ではなくて、入り口の段階での体験という形になっております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 中城村で、おうちが農業をしていますという家庭があって、当然子供たちは手伝わされるわけですので、その子供たちが農業に興味を持って勉強したいというような状況の家庭といえましょうか、農家の家庭というのは、それで子供たちがいると。それで子供たちも農業したいというふうに向かうというようなことが起こると言ったらあれだけど、何世帯ぐらいそういうのがありますでしょうか。もし分かるのであればよろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時27分）

~~~~~

再 開（15時28分）

○議長 新垣博正 再開します。

生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 生涯学習課が答弁させていただきますが、ただいまの御質問の人数は、産業振興課長で、教育委員会主幹も含め、正確な人数は把握していませんが、恐らく議員おっしゃるとおり、以前には、先輩なんかの頃には学校が始まる前に、朝起きてから、ウジカタミテから学校に行くとかそういった時期もあったろうし、現在、和宇慶を中心にトマトの農家のお子さんもいらっしゃるだろうと思えます。今後やっていくためには、先ほど主幹からあったように、特別支援とか、そういったところのつながりで、地域・学校連携事業の中で、そういった農業者を派遣して、土に

親しむ機会をつくったりとか、そういったところの農業の教育というか、農業に親しむ関係性を持つということの機会はつくれるかと感じております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 角度を変えて質問します。

南部農林、中部農林に進学している子供たちは何名いますでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 中学生の高校進学学校の校種について、こちらのほうで人数は正確に把握しておりません。具体的に確認をしまして、議員のほうには提供したいと思いません。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 事業とか、それは無理なようですので、それはやめておきます。

いろいろ、産業振興課長から答えていただきましたけれども、産業振興課長として、この年度年度の時期に、どういうことをやれば農業が振興していくのかというのを、どのように感じていますか。教えてください。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時31分）

~~~~~

再 開（15時31分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

常に生産品が市場で安定した取引ができて、値決め、買取り、契約栽培等の販路が確立されれば農家も安定すると思います。それで、高付加価値に係る商品を開発していくことが今後の課題だと思いますので、この問題が解決すれば、生産性の向上が拡大されるのではな

いかと思っています。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 つくったものが高く売れてもうかれば、それはみんな喜んで発展していくということですが、どのような品目、あるいはどういう時期に、多分沖縄は、日本本土よりはずっと亜熱帯ですから、できる作物の時期というのは違う、早くできるというあれがあるはずですから、高付加価値がつくような作物といますか、それを推薦している品目はございますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 商品によって一概には言えないのですが、今、非公開ではあるのですが、遺伝子の研究をしていて、ある成分が確認されました。その成分をもって、錠剤みたいな感じで、それができればA品、B品にもかかわらず、全部が出荷できると思いますので、その辺で、今度の農業の振興につながるのではないかと思います。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 すみません、聞き漏らしました。名前は何とおっしゃっていましたか。すみません。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 作物については一概には言えませんがと答えました。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 抽象的な話をしても始まらないので、これで終わりたいと思いますけれども、私もこれから農業を勉強させてください。そしていろいろ教えてください。それで習いに行きたいのでよろしくお願いします。以上です。

○議長 新垣博正 以上で、渡嘉敷眞整議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時35分）





## 令和3年第1回中城村議会定例会（第17日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年3月3日（水）     |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年3月19日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和3年3月19日（午後3時03分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 14 番            | 伊 佐 則 勝             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 新 垣 親 裕             | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ ども 課 長                           | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 保     |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             |                                    |           |

議事日程第6号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に石原昌雄議員の一般質問を許します。

○13番 石原昌雄議員 皆さん、おはようございます。議先番号13番石原昌雄、一般質問をさせていただきます。新型コロナウイルス対策については、昨日の一般質問にもありましたが、しかしながらこの時期は、大きな課題ですので私のほうからも幾つかの点を質問し、行政、そして議会が一致協力してコロナ対策に向かっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは通告書に沿って大枠1番、新型コロナウイルス対策は。新型コロナウイルス感染予防のワクチン接種が始まりましたが、今後について伺います。①ワクチン接種の日程は。接種場所は。対象人数は。②緊急事態宣言に伴う時短要請協力金で、村内事業所や企業、商店などの対象者の把握はできているか。申請期間や受付場所、周知方法、窓口対応はどうか。③コロナ関連の相談件数、相談内容はどうか。④コロナ対策交付金の活用事業の一覧は整えてあるか。

大枠2番、自転車道整備と自転車通学計画を！中城村、与那原町、西原町、北中城村が参加するサンライズ推進協議会で取り組まれている沖縄サンライズエリアサイクリングのマップが作成されましたが、それぞれの町村の名所や風景、食事や休憩スポットとの連携で地域活性化が期待できます。今後の取組を伺います。①事業の周知方法はどうか。商工会や観光協会、自転車産業とはどうするか。②自転車ルート of 現地標示や案内板は。休憩所などの整備は。③自転車道として拡張や整備はするか。中城中学校の移転計画があるが、④移転先の敷地内に自

転車駐輪場を設け、自転車通学を導入してほしいかどうか。⑤敷地面積や校舎、グラウンドなどの具体的数値面積はどうなっているか。その進捗はどうなっているかを伺います。よろしく答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、こども課、産業振興課、健康保険課、企画課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては、都市建設課と教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでお尋ねの自転車道の整備についてでございますが、これは議員からの御質問のとおりサンライズ協議会での、言うなれば地域活性化の一端でこういうことをやってみようということから始まった事業でございます。今後は自転車のサイクリング的なものだけではなくて、歴史・文化の共有も含めて、東海岸一帯がどうやって活性化につながるかを、いろんな取組が、案が出てきておりますので、それをまた一緒になって実施していきたいと思っております。詳細については、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。大枠2の④、自転車通学に関しては、現在中学校は、休日の部活動等の通学に関しては保護者の同意を得て学校側も認めているところです。ただ平日の朝夕の交通量の多い中で、生徒の安全が確保できるのかどうか、一番大きな課題です。中学生の事故の多くは、自転車乗用中の事故が多くて、自転車専用道路もなく、現状では生徒の安全確保の面で厳しいと思っております。

⑤については教育総務課長のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠1の①コロナワ

クチンの集団接種についてお答えいたします。

現段階で日程は未定でございますが、接種場所は吉の浦会館で計画しており、1回当たり300名程度を想定しております。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは石原昌雄議員の大枠1の②についてお答えいたします。

村内事業所や企業、商店などの対象者の把握についてですが、商工会会員に加入している事業者を業種形態別に把握はしていますが、今回のような新型コロナウイルス対策に伴う事業所については、どの事業者が何時まで営業しているのか営業時間が分からないため、村内の対象者全てを正確には把握していません。協力金に関する情報については、沖縄県からの協力依頼もあり、中城村のホームページに掲載しています。また申請受付要領については、産業振興課窓口及び正面玄関横のパンフレットラックにも設置しています。産業振興課に問い合わせがあれば、随時対応しています。以上です。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 石原昌雄議員の御質問にお答えします。

大枠1の③コロナ関連の相談件数、内容についてであります。住民からの相談件数としては77件ありました。内容としましては国保加入者の傷病手当金について2件、国民健康保険税の減免相談について49件、後期高齢者保険料の減免についての相談で1件、医療従事者からの要望として1件、イベント開催の相談について2件、その他体調不良等、村内の発生状況等の問合せが22件ありました。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 大枠1の④についてお答えします。

コロナ交付金のこれまで実施しました事業を

一覧として備えております。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠2の①から③までお答えいたします。

まず①についてです。自転車ルートガイドマップについては、商工会や観光協会に配布し周知を行い、役場ホームページでも周知しております。またサンライズ協議会の事業として、自転車ルートを活用したサイクリイベントの検討も現在行っております。

②については、次年度のサンライズ協議会の事業において、自転車ルートの案内板設置を予定しております。休憩所の整備の予定はありませんが、ルートマップに休憩所として飲食店の掲載を行っております。

③についてです。自転車ルートは土地改良区や集落内、護岸がルートとなっており、自転車道としての現況以上の車道幅は困難なため、現在整備の予定はございません。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では石原議員の大枠2⑤についてなんですが、現在中学校の敷地面積としては1万6,297平米で、村内の小中学校合わせても一番狭い施設となっております。現在計画を進めております中学校の敷地面積は約2万8,000平米となります。中頭地区の同規模程度の生徒数が在籍する中学校と比較して、妥当な面積を検討しております。校舎面積としては約8,700平米、屋外運動場の面積として約1万2,000平米を計画しております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 答弁いただきましたので、再質問をさせていただきます。まず大枠1番についてですが、日程、場所、人数はわかりますけれども、実際の予防接種の流れについて、村民に対してホームページ等ということもあるんですが、ほかの方法でも通知する予定はありますか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

ワクチンの供給量とスケジュールが決まり次第、全世帯対象のチラシとか、ホームページとか防災無線、事務委託者等を通してできる限りの周知をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 そうですね、そのように今、マスコミでは始まっている。次、中城もということで、非常に期待して待っていると思います。ただ町村部になると、どうしてもワクチンの両が少なかったり、いろいろ制限があるのかなど。遅れる心配と言ったほうがいいのかな、そういうのがあるのかなと思うので、ぜひ情報を早め早めに出してくれると、皆さん安心してコロナ対策に向かって行けると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

②のほうで、先ほど課長のほうから商工会員のみ部分は把握しているけれども、そのほかの部分はまだということもあるんですが、実際こういう機会に中城村全体の把握といいますか、コロナ給付金等の、今はまだ手続の途中だったりとかいろいろあるんだけど、よく終わった後から、「私たちももらえたのに」とか、「情報がなかったのに」とか、いろいろ不平不満が出る可能性があるんです。特に、こういう給付金とかお金に関する問題は。だからそういうのもあるので、ぜひきめ細やかな調査をして、例えばほかの市町村では商工会員以外にも農業者とか漁業者とか、いろいろな人たち、小売とかもいると思うので、そういう情報ももらって、中城村にそういう人が該当するように調査を進めてほしいんですが、そこら辺についてどうですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 先ほど商工会会員のみの把握していると答

弁しましたが、時短の要請があったときに、産業振興課として一週間、村内時短は8時までの営業だったものですから、その辺を全部職員が回って、お店が開いていなかとも確認はしております。そこで協力金がもらえるところであれば、これからも事業者へ申請するよう促していきたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 今のように職員をもって調査もしながら、呼びかけも行っているということで一安心するところなんですけど、ちなみにおおよその件数とか分かりましたらお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 今、把握したのが二、三件程度あって、開いているのは遊興施設が主でした。以上です。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 これはどちらかというと都会のイメージで捉えがちな部分ですが、やはり町村においても生活は逼迫してくるわけですから、より細かい対応をしてもらおうと、村民が非常に助かると思っております。また、協力金の受付については、窓口の紹介とか、窓口は具体的にはどのようにお知らせしていますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 先ほども答弁しましたが、県からの要請もあって、今ホームページや窓口に来た方々に対しては、パンフレットを紹介しています。そこでうちな一んちゅ応援プロジェクト事務局というところで申請なりということで伝えていきます。以上です。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 手続の書類等々については、役場窓口でももらえると。ただ実際に

受付するところは、そういうところに行かないと受付できないということですね。そこら辺のところも、また後で把握をもうちょっと強化して行ってほしいと思います。もう1つは、せっかく呼びかけてやったけれども、結構忙しかったり煩わしかったりとかで手続が不十分とか、遅れたりするケースもこれまで別のケースでもよくあるかと思うんですが、まめに受付の締め切り時期ぐらいには声かけをしたりとか、そういうこともやってあげないと、経済感覚からすると皆さん、立ち直るのに結構大変だと思うので、そういう配慮もぜひやってほしいと思います。よろしいですね。最後まで協力金、要するに一人残らずもらえるようにという姿勢で取り組んでほしいと思います。またこの協力金は実際にいつ頃交付されるかという情報も持っていますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 受付が今月いっぱい、31日までになっていますが、交付がいつかというのは把握していません。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 締切りがありますよね、その時点で受付をしているところで、中城村の件数とかも速やかに把握をしてもらって、あとどれぐらいはまだだとか、そういうのもしっかり課を挙げてチェックをしてほしいと。そうすることによって漏れがないようになるかと思しますので、ぜひお願いします。

今回のものと少し違うんですが、例えば前回の村内の事業所とか農業者に対して一律給付金がありましたよね。商工会が窓口でやっていて、今回のものも商工会が窓口をやってもらえるところもあるのかと思ったんですが、そのような状況ではなさそうです。その前回の一時金については、実績の集積はしてありますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 実績の集計はしてありますが、今、数字が手元にないものですから、後でまた提供したいと思います。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 常に集計は整えてほしいと思います。今後いろいろなものに関して、そういう数字がほかの事業とかにも反映できると思いますので、よろしく願います。

あと相談件数については、今後もあるかと思しますので、ひとつ丁寧な相談をしてください。

交付金を活用している事業ではあるんですが、結構多くあるかと思うんです。後ほど、言っていた表がもらえれば幸いです。ちなみに令和3年度あたりに、活用する事業がありましたら紹介してもらえますか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

現在、これまで1次補正、2次補正として実施してきました。これについては先ほどの産業振興課が実施しています給付金等もありますが、これについては現在完了しているものと、あと現在進行中のものがありまして、精算して、今後の件数等もはっきりしてくると思います。3次補正が1月に決定されまして、令和3年度においては今後どのような事業をまた改めて実施できるかというのを精査して、補正等でまた対応していきたいと考えていますので、事業についてはまだ固まっていません。以上です。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 今回のこのコロナ対策に対する交付金については、国の追加補正がどんどん来るか来ないかで違いますけれども、常に全庁挙げてコロナ対策の事業として、交付金の活用を図ってほしいと思います。そうすることで中城村もコロナに打ち勝つことができる

かと思しますので、よろしくお願ひします。

次に大枠2のほうに移りますけれども、自転車道の整備等に関する法律や自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律などをちょっと調べてみました。今、沖縄県では自転車活用推進計画を策定中でありまして、県内の幾つかの市町村では、既に自転車ネットワーク計画が策定されており、自転車道の整備の取組が進められています。これは社会資本整備総合交付金などというものが活用されているようであります。サンライズ協議会の部分の報告がありましたが、今後の展開として、もう一度具体的な案がありましたらお願ひします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まだ具体的な案はできていない状態なんですけど、次年度は小規模なサイクリングイベントをテスト的に実施してみたいという、今事業計画の中での案ということで話が上がっているところですよ。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 先ほどのそういうサイクリングイベント等もあるんですけど、この事業については、いろいろな角度で進めてほしいという思いがあります。今先ほどあったように、沖縄県においても自転車活用の推進計画を策定ということで、私も光栄県議からいろいろ情報をもらいながら、今、県の進み具合とかも聞きながら、やはり県の進み具合を合わせて、市町村の取組も必要だと考えております。その中で市町村においては、自転車ネットワーク計画というのが策定されていくと、その取組が進んでいくということから、自転車ネットワーク計画というのは、そのエリアごとに自転車を通せるラインの区域とか、そのようにしているようですよありますが、そのようなエリアごとの策定をしながら、地域住民と共に自転車の活用をしてい

こうということが狙いとなっているわけです。そういうことも含めて、自転車活用推進をもっと進めていくべきだと思います。その中で、今回サンライズ協議会のほうで自転車ルートのパフレットを作って配布してもらっているんですけども、まさに自転車ルートラインが、この自転車ネットワーク計画の中で生かされるものだと思っているんですが、今後はそういう取組のほうも、協議会として、次の取組として取り上げてほしいと思います。ただ、自転車ネットワーク計画については市町村単位でつくるんですが、関係している4町村が足並みをそろえて進めていくと。せっかくこのようにやるんだから、これよりもあと一歩前までは取り組んでほしいと思っているんですが、そういう次の展開に向けてのエリアの策定等の取組については協議会でも提案してほしいと思うんですけども、どうですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

そういった提案があったということは、また協議会の中で言っていきたいと思います。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 せっかくの提案ですので、どんどん前に進めてほしいと思っています。

実は県内において、私に分かる範囲では、名護市とかうるま市あたりではそういう取組は既に進んでいて、その中でその地域を回っていくと、道路の表示の中に自転車道とか、自転車が運行できるような表示が実際にされている箇所があるわけですね。そういうのを見ていたら、これから取り組まれる道路の表示の中でも、もっと進めてほしいと思っています。この事例集からすると、こういう自転車のマークがあって、これが道路の左端に75センチレベルの自転車のマークが載っているものがあるんですけども、このようなものも既に、うるま市では浜

比嘉あたりに行ったときに見たことがあるんです。名護市では青い帯状のラインが入っていて、それはそれで名護市は国道を中心に組み組んでいるんです。この辺の町村あたりはまたこれから取り組むと思うんですが、ぜひこういう取組をやってほしいと。そうすることによって、今の自転車ルート、そしてサイクリングなどが、このコースへ行けばどんどん誘導されるなど。実際、こういう地図を持って走る人はなかなかいませんので、道路に沿って、矢印に沿って進んでいくと、そこに休憩所があったり、食事処があったりするのです、そういうところも念頭に置いてぜひやってほしいと思っています。今回の質問の中で、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインというのがあって、その自転車ネットワーク形成の進め方の中では、自転車の安全性や快適性の向上に加え、健康、環境、観光振興等、地域の課題やニーズに応じた自転車通行空間を整備するための基本方針とか基本計画になっていくと。このように多角的な面からいっても自転車の利用はすばらしいもので、買い物や通勤、通学、サイクリングなど、また大人も子供も一緒に、交通ルールのマナーアップにも、取り組み方によっては十分つながっていくわけです。既に取り組んでいるところがあるわけですから。事故等もちろん懸念されますが、それは取組の一環としてもっと課題を克服しなければならぬと考えます。そういうことも含めて、自転車道については、あと一歩も二歩も前進するようにやってほしいと思っています。

先ほど教育長からありましたが、現在中学校では土日の部活動は自転車を利用しているということであるんですけれども、やっぱり中学生あたりも自転車通学をすることによって基礎体力がよくなり、あるいは交通マナーとかルールとかも若いうちから学んでいくと。運転免許を取るときからの交通マナーじゃなくて、やはり

もっと若いうちから交通マナーが学べるということもあるので。中学生がやっているところは確かに少ないかと思うんですが、高校生はある程度学校あたりで認めているかもしれませんけれども。特に、このエリアは与那原町から北中城村までですが、与那原町だったら知念高校、中城村からそのまま平坦で、ずっと自転車で行ける。北中城高校もずっと平坦で、自転車で行ける。そういうこともあるので、高校生が先か中学生が先か別としても、子供たちがぜひそういう自転車等にももっと親しみが進むような取組をやっていけたらと思っています。

この取組についても、ぜひとも5次総合計画の中でも、そういうところも一行程度を入れてほしいと考えます。先ほど言いましたように、健康面からしても自転車の取組は実際有効だと思えますよ。あと環境面からしても車の排気ガスを少なくするというのは自転車で、子供たちが自転車で行けば親が車で送らなくてもいいわけですから、それだけ環境面からもいいわけですね。観光振興面から当然サイクリングとか、そういうので絶対にいいことに間違いはないわけですね。地域で連携すれば、食事処とか名所とかについても訪ねやすいというところもあるので、ぜひ自転車を中心にした村の活性化も再度検討をしてほしいと考えます。

村長にもう一度お聞きしますけれども、今回、新たな時代への第一歩というものの中にも、こういう次世代を担う小中学生とか高校生等がこのように自転車を利用しながら村内を歩き来できる。そういう活性化のためにも今回国道329号バイパスの計画も来ますけれども、こういう計画と併せて自転車道の整備も一緒に進めてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

議員もおっしゃっていましたが、この話は広域的な部分が非常に大事になってくると

思います。特にサンライズ協議会としっかり足並みをそろえて、この東海岸地域で活性化するための一つの方策として、今の話などは非常に適していると思いますので、足並みをそろえてやっていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 ありがとうございます。ぜひともいろんな機会を利用しながら、中城村の発展につながるイベントとして取り組んでほしいと思います。早く終わりますが、以上で終わります。

○議長 新垣博正 以上で石原昌雄議員の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時37分）

~~~~~

再 開（10時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、桃原 清議員の一般質問を許します。

○5番 桃原 清議員 議席番号5番、議長の許しを得ましたので、通告書に従い、これから一般質問を始めていきます。よろしくお願いいたします。

まずは通告書を読み上げます。大枠1、社会福祉協議会事務所移転の件。①社会福祉協議会の事務所が4月1日より吉の浦会館の建物内に移転するというのですが、現在老人福祉センター内で行われている、老人会活動やサークル活動などは、今後どこの場所を利用して活動していくのか伺います。②中城村障がい者地域活動支援センターむつみや、指定就労継続支援B型事業所きらりについて、今後はどの場所でのように事業継続をしていく予定か伺います。③社会福祉協議会やサークル活動の場が移ることにより、護佐丸バスの利用の仕方も変わってくると思われるが、これまでバス停設置希望のあった登又や浜地区におけるバス停設置準備

は進んでいるのか伺います。

大枠2、役場旧庁舎の跡地利用について。①役場旧庁舎の取壊し解体後の跡地利用について伺います。施政方針の中で多目的会議室を除く全ての建物の解体工事を実施していくとあるが、ある情報によると「今後、多目的会議室を観光協会が使用していくのではないか。」との情報があるが、観光協会は国道に接した場所が一番適当な場所であり、国道に面した第二庁舎を観光協会が使用する方向で検討できないか伺います。②村長は、施政方針の中で跡地利用については、より熟度の高い跡地利用計画を描くとあるが、土地を売ることなく利用するとして、利用方法の一端だけでも伺います。

大枠3、高速道路側道の側溝の蓋設置の件。北上原地内の高速道路側道の側溝に蓋がなく、自動車がはまったりして、危険な状態になっています。もともと蓋なしの側溝であることは理解していますが、何とか工夫して蓋を設置することができないか伺います。

大枠4、高速道路上、山川橋撤去の件。高速道路上の山川橋について質問します。令和元年9月定例議会時点で質問したとき、高速道路上の山川橋は撤去する予定だと答弁していただきましたが、現在、どのような状況になっているのか伺います。

大枠5、土砂崩れ現場の災害対策について。宜野湾市と中城村境界の道ハンタ線の土砂崩れについて、宜野湾市・中城村両市村で何らかの形で、県当局に掛け合うとのことでしたが、現状はどうか伺います。以上、答弁よろしくお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは桃原 清議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、福祉課と企画課のほうでお答えいたします。大枠2番と大枠5番につきましては、総務課のほうでお答えをいた

します。大枠3番、大枠4番につきましては、都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、御質問の大枠2の②でございます。村長として跡地利用をどう考えているのかということだと思いますが、現段階での答弁をさせていただきます。御承知のとおり、いろんな可能性を秘めた跡地でございます。庁舎跡地もそうですし、中学校の移転となりますと、それと隣接して5,700坪ほどの土地が国道沿いに空くということになります。一義的と申しますか、いろんな話が当然来るものだと予想できます。商業施設がどうだとか、いろんなことがあると思いますが、まず第一義的に考えているのは、今回中学校を移転することによって、中学校の敷地を予算でも計上させていただいておりますけれども、6億円余りの予算が新たに生じます。移転するわけですから、その補完がまず第一でございます。そうすると、この部分をまず第一義的に考えて、どう補完していくかということで判断をしていこうと思っております。いろんな選択肢は出てきますけれども、売却するにしろ賃貸をするにしろ、その補完する部分をまず第一義的に考えて、損益にかなうものをどうやってそこでまた考え出していくか。ちょっと話が長くなりましたが、考え方としては、そういう現段階における跡地利用の考え方でございます。今後またこれは変わっていく可能性もございますが、ただ一義的に言えるのは6億円の投資をするわけですから、その補完がまず第一だということが、現段階での考え方でございます。以上でございます。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 桃原 清議員の大枠1①、②についてお答えいたします。

①につきまして、現在、社会福祉協議会と福祉課、生涯学習課の三者にて移転スケジュールや活動日程の協議を進めております。老人クラブ等の活動は、基本的には吉の浦会館で実施す

る方向ですが、健康診断等の役場の事業等、そういったものがありますので、現在、最終的な調整を行っているところです。また、平日の日中帯においては、村民体育館の活用も一部検討してもらっております。老人クラブの活動で、踊りとかカラオケ等、ほかの事業等が入ってくるときに併用がなかなか難しい場合がありますので、そういった音が発生するものについては、会館の休館日が火曜日ですので、その火曜日に集中して行うことができないか、社協のほうには調整をお願いしております。

②につきまして、「中城村障がい者地域活動支援センターむつみ」につきましては、当面の間は、現在借用している場所での活動を予定しております。「指定就労継続支援B型事業所きらり」のプレハブがありますが、これは沖縄県の補助事業で設置しております。たしか5年以上前にはなるかと思うんですけれども、それに関して今、移転について沖縄県へ照会中ということで報告を受けております。基本的には令和3年度におきましては、きらりも現在の場所で、そのまま事業を実施するという見込みになっております。両施設におきましては、一体的な運用というのが利用者さんにとっては望ましいこともあるものですから、今後も細かい協議は進めていく予定であります。以上です。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは大枠1の③についてお答えします。

これまで議会で答弁したとおり、護佐丸バスは村内を周遊するバスとして運行を開始しており、運行に関しては様々な要望がございます。予算規模や運行時間、運行ルート、利用者数等を鑑みて総合的に判断していく必要がございます。また、護佐丸バスの現状ある運行体制で検討事項を完結させるものではなく、常に、村民の皆様の利便性向上に努めていく所存であります。御質問のあります、登又地区、浜地区のバ

ス停設置について、浜地区については現在の運行へ影響が大きく、実施は厳しく、設置に向けた運行ルートを現在見いだせていない状況であります。登又地区については、2月に新たなバス停設置へ向けた実証試験を2週間実施しております。今後はその結果と村全体を鑑みて、総合的に判断してまいりたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 大枠2の役場旧庁舎の跡地利用につきまして、2点の御質問がございます。一括してお答えいたします。

第2庁舎は、中城郵便局から購入したものでございます。建築後50年以上が経過し、老朽化に伴う雨漏り等が起きております。また、庁舎等解体に要する経費の財源に充てるための除却事業債が令和3年度で終了することから、令和3年度中に解体することとしております。観光協会としましては、当初から多目的会議室を事務所として使用し、第2庁舎につきましては、特産品等の展示室として使用する予定で借用申請が出されていたことから、第2庁舎の解体が事務所の移転・確保に影響を及ぼすものではないと考えております。旧庁舎跡地利用につきましては、これまで中学校が使用するプールの整備案や観光客誘客、民間企業の誘致など、幾つかの案がございました。まだ具体的な方向性は、決まっておりません。不足している、あるいは老朽化している公共施設等の整備、民間による活用を含め様々な可能性について、検討したいと考えております。

次に、大枠5の土砂災害の対策についてお答えいたします。御質問の内容につきましては、令和2年第4回定例会での一般質問で答弁した内容についての確認であると認識をしております。現場は、宜野湾市が管理する道路でございます。そのため宜野湾市におきまして、雨水等の浸透を防ぐ応急措置を行うとともに、ガード

レールの再設置を行い、道路幅は狭くなりましたが、現在、通行が可能となっております。土砂崩れが発生したことを沖縄県の方にも一報を入れておりますが、現地在土砂災害区域並びに地滑り防止区域でないこと、また私有地であることから、対策はなされていない状況でございます。宜野湾市によりますと、次年度以降において設計業務を実施し、工事を行う予定でございますが、本村側まで工事が行われるかどうかの詳細は分かっておりません

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠3と4についてお答えいたします。

まず大枠3についてです。高速道路沿いの全ての側溝に蓋を設置するには予算上厳しいため、現状では設置できませんが、危険箇所を確認し部分的に対策できるか、検討していきたいと考えております。

大枠4についてです。山川橋の撤去については、対象となる補助事業の有無を確認し、橋梁下を走る高速道路の管理者であるNEXCO西日本とも調整しながら事業実施について検討していきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 では、これから再質問を行ってまいります。

まず大枠1の社会福祉協議会の移転に伴い、吉の浦会館でいろんなサークル活動とかを行うということなのですが、もともと吉の浦会館は文化協会やヨガサークルなど、いろんな活動が行われている中で今回調整しながらやるということではありますが、もともとが老人福祉センターと吉の浦会館、両方でやっていたサークルを同じ場所でやっていくわけですから、十分に調整を行い、進めていくようにお願いします。大枠1の①はそれでお願ひします。

大枠1の②、2月の社会福祉協議会のホームページの中では、「社会福祉協議会は4月1日

をもって吉の浦会館に移転する」とありますが、「中城村障がい者地域活動支援センターむつみや指定就労継続支援B型事業所きらりについてはそのままです」とホームページにあったものですから、気になって質問に取り上げました。実際には、もう屋宜のほうに移転して活動を行っているということでしょうか。それをちょっとお願いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

令和元年からですか、屋宜のほうへ移転をして、ログハウスのほうで今むつみのほうは活動しております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 実際には、むつみときらり、両事業所はヤギ等を飼ったりとか、そういうこともあるものですから、まずはあまり移転でごちゃごちゃすることなく、今の場所で長期的に継続していければいいかなと思います。県とも十分に協議をしながら進めていってください。

次に大枠1の③、最初にちょっと1つ確認したいことがあります。バスには観光バスやスクールバスなどいろんな種類のバスがありますが、護佐丸バスは路線バスとして認識してよろしいのでしょうか。それを伺います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

護佐丸バスについては地域を網羅した地域公共交通となっておりますので、路線バスとは異なっていると考えます。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 路線バスと異なっていると、バス停を設置する場合は、どこかに申請とか許可などが必要なのかということと、それが沖縄県なのか陸運事務所なのか、または許可が必要な場合どれぐらいの時間がかかるのか、それについて伺います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 護佐丸バスなどのコミュニティバスについては、国の許可を受けて運行していますので、バス停の変更については最終的には地域公共交通協議会など、またいろいろな会議も含めて行い、期間についても認められれば、その中に警察のほうも関係してきますので、3か月程度、もしかしたらかかるのではないかと考えます。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 我々大人、また体が十分丈夫な人、普通は自動車も利用して移動していますけれども、村内の児童生徒や、また乗用車も利用できないようなお年寄りの方々からすれば、大変不便な地区ではないかと思うんですよ。護佐丸バスのおかげでいろんな移動など是可以するとは思いますが、今の状態は、護佐丸バスが近くまで来ない場合というのは、なかなか出かけるのもおっくうで、普段の生活の中でもあまり出歩いての活動もしなくなるんじゃないかと思います。健康増進に大変悪いんじゃないかと思います。それで住みよい村中城であるためには、年をとって車の運転ができなくても、本人が出かけようと思うのであればいつでも出かけられるという状態にするために、護佐丸バスをもっと走らせるということで、そういう方向で考えていただけないかと思います。子供から老人までの村民一人一人がいろんな活動をすることにより、これが村の活性化にもなり経済活動にもなると思います。村長、少々予算はかかっても、まずは村民が移動できる、活動できるように、曲がりなりにも護佐丸バスは公共交通機関ですから、もっとたくさん走らせて、中城村の経済の発展に寄与できるように、もっと護佐丸バスを利用できるようにたくさん走らせてください。それについては村長、今後検討していくということをお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○**村長 浜田京介** お答えいたします。

たくさん走らせることができるかどうかは、ちょっと即答はできませんけれども、お気持ちは私もよく分かっているつもりであります。護佐丸バスでの利用、これは費用対効果も含めて検討しないとイケないということが、実は公共機関としてはございますので、いろいろバスを利用すれば、需要があれば増えることもあるでしょうし、バスを増やさないと需要が増えないのか、鶏と卵ではありませんが、いろんなことを勘案しながら考えていくというのは、お約束できると思います。

○**議長 新垣博正** 桃原 清議員。

○**5番 桃原 清議員** 護佐丸バスの件で、もう1件です。社会福祉協議会が移転になり、いろんな活動が吉の浦で行われるということで、老人会の皆さん、やはり護佐丸バスは必要になってくると思うんですよ。これまでは国道沿いは村内、上地区は別にして、下地区の人はバス停は目の前にあったわけですよ。老人福祉センターは。それがもっと施設が中のほうに入ってきますから、護佐丸バスの活用というのも変わってくると思います。その中で、以前から登又地区、浜地区についてはバス停設置の話がありましたけれども、登又地区は2月に実証試験を行ったとあります。これは大変いいことです。前向きに進んでいるということになりますから。浜地区については少し難しいという答弁がありました。各字、少し歩いたら護佐丸バスに乗れるように、例えば安里から奥間に行く途中で浜の近くを通るとか、各字の老人の方々、車がなくてもまず護佐丸バスには乗れるように進めていただけないかと思うんですが、その件についてはどうでしょうか。

○**議長 新垣博正** 企画課長 比嘉健治。

○**企画課長 比嘉健治** それではお答えします。

各字にバス停をとということで、実際、そこが実現すればまた利用者の利便性も向上していく

ものとは考えますが、例えば今議員からお話のありました吉の浦会館に社協が移って、老人会の活動がそこで盛んになるということであれば、逆に浜地区の方は少しは歩きますけれども、その活動に参加できるというふうに、またいろいろ変わってくるのかと思います。ただし、現在の定着していますバスルートを大きく変更するとなると、時間が現在、1時間半余り周遊するのにかかっていますので、先ほど村長が言いました、すぐバスを増やすということも簡単ではありませんので、今後の検討課題としてまた考えていきたいと思っています。以上です。

○**議長 新垣博正** 桃原 清議員。

○**5番 桃原 清議員** 予算の都合上、増やすのは簡単ではないとは思いますが、実際何十年も前でしたらみんな歩いて活動していましたけれども、今は時代も変わってきていますから、それと、お年寄りの方々もやはりバスがないと移動できないという人たちも多いですから、そこは十分に考えていただきたい。それと先日の一般質問の中で、高校入学したのはいいけれども、護佐丸バスが早くなるので、クラブ活動もできないという話が出てきましたが、これは本末転倒でちょっとおかしいですよ。例えば間を詰めてバスを走らせてくれではなくて、高校のクラブ活動ぐらいはゆっくりできるように、その後でもバス1台は通るぐらいの。今、実際時間を見たら5時40分とか6時過ぎには護佐丸バスはなくなりますから、最終、普天間を通るのが5時すぎでしたか、そういうのもあって、やはりクラブ活動もできない子供が出てくるというのはおかしいと思うんです。ほかの中城村以外の地区というのは、普天間からバスは国道を走ったり県道を走ったりで、交通の便はありますから、中城村は護佐丸バスがあって助かることは助かるんですが、それがあまり早い時間に終わってしまうとクラブ活動もできないということになるみたいなので、そこはもっと

間隔をあけてもいいです。遅い時間でもバスに乗れるように考慮していただけないかと思うんですが、その点はどうですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時21分）

~~~~~

再 開（11時21分）

○議長 新垣博正 再開します。

桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 今、先日の話から流れて言っていますけれども、通学だけではなくて、あまり早く終わると村民があまり活動もできないと。それとびっくりしたのは、中城村内でちょっと遅い時間までお酒を飲んで、タクシーも走っていないという経験も私しましたので、タクシーも少ない、バスも早い時間に終わってしまうということであれば、村民の活動範囲がとて狭まってくるんですよ。ですから中城村の活性化のため、経済活性化のためにも交通の便をもっと便利にできるように、企画課長もちょっと考えていただけないですか。どうですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時23分）

~~~~~

再 開（11時23分）

○議長 新垣博正 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

議員おっしゃるように、地域の活性化、道路網であったり公共交通というのは重要なものだというふうに企画課としても考えています。ただし、やはり時間を延ばすとなると、その分費用もかかるということがあります。その部分も含めながら、また時間を延ばすということは、運転手の労働時間といいますか、その辺も鑑みますと、どのような体制が実際にできるのかも検討は必要だと思いますので、今後も中城村の

公共交通、利便性の向上になるような施策を考えていきたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 では、今の質問は要望でもありますので、前向きに検討をお願いいたします。

次に大枠2の①、観光協会の件で再質問をいたします。観光協会は、多目的会議室を事務所として使用し、今後進めていくということではありますが、最初の質問の中にも書いてありましたけれども、本当は国道沿い、国道に面したところですね、皆さんそうでしょうけれども、私が県外に行ったときも、新しい田舎の土地とか行った場合、一番最初に行くところは観光案内のところなんですよね。その土地のパフレットなど、いろいろ面白いのがありますし、それを基にまたあちこち回るものですから、県外の場合ですね。最近、沖縄県でも観光協会ができてつとあると。中城村の観光協会も今はほやほやの状態ではありますけれども、せっかく観光協会をつくってこれから活動して進めていこうというのであれば、何とか国道に面したところを利用できないかと思って、この質問をしました。これからすると、第2庁舎は解体するということは決定なのでしょう。総務課長、お願いいたします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現段階では、村としては解体することを決定していると考えております。決定する理由につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 何とか国道沿いでと思っていたのですが、もし多目的会議室を観光協会として使っていくということになれば、例えば県外から観光客とかいろんな人が見えたときに、普通は国道を走っていれば案内板があり

ますよね。施設案内とか、案内標識とか、そういうものを見て入ってくるんですけども、実際に中城村内を走っていたら、案内標識は中城村役場だけが設置されていますが、もしも今後多目的会議室を使って観光協会をやっているということであれば、今の第2庁舎のあるところの歩道がありますね。あそこに路側用の施設案内の標識というのがありますし、二十四、五万円ぐらいですか、あまり予算が大きい標識などもありますので、普通の看板とは違った、車道から見えるような施設案内標識、そういうものも検討して、全く知らない県外の人たちが来ても観光協会にすぐ入り込めるような、そういう案内はきれいに整備をしていただきたいと思いますと思うんですが、それについてはどうですか。これまで検討したことがあるか、これから検討ができるかをお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

観光協会につきましては、村とは別の組織でございます。今後、一般社団法人化をする予定であるということも聞いております。国道沿いですので、国道の許可を得れば観光協会が看板を設置することは可能であると考えております。現在、村において直接案内看板を出すということまでには至っていないんですが、観光協会のほうで国道の許可を得て設置できるものと考えております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 実際、観光協会もまだほやほやで、実際村との関わりも相当大きいので、いろんな情報を提供して、観光協会独自でやるべきものであればやっていただくとして、情報提供をして、一緒に高めていってほしいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして大枠3、以前も質問いたしました、高速道路沿いの側道の側溝の蓋、もう30年以上なるんじゃないですか、危ない、危ないと

いう話が出てから、北上原では。以前も、もともと蓋がないところなので設置が難しいという答弁もいただきまして、今回は予算上厳しいためちょっと難しいとありますけれども、実際には側溝の幅が60センチのところもあるんです。小さいのは25センチ、30センチぐらいの側溝が長いんですけども、大きいところでは50センチ、60センチぐらいのところもあるんですよ。あれは車のタイヤがはまるというよりも、軽自動車であれば車をはまるような大変大きな側溝がありますので、ここについては現場を見ながら、本当に必要なところは優先的に対応をしていただきたい。人間は性悪説、性善説とありますけれども、性善説のほうの立場からして、「もともと側溝の蓋がないところですから設置は難しいです」みたいな感じで答弁を受けたときに、まさか予算上のこととは思わない、村がやることですから。ただもともと蓋がない側溝というのは、側溝の一番上の辺りとアスファルトの高さが一緒なので滑るということはあるんです。蓋をただ置くだけでは下に滑るということもあるんです。そういう意味から都市建設課の課長は、「もともと蓋がないからできません」と言っているのかなと、私は勝手にそのように理解しましたが、実際には、この件については二次製品のメーカーありますね、ブロックの製品を造っている二次製品のメーカー、そういう会社と相談をすれば、対策はできるんじゃないかと。今日の答弁のように予算上厳しいとありますから、これはもう何十年も前から危険だ、危険だと言われているところですから、何とか予算を計上してもらって、危険な箇所から対応をしていただきたいと思いますけれども、これは都市建設課になるんですか、何とか対応お願いしますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

先ほども答弁したんですが、この危険箇所を

確認して、対応できるところは対応していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 側溝の幅が50センチとか60センチ、大変危険なところも何か所かありますので、まずはそういうところに対応していただくと。側溝が小さいところは、その後でもいいですよ。大きいところは、まず先に対応していただくと。そこから予算のほうも見て、その範囲であれば大丈夫かなという感じの予算になると思うので、ぜひそういう対応してください。その件については以上です。

あとは大枠4、山川橋撤去の件。これは以前にも習ったり質問したりしましたけれども、今回NEXCO西日本と対応して橋撤去を進めていくとありますが、山川橋、高速上の橋というのは維持管理の経費が相当大きくかかると思うので、撤去することに対して反対はしません。実際、今も何か年も通行止めになっている橋がありますし、撤去すること自体に何も意見を言うことはありませんが、もし撤去をする場合は、まずは地元には周知だけをお願いします。撤去はもう何か年も前から決まっていることですから、七、八年前ですか、それはそれで進めてください。周知だけをお願いいたします。その件については以上です。

あと大枠5、宜野湾市と中城村の境界の道、ハンタ道。ここは以前土砂崩れが起きまして、ちょうど境目で、道の境界は中城村に入っているんですが、実際に使っているのは北上原が少しで、あとほとんど宜野湾市の市民が相当使っていると。宜野湾市からすれば、相当重要な生活道路になっていますね。ただし範囲が中城村内ということと、この崩れかけている真下に北上原のある会社の事務所があると、住宅もあると。大変危険な状態で、並行して直線距離で測ったら高速道路まで20メートルもないんじゃないかと思うぐらい近いんですよ。崩れたらそ

のまま高速のほうに行くと思います。これについての再質問で、ここの工事はもう県にも通達はしてあると、宜野湾市とも連絡は取り合っていると答弁していただきましたが、この工事は宜野湾市が発注する工事なのか、県が発注する工事なのか、どちらになりますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

宜野湾市のほうに確認をいたしました。宜野湾市のほうでハンタ道のほうの設計と工事を、令和3年度以降に実施をするという情報を得ております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 この道が崩れたときに、崩れた上側というのは宜野湾市になりますから、すぐその目の前の家、これは宜野湾市民の個人の土地ですね。道が崩れたので危険だからということで、個人の土地を提供して、今狭いんですが、車が通れるようには緊急対策をしてあるんですよ。多分宜野湾市の要望では、元の道のほうに道をまた新たに造りたいという考えもあるかなと。一市民が今のところ提供して貸してあるという話は聞きました。ですから、元のほうにまたきれいに道を造りたいというのがあるかもしれません。これは、ちょっとそこまでは聞いてはいないんですが。宜野湾市発注ということは、宜野湾市は補助をもらってやろうということなんでしょうね。これはどうですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

財源についての詳細は、村のほうでは把握しておりません。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 工事の内容については、県がどのように対応するのか、宜野湾市がどのように対応するのかというのは、ここでの議論にはなりません。ただすぐ下のほうには北上原の住民の、ある会社の事務所と住宅があるの

で、これはすぐ落ちてきますからね。そこは中城村役場もちゃんと工事の進捗を見ながら、村民に被害がないように、そこはずっと注視をしていただきたいんですけども、それは宜野湾市とも連絡を取りながら、そういうのはやっていただけますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

最初の答弁もしましたけれども、現地が土砂災害警戒区域にも該当しておらず、地滑り防止区域でもございません。さらには私有地でございますので、宜野湾市、あるいは沖縄県のほう、あるいは中城村のほうで工事をというところが、今すぐできるということまでは答弁はできません。今後につきましては、やはり下のほうに村内在住の事務所があるということですので、中城村としても宜野湾市、あるいは沖縄県とも連携を取りながら、その推移を見守っていきたいということで考えております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 工事の内容での細かいところは、中城村がタッチをしていくことではないかもしれませんが、村民、住民がいるわけですから、そこは十分安全なように、ちゃんと確認しながら注視をしていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で桃原 清議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時40分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

○10番 安里ヨシ子議員 皆さん、こんにちは。大変眠たい時間ではありますが、手短にやりますのでお聞きください。まず初めに御挨拶、

新しい庁舎に入っただけの感想とお礼ですか、その挨拶をしたいと思います。この年齢になるまで議員の仕事に携わってきて、ここですばらしい庁舎に入れて、しかもすばらしい議場で質問の席に立つことができることに対して、深い感謝と、誇りに思っています。改めて村長の力量の大きさに頭が下がります。これからも他市町村に先駆け、一步前進した新たな施策を展開し、村民に寄り添って、村民の生命財産を守るために御尽力くださるようお願いをいたします。

それでは一般質問を行います。1番のコロナ禍の影響による支援対策についてお聞きします。長引く新型コロナウイルス感染症の拡大で住民に不安と経済的負担を強いられています。コロナ禍の影響から、経済的に弱い人達の負担軽減は急務です。以下質問をいたします。①失業者支援の取り組みについて。現在、うるま市、豊見城市、八重瀬町が取り組んでいる失業者支援対策を本村でも取り組む考えはありますか。②ひとり親家庭への支援対策は。突然の一斉休校要請などは、ひとり親家庭にとって厳しすぎるものがあります。仕事をしないと生活できない、子供の事が心配等、深刻な状況が続いています。家計が急変したとき相談できる窓口はありますか、お聞きします。③学生に対する支援対策について。親の収入も減り、学生自体もバイトを失って退学を考える生徒もいるようです。何らかの支援の考えはありますか、伺います。以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

御質問は、コロナ禍の影響による支援対策について。これはこども課と産業振興課のほうで答えをさせていただきます。私のほうでは、これももちろん議員と同じ考えでございますが、経済的弱者と申しますか、生活困窮者を救うのは我々行政としても出来得る限りの、考えられ

る限りの支援に取り組んでいきたいと思っておりますので、気持ちは一緒でございます。詳細については、また担当課のほうで答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは安里ヨシ子議員の大枠1の①と③についてお答えいたします。

①についてです。現在、うるま市、豊見城市、八重瀬町が取り組んでいる事業に関しましては、テレワーク人材育成の事業だと認識しています。この事業は企業の業務を受託するテレワーク人材の育成が目的で、新しい生活様式に合った即効性の事業となるだろうということで導入したと聞いています。あくまでも副収入を得るための事業で、失業者対策事業としての事業ではないと聞いています。産業振興課としましては、次の交付金で失業者に対する事業があれば、失業者向けのコロナ対策事業として関係課と調整し、前向きに検討していきたいと考えています。

次に③についてです。学生に対しての支援策は、現在のところ村ではございません。国においては、事業継続・雇用を維持するための支援策、給付金があります。休業支援金は学生アルバイトも含み、日額最大で1万1,000円の支援の対象となっています。以上です。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠1の②についてお答えいたします。

コロナに関わらず、平時からひとり親世帯への相談窓口は、こども課にて対応しております。御質問のコロナに関わる経済的困窮による御相談があれば、新型コロナ特例貸付などの窓口でございます。村の社会福祉協議会におつなぎするかと考えます。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 あまりよく聞こえ

なかったんですけども、私の耳が悪いのかもかもしれませんが、一つ一つ再質問をしたいと思っております。

1番の失業対策ということですが、新聞報道などに、コロナの影響で失業者が増えている中、この事業は大変やるべき事業だなということを今感じております。コロナ関係での解雇、雇い止めなどで家計を直撃して、この事業は家にいて副収入を得るための事業だと今伺いましたけれども、ぜひとも進めてほしい事業だと思いますので、頑張ってもらいたいと思います。失業対策事業についても、産業振興課としても今、失業者が多い、新聞などで女性の失業者が600万人とか700万人とか言っていますので、ぜひとも失業者対策を前向きに検討してくださるようお願いいたします。

以上、1番目を終わりました、ひとり親家庭への支援対策はということですが、ひとり親家庭からの相談が今までありましたか、お聞きします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 数件ございました。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 相談窓口があると分かれば、相談する人たちが増えると思うんです。そのひとり親家庭が、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中で、時短営業による減収でひとり親家庭の生活は大変困窮しています。子供のおやつを減らしたり、自分自身も昼食を抜いたりしている状況だということを知っています。こうした家庭に食料支援ということで、一部の地域でそういう活動がなされていますので、食材は企業からの寄附等、去年中学生に配った備蓄食料を必要な家庭に届ける事業は考えられませんか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

いろんな御相談の中で、貧困事業として居場

所を提供したり、あと夕食を食べさせて御家庭へ送り届ける事業へもつなげたり、おっしゃっているような同様の内容で社協が取り組んでいるフードバンク、実際に食料を持って行ったりと。これはコロナに直接関係なくても経済的に苦しい御家庭などへは、定期的に訪問する際に、そのフードバンクを活用した食料品の提供などもしております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 今の答弁をお聞きしておりますけれども、すみません、あまり聞こえませんでしたので答弁がちぐはぐになるかもしれませんが、社協で行っているのとは違って備蓄品を、ほかのところでも備蓄品の買い替えとか、そういったものを去年中学生に配ったというお話を聞いていますので、その備蓄品とかを月に1回、2回でもいいし、そういった希望する家庭に届けることができると思います。財政、予算がかかることでもないですので、どうしてもお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

すみません、備蓄品に関連づけた答弁ができずに申し訳ございません。おっしゃるような備蓄品で、賞味期限が切れる前に提供できるものについては、総務課と連携して提供は可能だと思います。先ほど言ったフードバンクのほうは、逆により新鮮な、品数も多いいい商品でございますので、備蓄品で提供できるものはもちろんやっていますが、それ以上のものを御提供している状況もございますので、できる範囲では支援しているつもりであります。備蓄品についても総務課と調整して、できる限り対応してまいりたいと思っております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 中城村はよいほうだとは思いますが、親戚同士援助し合ったりして、そんなに困っている人は少ないのかなと

思いましたけれども、でもそういった家庭があるのは事実ですので、今のような御答弁で、できるだけ支援をお願いします。

学生に対する支援策として、課長は「学生に対する支援策は村ではありません」と答弁がありました。でも金の支給をなさいということではありませんので、そういった今の政策、あらゆる制度を駆使して支援すべきものだと考えます。コロナの中で、奨学金とアルバイトでかろうじて学生生活を維持できている青年学生に追い打ちをかけて、新型コロナの蔓延でアルバイトも減らされ、家賃はおろか学費も払えない、奨学金の返済に苦しんでいます。この1年間の返済の猶予は考えられませんか。お願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 お答えいたします。

奨学金の返済は、4年の大学終了後、6か月経過後の10月からの返済になっておりまして、4年で卒業できずにそのまま大学に通っている方も返済という形のものになりますが、本人から返済の額を減らしたり期間を少し止めていただきたいという要請等を書面でいただいているところもあります。以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 今ですね、平時と違ってコロナで学生がバイトもないと。バイトを減らされて収入がないということで、返済を待ってもらおうと。1年間猶予してもらおうとか、そういう希望者とか、そういった者はいないんですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 現在のところありません。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 教育委員会に出向くことが、敷居が高いのか知らないけれども、返済に困っている人たちは実際にいるんですよ。「これ猶予できないかね」とか、親から借りる

とか、ほかのところから借りてそういった返済に充てているという人たちもいます。中城村の子供たち、学生、青年は本当に困ったことがなく学生生活を過ごしているかと思えますけれども、この前一般会計から育英会に300万円の予算が入っていますが、それだけでは不十分だと思います。確かに以前、北中城村だったような記憶をしております。中城村と北中城村との合併問題が出たときに、中城村の育英会の予算が少ないというお話がありました。北中城村は基地もありますので、一概に比べることはできないかもしれませんが、北中城村は育英会の予算確保のために若者を応援したいという企業や個人から資金を募ることで、育英会の予算を増やしているとのことでした。そのときは北中城村は4,500万円の積立てがあるとか、これは実際に教育委員会で聞いたことではないですが、そういったことで育英会の予算、積立てを増やしているということでしたので、中城村では企業からの寄附などはありますか。お聞きします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 毎年、中城村の電業会のほうから寄附をいただいております。電気企業協力会ですね。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 これは育英会の積立てに入れているのかどうか、お願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 収入として入れております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 積み立てしているのでしたら、育英会の資金積立が大体幾らぐらいあるかお聞きします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 積立てではありませんが、現育英会の口座に150万円ほど予算として確保しております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 積み立てた育英会の資金がないので、300万円の予算を一般会計から入れたんじゃないかと思えますけれども、底をついているんですか。育英会の資金がなくなりそうなので300万円の予算を入れたのかどうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 現在、毎月貸与している方が13名おります。金額が50万円ほどになりますので、毎月50万円ほど出ます。入学準備金のほうの申請等が出た場合、その方が入学準備金40万円の申請をすることがありまして、それで貸与するというのを約束した13名の方に、貸与する現金のほうがなくなってくるので、補助金の申請を行っているところです。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 無利子ですよ、有利子じゃなくて無利子だということですよ。将来の中城村を背負って立つ若者が安心して勉学に励むことができるようなシステムづくりが必要だと考えますが、いかが考えますか。予算確保のためのシステムづくりです。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 育英会として今貸与しているお金と、これからまた来年申し込まれる方のものを精査しながら、検討していきたいと思います。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 こういった勉学に励んでいる学生、青年の応援をしたいという人が必ずいらっしゃると思うんですよ。個人でもいますけれども、なかなか自分では育英会に寄附するという、その行為にまではいかないという人もいます。北中城村みたいに企業にも呼びかけをして、個人にも呼びかけをして、そこで育英会の資金を増やしているというお話も聞きましたので、ぜひ中城村でもそういった篤志家

といいますか、青年学生を応援したい、そういう企業とか個人とか、そういったものに呼びかけをして、どうしても育英資金の幅を広げて、子供たちが安心して、貸与の額も広げられるように、安心して勉強ができるように頑張ってもらいたいと思います。

2か所から奨学金を借りている学生もいて、その返済を考えると勉強どころではないと思っています。オンライン授業で、外出自粛とかクラブ活動とかが制限されて、友達ともつながりにくい。コロナ禍での生活困窮の実態調査を行ってほしいと思いますが、なぜ実態調査が必要かといえば、学生、青年の置かれているその状況を知れば、支援のほうもおのずと分かってくると思いますので、ぜひアンケートなり、その学生、青年の生活実態を調査してほしいと思いますが、いかがですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時57分）

~~~~~

再 開（13時57分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質問とちょっと回答が違うかもしれませんが、この奨学金の返済は卒業後、就職を行ってから返済という形のものになりますので、学生時代に返済するものではありませんので、どういうふうな形のものでアンケートやっていくかというものを考えていきたいと思っています。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 卒業してから返済するということはわかりますけれども。じゃあ、卒業と同時に借金を背負って社会に出ていくわけですが、そうしたらそのおかげで結婚もできないと、子供もつくとれないと、身近にそういう人がいるんですよ。「早く結婚したら」と言ったら、「奨学金の返済でもう大変だから」とい

うことでできないと。それはコロナの関係ですので、返済をしているその人の生活実態に合わせて猶予する、学生に今貸与しているということですので、返済を待ってあげるといふ、そのような政策を取られたらどうですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 本人からの相談等がありましたら、その返済時期をずらすこと等を行っているものもございます。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 今コロナがはやっている中で仕事もない、そういった収入もない。中城村では青年、学生への支援が少ないと思います。施政方針も読みましたけれども、青年、学生に対する支援をもっと増やしてほしいと願っております。

では最後に、政財界の大物と言われた人たちの不祥事が相次いで、それに追い打ちをかけて新型コロナウイルスの感染が増加傾向にあります。不安を抱えながらの毎日ですけれども、コロナ収束に向けて、力を合わせて頑張りましょう。これで私の質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時00分）

~~~~~

再 開（14時45分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、仲松正敏議員の一般質問を許します。

○11番 仲松正敏議員 皆さん、こんにちは。今日の最期の質問者であります。よろしくお願ひいたします。私もこのすばらしい庁舎での最初の一般質問ということで、感極まるものがあります。それでは議長より質問のお許しが出ましたので、通告書に従って質問いたします。

大枠1番、新型コロナウイルスワクチン接種

について。ワクチン接種の優先順位については、厚生労働省が示すワクチン接種の実施体制の中で、接種順位の決定は国が行うこととされています。ワクチン接種の目的は、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図ることとしております。そのようなことでワクチン接種について伺います。①新型コロナウイルスワクチン接種の体制は。②医療機関連携の体制は。③新型コロナウイルスワクチン接種について、子供への接種は、対象年齢は、妊婦は。一度感染した人は接種すべきか、また既往歴のある人は。

大枠2、高齢者虐待について。「虐待」、この言葉は、現代社会の混迷、混乱を表しているように思われます。児童虐待、高齢者虐待、そして障害者虐待、こうして並べただけでも虐待という行為の対象は常に守られるべき弱者であります。虐待の事件について、行政、警察が連携で取り組んでいるにもかかわらず、防ぐことが難しいことは分かります。ですが、やはり全ての虐待に迅速で適切な対策を講じていかなければならないことは言うまでもありませんが、この先本村にとっても大きな課題となってくると思います。①沖縄県の65歳以上の高齢者への虐待件数、平成29年、30年、令和1年は。②高齢者虐待への対応は。③高齢者虐待の通報があったときの態勢について伺います。④高齢者虐待相談状況について。以上、答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましてはこども課、大枠2番につきましては福祉課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは御質問の虐待について、議員おっしゃるとおり非常に、この虐待問題については心を痛めているところでございます。毎日のように目を覆いたくなるような、

あるいは耳を塞ぎたくなるような話が飛び込んでまいります。本村といたしましても各機関と連携をしながら、その課題を一つ一つ潰しながら、特に今日は高齢者の方々への虐待の御質問ですので、しっかり全庁を挙げて取り組んでいきたいと思っております。詳細につきましては、また福祉課のほうから答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠1について、一括してお答えいたします。

接種の体制につきましては、複数課から少数精鋭を集め「新型コロナウイルスワクチン接種事業プロジェクトチーム」を1月25日に立ち上げ、基本方針、実施計画を立てながら、村内医療機関などとの調整会議を経て、ワクチンを保管をしていただける基本型接種施設2施設と、直接、住民への個別接種をしていただける接種施設として6病院と、2介護老人保健施設の計8施設施設を確保しております。また、村が実施する集団接種への医師、看護師派遣も全ての病院から協力いただける体制を整えております。今回のワクチンの接種対象年齢は、16歳以上を対象としております。接種者すべきかどうかについては、人それぞれ身体の状態や状況、要素なども違いますので、一概に言えるものでもございません。接種への懸念のある方は、かかりつけ医との相談もしながら、予防接種による感染症予防の効果と副反応などのリスクの双方について理解した上で、自らの意志で接種していただくものでございます。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは仲松正敏議員の大枠2の①から④についてお答えします。

まず①ですが、沖縄県のホームページで公表されている「高齢者虐待事案報告件数の推移」というものがございます。この中では、平成29年度166件、平成30年度194件、令和元年度205

件となっております。

②ですが、村における高齢者虐待の対応についてですが、同じく村のほうから県のほうへ報告した件数についてお答えいたします。平成29年度は1件、平成30年度、令和元年度は0件、令和2年度は、昨年補正予算も組ませていただきましたので1件ございます。

③です。通報があったときの態勢は、まず第一に中城村地域包括支援センター、福祉課に設置しております、こちらが窓口となります。通報内容のまず確認を行います。それで緊急性の有無、虐待認定について調査を行い、支援者会議というものを行います。暴力等による一時保護が必要となる緊急性があると判断した場合は、老人福祉法に基づく在宅または施設入所の措置を検討します。

④になります。平成29年度以降の地域包括支援センターで受け付けた虐待に関する相談件数となりますが、平成29年度0件、平成30年度9件、令和元年度10件、令和2年度4件となります。これらの件数はなんですけれども、初回相談の延べ件数ということで今カウントされており、あくまでも相談時に区分しているものであって、虐待認定をした件数ではございませんので、御留意ください。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは大枠1番のほうから再質問をいたします。

ワクチン接種の開始日については、高齢者が当初4月中旬頃には実施されるかと思ったんですが、どうも中城村にこのワクチンがまだ届いていないということで、接種日に関してはまだ正式な日程は決まっていないということであります。今、接種の事前調査を自治会長に依頼していますが、接種日が決まらないと自治会長も住民とのやり取りが大変かなと思います。それでお聞きしますが、自治会長に依頼している調査内容ですが、具体的にどのようなことを調査

しているのか。その辺をお聞きします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

前回の質問でもお答えしましたけれども、受ける意思があるかどうか、受けたいかどうかというところで、「受けたい」、「受けたくない」、あるいは「悩み中」というようなところまでの状況確認というところでお願いしております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 では65歳以上のワクチン接種を受けるという人数ですが、現在までの全体の、知っているだけでよろしいです。本村の65歳以上の人数の割合でもよろしいです。それと、受けたくない人もいます。副反応とかいろんな理由があると思いますが、受けたくない理由について、ほかにどんな理由が挙げられるか、その辺を伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

想定で7割というふうに見込んでおりますが、その実態を把握するために現在調査をしております、事務委託者へは今月末期限で調査を依頼しておりますので、受けたくない割合というのが今把握できておりませんし、もちろん理由についても今、把握できておりません。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 受けたくない人に関して、できるだけその理由をしっかりと調査し、できるだけ多くの人たちがこのワクチン接種を受けられるよう取り組んでいただきたいと思います。

次にひとり暮らしの高齢者、あるいは夫婦共に80歳以上の方々に、集団接種会場や個別接種の病院やクリニックへの交通手段がなく、家族にも連れていってもらえるのが厳しい状況の人たちですね。今、会場への送迎、マイクロバス、

それからタクシーで集団接種の場所や病院まで行かれて、また来た方法で帰宅すると言われてはいるんですけども、このタクシーを利用する場合料金が発生すると思うんですよ。その料金についてはどのような形でやっていくのか。例えばタクシー料金は自己負担になるのか、それとも役所が持つのか、その方法とかはどのようになるのか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほどの質問への追加答弁にもなりますが、今回の接種につきましては、接種対象者に対しては接種を受ける努力義務というのが基本的に課せられております。しかしながらメリット、デメリットを自分で判断して、最終的な決定は対象者御本人がなさるわけですので、しないとといった方になぜしないのかというような実態調査というのはかなり難しいことでもありますし、すべきことではないのかと。悩んでいる方への情報提供の中での情報として、受けたくないというところの内容は得られるかと思うんですが、受けない方への直接的な理由というのは、聞ける範囲では調査して把握しますが、全体を把握することは困難だと思います。

今の送迎につきましても、今の実態調査で、高齢者というところから自走で、自分で来れない方も多々いるだろうというところで、現在、タクシー会社とも調整中でして、護佐丸タクシーを運営していただいた会社などは中城村の隅々まで知っていますし、そこと今タクシーを一日借りて、どここの場所に何時に何名いるからという想定で、今計画しております。今、調査が上がって来て、実際に送迎を必要とする方がどれぐらいいるのかというところを見て、最終的な送迎の運行、マイクロバスが必要であればそれも考えますし、その辺は結果が出てから最終的な計画は立てていきたいと思っております。タクシーは村が借りるのであって、利用

者から取るということは全く想定しておりません。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 高齢者、特に80歳以上ですね。タクシーを利用できるというのが分かっているけども、この料金に関して大変不安を感じる人たちもいると思います。その辺の人たちに対しての対応をしっかりと丁寧に、お年寄りが不安を持たないように、よろしくお願いします。

次に②ですが、集団接種や個別接種については2月18日に8病院と2老人保健施設と情報交換を実施し、本村の方針説明と協力要請をお願いしたところ、承諾いただいたと先ほど課長から答弁がありましたけれども、人によっては集団接種よりかかりつけの病院を希望する方もいると言われております。そのような人たち、個別接種についても事前調査で把握することによって分かると思うんですが、個別接種を受ける人たちの病院とかの予約については個人でやるのか、それとも役場に申請してやるのか、その辺。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

村としても、できるだけ個別接種をしていたきたいという考えはございます。今、高齢者へは全体調査をさせていただいておりますので、その中でかかりつけ医があれば、かかりつけ医に○をつけるというか、報告が返ってきますので、その結果を見て病院の割り振り。病院としても接種できるキャパというのがありますので、1日10名しかできないのに100名の申込みがあった場合の割り振り等もありますし、その辺は病院にまずお任せするんですが、各病院とも予約までは手が回らないのではないかと。ところで、最終的には役場のほうで一括して予約管理、予約登録から接種までの流れを管理していきたいと思っております。これは病院との最終調整で明らかになりますけれども、多分役場

のほうで予約は全てやるだろうと思っており  
ます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 やはり個別接種を希  
望する人たちとしては、基礎疾患を持っている  
人が多分多いと思います。接種するに当たって、  
かかりつけの病院の医師が相談もしやすいとい  
う思いもあってのことだと思えます。ぜひ高齢  
者の集団接種に遅れないよう、個別接種のほう  
もしっかり対応していただきたいと思えます。

次③、既にワクチンの接種を日本より早めに  
始めている、皆さんもよく御存じだと思ん  
ですがアメリカやイギリスは、ワクチン接種の対  
象を16歳以上としています。日本でもそうす  
けれども。しかし、新型コロナウイルスの第4  
波が起きれば、変異ウイルスが現れる可能性が  
高くなってくると言われております。特に低年  
齢層の子供たちに発生するとイギリスでは言わ  
れております。そのような外国の接種状況を考  
え、厚生労働省は承認審査を慎重に進めつつ、  
国内の治験の結果も踏まえて、対象年齢を最終  
的に判断すると言われておりますが、接種の対  
象年齢が後々15歳以下になったことを考えると、  
その体制を早めに進めておく必要があると考  
えるが、それに対する課長の考えは。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

今回のファイザーのワクチンが、ワクチン  
メーカーのほうからも16歳というところで、そ  
れで申請に基づいて国のほうで承認されてお  
りますので、年齢等につきましてはワクチンに  
よって変わるのかということも、村のほうで  
分かることではないんですが、おっしゃるよう  
に16歳以下も接種となりますと、対象者が増  
えるということではございます。逆に高齢者  
を打ち終わった後の一般では、接種にも慣  
れてきてというか、医療機関の取組もど  
んどん増えるのではないのかと。今、か  
かりつけ医で受けた

ほうがいいのですが、かかりつけ医が接種  
をする病院かどうかということもござ  
いますので、全ての病院がインフル  
エンザワクチンのように接種をする  
状況ではないということもござ  
いますし、今後ワクチン接種が  
スムーズに全国的に展開されると、  
接種に手を挙げる病院も増  
えらるだろうということから、  
逆に集団接種ではなくて病院  
での個別接種、インフルエンザ  
ワクチン予防接種と同様のレ  
ベルにはならないかなという、  
安易な想定ではないんですが、  
そういうところで個別接種で、  
病院で接種ということにな  
らないかなという予想もして  
おります。本村の人数で考  
えると、今の高齢者がス  
ムーズにいくと、多分一年  
では一般まで、全て対応  
できるのではないかと  
いうところで今想定して  
おりますので、先を見据  
えての接種体制という  
ところも考えて  
おります。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 もう本当に将来的  
には子供もワクチンを打つ状況が来ると  
思いますので、ぜひその子供たちの  
ワクチン接種についても、しっかり  
今から考えていただきたいと思  
います。

次、既往歴のある人の接種についてお  
聞きしますが、既往歴とは病気を  
持っていて治療を継続しなければ  
ならない病歴のある人のことを  
言うそうです。例えばアレルギー  
反応がある人とかですね。ア  
レルギーを持っている人の  
ワクチン接種につきましては、  
状況にもよると思  
いますが、確かなのはほか  
のワクチンで重篤な反応、  
アナフィラキシーショック、  
アレルギー反応の重い  
症状を起こしたことがある  
人はできるだけ受ける  
べきではないということも  
言われております。それ  
でワクチン接種を受けた  
人が重いアレルギー  
症状を起こした場合、  
効果的に直ちに治療  
を行える場所で行  
うべきだと言  
われておりますが、  
そのような人  
たちを把握し、  
個別での  
病院で接種  
すべきだと思  
うが、その  
人たちの把

握等はされているのか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

まず今回の接種の国からの手引きによりますと、接種不適合者というところでも接種できない方というのが具体的に書かれておりますが、今おっしゃったアナフィラキシーにつきましても、今回の予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーが起きた方という方が不適合者と。あとは熱がある方とか、重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者というところで、限定してできない方というのは定義しておりますが、今の基礎疾患等においては、中城村において村民全体の疾患を押さえることもできておりませんし、今の接種体制の中で各病院が接種病院として手を挙げるときに一番懸念していた、こういうアナフィラキシー等の対応はどうなるんだというところで懸念しておりましたので、そこで本村のハートライフ病院に、今回のワクチン接種の救急病院としての位置づけで対応してほしいという要望もしてございます。実際どうするかというと、各病院の接種情報を毎日ハートライフ病院にお送りしているので、中北消防にもその接種予定表というのをお送りして、何かあった場合には、どなたかというのがはっきり分かるような形で、なるべく救急の対応もできるような方向で考えて病院とも調整しておりますので、御質問の疾患患者数の把握とか管理というのはできていないんですが、もしもの場合の対応としても、できる限りのことは考えて、計画を進めております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 これアナフィラキシーによるアレルギー反応ですね、これは命に関わることですので、できるだけ把握をするようにして、できるだけこの人たちを個別の接種で病院で受けさせるよう、その辺をよろしくお願いたします。

次、ワクチン接種の優先接種順位についてですが、まず最初に医療従事者や介護施設の看護師の方々、それから次に高齢者で、その次に一般人たちという順になりますけれども、私としての考えですが、私としてはワクチン接種に関わる今回の役場職員の新型コロナウイルス接種事業のプロジェクトチーム、そのメンバーも医療従事者と一緒に早めに接種されてはと思うが、課長どうですか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

マスコミ等の報道で、皆様御存じだと思うんですが、ワクチンの供給量が見えていないと、少ないという状況下で、やはり国の方針どおり高齢者の接種というのをまず優先しなければならない。高齢者の中でも、やはり高齢者の中での弱者的な位置づけというのが、介護認定を受けていたり、あと基礎疾患を持っている方というところもございますので、村内でもまずは老健施設の入所者、介護認定を受けている方を優先しようというところで、高齢者の中でも優先順位をつけようという方針で進めております。そういった中、ワクチンが足りない中、高齢者に打つべきものを一般の若い、まだ体力のある方が打つのはどうかと思っておりますが、どんどんワクチンが供給されて、高齢者に行き渡る量がもしあったとして、このワクチンについては1バイアル5名とか7名とかと今言われていますけれども、無駄なく接種するための方法も考えなければいけないというところもありまして、現在予約制で、村が予約を割り当てて接種していくんですが、その中で先ほど質問でもありました来れない方というののもいると思います。当日体調不良だったり。そうした場合の穴埋めとして、役場だったり各関係機関で優先接種をしたほうがいいたらという方を、キャンセル待ちという形で割り当てたりとか、あと村民に多く募って、ぜひ早く受けたいと、いろん

な理由があって受けた方もいるのではないかと  
いうところもあるので、ワクチンの無駄をな  
くすためにキャンセル待ちという形で高  
齢者でない方、ワクチンを捨てるよりも一般に  
でも打ったほうがいいたろうというところもあ  
るので、この辺については各実施市町村で決め  
ていいということになっていますので、その辺  
まで無駄をなくすようなところでの優先という  
ことで、おっしゃるように役場でのコロナに関  
わるところの職員は早めに打つとか、その辺は  
もちろん検討しております。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 私独自の考えですけ  
れども、やはり私はこのワクチン接種事業プロ  
ジェクトチームのメンバーも、ワクチン接種に  
関しては大変重要な役割であると考えておりま  
す。もしこのメンバーの中でコロナウイルスに  
感染したら、ほかのメンバーにもうつることも  
あり得ると思います。そうなったら、せっかく  
いろんなノウハウを持って人選したのに、感染  
し、重要な仕事ができなくなったら、このワク  
チン接種が円滑にできにくくなってくるんじや  
ないかと心配しております。そうなると思っ  
たのすばらしいチーム体制が崩れて、ワクチン  
接種に大きな支障を来すと思います。確かにこ  
のワクチン接種については国の指示、さっき課  
長もおっしゃっていたんですけれども国の指示  
の下実施されていると思うが、実施主体は地方  
自治体になっているようです。そうですね。で  
すので、ぜひ検討していただきたいと思いま  
す。村民の生命を守るために、プロジェクトチ  
ームのメンバーの皆さんには、しっかり感染し  
ないよう健康に気をつけて頑張ってください  
と思います。

それでは次に、大卒2番に移ります。最初の  
答弁で沖縄県の65歳以上の高齢者への虐待  
件数とか、それから中城村における虐待の件  
数、村では平成29年166件、平成30年194  
件、令和元

年205件の虐待件数があったということであ  
ります。次に本村での家族からの虐待、介護  
施設での虐待について、過去5年間に起きた  
虐待件数はどのくらいあったか伺います。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず村内で過去、今手元にある統計としては  
平成19年以降のものを用意してあります。ま  
ず平成19年度2件ありました。これは2件とも  
家族からの虐待になります。平成20年度3  
件、こちらも家族からの虐待です。平成21  
年度1件、こちらも家族からの虐待です。平  
成22年度1件、こちらも家族です。平成23  
年度も1件、こちらも家族となります。平成  
29年度と令和2年度の1件も家族による  
虐待という形になっております。介護施設等  
からの虐待の報告について、通報については、  
村のほうではまだ過去一度も受理したことは  
ございません。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは中城村の  
家族からの虐待件数が19件ですか、トータ  
ルで。虐待の全体の件数で考えると、どう  
ですか、中城村の近隣町村、西原町、北中  
城村と比べて、その件数は多いのか少ない  
のか、その辺どうですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

沖縄県のほうに①のほうでお答えした件  
数の中で、市町村ごとの件数が出されてお  
ります。こちらの平成29年度から令和元年  
までの件数の合計で言いますと北中城村が  
3件、中城村が1件、西原町が11件とな  
っておりますので、報告件数としては中城  
村は少ないほうだということになります。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 近隣町村に比  
べて少ないというのは、大変いいことだ  
と思います。できればないほうがいいん  
ですが、村と

して、中城村でも。参考までに聞きますけれども、虐待の具体的な内容について、どういった虐待の内容があるのか。それと、その中で最も多いものというのは、どのような行為なのかお聞きします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 先ほど報告しました平成19年度からのものについて、虐待の種類ごとに分けているデータもございます。平成19年度は複合的なものもあるんですけども、身体介護放棄が1件、心理的介護放棄が1件という形になります。平成20年度、こちらは身体的虐待が2件、経済的虐待が1件になります。平成21年度は身体的虐待が1件、平成22年度の1件は身体と介護放棄が複合したのになります。平成23年度は身体的虐待となります。平成29年度は経済的虐待ということで、これは家族の利益相反関係等もありましたので、このケースについては成年後見の申立ても行っております。令和2年度の直近のものに関しては、介護放棄と経済的虐待が複合したのになります。総合的に見ますと、過去の虐待では身体的虐待が多いという傾向があり、直近のものでも介護放棄がやはり目立ってくるかなというのは感じております。なお、経済的虐待のケースにおいては、高齢者とやはり一緒に住んでいる方が、障害を持たれている方であったり、ひきこもって支援が必要な方とか、いろいろ複合的な要因があるケースが過去にはございました。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 分かりました。

②のほうですね、高齢者が虐待の背景にどのようなことがあるかということで考えると、高齢者虐待は様々な要因が重なり合って、先ほどもいろいろ述べていただきましたけれども、そのようなことで発生すると思われれます。表面上の行為のみにとらわれず、その背景にある様々な要因を探り、状況を正確に把握することが大

切だと考えます。それで虐待した要因として、介護者の場合について考えてみると、介護疲れなどで介護者のストレスが大きく増大し、虐待の要因となることが大きいと思われれます。特に介護が長期化している場合は精神的に問題となり、虐待につながることを考えると考えられます。それで村として介護者、特に長期介護をされている方々に対しての支援、介護者はどのようにされているのか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 相談の状況でお答えしたいと思います。地域包括支援センターのほうで受けた相談の中で、介護疲れ等による、過去私も経験したものがあありますが、勢いで殴ってしまったと、けがさせてしまったという、やってしまった方からの通報がありました。それはお家に出向いてお話をよく聞いて、その本人、介護を受けている方の状態も把握した上で、こういった介護、こういったサービスもありますということで外のほうに出す、介護者と離すという、距離を取るという、時間を取ったり距離を取るという形の支援とか、そういったことを方策として対応しております。今現在の相談の中においても、相談を受けた職員がいろんな提案をしてサービスにつないだり、また認知症に関する御家族の理解が少し弱いかなど。また、御家族自身が認知症の勉強をしたいというようなお話等があれば、昨年度から認知症のカフェというものを、介護者の方のちょっとしたくつろぎの空間とともに認知症の勉強をしていただくというような事業も始めておりますし、令和3年度からはピーナツという名前で、介護サポーターの事業、年間を通してやる事業も予定しております。そういったもので知識もつけていただきながら、いろんなサービスにつないで、ケアマネージャーがいればケアマネージャーとも連携したりして、いろんな形で対応していくと。また、複合的な要因を持った家族について

は、障害相談とかも一緒に入って、その中で解決策を見いだしていくと、そういう対応しております。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 虐待を防ぐには、介護者の支援というのは大変大切になってくると思います。この介護の大変さというのは、よく聞くんですけども、ただやはり当事者にならないとその苦勞というか、精神的ストレス、そういったのが普通では考えられないような状態になると言われておりますので、ぜひ介護者、特に一人でやっている方々に対しては、そういう今課長がおっしゃった支援体制をしっかりとやっていただければと思います。

次、虐待についての相談というのは、地域包括支援センターが相談、通報の窓口となっていると思いますが、現在相談員は村では何名か。その相談員というのはどのような資格を有しているのか。その辺をお願いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 地域包括支援センターのほうでは、包括の業務とともに介護予防の事業等もいろいろやっておりますので、特に包括の相談に従事する職員についてお答えしたいと思います。まず主任ケアマネが1人、社会福祉士が2人と保健師1人という体制で、基本的には相談を受けるという形になっております。その中でも特に相談をメインに受けているのが主任ケアマネのほうで、いろいろ相談を受けながら、またメンバーといろいろ話合いもしながら、対応という体制を取っております。よろしいでしょうか、職種と人数のほうとなります。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この人たちは、研修とかありますよね。年に何回、そのような研修を受けているか伺います。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 虐待に関する研修は、

基本的に沖縄県とか沖縄県社会福祉協議会が行う研修に派遣をしたりしております。今年度、令和2年度についてはコロナにより中止ということが多かったので、派遣で研修を受けたのは、実績としてはゼロとなります。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ぜひ研修等をしっかり受けさせて、その人たちのスキルアップをして、相談に来られた人たちの精神的な負担を和らげて、頑張っていたきたいと思います。

次に、村長にちょっとお聞きします。近い将来、中城村でも数多くの認知症患者を含む介護者を抱えることになってくると思います。高齢者虐待は高齢者、弱者の尊厳を損なう、許されない行為であることは言うまでもありません。本村で高齢者虐待を出さないことに関して、そのことに対して村長の強い決意で、高齢者虐待防止のために、これから取り組んでいただきたいと思いますが、村長、その辺の考えをお聞かせください。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

高齢者虐待もそうですし、幼児、児童虐待、障がい者虐待、虐待と名のつくもの、私の考えですが、やはり地域力がどう高まっていくかで、これは随分防げるものではないかという気がいたします。もちろんやるべきことは全てやっつての話ですけどもね、行政としての。やはり地域力を高めるということは、しっかりコミュニティーのある。中城村と他市町村を比べるわけではありませんが、先ほどの数字的なものも含めて、やはり絶対にさせないという部分では、みんなでそれを守っていくというのが非常に大事だと思いますし、特に認知症などは以前にも防災無線でいなくなった方々、いろいろそこで告知などありましたけれども、そういう全体で何とか守っていくんだ、この方々をしっかりとやっていくんだという気持ちをもっと強めれば、

最悪の事態は防げるのではないかと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 そうですね、今村長がおっしゃった地域力を高めていけば、地域の発展につながるし、また地域がいい環境づくりができて、いろんなことで地域で協力し合って、その虐待防止にも確かにつながると考えます。その辺、これからだと思います。自治会長、事務委託者、それから民生委員等、いろんな人たちとも協力しながら、ぜひ本村から虐待というものをなくしていければと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時05分）





## 令和3年第1回中城村議会定例会（第20日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年3月3日（水）     |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年3月22日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和3年3月22日（午後3時28分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 14 番            | 伊 佐 則 勝             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 新 垣 親 裕             | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ ども 課 長                           | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 保     |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             |                                    |           |

議 事 日 程 第 7 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に伊佐則勝議員の一般質問を許します。

○14番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。通告書に基づきまして、これより一般質問を行います。

大枠の1番、施政方針について。令和3年度一般会計予算をはじめ関係諸議案の上程と、村政経営に対する基本的な考え方として施政方針が示されました。以下伺います。①中城村の拠点となる新庁舎も移転開庁しました。「新たな時代へ、次の一步を」と村政経営の決意を述べておりますが、先の見えない新型コロナウイルス対策をはじめ施政方針を総括して村長の所見を伺います。②中城幼稚園・津覇幼稚園の両園が令和4年度で閉園予定で、民間事業者の認定こども園への移行。中城中学校の移転計画等、教育行政について教育長の所見を伺います。③不法投棄等対策として「とよむ中城住みよい環境づくり条例」の制定を機に、地方自治体にも「SDGs」への取組推進が求められるが、対応についてどう考えているか伺います。④女性管理職の登用が低い現状を述べているが、年代ごとの男女職員構成割合について伺います。

大枠の2番、障がい者雇用について。新年度に会計年度任用職員2名の雇用が予算計上されております。4月時点で障がい者雇用促進法の中で、本村の雇用率を伺います。

大枠の3番、新庁舎について。①広々となった駐車場ですが、多分確定申告で混み合う時期だと思いますが、公用車が多くて空きスペース探しに困ったとの声を耳にしております。混雑時には、公用車の移動等の配慮が必要ではないでしょうか。②庁舎内での静かなBGMの活用

は検討できないか。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会、住民生活課、総務課のほうでお答えをいたします。大枠2番、大枠3番につきましては総務課のほうでお答えをいたします。私のほうでは御質問の今年度の施政方針についての総括ということでございますけれども、議員も御質問のとおり、やはり最優先で考えていかないといけないのは新型コロナウイルス感染症対策ということでございます。ただ、そのコロナ禍においても、中城村におきましては、今後大きな事業が控えております。御承知のとおり、認定こども園、中学校の移設建設、3小学校の建設、そして跡地利用、今年は中城・北中城消防本部の中城出張所、いろいろな事業を控えている中で、一番大事なのは、職員のモチベーションを下げずに、しっかり村民の期待に応えていくというのが一番の私の使命かと思っております。職員共に一緒になって、コロナ禍の中ではありますけれども、しっかり事業の推進のために温度差なく、モチベーションを落とすことなく職員共々頑張っていくというのが今後の中城だと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。大枠1の②教育行政について、教育長の所見ということですが、まず幼稚園を閉園にして認定こども園に移行することについては、教育委員会としても数年前から何度も議論を重ねてきました。課題として上がったのは、指導者や幼児教育の質の問題、小学校との連携の仕方、特別に支援を要する子供への対応等が上がりました。課題解決のために教育委員全員で、県教育委員会主催の幼児教育研修会へ参加

しての研修や民間のこども園の視察などを行いました。その中で認定こども園に移行しても問題ないという判断を行っております。メリットとしては、幼児期の終わりまでの教育が系統的に行われ幼児教育の充実が図られることや、兄弟がいる場合の子供の送迎が1か所で済むので、保護者の負担軽減になる等が挙げられます。

中学校移転については、現状として敷地の狭さ、老朽化、騒音や交通安全の面も心配な面です。教育委員会としても生徒の安全・安心を最優先し、移転することで新学習指導要領に対応できる教室の整備、プールでの水泳の指導、広いグラウンドでの体育の授業、部活動の充実、村の体育施設や文化施設が活用しやすくなると、より充実した教育環境を提供したいと強く思っています。そのためにできるだけ早く学校移転の実現に向けて取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは私のほうから大枠1、③の質問についてお答えをいたします。

SDGsへの取組推進が求められるが、対応について。SDGsは2015年9月の国連サミットで採択され、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた17の大きな目標と、それらを達成する具体的な169のターゲットで構成され、232の指標がある。持続可能な開発目標としている様々な分野における取組であり、その全てについて住民生活課において答弁することはできませんので、関連する業務についてお答えをいたします。

「とよむ中城住みよい環境づくり条例」には、環境美化への取組や環境美化指導員、環境美化事業所の認定などの規定がございます。このような規定に基づき、SDGsの取組に向けた地域の人材育成や、リーダーづくり、取組に向けた活動の支援などに取り組んでまいります。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 職員の男女構成割合についてお答えいたします。

令和3年3月1日現在の状況は、男性が72名、57.6%。女性が53名、42.4%でございます。

次に、大枠2、障がい者雇用についてお答えいたします。令和2年度の通報基準日である6月1日時点での障がい者雇用率は0.62%でございます。

次に、大枠3、新庁舎の駐車場についてお答えいたします。敷地内には、駐輪場を除き124台分の駐車スペースが確保されております。

そのうち50台の公用車が敷地に駐車しておりますので、おおむね74台分が来庁者の駐車スペースとして確保されているものと考えております。しかしながら、3月の確定申告、事務委託者会議、村議会定例会等が重なった場合は、議員御指摘のとおり、駐車場に不足が生じたこともあったと思われれます。今後、庁舎で開催される会議、イベントなどの情報を事前に共有し、公用車を別の場所に移動するなどの対策を講じます。

次に、庁舎内でのBGMの活用についてお答えいたします。令和3年度一般会計予算にBGMを導入するための予算を計上しております。今回、伊佐則勝議員からの一般質問の通告を受け、放送事業者と相談をしたところ、お試し期間を設けてもいいという返事をいただきました。現在、BGMを流しております。予算が可決いただきましたら正式に契約を結びたいと考えております。提案いただきましたことに感謝いたします。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 それでは順を追って再質問をさせていただきます。

まず大枠の1番、先ほど村長からコロナ対策等についての所見の話がございました。そのコロナ対策につきましては答弁は要りません。今

ワクチン接種等、大きな事業を控えておりますので、ただ、今後のコロナ対策としての私からの要望ということで、御意見とさせていただきます。ここ1週間、ぱっと感染者が増えました。これからの時期、要するに卒業、入学、あと就職と、やはり人の往来が増えてまいります。リバウンドが起こる可能性もあるし、場合によってはまた第四波の心配もしないといけないということは、今、ウイルス検査、PCR検査、医療検査、あと行政検査というのがあります、今、民間機関によるPCR検査の、いわゆる任意で我々が受けられる一般検査がかなりその機関が多くなっているようでございます。現在のところ五、六件ぐらいの民間機関で、その検査が可能になっている状況であります。やはり無症状、あるいは変異ウイルスの出現というか、そういうのが広がりつつありますので、ウイルス検査を幅広くやるため、県の補助事業で現在その機関で2,000円程度で検査が可能だと。事前予約申込制ということではありますけれども、先の見えない新型コロナ対策として、その一般検査も非常に有効な手段ではなかろうかと私自身も思っております。その一般検査について、個人負担2,000円ございますけれども、そこら辺は村民の命を守るということから、村民対象で自己負担分をその新型コロナ対策予算での助成事業に充てられないか、今後の検討課題として要望しておきたいと思っております。ひとつ前向きに検討をしていただきたいと思いますと思っております。よろしく申し上げます。

次、②のほうです。新設認定こども園の開園予定がありますけれども、両幼稚園の閉園による職員の処遇はどうなるか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの幼稚園を閉園した場合の職員の処遇なのですが、幼稚園のほうが開園されましても本務の方が保育士の資格をお持ちですので、それで吉の浦の保育

園のほうに異動となります。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 両幼稚園とも職員と会計年度任用職員がいらっしゃいます。会計年度任用職員についても同じようなことで、吉の浦のほうへの異動ということを考えているのでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 会計年度任用職員のほうは、この幼稚園で必要な人数を確保しておりますので、幼稚園を閉園した後は、新設されます認定こども園等の採用等もできないか調整してまいります。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 両幼稚園、公立幼稚園が村内からなくなって閉園になるという場合、従来の校区についてはどうなるのか、教えてください。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまあります規則で定められている各幼稚園、中城幼稚園、津覇幼稚園の校区ですが、こちらのほうは公立の幼稚園に分ける校区としての割り振りでありますので、認定型こども園になってくると校区割というものがなくなりまして、現在定められている幼稚園の校区というものがなくなります。以上です。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 次、閉園に伴う保護者の経済負担について伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 経済負担と申しますのは、幼稚園の幼稚園費用という形のもので捉えますが、昨年度から幼稚園も無償化になりまして、認定型こども園の料金、公立の幼稚園と経済的な負担は変わりありません。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 令和4年度両幼稚園

の卒園児見込み、現在80名ほどでしょうか。その4年度の両幼稚園の卒園児の見込み、閉園年度時の見込みと新設される認定こども園への移行園児の見込み数についてお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 現在の両幼稚園、令和3年度で受け入れる人数がまた減少しております、中城幼稚園が32名ほど、津覇幼稚園は22名ほどになりまして、これも昨年度からまた減っておりますので、来年度、1学年の1つの5歳児の幼稚園になってくると、数が減少している状態です。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

すみません、今、手元に新設の認定こども園の5歳児の定員数を把握しておりませんが、現在の両幼稚園の定数以上、約1.5倍ぐらいは確保していたと思います。後ほど正確な数字は御提供したいと思います。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 ③のほうに移ります。先ほど住民課長よりSDGsの取組等についての話を伺いました。今回制定予定の条例なのですが、条例第6条、先ほど課長から話もありました。環境美化の日の設定、第7条で環境美化指導員の委嘱、第8条で環境美化事業所の認定等がうたわれております。中城村、村民、事業所、関係者が共同で中城村の豊かな生活環境の確保に努める目標がこの条例の中にございます。本条例や観光、防災、まちづくり等を調整、コーディネートして、全庁的なSDGsの取組推進に期待するがどうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村におきましては、各課、各担当が住民福祉向上のために業務に取り組んでいることそのものがSDGsにつながっているものと認識しております。全庁的な取組ですけれども、例

えば貧困をなくすために各種相談を受ける。それを保護につなげていく。あるいは平和行政、平和教育もSDGsにつながるものであると考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 今後ともそこら辺のSDGsの取組強化について、よろしく願いいたします。

④のほうです。女性管理職の登用が低い現状があります。私の記憶では、初めて今回の施政方針で女性管理職登用について述べられたかと思いますが、記憶違いでしたら失礼します。昨今、女性活躍社会、男女共同参画、ジェンダー平等など、マスコミでも特集が組まれており、ジェンダーギャップの実情が報じられております。そこで本村におきまして、人事評価制度は確立されているか伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

たしか平成29年から人事評価を行っております。平成29年、平成30年につきましては、まだ他の市町村の状況を探りながら、本村でできることを実行してまいりました。令和元年からは正式に副村長の評価まで行っております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 客観的な人事評価制度を活用して、男女の差がなく、年功序列にくみしない評価主義登用の考えはありますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

管理職登用につきましては、これは能力主義に基づくことが原則であると考えております。年功序列でもなく、それから当然人事評価を取り入れて、その評価に基づき、管理職登用ができるものだと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 今後、女性視点で村政経営に生かされるよう、女性管理職登用の基

本計画策定等の考えはないか伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

女性管理職登用に限定した計画が策定できるかということに関しましては、検討を要したいと思えます。ただ、人材育成基本方針を令和2年度現在、見直しを行っているところです。そういう基本方針からも女性登用というのを考えていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 女性管理職登用につきましては、企業関係でも進んでいるところはかなり進んでおりますし、恐らく県サイドのほうでもそこら辺の女性の管理職登用について、そういうふうな基本的な計画が今後策定されてくるのではないかと思いますので、そこら辺の様子を見ながら、しっかりと今後女性管理職の登用の推進を図っていただければと思っております。

次、大枠の2番に移ります。現在、法定雇用率が国、地方自治体で2.6%ということがございますので、今般4月に会計年度任用職員の2名の予算計上がされていると。これは採用は決まっているのでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現時点ではまだ採用が決まっておりません。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 採用がまだ決まっていないということであれば、法定雇用率がかなりダウンの状態です。今回障がい者雇用で2名の予算が計上されておりますし、しっかりと採用できるように、障がい者雇用も頑張ってもらいたいと思えますけれども、いずれにしても国が定める法定雇用率でありますので、今年3年ぶりぐらいか、2.5%からコンマ1%上がって、2.6%が地方自治体の法定雇用率になるかと思えます。しっかりとその法定雇用率

以上の雇用ができるような採用計画を進めていただきたいと思います。法定雇用率の達成に向けて、障がい者雇用枠での職員採用の計画はないか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現段階ではその計画はございませんが、まずは会計年度任用職員のほうから始めさせていただいて、職場に慣れとか、あるいは我々のほうもどういった業務をさせるか、その辺のところの調整も必要になってきますので、まずは会計年度任用職員から始めたいと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 障がい者の募集、採用に当たり、身体、知的、精神等全ての障がい者を対象とするのか伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

やはり全ての障がい者を対象にしないといけないということで考えておりますが、先ほどの答弁とも重複しますけれども、まだ具体的な計画を示しておりませんので、今後また庁内でも検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 会計年度任用職員、一応予算計上はされておりますけれども、まだ採用には至っていないというお話ですけれども、仮に会計年度任用職員で雇用した場合、その方が一定期間以上、継続勤務されるケースの場合、その勤務状況等に応じ、常勤職員への任用を検討できないか伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まずは会計年度任用職員という形での採用になりますけれども、勤務の状況、態度、そういうふうなことも勘案しまして、正式な職員への選考採用、そういうことも検討できるものと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 そこら辺しっかりと  
よろしく願いいたします。

障がい者の勤務について、障がいの程度に応じた合理的配慮の考えは。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

やはり障がいの程度に応じて、職場としての配慮は当然必要であると考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 それでは次、大卒の3番に移ります。専用駐車場があります。その専用駐車場は車椅子のスペースが4台分でしたか、設置されております。その車椅子のマークがかなり分かりにくく、役場入り口、正門から入ってくる車は左右の車に気を取られて、なかなか気づきにくいということも考えられます。普通に商業店舗あたりに行きますと、車椅子のスペースのほうに、いわゆる車両スペースを水色か何かで、よく地面に色塗りされて、非常に分かりやすい配慮というか、それがなされております。そこら辺の追加というのですか、工夫ができないものか、お願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

せっかく思いやり駐車場として4台分を確保しておりますので、それが利用者に見えないというのは、そういう状況は改めなければならないものだと考えております。屋根つきの駐車場にしたために少し暗くなり、あるいは看板が緑色で見えづらいという点も御指摘があるとおりでございます。今後につきましては、先ほど御提案がありましたアスファルトの色を変えとか、そういうところにも配慮をしたいと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 せっかくユニバーサルデザインで、専用駐車場とある看板を立てま

した。そこには妊婦さん、高齢者、あるいは歩行困難な方の絵柄も入れて、立派な看板が設置されておりますので、要するに目立たないというケースがありまして、例えば妊婦さんであり、高齢者、歩行困難者の方がその標示に気づかないで、こちらは車椅子専用だという勘違いをされて、一般駐車場を利用するケースもまま見受けられますので、そこら辺はひと工夫していただきたいと思っております。

あと1点、現在は障がいのある方、約1名ですけれども、今後やはり車椅子利用者の採用があるかもしれない。その仮定の問題ではありますけれども、例えば自走式の車椅子、自分で電動の車椅子を利用される障がい者雇用が現実的に実現した場合に、今の執務室と廊下の間は、あおり戸で出入りを職員はされています。あのあおり戸のスペース、入り口、廊下と執務室と事務室等の出入り口、スペースは十分なのか、そこら辺を伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

執務室と廊下の境目にあおり戸を設置しています。そのあおり戸につきましては、車椅子でも十分通れるようなスペース、いわゆる60センチから70センチ程度を開けるということで設計をいたしました。若干通りにくい、今、介助者がいて、介助者が押す分についてはもしかすると通れると思うのですけれども、今、御質問の中にありますように、自走式で電動の車椅子で通れるかということになりますと、少しまだそのテストをしておりませんので、御指摘があるように、もしかすると通れない、通りづらいところもあろうかと思っております。その辺につきましては、もしそこでの障がい者雇用がございましたら、通れるような配慮はしたいと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 そこら辺にもし問題

があるようでしたら、やはり障がい者を雇用する場合におきましては、職場の環境整備も求められておりますので、そこら辺はまたもし都合が悪い状況があれば、しっかりと対応をしていただきたいと思います。以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時46分）

~~~~~

再開（10時55分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

○7番 新垣貞則議員 一般質問を始める前に、訂正をお願いします。大枠2番の④屋宜の潮垣線周辺海側の農道55号はフェンスをガードレールに直していただきたい。それから私、のどに障がいがあり聞き苦しくなりますので、マスクを取って質問をさせていただきます。

議長の許可を得ましたので、7番、新垣貞則、一般質問を行います。大枠1番、久場地区の農道と海岸整備。①東海産業の敷地内の、戦後引揚者上陸碑を移転する整備計画は。②新たな情報発信体制構築事業等で、中城モール周辺の海岸を活用して観光振興を図る取組は。③久場地区農地保全1号線「久場から泊まで1,280メートル」ありますが未整備の農道が80メートルありますが、未整備の農道整備は。

大枠2番、中城小校区内の環境整備して住み良いまちづくりを図る。①泊地区の避難道路は整備されていませんが、避難道路の計画は。②泊地区の潮垣線農道周辺に土地があっても、家が建てられない状況です。建物を建てられる方法について伺います。③老人福祉センターの後ろから来る水と、国道から来る水がぶつかって、排水路から水が溢れる状況にあるが対策は。④

屋宜の潮垣線周辺海側の農道55号はガードレールが何箇所か壊れているが対策と、農道も凹凸しているところがたくさんあるが農道整備は。

⑤役場駐車場の跡地に中城北中城消防出張庁舎を建設しますが、この一帯は、当間地区地すべり危険箇所であるが、地すべり対策は。⑥久場地区から屋宜まで護岸をとよむ中城住みよい環境づくりをし、観光振興を図る取組は。

大枠3番、吉の浦公園の施設整備して結の村づくりを図る。①吉の浦公園にバスケットコートは設置されていませんが、バスケットコート設置取組みは。②大人広場のテントは、カバー破れや支柱もさびて危険箇所が何箇所かあるが対策は。③村民の健康づくりを図るために、ウォーキングコースを全天候型にする取組は。以上、3点お伺いたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会と産業振興課のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては都市建設課、産業振興課、住民生活課のほうでお答えいたします。大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。私のほうは御質問の大枠1の②中城モール周辺の観光振興という御質問ですけれども、議員も御承知のとおり、非常にこの地域はポテンシャルの高い地域だと思っております。以前から何らかのいい発信ができないものかということは常に課題としてしているところですが、何分にも制度上、あるいは法整備上と言いますか、環境上、今のところ便益施設等ができないものですから、その辺の環境整備が整えば、非常にポテンシャルの高い地域ですので、何らかの発信もできるのではないかと。これからしっかり考えていきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の①の戦後引揚者上陸碑の移転計画は、令和3年度に予算計上し、移転計画を進めてくる予定をしております。また、大枠3の吉の浦公園の整備については、住民が活用しやすいように整備計画に沿って進めているところでございます。詳細については、生涯学習課長からお答えさせます。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは新垣貞則議員の御質問の大枠1、①の戦後引揚者上陸記念碑の整備計画でございますが、本議会で新年度予算を審議していただいておりますので、新年度予算が可決されましたら、予定としまして、5月に測量と実施設計を行いまして、6月後半頃にかけて入札等を行いまして、7月から8月頃、2か月程度の工期を経て、移設を完了したいと予定しております。

次に、大枠3、吉の浦公園の施設整備についてでございますが、①、②、③、全て整備計画に関連するので、一括で答弁させていただきます。吉の浦公園等機能強化整備基本計画ではゲートボール場整備と並行し、屋外のバスケットボールコート等の整備が令和10年度に予定しております。危険箇所や破損箇所を確認し予算も含め、前倒しで整備できるか検討してまいりたい。また、カバー等につきましては、破損された部分については職員で外したり、また新たなブルーシートをつけたりと対応していきたいと思っております。

③のウォーキングコースの全天候についてですが、令和3年度で整備していく予定で準備をしておりましたが、設計費、工事費、維持管理費等に相当な経費を要するため、今後、財源の確保を含め整備時期を再検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは新垣貞則議員の大枠1の②、③についてお答えいたします。

まず②についてです。現在、村のホームページや観光協会ホームページでとよむ中城及び護佐丸クロニクルで、中城村の観光スポットなどを紹介しています。今後、新たな情報発信の方法があるか、関係機関と調整し、検討してまいります。

次に、③についてです。この農道は以前に沖縄県の農地保全事業として整備された農道であります。現在は未整備で行き止まりになっております。現時点では整備計画はありません。

続きまして、大枠2の②、④についてお答えいたします。産業振興課としましては、まず該当する土地が農振農用地域であるか、あるいは農地で転用が可能な土地なのかをあらかじめ調査します。農振農用地域であれば、建築を目的に除外が可能かどうか、年2回の一部見直しの受け付けも行い、また、おおむね5年に一回の全体見直しを行っております。農地であれば月1回の農業委員会総会を開催しておりますので、該当する土地の状況を調査し、県に意見をして申達し、その結果で建築可能かどうか判断される流れになります。

続きまして、④についてです。本農道は、令和2年度に舗装工事の設計業務を完了していません。農道整備については、中城第三地区の農道の1路線であります。農道55号線については、事業期間である令和4年度までにガードレールなどの整備も含めて施工していきます。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠2の①、②、③、⑤についてお答えいたします。

まず①についてです。泊地区の避難経路は現在3経路指定されており、新たな避難道路の計

画は現在のところありません。

続きまして、②泊地区は、市街化調整区域のため、県の開発許可申請が必要になります。自己用住宅の立地緩和区域外の場合は、分家住宅と農林漁業に従事する人の住宅などが開発許可の見込みがあります。また、その土地が農振地域内や地目が畑になっている場合は農振除外、農地転用が必要になってきます。

続きまして、③行政懇談会で要望があった場所と認識しておりますが、その箇所については、アスカブを設置し、国道からの路面水が流れないような対策を行っております。

続きまして、⑤についてです。地すべり防止区域に入っており、沖縄県のほうで地すべり対策事業を行う予定であります。以上です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは私のほうからは大枠2の⑥の質問についてお答えいたします。

今回提案した「とよむ中城住みよい環境づくり条例」では、村内における特にごみのポイ捨てを含む不法投棄、犬、猫によるトラブルなどの迷惑行為を条例に規定し、違反行為をしたものに対して、指導勧告や命令などの措置を行うことで、住みよい環境づくりを目指すための条例制定をしております。御指摘の久場地区から屋宜までの護岸においても条例の規制対象となる行為があった場合には、条例に基づいた対応をしております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは大枠1の①東海産業の敷地内の戦後引揚者上陸碑を移転する整備計画について再質問します。戦後引揚者上陸碑は、本村字久場にある米軍のキャンプ久場崎があり、久場崎収容所と久場崎棧橋があり、戦前本土に疎開していた人や、台湾や南洋諸島、満州など海外に住んでいた人々の引揚者上陸港として利用され、10数万といわれる引揚者と関

係者にとっては文字どおり、戦後沖縄への第一歩を印した記念すべき場所になっています。久場の有志の方々から要請を受けて、今回一括交付金839万5,000円で整備します。私有地からモール側の海岸100メートルに予定していると。戦後引揚者上陸碑はどういう目的で建設されたのか説明をお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではお答えいたします。

この上陸記念碑につきましては、1996年に当時中城村終戦50周年記念事業の一環といたしまして、戦争の犠牲者となった本村全戦没者の御霊に追悼の意を表し、再び戦争の惨事が起きないよう子孫に伝えるとともに、恒久平和を祈願して建立されております。また、この上陸記念碑の隣のほうにある説明板のほうに新垣盛繁、当時の村長のお名前で、戦争の惨禍を忘れず、永遠の世界平和を祈念し、この碑を建立するという記載がございます。以上が目的となっております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、生涯学習課長からあった戦後の引揚者上陸碑は素晴らしい文化財です。それでは文化財施設を整備したら維持管理が課題です。建設場所の周辺は現在、雑草や木が生い茂っています。この辺は県の管轄ですが、建設後の維持管理はどのように取り組む考えですか、説明をお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、基本的には周辺の管轄は恐らく中部土木になるかと思いますが、今後も生涯学習課としましても役場内の関係機関などと連携しながら、適宜、巡回を行いながら雑草等の可能な範囲で処理ができるよう、またぜひ地元、久場の皆さんとも協力し合いながら、ボランティアや近くにある事業所等に協力

を求められるのであれば、そういったところでクリーン作戦とか、いろいろなことをしながらぜひ整備環境は整えていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今の生涯学習課長からの答弁は、現在整備する場所の海岸は雑草や木が繁茂して環境を破壊しています。それで今後の維持管理が大変です。久場自治会も年間4回、年4回ですね、それから春夏秋冬、大体1回やるごとにこの資料を見るように大体10日ぐらいかかるのです。久場から発電所入口までです。それでそのときに大体10万円ぐらいかかる。それで年4回やりますので、村に維持管理費として、久場自治会に40万円の補助とか、そういった要請とかできないものかと思っていますけれども、中部土木事務所にそういった要請はできますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時13分）

~~~~~

再 開（11時14分）

○議長 新垣博正 再開します。

生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 今、御要望もございますし、海岸清掃に係る中部土木事務所も含めたいろいろなところからの補助金等があるかは、こちらのほうも精査しながら、関係課と調整し、一定レベルでのボランティア作業に係る、例えば収集したごみを回収する住民生活課なり、そういった事業もございますし、どういった補助メニューがあるかも関係課、役場内でも連携を取りながら、要請できる部分についてはしっかり要請してまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 せっかくすばらしい施設ですので、草とか、雑草が生えていますので、これに対しても周りが環境が悪かったらもったいないと思っていますので、ぜひ久場自治会も

協力しますので、みんなでそういったものを解決しながらやったほうがいいかと思っています。一緒に連携を取ってきれいにしていきたい。それでこの上陸碑は、戦争の惨禍を忘れずに、永遠の世界平和を祈念し建設と刻まれ、今年は戦後引揚者の受入れ開始から75年という節目に当たって、村民をはじめ、県民に広く趣旨を理解してもらうには、ますます重要になっていくものかと思っています。移設した整備後には県民や村民に知ってもらうために広報活動が大切だと思っています。それで広報活動はどのように取り組みますか、伺います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 移設、現状の状態では民間地なので厳しいということで、今回の移設がもし完了しましたら、ぜひ村の広報紙はもちろんのこと、ホームページや観光協会のほうにもPRをお願いし、村内外への情報を発信していきたいと考えております。また、特に沖縄戦に関する文化財の巡回コースとか、体験コース、また小中学校の平和歴史教育とかを活用に取り入れるなど、内外を含めPRしていきたい。また、昨年作らせていただきました沖縄の戦争遺跡とか、パンフレット、地図などのマップなどを利用しながらPRができればと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 この施設は戦争の惨禍を忘れずに、永遠の世界平和を祈念して造られたもの。それでこの辺をマスコミ関係者、ラジオとか、テレビ、新聞などに広報活動をぜひ周知させてやってください。

次、②新たな情報発信体制構築事業で、中城モールの周辺の海岸を活用して観光振興を図る取組、中城モールの周辺の海岸を活用してマリンスポーツ、スカイスポーツ、朝日、星空の眺め、観光客のニーズに応える海の資源、東海岸に広がっている。前回、中城村観光協会のイベ

ント事業が5月4日の連休に開催され、令和3年度はどんなイベント事業を計画しているか、説明をお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

現在、産業振興課としましては、ゴールデンウィーク期間中のイベントの事業の計画はありません。観光協会においても令和3年度ゴールデンウィーク期間中のイベントで事業計画はないと聞いております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 観光振興計画書の中にも城跡に代わる新たな海ということで、計画書に載っていますので、ぜひ城跡に代わる中城村の海があります。自然豊かな海を活用して、観光計画をぜひやってもらいたいと思って、調整してぜひすばらしい海がありますので、その情報発信は非常に大切だと思って、調整してやってください。

そして今回新たな情報発信体制構築事業の問題というのは、観光大使の人選だと思っています。米須理恵さん、中城若者歴史塾の人たちから中城村のバーチャル観光大使は不適切な言葉がネット上で配信しているので、対策してほしいと私のもとに来ているのです。それで中城村若者歴史塾の若い人たちから要請があったからこそ、今回は観光大使を見直すことができる。この中城若者歴史塾のメンバーからYouTubeチャンネルやラジオで村外にいる中城村出身者に中城の情報を流したらふるさと納税役に立つ。そのためにFMなかぐすくの設置が必要です。現在は読谷村がFMよみたんをやっている。中城若者歴史塾のメンバーからYouTubeチャンネルFMなかぐすくの要請がありましたら、そういう考えはないでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

現時点においてはYouTubeチャンネル、FMなかぐすくについて取り入れる予定はございません。観光情報の発信については、観光協会も含めてどのような方法があるか、今後検討してまいりたいと思います。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それと中城若者歴史塾のメンバーから、村長にお伺いしますけれども、このメンバーから村民の意見を行政に反映させるために、役場内に意見箱を設置してほしいと。その際は無記名で意見箱の設置場所は中城の広報に載せてほしいなどの要請があります。それで役場内に意見箱を設置する考えはないですか。それとこのメンバーからすばらしいアイデアとか、ネットワークを持っています。この若者たちの意見も聞くことが中城村の活性化につながる。これからの村の未来を築くリーダーですので、行政と若い人たちとの意見交換とかもできないものか、お伺いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 御提言ありがとうございます。おっしゃることはよく私のほうでも考えていきたいと思っておりますし、そういう受け皿づくりというのですか、若い人たちの情報をしっかり吸い上げるやり方を、また皆さんとも相談しながら考えていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは③の久場地区の農地保全事業、久場から泊まで1,280メートルありますが、未整備の農道が80メートルあります。この未整備の農道について質問します。久場地区から農地保全1号線、農道が整備されたら中城村活性化につながります。この未整備の道路の課題は地権者の同意が得られないとって工事がストップしています。地権者の周

りの人と地権者と交渉して同意を得る。1,280メートルのうち、残りの80メートルを整備した場合、1本の道ができる。中城村にとってすごい効果と活性化が得られる。そのままほうっておく自体が中城村にとってデメリットだと思う。今後、開通に向けての取組について説明をお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

現在の計画では農道として利活用されている当間土地改良区のほうから農道整備を進めたいと考えています。この久場農地1号線に関しては、農地の利用状況から農道としての整備は難しいものと考えていますが、現在、中部土木事務所が調査中の地すべり対策の経過を踏まえた上で、今後検討していきたいと思えます。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、課長がおっしゃったように、私も現場を見に行きました。今、久場地区の農道1号線のはじめ、未整備の周辺道路は、ひび割れが入っています。それで土砂崩れが発生している箇所があり、土のうを、袋を置いて対策をしています。大雨が降ったら土砂崩れのおそれがある。この一帯は地すべり防止区域に指定されている。土砂災害が発生したら、下は民家ですので、区民の生命、財産などが奪われるおそれがあります。先ほど課長がおっしゃったように、中部土木事務所と80メートルの未整備ですので、開通に向けて、今後調整ですか、地元と調整をやって、ぜひ完成してもらいたいと思っていますけれども、どういった調整をする考えでしょうか、お聞かせください。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武

宏 お答えします。

80メートル止まっているというのは、私たちも早く開通させたいという気持ちはありますが、まず地権者の整備に向けての同意を求めることが必要だと思います。ただ、中部土木事務所としても現在、地すべり調査を行っていますので、即、道路の整備に向けての調整は難しいかと認識しています。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 未整備の道路を整備することによって、久場から泊まで1,280メートルあります。それで80メートルが未整備ですので、そこを通したら泊からも、久場からも全ての道路に、非常にいい場所ですので、そこをぜひ地権者の同意と、それから財源の確保、もし保全事業でなかったら一般財源でも、単費でやる必要があると思います。そういうことで、そういった補助事業がない場合は、単費でもやるか、そういう単費はできないでしょうか、お伺いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

現場も確認してきました。現在の状況ではほとんどの土地が耕作放棄地という土地という状態であって、農道として道路の整備は難しいと考えています。ただ、県の地すべり対策が完了した後に、必要性を検討し、補助事業で対応できるのであれば、補助事業で対応し、あるいは単費で対応できるのであれば単費で検討して実施していきたいと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは大枠2番、中城小校区内の環境整備して住みよいまちづくりを図るについて。①泊地区の避難道路は整備されていませんが、避難道路の計画について質問します。道路整備は一般財源だけでは難しい。

避難道路や避難階段を整備する。国の補助事業で緊急防災・減災事業があり、国の補助事業、緊急防災・減災事業の内容は、国負担が70%、地方負担が30%、起債も可能です。例えば1,000万円の避難道路を整備する事業の場合は、国が700万円負担、中城村が300万円負担、起債もできるのです。泊地区も緊急防災・減災事業をpushして、避難道路は整備できないでしょうか、お伺いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在、整備の予定はありませんが、もし整備を行うのであれば、補助金の活用をしていかなければならないと考えますが、ただ、現在整備の必要性があるかどうかというのは、防災担当である総務課との調整、検討が必要になってくるかと思えます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 この避難道路に関しては、自治会からの要請が出されていると思います。ぜひ必要だと思っていますので、そういうことで、この避難道路を整備することによって、緊急防災事業も補助事業がありますので、それを取り入れたら、必要最小限の費用で、最大級の効果が発揮できると思っています。ぜひ泊地区の避難道路の整備に取り組んでください。

次、②泊地区の潮垣線農道の周辺に土地があっても家が建てられない状況、建物を建てる方法についてはどうなのですか。今回泊住民の方から、泊地区が大好きで生まれ育った島です。泊に家を建設したいという強い要請がある。議員として、生まれ育った泊に住みたい、若い人たちの情熱、要望をかなえたい思いで質問です。住民の方から泊地区に家を建てたいので、同じ南部広域の指定されている市町村、八重瀬町に習いに行った結果、農業振興地域除外については、幾つかの方法があるそうです。しかし、家を建てる可能性がある。住宅緩和、既存の住

宅に農地が隣接する場合に、多数の条件がそろえば可能性はあるとのこと。除外に当たっては、中城村のビジョン、計画がしっかりすればできる方法はあると言っています。それで家を建てられる可能性はあるかお伺いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

私たちが中城村の方に中城村に住んでもらいたいという気持ちは一緒でございます。御質問されている土地がどのような土地なのか調査する必要がありますが、基本的には土地改良された土地だと思いますが、基準がありまして、10ヘクタール以上の集約農地につきまして、農振法の除外要件は見込めない状態です。農地法においても第一種農地に該当する場合には、転用許可要件を見込めないと思われます。あと建築申請の場合、この申請者の資産の状況も調べるのですが、まずはほかに土地がないか、家を建てられる土地がないかとか、その辺も調査しながら、中部土木事務所のほうに進達するのですが、そこで判断されるかと思えます。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 建物を建てる方法について質問しますので、それで泊自治会長名で中城村長宛てに、令和2年4月30日に嘆願書、16名の地主の嘆願書が提出されていると思います。その文書の趣旨と、嘆願書の理由について説明をお願いします。そしてこの嘆願書は16名の地主を農業振興地域除外に応じて家を建てる方法がありますか、お伺いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

嘆願書が提出された土地は、土地改良区域で

ございました。嘆願書に記載された農地につきましては、10ヘクタール以上の集団農地でありまして、先ほど説明しましたが、現状では農振法における除外要件は見込めず、また農地法の転用許可要件を見込めないと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 こうした課題解決に向けて、行政の皆さんと泊地区の皆さんは嘆願書を書いていますので、なぜ造れないかということが言われております。ほかのところは造られるのに、なぜ泊は造られないのか。土地はあっても造られないという現状の把握ができないところが泊の方々の意見です。それでこういった課題解決に向けて、行政と泊地区代表の皆さんが調整会議をすることによって、いろいろアイデアが出て、それで土地に家を建てられる方法があると思います。それで行政と泊の代表の方と調整会議をする必要はないでしょうか、お伺いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時35分）

~~~~~

再 開（11時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

産業振興課のみならず、村の土地利用計画を踏まえた上で、農振農用地の全体見直しはおおむね5年に一回開催されますので、このような地元の土地利用の考えが出てくれば、その時期での産業振興課としましては、意見交換で調整していきたいと考えます。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 調整会議をすることで課題解決に向けたと思いますので、ぜひお願

いします。

それでは③老人福祉センターの後ろから来る水と、国道から来る水がぶつかって排水路から水が溢れる。状況の対策については、先ほど都市建設課長の答弁では、老人福祉センター近くの添石中又線の排水路の工事を終えていると思います。早急な対応ありがとうございます。お疲れさまです。どうもありがとうございます。

次、④屋宜の潮垣線周辺海側の農道55号は、ガードレールが何箇所も壊れているが対策と農道の凹凸している農道整備について質問します。もう一度確認ですけれども、屋宜地区の農道55号線は、農家の人がサトウキビを耕作している。Uターンするときに道幅が狭くて、海側にガードレールが通っているので、排水路に車が落ちないか危惧している。先ほどの答弁で、いつ頃から整備をやるのですか。また屋宜地区の農道は、中城第三地区、沖縄県農地耕作条件改善補助事業9,180万円で整備します。これもいつ頃から整備しますか、説明をお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

令和2年度に設計も完了しましたので、令和3年度から令和4年度までにかけて整備を完了する予定です。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは次の⑤の役場駐車場の跡地に中城北中城消防組合出張庁舎建設をしますが、この一帯は当間地区地すべり危険箇所である。地すべり対策について質問します。副村長に伺います。中城北中城消防組合出張庁舎建設検討委員会に9名おります。副村長は委員長をやっています。それで駐車場の跡地に中城北中城消防組合出張庁舎を建設します。この一帯は当間地区地すべり危険箇所であり、地すべり対策について、検討委員会では

どういった話し合いをなされましたか伺います。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 確かに私のほうが検討委員会に入っています。その中でいろいろと地すべり対策については、県のほうで実施するということで進められております。その検討委員会の中でもその議論はございました。それで現在、対策の実施中でありまして、この消防庁舎を建設する中で、まだ工事中という形にはなりますけれども、これから当間地区、斜面地区、県のほうで久場を含めて、工事が今後進められていくと考えておりますので、特に検討委員会としては、別に問題はないだろうという見解の中で、庁舎建設を進めていくということになると思います。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 検討委員会は9名の委員で構成されていますので、それで委員長はそれで総務課長とか、消防の皆さん、そこで地すべり対策については話をやっている。対策はやっているという話は受けていますので、そこでそういった調整をしながら、今後も地すべり対策、庁舎建設に頑張ってください。中城村の救急、火災の現況です。消防出張庁舎ができることによって、救急車が現場到着が早くなり、村民の命と暮らしが守られ、村民の安心安全が図られます。消防出張庁舎建設に向けて頑張ってください。

次、⑥久場から屋宜まで護岸を整備について質問いたします。今回、とよむ中城すみよい環境づくり条例を制定した。中城村すみよい環境づくりを図る重要な条例です。村民や事業者が協働して環境美化をすることによって、住みよいまちづくりを図る。第6条に、村長は良好な環境の促進について、村民等の関心を深めるために、環境美化の日を設けていますが、いつ頃実施しますか。それで課題はありますか。村内の事業者、企業も、本村の環境美化の日に

清掃活動を行いますか伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えをいたします。

第6条の環境の美化の日について、今回の条例に規定する環境美化の日は、これまで行っている春秋の一斉清掃運動がこれに当たると考えます。これら清掃活動は、村が地域に環境美化の日として呼びかけをし、自治会が主体となって清掃活動が行われております。呼びかけ方法は、広報やチラシ配布によって行っております。

次に、課題はありますかについてお答えをいたします。課題はございません。この場を借りて、昨年の春はコロナ禍で中止となりましたが、秋は実施していただいたことで、住民の皆さんが快適な生活を送ることができ、生活環境及び公衆衛生の向上に御協力を賜り感謝申し上げます。

次に、村内事業者も各地域の人たち、環境美化の日に清掃活動を行いますかについてお答えします。行います。事業者に対して個別の案内をしていない状況ですが、あくまでも環境美化の日として、美化活動の啓発をするものなので、強制的な意味合いではありません。村内美化活動を推進する上でのものがございます。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 ちょっとお聞きしますけれども、課題ということで、年2回実施しますよね、それで道路とか、公園とか、年に2回にして大丈夫ですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

現在、村内一斉の清掃活動として、春秋の一斉清掃、12月のクリーングリーングレイシャス運動が挙げられますが、現在その年3回の清掃

活動が行われておりますので、それ以上に地域のほうから村内一斉に実施する清掃活動が必要であるという声や機運の高まりがあれば、今後検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今おっしゃったように、年2回では絶対きれいにならないですね。それは道路の草は、2か月となるとすぐ草は生えてきます。それで久場地区ではそういった環境整備をするために、久場百歳会が毎月第3木曜日に児童公園の清掃、壮年会の皆さんは毎月第3日曜日に道路の草刈り作業をして、環境美化に努めています。それで年2回ではどうしてもきれいにならないのです。それで課長がおっしゃったように、生涯学習課もクリーングリーンレイシャス、住民がそれをやっています。そういったマッチングでお互いに協力しながら、5月、10月は住民生活課、12月は生涯学習課、年3回、環境の日と一緒に子供たちを巻き込んでできないでしょうか、年3回。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時45分）

~~~~~

再 開（11時46分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

先ほどの答弁と重複するところではありますが、春秋の一斉清掃を含め、12月のクリーングリーンレイシャス等をやっております。先ほども答弁しましたが、自主的にまたそういう必要があるのであれば、先ほど言った住民の皆さんの声や機運の高まりがあれば、今後検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 この資料の方法、東海産業から発電所に向けてということで、道を提

示します。それで久場もボランティアを募ります。このようにして企業などと連携してやっています。それで東海産業からブルースカイまでの護岸の周辺、草刈り作業もあって、ここはブルースカイの会社の皆さんが掃除をします。それで中城モール社が重機使用をして、ウンボー代、燃料代を支援しています。久場地区では今年やまびこ会の組織を立ち上げることを検討しています。目的は環境美化を整備して、住み続けたい村づくりを目指しています。そのために子供たち、青年会、婦人会、老人会、環境美化のできる人たちを巻き込んで、やまびこ会のサークル部会を検討しています。それも持った組織を取り組むことによって、住みよい中城村、とよむ中城になります。各地区の環境美化指導員が置いてありますので、そういった環境美化指導員を中心に、組織結成を図る考えはないでしょうか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えをいたします。

各地域の組織を図る取組は考えないのですかということについて、お答えします。現在、村としては、海岸におけるボランティア清掃などが行われた場合に、連絡を受けたものなどが確認と収集運搬処理を行っております。地域の自主的な結成された組織の活動に環境美化指導員として委嘱することが適当な方がいる場合は、今後、作成する委嘱要綱に基づいて指導員として委嘱し、そのような活動の中心となっていたいただきたいと考えております。このような地域の美化活動は行政が先導して組織づくりをするのではなく、地域の自発的な活動が必要ですので、地域から環境美化指導員として委嘱を受け、活動と推進していきたいという声が重要だと考えております。そういった地域のリーダーとなれる方がいらっしゃる場合は、要綱に照らし合わせ、指導員として委嘱する等の支援をしてまい

りたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 この資料の②です。泊地区、屋宜地区、約3キロ、これも提示します。こういった形でやまびこ会がやるかと思って、今考えていることは、久場からこういった組織を形成して、泊地区、伊舎堂、添石、屋宜地区まで環境美化に対する組織結成をやろうと思っています。これは私だけではできません。行政と連携を取りながら、こういった組織をやることによって、この条例も意味がなすと思います。一人ではできないけれども、みんなで寄り添った、みんなでとよむという感覚です。この条例の趣旨を目的にやる場合には、環境美化室を設けながらやったほうがより具体的に……。そうしたらウオーキング等もできて、村民の健康づくり、サイクリングとウオーキング、憩いの場になると思っています。それは非常にすばらしい条例ですので、お互いをして、また連携を取りながらやっていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

次、大枠3番です。吉の浦公園の施設整備をして結の村づくりを図る。①吉の浦公園にバスケットコートは設置されていませんが、バスケットコート設置の取組の質問。中城村は昔からバスケットボールが盛んで、中城中学校は沖縄県で優勝し、伝統を受け継いでいる。すばらしい選手、仲村直人さん、和宇慶出身です。バスケットボールの指導者を比嘉良治教育長をはじめ、たくさんの指導者がいます。昔は各字にバスケットコートが公民館にあり、そこで小学生、中学生、高校生、青年会と一緒に公民館でバスケットボールをし、地域のコミュニティが生まれる。結の村づくりです。県総合運動公園や東浜公園、公園内施設にはバスケットコートが設置されている。今度、吉の浦公園にぜひバスケットコートが必要です。今後の取組について伺います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

ただいま議員のほうからも中城にはすごい指導者の皆さん、またすばらしい選手を輩出しており、現在も3小学校には男女のミニバスケットがずっと定着しているという地元でもバスケット熱が高いところでもあり、また本村では一番有名な指導者と言いますか、小橋川 寛さん、高校の争奪杯の冠がつく、今回39回の大会を迎える大先輩もいることを紹介した上で、その村がバスケット熱をしっかりとやれていけるよう、先ほども答弁しましたが、財政の状況も勘案しながら、必ずしも1コートではなくて、今回は東京オリンピックから採用される3 by 3、もとでいえば3 on 3のコートでもハーフコートでもできないかを含め、検討していきたいと思っています。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 コートをバスケットコートを設置する場合は補助事業が必要だと。一般会計はちょっと厳しく、それで私の提案ですけれども、できるかどうかは分かりませんが、公園事業は国土交通省、公園施設長寿命化事業がありますが、この補助事業でバスケットコートを整備できますか、お伺いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

ただいまお話もありました長寿命化事業に関しても、都市公園も含めた都市建設課とか、例えば農村公園として整備すれば、そういった合い方の補助事業のメニューがあると思いますので、バスケットコートのみではなくて、村民の健康づくりに適した事業を整理、担当課としましても取り組んでいきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 次、②大人広場のテントは、カバー破れや支柱もさびており危険箇所があります。対策について質問します。大人広

場のテントは、カバー破れや支柱もさびて、危険箇所がたくさんあります。安里老人クラブの方が毎週火曜、木曜日にゲートボールをして、テントを利用しています。また、中城村老人クラブ主催のゲートボール大会も開催されています。このテントも非常に危険な状態だと思います。さびて危険箇所もたくさんありますので、それで使うとき、万が一、このテントが壊れた場合に大変なことになります。それで老朽化していますので、新しく整備する考えがないでしょうか、お伺いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

先ほどの答弁と少し重複しますが、基本的には令和10年度の整備でございますが、ただいま議員や、先日3月19日付では、村の老人クラブ連合会のほうからもゲートボール場、大人広場の修繕についての要請も承っておりますので、単費でと言いますか、自前でできるもの、補強できる部分はしっかり補強していきながら、大々的な整備に関しましては、これから財政を含め考えていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 私が危惧しているのは分かるように、上のほうはたくさんさびている箇所がありますので、もし万が一、壊れた場合に老人クラブの方々がゲートボールをやっていますので、非常に危険な箇所がたくさんあるものですから、ちょっと現場を確認して、調査して、早めに対応をされてください。

次、③村民の健康づくりを図るために、ウォーキングコースを全天候型にすることについて質問します。吉の浦公園施設整備基本計画では、村民はウォーキングコースを全天候型にしてくれという意見が多いです。整備スケジュール表では、2020年には完成の計画です。令和3年度の予算要求後、全天候型にする予算が計上されています。先ほど教育長も言っていました

村民の意見を聞いてやるという計画ですけれども、令和3年度に一括交付金を終了します。今後どんな補助事業で整備するか、説明をお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

全天候型につきましては、以前からも何度か議員のほうも含め御質問がございましたし、整備計画にのっとなって、私のほうも令和3年度にチャレンジしたいということで、見積り等を出した結果、やはり2億円余りもどうしてもかかってしまうということもありますので、村民の皆さんからの要望は常に重々感じております。しかしながら、どうしても財源の確保等もありますし、近隣の市町村も設置しているか確認したところ、ある市町村ではまた逆に、全天候型の維持管理が大変ということで、元のカラー舗装に戻しているという市町村もございますので、その辺も勘案しながら、総合的なところで事業の実施に向けて、補助メニューも含め、検討させていただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 私が気にしているのは、令和3年度で一括交付金が終了します。それで整備計画の中では、村民はウォーキングコースから早くやってくれということですので、それで令和3年度に終了するものだから、今後の補助事業をぜひ探して整備をやっていく。村民の意見を聞くのが行政の仕事だと思っておりますので、よろしく申し上げます。それで教育長にお伺いします。村民はウォーキングコースを全天候型にしてほしいという意見が多いです。今後ウォーキングコースを全天候型にする取組と、吉の浦公園の施設整備をして、結の村づくりを図るための取組はどのように考えているか、お伺いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時59分）

~~~~~

再開（11時59分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 ウォーキングコースは、村民からも整備をしてほしいということで、その整備計画の中で確認をしております。今、生涯学習課長からもあったように、ほかの市町村では維持管理の面で非常に厳しい面があったり、それから2億円余りの予算が必要になってくるという面もありまして、再度検討させてもらいたいと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（12時00分）

~~~~~

再開（12時00分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 村民の子供たちから生涯にわたって健康づくりであったり、維持増進という面で、子供から老人までウォーキングを通して、その議員がおっしゃっている結の村づくりに結びつけられるだろうということは考えます。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 村民はウォーキングコースを全天候型にしてくれという意見が多い。全天候型にすると、たくさんの村民がウォーキングをする人たちが増えて、健康づくりや医療費の削減につながる。部活動は生徒たちの競技力の向上に役立ちます。吉の浦公園には、私たち祖先が残した財産、結の心をつくる施設があります。施設整備をして、すばらしい環境になっています。大切なことは施設を整備して、人づくり、村づくり、結の村づくりにつなげないといけません。施設を整備して人を育てる。人材育成こそ中城村のすばらしい未来をつくるものだと思っております。吉の浦総合スポーツ

クラブの理念は、子供からお年寄りまで一緒にスポーツする。結の和の中で人が育つ。結の和が人を育てる。私はこの言葉はいつも大切に、結の村づくりに取り組んでいます。結の村づくりは行政と議員が連携して一緒に、これまで以上に協力しなければなりません。目指すものは一緒です。村民のための村民が主役の政治を目指して、村民の福祉向上するために頑張っていきたいと思います。

最後に新垣親裕議会事務局長が3月31日、退職になります。感謝の言葉を述べさせていただきます。議会事務局長におかれましては、役場職員として、村民の福祉向上のために一生懸命頑張ってくれました。ボランティアでは、中城小学校、中城中学校、琉大附属小学校のバスケットボールコーチ、審判を務めています。中城村内のバスケットボール普及、発展に貢献して、全体の奉仕者として頑張ってください、ありがとうございます。退職したら健康に気をつけて、また一緒にバスケットボールをして楽しみましょう。お疲れさまでした。これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（12時03分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 午前に引き続き再開します。

続きまして、新垣善功議員の一般質問を許します。

○15番 新垣善功議員 こんにちは。議長の許しを得ましたので、これから一般質問を行っていききたいと思います。

その前に、このたび新庁舎建設に伴い、このような立派な議会議場を造ってくれて、大変喜んでおります。心から村民に感謝申し上げます。今後、中城村議会議員としての使命と責任を自

覚し、行政当局と建設的議論を重ね、村民の負託に応え、住みよい中城村づくりと村民の福祉向上のために粉骨砕身頑張っていく決意でございますので、よろしく願いいたします。

それでは通告書に基づきまして、質問に入ります。第1点目、Vチューバー問題について。中城村の観光情報、認知度向上及び観光振興を図り、村域内の経済のV字回復を担うとともに中城村ふるさと納税推進を図る目的で「新たな情報発信体制構築事業」としてスタートしましたVチューバーが物議をかもしてネット上で炎上する事態になり、1か月で見直しを迫られ、現在中止、その内容が下品で、村の恥をさらす、あまりにも村及び村民を侮辱したものであり断じて許されるものではない。そこで、次のことについて説明を求めます。①この事業は誰が企画、発案したか。②業者選定は誰がやったか。③入札のあり方、3業者のうち2業者は予定価格をオーバーして失格している。最低制限価格が設定されてない理由は。④県内、村内には業者はいなかったのか。⑤入札方法について県外業者は郵送入札、村内業者は参加入札、その理由は。内規はどうなっているのか。⑥中城の魅力を発信するはずのものが真逆の発信となった。今回の失態の原因は。⑦今回の失態は謝罪のみでは甘いのでは。謝罪すればそれでいいのか、責任はどう取る考えなのか。⑧契約の解約をすべきと考えるが、村長の考えは。以上、8点について伺います。

2点目、施政方針について。施政方針の中で令和3年度の行政運営を述べていますが、次の点についてどのように進めていくのか説明を求めます。①土地利用計画、中部広域都市計画区域移行の進め方。②学校改築基本計画の策定と民間活力導入可能性調査の進め方。③人材育成はどのように取り組むのか。④旧庁舎跡地利用計画は。⑤女性管理職の登用の取組は。以上、5点についてお答え願います。

次の3点目でございます。コロナワクチン接種実施計画。2月6日こども課の課長よりコロナワクチン接種実施計画の説明を受けましたが、納得、理解できるものでしたが、次の点について説明を求めます。①実施計画に基づいたりハーサル、訓練の予定は。訓練につきましては1回は実施したとのことであるが、今後これでもいいのかどうか。②ワクチン接種の順序は65歳以上の高齢者、基礎疾患のある方から優先に実施することになっているが、その中での優先順位はどうなっているか。③住民への周知の方法は。以上について伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては産業振興課と総務課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては都市建設課、教育委員会、総務課でお答えをいたします。大枠3番につきましてはこども課でお答えいたします。私のほうでVチューバー問題について、また改めて大変たくさんの方々に御迷惑をおかけしてしまいましたことに、改めておわびをさせていただきたいと思います。今回の件につきましては、今議会でも新垣 修議員や大城常良議員からも御意見、御提言を賜りました。しっかりと肝に銘じて、この経験を糧にして、我々職員一同、私も当然そうですけれども、しっかりと村政発展のために尽くしていくことが私どもの責務だと考えているところでございます。頑張っていこうと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 こんにちは。大枠2の施政方針の②についてですけれども、2つの小学校ともに老朽化しています。それから中学校も敷地が狭くて、さらに老朽化が進んでいます。児童生徒の安全・安心を最優先し、教育環境の充実のためにできるだけ早く改築移転の実現に

向けて取り組んでいきたいと思っております。
詳細については、教育総務課長のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは新垣善功議員の大枠1の①、⑥、⑦、⑧についてお答えいたします。

この事業は昨年7月の臨時会で予算を認めていただきました。当時コロナ禍でありましたので、何か観光につながるV字回復ができる事業がないか、あるいはふるさと納税につながる事業がないかということで模索していたところ、このような新たな情報発信が可能な事業があることを知り、初めてではありましたが、チャレンジしたいということで取り組んだ次第であります。

続きまして、⑥についてお答えいたします。今回の失態の原因は、運用ルールについて「社会通念上よくない」、「公助良俗に反する」投稿は禁止と委託業者と共有しておりましたが、運営に関しましては、委託業者に任せていました。SNSについて、やはり我々の知識、認識不足であったために、投稿の確認をしていましたが、生放送の状況で発信されているため、ネットスラングと呼ばれる俗語に気づけず、配信を止めることができなかつたのが大きな原因だと思います。

⑦についてです。今回の件に関しましては、村民の皆様、そして議員の皆様に対して、不快な思い、そして恥ずかしい思いをさせてしまい深く反省をしています。今後はこのようなことが起きないように、職員一同取り組んでいきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

⑧についてです。契約解除ではなく履行している部分もありますので、一旦精査し、判断していきたいと思っております。今後はどのような問題が発生するのかも踏まえ、法的な部分も含めて、

顧問弁護士に相談しながら進めていきたいと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 業者選定についてお答えいたします。

担当課から提出された業務概要書に基づき、村長等の意見を踏まえ、総務課長において選定しております。さらに業者選定が適切な選定であったかどうかを審査するため、指名審査会で議論し、最終的な指名業者の決定となります。

次に、最低制限価格の設定についてお答えいたします。建築工事、土木工事等におきまして、契約の内容を適切に履行させるため、最低制限価格を設ける場合がございます。今回の事業は建設工事等でないため、最低制限価格を設定しておりません。なお、入札において予定価格を上回って失格になったことと、最低制限価格未設定とは関連しないものでございます。

次に、県内及び村内の業者はいなかったのかということについてお答えいたします。県内及び村内にも履行可能な業者はいると思われまふ。今回の業者選定でも村内業者1社を選定し、指名しております。

次に、入札方法についてお答えいたします。本村の契約規則におきましては、第13条第2項で、書留郵便をもって入札書を送付することができるとし、郵便での入札が可能となっております。新型コロナウイルス感染症が全国で蔓延し、沖縄県においても県外からの渡航自粛等が要請されておりました。そのため県外の業者につきましては入札書を郵送により、県内の業者につきましては、直接入札に参加しております。

次に、大枠2から人材育成の取組についてお答えいたします。現在、平成19年に策定した中城村人材育成基本方針を見直す作業を行っております。地方公共団体を取り巻く状況は、刻一刻と変化しており、その変化に適切に対応していくためには、職員一人一人が自ら考え、変革

していくとともに、行政のプロフェッショナルとしての時代の変化に対応できる職員を組織として育成、支援していく仕組みづくりが必要不可欠であると考えております。新しい人材育成基本方針に沿って、計画的、効率的に職員のスキルアップを図ってまいります。

次に、旧庁舎跡地の利用計画についてお答えいたします。跡地につきましては、これまで中学校が使用するプールの整備や、観光客誘客施設、民間企業の誘致など、幾つかの案がございましたが、まだ具体的な方向性は決まっておりません。不足している公共施設、あるいは老朽化している公共施設等の整備、民間による活用を含め、様々な可能性について検討したいと考えております。

次に、女性管理職登用についてお答えいたします。本村におきましては、40代以上の女性職員の割合が少ないことが要因で、現在のところ男性職員の管理職が多い状況でございます。管理職の登用に関しましては、能力主義に基づく登用が最も重要であると考えております。今後は新たに策定する人材育成基本方針に基づく、効率的な職員育成にのっとり、多くの職員が管理職を目指すような組織の醸成を図ってまいります。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠2の①についてお答えいたします。

北中城村との共同のまちづくり計画を策定していく中で、土地利用の検討を行う予定です。この計画により中部広域都市計画区域への移行に向けた協議を県と行っていく予定です。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 新垣議員の大枠2の②について、津覇小学校、中城小学校、中城中学校の学校建設を行う場所を特定し、児童生徒の推計を各上位計画等で数値を定め、各学校

における教室数及び特別教室等の面積の基本的な計画策定を行います。については学校職員からの意見を取り入れ、整備コンセプト等の策定を行い、建設スケジュールの検討を行います。また、建設規模での建設市場調査を行い、企業の参加意欲及びヒアリング調査を行って、事業費の妥当性の検討を行ってまいりました。以上です。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠3についてお答えいたします。

①のリハーサルにつきましては、3月11日に集団接種のシミュレーションを実施いたしました。内容としまして、老人会と自治会長の計38名を住民役として協力をいただき、役場スタッフ30名、村内医療機関から約30名、特にハートライフ病院におきましては、救急医療を担当されているスタッフも参加、中北消防からもお二人の参加と、多くの関係機関の協力をいただき実施しました。いろいろな住民やケースを想定したシミュレーションで、アナフィラキシー症状の想定も行うなど、本番に向けてとてもよい訓練になりました。本番までには1回目の課題の改善や意見を取り入れたより詳細なガイドラインを策定して、本番に近い大規模な住民接種を想定した2回目のシミュレーションも計画実施をしていきたいと考えております。本番までにはさらなる適正実施と持続可能な接種体制の強化に努めてまいります。

②の接種の順位につきましては、高齢者の中でもリスクの高い介護認定を受け、基礎疾患をお持ちの方の多い高齢者入所施設、本村で言いますと、中城苑、信成苑、春華苑の入所者から接種していく方針でございます。県内各地の高齢者入所施設でのクラスターが発生している現状と高齢者で基礎疾患をお持ちの方が重症化しやすいということを考慮しての考えでございます。

③の周知につきましては、その都度、防災無線や広報誌、個別チラシや村のホームページ、自治会長など、あらゆる手段を活用してまいります。現段階の周知状況は65歳以上の皆様への接種が予定されていますと。そのために事務委託者が対象世帯の御自宅を訪問し、接種の希望調査に伺いますとの個別チラシを全世帯に配布するとともに、防災無線でも案内しております。現在は事務委託者が65歳以上の各家庭を訪問調査し、接種希望などをお聞きしておりますので、本村の取組についての認識は持たれていると考えます。次は接種開始日が確定した段階で、事務委託者が同じく各家庭を訪問し、予約票の配布と接種の最終確認を行う予定です。ワクチン接種の具体的な日程が確定次第、防災無線をはじめ、あらゆる手段を活用して周知してまいります。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 分かりました。それでは1点目から順序よく、追って再質問をさせていただきます。このVチューバーの発案、企画ということでやりましたけれども、今、仲村産業振興課長は、自分たちでやったという言い方をしていますが、これは実際はどうなのですか。企画課長、これはあなたがよく知っているか、村長が知っているか、どちらかではないですか。これは私の情報では、業者からこの話が持ちかけられてきて、そしてそれを実施したと。そして落札した業者が持ってきたという話ですけれども、これは事実ですか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

私のほうで業者から提案を受けたということはありません。ただし、窓口等にいろいろな営業等が来るとは思いますが、例えば今回の観光振興に次につながるものということで、窓口等にもし業者が来るといことがあれば、その担当課に案内すると思しますので、その中で、なっ

たのかと、私のほうでは直接関わっておりませんので、そういう認識であります。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは村長、これは村長は全員協議会の中で、ほかの話でこういうことがあるから、これはやったほうがいいのではないかという話をしていました。これは村長のほうに業者から来ていたのですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 前にも少しお話したと思います。ちょっと記憶は定かではありませんけれども、どこかでお話をしたと思いますが、私もこういうことを、コロナ禍の中でいろいろなSNSだとか、別に発信するものがないかということで、あちこちに情報の提供を求めました。情報提供を求めた中で、今回こういうことがあるけれども、こういうものはどうですかという話があって、そしてこれはまだチャレンジできるかどうか分からないけれども、検討してみる価値はあるのではないかということで、担当課のほうに相談をして、みんなで練ってこないかということからの始まりでございます。これは前にもお話したとおりだと思いますけれども。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それではこの情報を得て、この事業を取り入れるということで決定したと思うのですが、そのときに内部で、これについての検討がどのように行われたか。このウェブサイトについて詳しい職員はいるのですか、それでどのような内容でやったか。このことは副村長は知っていたのですか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 この提案はされてきたのは分かります。その中でお互い業者選定を含めて、こういう情報をこれまでも我々は新しい事業というのはいろいろなところから情報があります。そういった情報をどういった形で村民の

福祉向上、それから村の事業に対して進められるかというのを検討するわけですから、こういう情報については確認をしております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 業者選定については委員会を開いてやったという総務課長の答弁がありましたけれども、その選定委員会を開いたときにどういう意見があったか。例えばこれは見てのとおり、2社が県外です。1社が村内になっていますけれども、県内にもそういう業者はあるということは全く話が出なかったのですか。状況はどうなっていますか。ただ異常なしですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、村内、県内の業者を1社選定し、入札に参加していただいております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは私なりに調べた結果なのですが、インターネットとかで調べたのですが、このJ2R株式会社、これは今、村のふるさと納税の情報発信をしている会社です。そして今度また事業を委託されましたHSDM株式会社、これとこの会社が一緒に同じビルに同じフロアで事務所を構えているということなのですが、その辺は調べたことはありますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

その辺は承知しておりません。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは2社とも東京の会社が2社入っています。2社とも非常に関係の深い会社ではないかと思えます。そして今日産業振興課長に会って話を聞いたら、落札した会社というのは、宮崎県にも会社があるみた

いです。そして宮崎には事務所らしい事務所が探してもないのです。インターネットで。今、インターネットでは場所もいろいろなあれで全部探せますから。調べてみたら無いと。しかし同じ住所、同じビル、同じ階、同じフロアに2社が入っていると。こういうのも調べるのが選定委員会ではないですか。それも調べないで、すぐこれに採用、特殊なものだからということ。なぜ私が言うかということ、県内にも3社ぐらいいはあるのです。そういうVR制作会社というのは3社ぐらいいあるのです。なぜ県内の業者を使わないのか。今回のコロナ交付金というのは、地元の経済を復活させるための予算でもあるし、村内になれば県内でやるべきではないかと思うのですけれども、こういうのも村長は頭になかったのですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 今のお話を伺いまして、誤解を与えたことは大変申し訳なく思っておりますけれども、ただ、担当課からもいろいろ話があったと思いますが、特殊な事業で、そして非常に時間をかけずにやらなければいけなかったということは、確かにあったと思います。今、考えますと、もちろん私の指導不足かもしれませんが、もうちょっと落ち着いて、例えばプロポーザルにしたりだとか、いろいろな方法はあったのかということはあるかもしれませんが、ただ、審査自体は適切にされているものと認識をしております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 同じフロア、同じビル、同じ建物にある会社2社を選定すること自体、私はこの会社、J2R株式会社とHSDM株式会社というのですか、ただ名義だけ、代表者が分かっているだけで、実質は同じ会社ではないかという疑念を抱かざるを得ないのです。ひとつ皆さん方もこれからも調べて、ちゃんと検証してください。そして業者選定については

特殊なものですけれども、しかし県内にもそういう会社があるということを皆さん方は認識しているはずです。分かっていなかったということなのか。その辺はしっかり勉強してみて、県内にもそういうのはある。こういうのは県内にも3社あるし、またコマーシャルでもやっていますから、その辺はしっかり皆さん方は勉強してみて、できるだけ村内、村内でなければ県内ということで、わざわざ東京からというのは、私はいかがなものかと思えます。ふるさと納税の件でも、入札してあると思えますけれども、これも県内業者を使って、県内業者を育成していくべきではないかと思えますので、今後そのことについても十分考えていくように指摘しておきます。

それと入札の在り方、これはある意味ではこういう建築物を造るものとは異質だということで、価格公表、予定価格は公表してなかった。最低価格も設定していないということでもいいですか。これは建設物などを造るものと違った考えでいいですか。分かりました。これも郵送でやったというのだけでも、私の知識では郵送ではできないという話もあったものですから、この質問を出したわけですけれども、実際ちゃんと来て、内規上はちゃんと郵送でもできるということで規定されているということですね。分かりました。そして村長、この契約書の中に、これはあらかじめ発信する場合は、あらかじめ村と協議すべきとなっているはずです。なぜそれができなかつたか。そうであれば、私はそういう失態は起こらなかつたと考えております。防げたと思えます。なぜできなかつたのか。村長はそういうのをチェックすべきではないですか。あるいは副村長もそうですけれども、チェックするのが……。ただ、課長に任せて、課長に丸投げして、自分たちは知らないということでは、私は困ると思うのです。それとこの契約書を見ますと、第6条の前払い金のところ

です。甲と乙が間違っていないかと思うのですが、村長、これはどうですか。こういう契約書を見る場合、契約書に印鑑を押す場合は、しっかり読んで間違いがないかどうか、誤字脱字もしっかり確認すべきではないですか。これは副村長から村長に上がってくると思うのですけれども、そういうチェック体制ができていなかったかと。第6条の甲は必要があると認めるときは、業務委託料の10分の4以内の前払い金を甲に請求することができる。両方とも甲になっているのです。これはどう思いますか。私はこれは乙ではないかと思うのです。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議員がおっしゃるとおり、これは甲と乙の間違いでございます。誤字でございます。私どもが確認するのは、当然、権利と義務をまず最初に確認します。こういう誤字は私の頭の中では、当然、文面を見てもお分かりのとおり、これは「乙は」が当然でございますので、頭の中では乙になっていたと思えます。記憶がございませんけれども。ですから権利と義務の部分はしっかりと把握しているつもりでございますので、御了解いただきたいと思えます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 私が言いたいのは、こういう外部との契約書については、しっかりチェックして、これは課長から副村長、そして村長と上がってくるし、副村長のところでもチェックすべきではないですか。副村長はめくら印を押しているのですか。しっかりこういうのをやらないと。これは外部との契約ですから、内部のものだったらある程度、誤字脱字は私は許す、許すと言ったらちょっと変ですけども、外部との契約書については誤字脱字は許されませんよ。逆の解釈されたら困るのです。ひとつ今後しっかり確認をしてから公印を押してください。そして今、中止しということですけど

も、これは解約できないのですか、村長。私は解約すべきだと思う。どうですか、村長。これは解約する考えはないですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

解約できないかということですが、今、損害賠償に関しても法的部分もありますので、顧問弁護士と相談している状況でございます。契約解除に関しましては、委託業務の一部が完了している部分も確認の上、現在協議している途中ではございますが、どのような形で精査するかということで、相手方と詰めているところです。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは早めに解約すべきだと思います。逆に賠償金を請求したら、村長。私はそう思いますけれども、弱腰ですよ。これは民間会社同士のあれだったら賠償問題になります。こんな村民をばかにした、あるいは侮辱したような発信をされたら、逆に今まで払った前払い金400万円ですか、課長。これも返還してもらわないといけないと私は思います。そしてこのことについては村長は謝罪すればいいと思っているのかどうか。私は自分自身に対する厳しく自分を罰すべきだと思うのだけれども、村長はこれでいいのかどうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

冒頭でもお話をしましたけれども、今後こういうことがないようにして、そして私の責務で一番大事なのは、今回のことで職員のモチベーションが下がらず、村政発展に頑張っていくという気持ちをなえさせないためにも私は私の責務として、今後こういうことがないようにするためのものが私の責任の取り方だと思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 今回の件は、これは職員の責任ではなくて、村長あなたの責任だと思うのです。あなたが部下の責任はあなたの責任、自分の責任だという口癖のように言ってきたのだから、その責任を取ってもらわないと。ただ、謝罪だけで済むのか、私はそれはおかしいと思う。こういうことをするから、部下、職員がこういうけじめというのをつけないと、部下、職員に対しての示しが見つからないと思うのです。ひとつ考えて、自ら自戒してください。

それから次、2点目に移ります。施政方針について。土地利用計画、中部広域都市計画区域移行の進め方について説明を求めます。協議会の立ち上げは出来上がっているのかどうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（14時08分）

~~~~~

再開（14時08分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず協議会というのは、現在、那覇広域の区域区分の協議会というのは現在行っておりまして、北中城村とうちとの協議会というのはまだ立ち上げておりません。今年度はしまたて協会のアドバイザー会議を経て、その協働のまちづくりの計画書の策定を次年度も継続して行っていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 分かりました。早めに立ち上げて、北中城村とも協議をして、いい方向に行くように進めないと。村長、北中城村の村長は新しく変わりました。その後、村長とはしっかり話はしましたか、正式な場で。ただ、立ち話ではなくて、しっかりこういう話し合いをしたかどうか、今後一緒になって協働のまちづくりをして、中部広域に行くという。前の新垣

邦男村長と県庁に一緒に行きましたけれども、今の村長とはどうですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

新村長就任間もない頃に、わざわざ御挨拶に来ていただいたことがございます。そのときに今後いろいろ一緒にやっていくことはたくさんあるからということで、いろいろな話をさせていただきました。今回、都市計画の部分も現村長は、中城の村議会と言う話ではないかもしれませんが、現村長は北中城村も一緒にやっていきますということで、お話をさせていただいております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 私はこれは十何年前ですか、新垣村政の場合の合併問題のときと一緒にならないかと。もう99%合併実現かと思ったら、土壇場でひっくり返りました。そういうことが脳裏に浮かんでくるのです。だからしっかり今の村長と話をして、やっていくのだということを確認しないと、また二の舞を踏むかもしれません。この点は指摘しておきますから、しっかり常に連絡を取り合ってやってください。そして中部広域に行く進め方なのですが、村民の声を適切に対応して、中部広域都市計画区域への移行を進めていくということで、施政方針の中で述べられていますけれども、この議会との協議、あるいは住民との説明会、事前説明会は考えているのか、また、それを開催する考えがあるのかどうか伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時12分）

~~~~~

再 開（14時12分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず、現在計画書が細かいところまで出来上

がっておりませんので、令和3年度中にたたき台的なものをつくり上げて、それで地域への説明とか、あと議会への説明とか、そういったのは必要だろうと考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 その説明会を持つ考えがあるかどうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

当然、村民との説明会はもちろん、議会との説明会、その時期、時期にはどうしても必要になると思っておりますので、その時期が来たときには、しっかり皆さんに御説明したいと思います。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは去年の住民懇談会の場合、各地域で村長が中部広域に移行するという話をしておりますが、それが誤解を招いているというのが多いのです。どこでもお家が造れると。自由に土地が使えるという誤解がある。これはこの議会でもいろいろほかの議員からもありましたように、これはまだ時間はありますから、ゆっくりと丁寧に村民に説明する考えはないかどうか。これは中部広域に移行していったところでもやはり農地法とか、そういうのがあって、できるところとできないところがあるということははっきり言っておかないと、もう自由に土地が使える、自分の土地は自由に使える。そして家が建てられるというふうな誤解をしている村民が多いのです。その誤解を解くにも、やはり丁寧な説明をしていかなければならないと思うのですが、考えはありますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議員がおっしゃるとおり、誤解があるということは、いいことではありませんので、その誤解があるのであれば、しっかりとまた説明をしていきたいですし、行政懇談会の中では、全てが住宅地に変わるわけではな

いという話をさせていただきました。ここは住宅、ここは守っていくべきもの、開発すべきものはみんなでやっていきましょうと、考えていきましょうということは話はしてありますけれども、それでもまだこういうお話があるということは、我々もしっかりそれは受け止めて、改善すべきところは改善していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 ひとつ村民に誤解のないように、そして村政運営をするにはやはり議会の声や、村民の声も十分聞いて、行政や議会、そして村民、三者一体となって進めていくべきだと思う。そうしないと成功しません。そういうことをぜひ説明をしてもらいたい。別に各字を回ってやるのではなくて、吉の浦会館に集まってもらって、一堂に会して吉の浦会館で説明会をするとか、これは民主主義はひとつ手間暇がかかるのです、時間と。そういう議論を交わして、そして合意形成をやって、それができなければ多数決で決めるのが民主主義だと思うのです。ひとつ民主主義を忘れないで、しっかりやってください。

それと次、学校改築基本計画の策定と民間活力導入可能性調査の進め方についてです。施政方針の中では調査を進めますということになっていますけれども、しかし、調査を進めているところか、もう建築に着手しているのです。令和3年度の一般会計予算には、中城中学校の移転するための土地購入費6億2,000万円が計上されているわけです。もうこれは着手になっていると私は解釈しています。これに対して、これは施政方針と予算書の整合性が合っているかどうかです。調査してまいりますと言いながら、もう土地の購入は始まっているでしょう。そして教育長、この予算計上をする場合、移転先の土地購入予算を計上する場合、この計上することはいつ教育長は知りましたか。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 教育委員会会議の中で、その話合いの中で知りました。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時18分）

~~~~~

再 開（14時18分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 中学校の建設する場合に、その場所で建設するのが狭いということで、ひとつはあって老朽化、教室が一番古いのですが、それをこの場所、今の中学校の場所で建てられるかどうかというものを検討したのが9月の定例教育委員会の中で検討しております。移転に持っていく。でもこの移転の場所をどこにするかという形のもので協議を進めていく中で、この吉の浦公園運動施設、体育館、吉の浦会館、図書館が活用できる場所がいいのではないかというのが、年末の11月か12月だったと承知しています。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 村長の施政方針では、これから調査しますということになっています。しかし、調査どころか、もう皆さん方は着手している。そういうことです。この予算書は、教育長はそれは全く予算については関知していないのか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 お答えいたします。

施政方針の中では、この学校建築、改築の基本計画と民間活用の導入可能性調査を進めてまいりましたということで記入しております。進めていって、中学校の移設を行うための用地が、中学生の児童生徒の規模でどの程度必要だという形のもので、新庁舎なり、幼稚園建設になる単価を上げまして、その規模の額という形のもので予算要求をやっているところとなります。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 教育長にお尋ねしますが、これは教育委員会で決めたことは、ある程度議会にも報告してほしい。こうして唐突として出てくるでしょう、中学校の移転問題。教育委員会でこういうのが話し合われているということは、議会議員としてちょっとは情報は入っていますけれども、ここはもう決定ですよ。ね。予算をつくるのだから。そういうことがありますので、しっかり議会には報告してください。

次の大枠2点目の④旧庁舎跡地利用については、これから検討していくということですので、ひとついい方向に考えてください。

そして⑤女性管理職の登用の取組について、これは午前中の伊佐議員の一般質問で出て、伊佐議員に対してありましたけれども、今まで年功序列でやってきていますよね。それで女性が40……、女性の方はよく結婚や出産で管理職に就く前に、仕事を辞めていく方が多くて、そういう年功序列でやった場合は、男性の方が有利というか、そうなっている。その後も子育て、仕事の両立が非常に難しいので、そういう職場づくりをされるようなシステムをつくれませんか、村長。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

管理職への登用につきましては、決して年功序列でやっているということではございません。能力主義というのが基本であるということと考えております。結果的には、現在、例えば管理職を見回してみると、そういう状況になっているのは間違いないのですが、決して年功序列、あるいは男性優位に進めているものではございません。今後につきましても人材育成基本方針に基づいた女性登用というのも積極的にやっていきたいとは考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 そういう女性が管理職になるような職場の環境づくりを、システムづくりをしていただきたいと思います。課長は能力主義と言うけれども、どのようにして能力を評価しているのか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

平成29年度から人事評価を導入しております。まだ完璧な人事評価までは至っておりませんが、人事評価を通じて能力を確認したいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 私からの提案ですけれども、年功序列だけでもいかんし、試験制度だけでもいかんし、両方を併用したような、ある程度、試験制度も導入したほうが私はいいかと思うのですが、それについてはどう考えますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現段階ではそこまで導入するというところで考えているわけではありませんが、議員の提案ですので、今後こういうこともできるのかどうかというのは、内部で調整をしたいと思います。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 十何名もいる課長の中で、たった一人の管理職ではあれですから、ひとつ村長、ある意味では枠を設けて、そこに女性の課長を入れるということも考えてもいいのではないかと思います。ひとり親枠を設けて、採用試験もするのだから、そこにまた課長が十何名もいるうちの3名から4名、これは国では目標が30%から40%です。それに合ったように、最低3名は女性の管理職を置くということは考えられないですか、村長。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

いろいろ考えていますけれども、その枠を作

ること自体はやぶさかではない話だと思うのですが、それが女性の登用に役立つものかどうかというのが、私のほうで今いきなり問われて、ちょっと精査もしていないから分かりませんけれども、いろいろな可能性で、逆にその登用を閉ざしてしまう要素はないのかとか、マイナス要素はないのかとか、いろいろなことを勘案しながら考えてみてもいいのではないかと考えています。言えることは、女性をあえて登用しないということはまず今の現代では考えられませんので、なるべく登用するような環境をつくっていくというのは、当然のことだとは思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 当然のことだと思っているのだったら、これを早めにつくってやっていただきたい。そして人材育成基本方針も20年ぐらいなるかな、15年ぐらいなるかな、見直しをしていただいて、これは前の新垣村長がつくったものです。浜田村長になってから何も見直しもない。あれを読んでみたら本当に素晴らしいいろいろな研修があつていいです。だから課長はその計画書を作つて、実施計画を作つて実施するようにひとつ努めてもらいたいです。

最後になりますけれども、最近、この二、三年、小学校の少人数学級や認定こども園、中部広域都市計画区域への移行、そして今回の中学校の移転建設問題についての議会や村民への事前説明もしないで推進していることは、これは私は議会軽視、あるいは村民無視の行政運営であり、また行政内部でのワンマン運営に危惧しているところです。そのことを改めるように苦言を呈しておきます。そして課長の皆さん、上司に自分の考え、意見が言えるような勇気を持っていただきたい。自分が思ったことをはっきりと言って、村民の福祉向上に邁進してもらいたい。我々も、議会もこの新しい議場で本当に村民の負託に応えるよう頑張りますので、お

互いに建設的な意見を交わしながら頑張ってください。以上、終わります。

○議長 新垣博正 以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時28分）





## 令和3年第1回中城村議会定例会（第21日目）

|                                                 |                 |                     |         |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|---------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年3月3日（水）     |                     |         |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |         |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年3月23日（午前10時00分） |         |           |
|                                                 | 閉 会             | 令和3年3月23日（午後0時18分）  |         |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号 | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番     | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番    | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番    | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番    | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番    | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番    | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番    | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番    | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |         |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 14 番            | 伊 佐 則 勝             | 15 番    | 新 垣 善 功   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 新 垣 親 裕             | 議 事 係 長 | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 |                 |                     |         |           |
|                                                 |                 |                     |         |           |
|                                                 |                 |                     |         |           |
|                                                 |                 |                     |         |           |
|                                                 |                 |                     |         |           |
|                                                 |                 |                     |         |           |
|                                                 |                 |                     |         |           |
|                                                 |                 |                     |         |           |

## 議 事 日 程 第 8 号

| 日 程  | 件 名                                                 |
|------|-----------------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第 1 号 とよむ中城住みよい環境づくり条例                            |
| 第 2  | 議案第12号 令和 3 年度中城村一般会計予算                             |
| 第 3  | 議案第13号 令和 3 年度中城村国民健康保険特別会計予算                       |
| 第 4  | 議案第14号 令和 3 年度中城村後期高齢者医療特別会計予算                      |
| 第 5  | 議案第15号 令和 3 年度中城村土地区画整理事業特別会計予算                     |
| 第 6  | 議案第16号 令和 3 年度中城村公共下水道事業特別会計予算                      |
| 第 7  | 議案第17号 令和 3 年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算                   |
| 第 8  | 議案第18号 令和 3 年度中城村水道事業会計予算                           |
| 第 9  | 陳情第 2 号 後期高齢者医療制度窓口負担 2 割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書       |
| 第 10 | 意見書第 3 号 後期高齢者医療制度窓口負担 2 割化の中止を求める意見書               |
| 第 11 | 陳情第 3 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書           |
| 第 12 | 意見書第 4 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書          |
| 第 13 | 陳情第 4 号 国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める陳情                   |
| 第 14 | 意見書第 5 号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める意見書 |
| 第 15 | 意見書第 6 号 沖縄本島南部地域の土砂採取計画の断念を求める意見書                  |
| 第 16 | 発議第 2 号 中城村議会会議規則の一部を改正する規則                         |
| 第 17 | 発議第 3 号 閉会中の所管事務調査について                              |
| 第 18 | 発議第 4 号 閉会中の議員派遣について                                |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第1号 とよむ中城住みよい環境づくり条例を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは審査の結果を報告します。

令和3年3月23日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

総務常任委員会

委員長 石原昌雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名               | 審査の結果 |
|-------|------------------|-------|
| 議案第1号 | とよむ中城住みよい環境づくり条例 | 原案可決  |

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩 (10時01分)

~~~~~

再開 (10時01分)

○議長 新垣博正 再開します。

次に、本案に対して、新垣善功議員ほか2名から、お手元にお配りしましたとおり修正動議が提出されています。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは、議案第1号 とよむ中城住みよい環境づくり条例に対す

る修正動議を提出します。読み上げて提案いたします。

令和3年3月23日

中城村議会

議長 新垣 博正 殿

発議者

中城村議会議員 新垣 善功

賛成者

中城村議会議員 大城 常良

賛成者

中城村議会議員 新垣 修

議案第1号 とよむ中城住みよい環境づくり条例に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び中城村議会会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

議案第1号「とよむ中城住みよい環境づくり条例」に対する修正案

議案第1号「とよむ中城住みよい環境づくり条例」を次のとおり修正する。

第2条第10号中「缶及びびん、」を「ペットボトル及び缶、びん、」に改める。

第3条中「協力しなければならない。」を「協力すること。」に改める。

第9条の見出し中「投棄」の次に「又は落書き」を加え、同条に次の1項を加える。

2 何人も公共の施設、文化財及び他人の所有する建物等に落書きしてはならない。

第20条中「第9条」の次に「又は同条第2項」を加える。

○議長 新垣博正 これで、新垣善功議員の説明を終わります。

休憩します。

休憩（10時04分）

~~~~~

再開（10時04分）

○議長 新垣博正 再開します。

これから委員長報告、及び修正案に対する質

疑を行います。

初めに、委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩（10時06分）

~~~~~

再開（10時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

初めに、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは議案第1号について質疑いたします。

まず総務常任委員会で議案第1号を原案可決されたということは中に記載されている関連性の資料、中城村でいえばこういった分別収集等の資料等も関連しながら可決なされたと思いません。資源ごみの持ち去り禁止などの条例化をしておりますが、村が指定している資源ごみの種類について何種類に分別されているか。何品目の分類名があるか質疑します。

第2に資源ごみの排出方法はどのような方法になっているのか。この条例の資源ごみの定義に明記されている品目は何品目あるのか。今、この中に書かれている品目は何品目あるのかお尋ねいたします。そして、村の手引書と合わせて条例の内容を検討したか。特に資源ごみの分類等の品数とか、分類等の名称についてちゃんと干渉して検討したかどうか、この4点をお伺いします。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 中城村が分別収集している資源ごみについては総務常任委員会においてはその詳細については特に審査をしております。資源ごみについては、今質疑があったとおり村の発行している資源ごみ分別のパンフレットが各々各世帯に届いているもので、その点についての種類の確認とかそういうのは委員会では特にやりませんでした。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時08分）

~~~~~

再開（10時09分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 資源ごみの品目の部分もちょっとお尋ねがあるんですけども、その部分についても総務常任委員会では特に議題には乗りませんでした。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時09分）

~~~~~

再開（10時09分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 また、資源ごみの分別の方法についてもパンフレットにも記載されていると思うのですが、委員会ではその件についても特に話題は出ませんでした。以上です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは再質疑します。

基本的に総務常任委員会のほうでは、この条例の記述分のみを皆さんで話し合いをして原案可決のほうに至ったと捉えるのですが、この中に資源ごみの定義で4品目、缶及びびん、古紙、古布、4品目を記述しているのですが、実際、この村の分別収集にはちゃんと5品分類に分けて、古紙、古布、びん、缶類、ペットボトルというふうにちゃんと明記しております。ではこの中でペットボトルがこの資源ごみの定義であるというのが分かりやすい明記の方法は、この中で4つしか書いていないのですけれども、住民には分かりやすいというふうに解釈したのですか。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 この件について

は、ペットボトルの件として本会議などでも質疑がありました。総務常任委員会においてもそのペットボトルの表記についても、どのようなものなのかということで質疑をしました。その結果は、その4品目の最後に「など」という表現がなされていますね、今の条例案の中で。その「など」という部分の中にほかの部分もあって、入っていますよ。ですから村が資源ごみとして回収するパンフレットに出ているものに入っていますので、この「など」にペットボトルも含まれているということで十分だということで、委員会ではそのままいいということになりました。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時12分）

~~~~~

再開（10時13分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 失礼しました。資源ごみのこの条例案の定義の中で、おっしゃるように缶、びん、古紙、古布、その他、村が再資源化する廃棄物というものがあって、その他の中に各々が含まれているということの説明も受けまして、委員会ではその他の中で十分理解できるということで、特に修正はそのままですよということになりました。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは最後に2点ほどお聞きします。

ではまず誰が見てもこの資源ごみの定義の中にその他というふうに解釈になるのですけれども、ペットボトルと書いたほうが誰にでも分かりやすいのではないかと質疑と、もう1点、その他、村がペットボトルの再資源化をしなければペットボトルは資源ごみから廃棄されるということですか、この2点だけ教えてください。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 ペットボトルを明記するというのも一つの方法であるので、それも委員会ではやったほうがいいのではないかなということの質疑をしたけれども、そういうふうな説明を受けて、特にその件についてはそれ以上の審議はなくて、あえて説明を強めるといふ表現には至りませんでした。その次の村が再資源化しなければという御質疑ですけれども、村が再資源化しないものになると、今記載されているものも恐らく除外されるものと考えます。しなければ……。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時13分）

~~~~~

再開（10時15分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 今、2番の新垣 修議員から質疑があったのと重複すると思います。この条例をつくる場合にですね、やはりこれは住民のための条例であるので、住民に分かりやすく、そして住民というのは子供たちも住民ですから、子供たちが読んでも分かるような条例をつくるようにしないといけないと思うのです。それでなぜペットボトルが入っていないかは本会議の休憩中にも私、質疑しましたけれども、この今問題になっているのがペットボトルなんですよ、社会的問題になっているのは。そういうのをなぜ議題に挙げながらこれを修正しなかったかは、その当局のいいなりになっていいかどうか。お互いに建設的な意見を出して、やはりいいのはいい、そして修正すべきは修正すべきだと思うのです。そして、この条例の中では非常にとよむ中城住みよい環境づくりという条例のこれはですね、迷惑行為とこのポイ捨て禁止をごっちゃにしてそれを二つに分けるべきではないかという議論はなかったですか。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。
○総務常任委員長 石原昌雄 今、質疑された件ですけれども、総務常任委員会の委員会ではこの条文の内容のチェックはやりましたけれども、今おっしゃった、大方二つの条例が二つになっているのが別々という話は出ませんでした。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それとこの落書きについての議論はなかったかどうかですね。これはなぜかという、今、あっちこっちを見ますとスプレーによる落書きがたくさんあるんですよ。村内にもあるし、今この村の公共看板である入りの国民年金加入の看板にもやられている。確かにこれは器物毀棄になるのは専門的な人たちはよく分かるんですけども、果たして村民の何%ぐらいがこの落書きしたら器物毀棄になるということを知っているかどうかですね、私はそんなにいないと思うんですよ。そういう意味で落書きの件は議論したかどうかですね。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。
○総務常任委員長 石原昌雄 今、質疑のあった落書きの件ですけれども、落書きの件についても本会議のときにも質疑があったかと思うんですけども、委員会でも落書きもこの迷惑行為等々のものに該当するのではないかということで議論をしましたが、落書きについては迷惑行為を超えて、もう器物損壊等々の罪だと。ですからその法律で罰すべき事項になってくるので、この迷惑行為防止条例の中にはあえて入れなくても上位法で取り締まることができるという説明を受けました。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 落書き行為が上位法で罰することができるということでそういう議論で皆さん方はその中に落書き行為を入れなかったと理解していますけれども、ではこのごみを捨てることもこれは軽犯とかあるいは道路

交通法の、たしか第76条に走行している車から物を投げてはいけないという禁止があるんですよ。今、現状を見るとほとんどが車の走行中にこの飲んだペットボトルを捨てたり、あるいは弁当を食べた後に買い物袋に入れてポイ捨てしているんですよ。これも上位法で罰則するという議論になれば、この条例は必要ないのではないかと私は思うのです。私は落書き行為も上位法もありますけれども、上位法にこれは違反していない範囲内でやれば住民も十分分かると思うんですよ。理解できると思いますので、これをなぜ入れなかったのか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時21分）

~~~~~

再開（10時22分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 今の質疑ですけれども、そういうポイ捨て等々についても罪ではないかとか、それに対しても上位法ではないかという今、御質疑ですけれども、委員会の中ではそういうものについての審議はしなくて、とりあえず今回、当局から出されたこの条例案の文面等々の正確性とか、そういうところを審査した結果、今回の結論に達しています。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 名前をこの条例の中に明記していないと、それを違反した場合に罰則規定は適用されないのかどうか。罰則規定ありますよね。その中で缶とか、びんとか一般の人たちが今取っていますよね、それをもし取った場合に、今は缶とかびん、古布、古紙、4つ書いてあるのですが、それでペットボトルとかを取った場合に罰則規定はないのか。これの中に書かれていないから。罰則規定は適用さ

れないのと言っているわけ。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時24分）

~~~~~

再 開（10時24分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 今、提案されている条例の中で、条例の第2条の9号、資源ごみの中に品目が明記されていますけれども、それ以外の物を取っても罰則されませんかという質疑だと思うのですけれども、村が指定している資源ごみを取った場合は罰則になります。書いてなくても、その資源ごみの範疇であれば。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時25分）

~~~~~

再 開（10時25分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休 憩（10時25分）

~~~~~

再 開（10時26分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 今の答弁を訂正いたします。罰則による規定は9条になっておりますので、このペットボトルよりも小さいかというのは罰則に該当はしないと考えます。

○議長 新垣博正 よろしいでしょうか。

安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 私は資源ごみの中で、一般の人が資源ごみを取ることに罰則するのは反対なんですよね。何でかと言ったら、私が言うのも少し変なのですが、社会的な弱者と言われている人たち、年金取りとか、収入が少ない人がこれを取って生活の足しにしているのに、なぜこれを取ったら罰をするのかと

いうのはこれは疑問なんです。缶とかびんとかを散らかして迷惑するというんですけども、実際そうではなくてこれは都市地区でだったらそういうこともあるかもしれないけれども、田舎では今まで取っていた人が缶とかびんとかを取っているのを見て注意できるかどうかですよ。顔も知っているし、みんな生活実態も知っているのに、この罰則を規定するというのは私は反対。今、修正動議の中で、これは言っているのか分からないけれども、何人も公共の施設、文化財及び他人の所有する建物に落書きをしてはならないということについてはそのとおりだなと思います。これはスプレーで海岸のところにもこの手すりみたいなちょっと上がったところ、そこにスプレーで落書きされているんですよ。それを落とすのも非常に至難の業ですので、ほかは回って行って見たことがないけれども、海岸にそういった落書きがあるのは分かります。だから本土のほうではひどい落書きとか、そうではなくしてまた絵描きの人がちゃんとこの本土ではなくして外国だったかね、この前テレビでやっていましたけれども、通りにいろいろな絵を描いて、その通りの活性化に貢献しているみたいな感じのもあったし、どれがどうなのかというのは判断しかねないというか、以上です。

○議長 新垣博正 今のは質疑の要旨の意味が分からないんですけれども……。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 答弁はいいんです。

○議長 新垣博正 答弁はよろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩（10時30分）

~~~~~

再 開（10時31分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時31分）

~~~~~

再 開（10時34分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時34分）

~~~~~

再 開（10時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

次に、新垣善功議員から提出されました、修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時35分）

~~~~~

再 開（10時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対の発言を許します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは議案第1号に反対の立場から討論いたします。

まず最初に、中城住みよい環境づくり条例を策定することにはよいことですので賛同はいたします。記述の第2条第10号の資源ごみの定義において、缶、びん、古紙、古布の4品分類を明記し、その他、村が再資源化する廃棄物等の表現記述になっております。資源ごみについては、学校教育の中でも授業で行い、清掃活動の中では村の分別収集の手引に基づきながら実際に細かく分別仕分けを児童生徒が取り組んでい

るとのことでした。資源ごみの分類分別は缶、びん、古紙、古布、ペットボトルの5品分類でペットボトルはキャンプとラベルは取るを手引のとおりに行い、分別しているとのこと。13条において資源ごみの持ち去り禁止を唱えています。以上のことを踏まえて、資源ごみの定義においてその他、村が再資源化する廃棄物の表記は主観的で村がペットボトルを再資源化しなければ資源ごみにはならないとも解釈できません。反対の最大の理由は条例制定において、記述内容は子供から高齢者でも分かりやすい記述内容にさせていただきたいからです。第2条10項にペットボトルを挿入記述することで客観的に誰にでも分かる内容にもなるし、手引書との一貫性とも合致します。その他、村が再資源化する中にペットボトルが含まれるという解釈論は説明が不十分で曖昧であり、当局側の説明で十分であるという総務常任委員会の審査は不十分と思います。しっかりとペットボトルの挿入記述を望みたいので、議案第1号に対して反対討論いたします。

○議長 新垣博正 次に、賛成の発言を許します。賛成の討論はありませんか。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 おはようございます。それでは議案第1号 とよむ中城住みよい環境づくり条例に賛成の立場で討論をいたします。

今回、修正動議が出されたということにつきましては、よい条例をつくらうという思いからの提案だろうと思います。私たち総務委員会でもその思いで審査をしてみたい。3月3日の本会議での説明から始まり、付託された後の3月11日の担当課長と係長よりの説明では本会議における疑義も踏まえまして、その説明とそれ以外の事項について審査し、確認をしてみたい。条例による記載の範囲、村民への影響、上位法との関係、資源ごみとは何かなど用語の定義などについても細かく審査を尽く

したものと思います。さらにその上で全員協議会での説明もいたしております。この条例案、とよむ中城住みよい環境づくり条例は本文の23条からなる条文と合わせてそれを補完する解説及び規則等と合わせて理解すべきものと考えております。この条例はこれまで手つかずの状態にありました迷惑行為の防止及び環境の美化に踏み込んだ画期的な提案であると思います。よって原案を支持し、賛成をいたします。

○議長 新垣博正 次に、反対の討論の発言を許します。反対の討論はありませんか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時42分）

~~~~~

再 開（10時42分）

○議長 新垣博正 再開します。

反対の討論はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 このとよむ中城住みよい環境づくり条例の原案に対して、反対の立場で討論いたします。

やはり条例というのは我々、議会だけではなく村民に向けての条例、それが一番適しているというふうを感じる中で、やはり村民が分かりやすく、しかも小中学生からこの条例がどういうものだなというところをしっかりと把握した上で、その分かりやすさを前面に打ち出して文言のほうもペットボトルとかで迷惑条例でこうしたら悪いんだよと。そういったものを含んでいくのがすばらしく仕上がった誰にでも分かりやすい条例になるというところで文言が少し足りないのではないかとこのところ、私は今回、反対の立場でありました。

○議長 新垣博正 次に、賛成の発言の討論を許します。賛成討論はありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 議案第1号 とよむ中城住みよい環境づくり条例の委員長の意見に

賛成の立場で討論します。

原案は担当課の説明によって、この案件は名称を入れなくても十分住民に伝わることです。また、その他、ペットボトルと明記する条例変更の修正案でありますけれども、そこは今、小学校においてもその資源ごみの対象がその他でも理解するということですので、この原案はその文面でも住民が理解をすと思っております。以上、賛成の討論とします。

○議長 新垣博正 次に、反対の発言の討論を許します。反対の討論はありませんか。

次に、賛成の発言を許します。賛成の討論はありませんか。

伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 ただいまの議案第1号について、賛成の立場で討論します。

細かい中身は抜きますけれども、仮にこの本条例の条項に文言無き場合は類推すべきものと解します。必要な事項があれば施行規則に別に定めることができますし、それ以外にも上位法で対処できるものがございます。以上をもって本議案第1号の条例に賛成いたします。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

続いて、新垣善功議員からの修正案に反対の発言を許します。反対の討論はありませんか。

石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 議案第1号に対して、修正動議が出されておりますけれども、反対の立場で討論いたします。

議案第1号 とよむ中城住みよい環境づくり条例は、中城村における迷惑行為の防止に加え、環境の美化に関する条項が規定されており、多くの村民や議員の待ち望んでいたものであり、すばらしいものと考えます。この条例は、議員の一般質問を受けての条例化の制定であり、議

会と当局の相互理解の成果であります。また、このような迷惑防止や環境美化の条例は、県内においても早い制定となり、中城村の評価へとつながります。修正動議の中で、3条中の文言、9条中の文言等々もありますけれども、この辺についても十分、この条例からくみ取ることができます。よって、原案を支持し修正案に反対します。

○議長 新垣博正 次に、賛成の発言を許しません。賛成の討論はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは、議案第1号とよむ中城住みよい環境づくり条例の修正案について、賛成の立場で討論いたします。

本条例は本村の環境全般に寄与するものであり条例そのものに反対することは全くありません。大賛成です。この選定修正案を追加することによって、現在、世界で重大な問題になっているプラスチックごみによる海洋汚染はペットボトルのポイ捨て、投棄が大きな原因になっております。第2条にペットボトルを挿入することにより明確なメッセージを小学生や中学生、村民等に伝えられるものと思います。さらに、第9条に落書きの禁止を挿入することにより、現に発生している落書きを上位法ではなく、本条例の20条の規定により対応可能かと思えます。提案理由にある住みよい環境づくりを目指すための条例として誰もが分かりやすく実行性のある修正案を加えることによりさらに素晴らしい条例になるかと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 次に、反対の発言を許しません。反対の討論はありませんか。

次に、賛成の発言を許しません。賛成の討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから、議案第1号 とよむ中城住みよい環境づくり条例を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

まず、本案に対する新垣善功議員ほか2名から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長 新垣博正 起立少数です。

したがって、新垣善功議員から提出された修正案は否決されました。

次に、委員長報告について起立によって採決します。

本案の委員長報告は原案可決です。

議案第1号 とよむ中城住みよい環境づくり条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 新垣博正 起立多数です。

したがって、議案第1号 とよむ中城住みよい環境づくり条例は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (10時53分)

~~~~~

再 開 (11時05分)

○議長 新垣博正 再開します。

日程第2 議案第12号 令和3年度中城村一般会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは報告します。

令和3年3月23日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

総務常任委員会
委員長 石原 昌雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第12号	令和3年度中城村一般会計予算	原案可決

なお、委員会審査経過の中で、常任委員会の委員より意見がありましたので報告します。

福祉課

老人福祉センターを使用していた社会福祉協議会の事務所移転に伴い、今後の老人福祉センターの方向性を検討するよう指摘した。

教育総務課

中学校移転に伴う用地購入費などの予算が計上されていることから財政計画書の作成、及び事業の進捗状況を適宜、議会へ報告するよう指摘する。

学校給食数の増加が毎年度見込まれる中、安心・安全な給食を提供するため、職員の体制を強化するよう指摘する。

以上です。

○議長 新垣博正 これにて委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号 令和3年度中城村一般

会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号 令和3年度中城村一

般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第13号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 報告します。

令和3年3月23日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

総務常任委員会
委員長 石原昌雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第13号	令和3年度中城村国民健康保険特別会計予算	原案可決

以上です。

○議長 新垣博正 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第13号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のお

り可決されました。

日程第4 議案第14号 令和3年度中城村後
期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 報告します。

令和3年3月23日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

総務常任委員会

委員長 石原昌雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第14号	令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

○議長 新垣博正 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本

案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第14号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第15号 令和3年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 報告いたします。

令和3年3月23日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

建設常任委員会
委員長 仲 松 正 敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第15号	令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	原案可決

○議長 新垣博正 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第16号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 報告いたします。

令和3年3月23日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

建設常任委員会
委員長 仲 松 正 敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第16号	令和3年度中城村公共下水道事業特別会計予算	原案可決

○議長 新垣博正 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第17号 令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 報告いたします。

令和3年3月23日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

建設常任委員会
委員長 仲 松 正 敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第17号	令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算	原案可決

○議長 新垣博正 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号 令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第18号 令和3年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 報告いたします。

令和3年3月23日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

建設常任委員会
委員長 仲 松 正 敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第18号	令和3年度中城村水道事業会計予算	原案可決

○議長 新垣博正 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和3年度中城村水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第18号 令和3年度中城村水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 陳情第2号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情及び日程第10 意見書第3号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書については、関連しますので一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって日程第9及び日程第10については、一括議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは報告します。

令和3年3月23日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

総務常任委員会
委員長 石原 昌雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記

番 号	付託年月日	件 名	審査の結果
陳情第2号	令和3年 3月3日	後期高齢者医療制度窓口負担2割化の 中止を求める意見書提出に関する陳情 書	採択

次に、意見書です。

意見書第3号

令和3年3月23日

中城村議会
議長 新垣 博正 殿

提出者
中城村議会 総務常任委員会
委員長 石原 昌雄

後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

令和3年3月3日に本委員会に付託された陳情第2号を審査した結果、採択となり別紙意見書を提案する。

後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書（案）

コロナ禍の中、高齢者の医療費負担増の方針が、昨年12月15日閣議決定されました。

75歳以上医療費窓口2割化負担対象を単身年収200万円以上約370万人とするものです。

75歳以上の高齢者は病気やけがをすることが多く複数の医療機関を受診したり、治療が長期になるケースが多くあります。一方主な収入の年金は年々減少しています。生活のため働いている高齢者も多くいます。コロナ感染拡大で生活と健康の不安が高まっているときに、医療費負担を増やす方針を打ち出すことは高齢者に命の危機を想起させることとなります。

後期高齢者医療制度で、現役世代の負担が増えた要因は、給付費のうち4割を74歳以下の保険料からの支援金とした制度設計と国庫負担の削減にあります。もともと高齢による疾病リスクの高い「後期高齢者」だけを対象の医療保険にしていれば、リスクの分散を本領とする「保険原理」になじまないことは自明でした。しかし政府は、制度設計そのものに起因する「現役世代の負担増加」を理由に、高齢者に負担増を迫っています。

いま、医療と介護の両方で高齢者に対する負担増が急速にすすんでいます。ヤングケアラー、ダブルケアラーなど高齢者家族の負担も増大し、介護している若い世代の生活にも大きな影響を及ぼします。また老後資金の不安から、若い世代の今の消費意欲を萎ませ、さらなる少子化を促進するものになります。

一方医療や介護を受ける高齢者はますます肩身が狭くなり、老後の尊厳を奪われていくことになるでしょう。沖縄県における後期高齢者の皆さんは、戦後の復興と米軍占領時代の沖縄を支え、苦勞された世代です。全国においても、戦後の混乱をのりこえて社会を支えた世代です。

高齢者の尊厳を守りながら、長寿を家族も本人も心から喜べる社会をめざしましょう。

医療機関の受診を控える高齢者が増加し必要な時に必要な医療が受けられなくなる、また家族の不安を深める「75歳以上の窓口負担2割導入」を中止するよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月23日
沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣

以上です。

○議長 新垣博正 これまで委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから陳情第2号及び意見書第3号の委員長報告及び趣旨説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから陳情第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書を採決いたします。

この陳情書に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第2号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、ただいま議題となっております意見書第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第3号は、委員会付託を省略します。

これから、意見書第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第3号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第3号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第11 陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書及び日程第12 意見書第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書については関連しますので一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、日程第11及び日程第12については、一括議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

み上げて御報告いたします。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは読

令和3年3月23日

中城村議会議長 新垣博正 殿

文教社会常任委員会
委員長 大城常良

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記

番号	付託年月日	件名	審査の結果
陳情第3号	令和3年 3月3日	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書	採択

続いて、意見書です。

意見書第4号

令和3年3月23日

中城村議会
議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会
委員長 大城常良

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

令和3年3月3日に本委員会に付託された陳情第3号を審査した結果、採択となり別紙意見書を提案する。

安全・安心の医療・介護の実現と
国民のいのちと健康を守るための意見書（案）

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を及ぼしました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項を要請します。

記

1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
2. 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。
3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。
4. 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・

検疫体制などを強化・拡充すること。

5. 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年3月23日

沖縄県中城村議会

あて先

内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣

以上です。

○議長 新垣博正 これでは委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから陳情第3号及び意見書第4号の委員長報告及び趣旨説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから陳情第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書を採決いたします。

この陳情書に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

続きまして、ただいま議題となっております意見書第4号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第4号は委員会付託を省略いたします。

これから意見書第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を採決いたします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩(11時41分)

~~~~~

再開（11時48分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第13 陳情第4号 国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める陳情及び日程第14 意見書第5号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める意見書については、関連しますので一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、日程第13及び日程第14については、一括議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは読み上げて御報告いたします。

令和3年3月23日

中城村議会議長 新垣博正 殿

文教社会常任委員会

委員長 大城常良

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

#### 記

| 番号    | 付託年月日        | 件名                        | 審査の結果 |
|-------|--------------|---------------------------|-------|
| 陳情第4号 | 令和3年<br>3月3日 | 国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める陳情 | 採択    |

続いて、次のページ。

意見書第5号

令和3年3月23日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会  
委員長 大城 常良

新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税（料）の  
特例減免等の継続を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

令和3年3月3日に本委員会に付託された陳情第4号を審査した結果、採択となり別紙意見書を提案する。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税（料）の  
特例減免等の継続を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は収束せず、県民生活と中小業者の営業に、深刻な影響を与えており、多くの業者が倒産・廃業の瀬戸際にたたさされている。

コロナ被害から中小業者の経営や従業員の雇用を守るためには、ひきつづき公的な支援策の継続と拡充が切実に求められている。

多くの個人事業主が加入する国民健康保険税（料）のコロナ特例減免が、今年度末の3月末までの期限で実施されている。新型コロナウイルス感染症被害により売上が前年比30%以上減少した国保加入世帯に対し、国保税の全額免除を含む、画期的な減免制度である。また、感染した国保加入の被用者（労働者）に「傷病手当」を支給する特例も実施されている。「傷病手当」の支給対象を自営業者とフリーランスにも広げることが、中小業者支援の立場から重要となっている。

しかし、周知徹底の弱さなどにより、減免申請世帯数は、国保加入世帯数の1割程度にとどまり、減免対象でありながら救済されていない世帯が残されている。

県内経済は、観光産業の落込みをはじめ、飲食業における時短営業とその取引業者への影響、

建設業における工事の中断や遅延など、すべての業種が未だにコロナ以前の売上を回復できていない。コロナ被害から県内中小零細業者の営業と生活を支援するために、来年度（令和3年度）も国民健康保険税（料）のコロナ特例減免を継続実施する必要がある。

よって、政府においては、令和3年度も、国民健康保険税（料）のコロナ特例減免等を継続実施し、国保における「傷病手当」の対象を自営業者とフリーランスにも拡大するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月23日

沖縄県中城村議会

あて先

内閣総理大臣 厚生労働大臣

以上です。

○議長 新垣博正 これでは委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから陳情第4号及び意見書第5号の委員長報告及び趣旨説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから陳情第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号 国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める陳情を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第4号 国民健康保険税（料）

の特例減免等の継続を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、ただいま議題となっております意見書第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第5号は委員会付託を省略します。

これから意見書第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第5号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第5号 新型コロナウイルス

ス感染拡大に伴う国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第15 意見書第6号 沖縄本島南部地域の土砂採取計画の断念を求める意見書を議題と

します。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。  
大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは読み上げて御提案をいたします。

意見書第6号

令和3年3月23日

中城村議会  
議長 新垣 博正 殿

提出者

中城村議会議員 大 城 常 良

賛成者

中城村議会議員 新 垣 善 功

賛成者

中城村議会議員 石 原 昌 雄

賛成者

中城村議会議員 仲 松 正 敏

沖縄本島南部地域の土砂採取計画の断念を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、村民、県民の精神文化と人道を重んじる立場から、関係当局に対し沖縄本島南部地域の土砂採取計画の断念を求めることを強く要求するため。

沖縄本島南部地域の土砂採取計画の断念を求める意見書（案）

沖縄県民の民意を無視して、名護市辺野古の新基地建設を強行に推し進める国の姿勢は民主主義を軽視する深刻かつ重大な問題である。この状況下、20年9月8日沖縄防衛局の「設計変更承認申請書」が公表され、信じがたいことに幾多の戦没者遺骨が残る南部地域の土砂を新基地建設「埋め立て用土砂」の供給地として計画されていることが明らかになった。悲惨で熾烈を極めた先の大戦で県民の4人に1人、20万余の尊い命がこの地で奪われたことを県民は決して忘れない。祖先を崇敬し、親愛の情念が深く、死者の魂を大切にすることを県民の思いがある。戦争で多くの血を流した土や遺骨を含んだ土を新基地建設の土台となる埋め立てに使用することは「戦没者への冒瀆」であり、断じて容認できるものではない。本村においても遺骨を探せない方々がおられることから本村議会は県民、村民の精神文化と人道を重んじる立場から下記の事項を強く要求する。

記

1. 沖縄本島南部地域からの辺野古新基地建設に使用する土砂への採取計画を断念すること。
2. 遺骨収集を国の責任によって早急に行うこと（戦没者の遺骨収集の推進に関する法律）。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月23日  
沖縄県中城村議会

宛先

内閣総理大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄県知事 沖縄県議会議長  
沖縄防衛局長

以上です。

○議長 新垣博正 これで、提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第6号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委

員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第6号は委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは意見書第6号

に賛成の立場から討論いたします。

戦後75年の歳月が流れ、時は恒久平和を願い戦争もない基地もない郷土。真の平和を求めています。さきの大戦において、県民の4人に1人が命を失ったとされる沖縄戦では上空からは米軍の爆撃を受け、激しい地上戦では銃弾に多くの尊い命が失われたと言われております。沖縄本島南部地区の激戦地となった糸満市には戦没者を弔う平和の礎やひめゆりの塔などがあり、月日の流れとともに現在は平和学習などの聖地として祭られ、今日の平和があるのも御霊の御加護の賜物で築かれていると思います。このような歴史背景のある激戦地、南部地区の土砂を米軍基地への埋立計画調達予定地に日本政府が挙げたことは言語道断。沖縄県民軽視も甚だしく怒りしか生まれません。賛成の最大の理由は開発予定地の表土からは戦没者と見られる遺骨が複数見つかり、まだ多くの遺骨が今でも残る南部地区から採集する計画は戦没者や遺族への冒瀆以外の何ものでもないからです。米軍新基地建設の埋立に沖縄の土を一粒とも使うべきではない。直ちに断念すべきで人道的立場か

らこの意見書に賛同いたします。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第6号 沖縄本島南部地域の土砂採取計画の断念を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第6号 沖縄本島南部地域の土砂採取計画の断念を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第16 発議第2号 中城村議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。  
比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは発議第2号を読み上げて提案いたします。

発議第2号

令和3年3月23日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

提出者

中城村議会議員 比 嘉 麻 乃

賛成者

中城村議会議員 安 里 ヨシ子

中城村議会議員 屋 良 照 枝

中城村議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

議員活動と家庭生活との両立支援、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については産前・産後の欠席期間を規定するため。及び、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印を署名又は記名押印に改めるため。

中城村議会会議規則の一部を改正する規則

中城村議会会議規則（昭和62年中城村議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から<u>当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内</u>において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所</u>（法人の場合にはその所在地）を記載し、<u>請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない</u>。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u></p> <p>_____のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員_____が<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて</u></p> <p>_____、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u>（法人の場合にはその<u>名称及び代表者の氏名</u>）を記載し、<u>押印しなければならない</u></p> <p>_____。</p> <p>2・3 (略)</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正内容につきましては、別紙の新旧対照表を御参照ください。この規則は、公布の日から施行する。以上です。

○議長 新垣博正 これで、提出者の趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩（12時06分）

~~~~~

再 開（12時07分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第2号は、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、発議第2号 中城村議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、発議第2号 中城村議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

日程第17 発議第3号 閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは発議を行います。

発議第3号

令和3年3月23日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

提 出 者

文教社会常任委員長 大 城 常 良

賛 成 者

建設常任委員長 仲 松 正 敏

閉会中の所管事務調査について

本議会は別紙のとおり、会議規則第75条の規定により提出します。

閉会中の所管事務調査について

本議会は閉会中に、下記の所管事務調査を実施することを発議する。

1. 調査の目的

(1) 常任委員会

本村及び他市町村の実態を調査し、村政の伸展に寄与することを目的とする。

(2) 議会運営委員会

議会運営の実態を調査し、議会の円満かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

2. 調査事項

常任委員会

- (1) 行財政運営等に関する事項
- (2) 学校教育及び社会教育に関する事項
- (3) 監査及び選挙に関する事項
- (4) 福祉等に関する事項
- (5) 環境衛生等に関する事項
- (6) 健康保険等に関する事項
- (7) 商工観光の振興に関する事項
- (8) 農林水産業の振興及び農地等に関する事項
- (9) 土地開発等に関する事項
- (10) 住宅、道路及び河川等に関する事項
- (11) 都市計画等に関する事項
- (12) 上下水道整備等に関する事項
- (13) 安全・安心・防災に関する事項
- (14) その他上記以外の村政に関する事項

議会運営委員会

- (1) 定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項
- (2) 議会会議規則、委員会条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

3. 時期及び方法

令和3年度の閉会中に調査を行うこととし、その方法については各委員会において、それぞれ決定する。

4. 調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

令和3年3月23日

沖縄県中城村議会

○議長 新垣博正 これでは、提出者の趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、発議第3号は、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、発議第3号 閉会中の所管事務調査について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、発議第3号 閉会中の所管事務調査については、原案のとおり可決されました。

日程第18 発議第4号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは発議第4号を読み上げて提案いたします。

発議第4号

令和3年3月23日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

提出者

中城村議会議員 比 嘉 麻 乃

賛成者

中城村議会議員 桃原 清

中城村議会議員 安里 清市

閉会中の議員派遣について

本議会は、別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により提出します。

閉会中の議員派遣について

本議会は、閉会中に下記の諸研修会へ全議員参加することを発議する。

記

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会
(令和3年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
2. 中部地区町村議会議長会主催による議員研修会
(令和3年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
3. 本村議会主催による議員研修会
(令和3年度中に開催される諸研修会)

令和3年3月23日

沖縄県中城村議会

以上です。

○議長 新垣博正 これで、提出者の趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、発議第4号は、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませ
んか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ
で討論を終わります。

これから、発議第4号 閉会中の議員派遣に
ついてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議あ
りませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、発議第4号 閉会中の議員派遣に
ついては、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、
本定例会においての議決の結果生じた条項、字
句、数字、その他の整理を要するものについ
ては、その整理を議長に一任してよろしいで
しょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、条項、字句、数字、その他の整理
を要するものについては、議長に一任するこ
とに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、本定例会を閉会いたします。御苦勞
さまでした。

閉 会 (12時18分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここ
に署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 新 垣 善 功